

令和元年

第3回定例会会議録

奄美市議会

第3回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第3回定例会一般質問通告	5
9月3日(火)(第1日目)	
出席議員及び欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	15
職務のため出席した事務局職員	16
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
議案第68号～第85号(18件)上程	17
9月4日(水)(第2日目)	
出席議員及び欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	21
職務のため出席した事務局職員	22
一般質問	
川口 幸義 君(自由民主党)	23
栄 ヤスエ 君(公明党)	32
関 誠之 君(社会民主党)	43
林山 克巳 君(自民新風会)	52
橋口 耕太郎君(公明党)	62
9月5日(木)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	73
職務のため出席した事務局職員	74
一般質問	
与 勝広 君(公明党)	75
三島 照 君(日本共産党)	86
奥 輝人 君(自由民主党)	95
渡 雅之 君(奄美無所属クラブ)	103
崎田 信正 君(日本共産党)	113
9月6日(金)(第4日目)	
出席議員及び欠席議員	125

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	125
職務のため出席した事務局職員	126
一般質問	
元野 景一 君（自由民主党）	127
戸内 恭次 君（奄美無所属クラブ）	134
竹山 耕平 君（自民新風会）	144
安田 壮平 君（自民新風会）	154

9月10日（火）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	167
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	167
職務のため出席した事務局職員	168
議案第68号～第85号（18件）上程	169
議案付託	177
請願・陳情付託	177

9月20日（金）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	179
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	179
職務のため出席した事務局職員	180
議案第68号～第85号（18件）上程	181
陳情第2号（1件）上程	186
陳情第6号（1件）上程	188
議案第86号～第97号（12件）上程	190

10月7日（月）（第7日目）

出席議員及び欠席議員	195
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	195
職務のため出席した事務局職員	196
議案第86号（1件）上程	197
議案第87号～第97号（11件）上程	201
議案第98号（1件）上程	207
発議第7号（意見書）上程	207
発議第8号（議会基本条例の一部を改正する条例の制定について）上程	208
閉会中の継続審査申出	209

別紙

各常任委員会審査報告書	211
決算等審査特別委員会審査報告書	215
閉会中の継続審査の申出について	217
参考資料（意見書等）	218

会期・議事日程
付議事件

令和元年第3回奄美市議会定例会議事日程

○令和元年8月23日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 35日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月3日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (35日間) 3 議案第68号～85号(18件) 上程 説明 ※ 全員協議会 (本会議終了後)
9月4日	水	本会議	1 一般質問 -川口議員, 栄議員, 関議員, 林山議員, 橋口(耕)議員 (質問順)
9月5日	木	本会議	1 一般質問 -与議員, 三島議員, 奥議員, 渡議員, 崎田議員 (質問順)
9月6日	金	本会議	1 一般質問 -元野議員, 戸内議員, 竹山議員, 安田議員 (質問順) ※ 議会運営委員会
9月7日	土	休 会	
9月8日	日	休 会	
9月9日	月	休 会	
9月10日	火	本会議	1 議案第68号～第85号(18件) 上程 質疑 付託 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div> ☆付託区分 <ul style="list-style-type: none"> 総務企画－議案第75号～77号, 83号 (4件) 文教厚生－議案第69号～71号, 78号, 79号, 81号, 84号, 85号 (8件) 産業建設－議案第72号～74号, 80号, 82号 (5件) 全委員会－議案第68号 令和元年度一般会計補正予算(第2号) は, 所管する各常任委員会に付託 </div> </div> ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第6号 産業建設－(継続分) 陳情第2号 (1件) ※ 全員協議会 (本会議終了後)
9月11日	水	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査 (文教厚生)
9月12日	木	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査 (産業建設)
9月13日	金	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査 (総務企画)
9月14日	土	休 会	
9月15日	日	休 会	
9月16日	月	休 会	敬老の日
9月17日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
9月18日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
9月19日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
9月20日	金	本会議	1 議案第68号～第85号(18件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第2号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第6号 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第86号～第97号(12件) (決算関係) 上程 説明 質疑 付託 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">{</div> <div> ☆付託区分 <ul style="list-style-type: none"> 一般会計決算等審査特別委員会 議案第86号 (1件) 特別会計決算等審査特別委員会 議案第87号～議案第97号(11件) </div> </div>

月 日	曜	区 分	日 程																																										
9月21日	土	休 会																																											
9月22日	日	休 会	中学校運動会																																										
9月23日	月	休 会	秋分の日																																										
9月24日	火	休 会	※平成30年度決算等審査特別委員会（一般・特別）																																										
9月25日	水	休 会	※平成30年度決算等審査特別委員会（一般・特別）																																										
9月26日	木	休 会	※平成30年度決算等審査特別委員会（一般）																																										
9月27日	金	休 会	※平成30年度決算等審査特別委員会（一般）																																										
9月28日	土	休 会																																											
9月29日	日	休 会																																											
9月30日	月	休 会	報告書整理																																										
10月1日	火	休 会	報告書整理																																										
10月2日	水	休 会	報告書整理																																										
10月3日	木	休 会	報告書整理																																										
10月4日	金	休 会	報告書整理																																										
10月5日	土	休 会																																											
10月6日	日	休 会																																											
10月7日	月	本会議	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>議案第86号(1件)</td> <td>上程</td> <td>報告</td> <td>質疑</td> <td>討論</td> <td>採決</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>議案第87号～97号(11件)</td> <td>上程</td> <td>報告</td> <td>質疑</td> <td>討論</td> <td>採決</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>議案第98号(1件)</td> <td>上程</td> <td>報告</td> <td>質疑</td> <td>討論</td> <td>採決</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>発議第7号</td> <td>上程</td> <td>説明</td> <td>質疑</td> <td>討論</td> <td>採決</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>発議第8号</td> <td>上程</td> <td>説明</td> <td>質疑</td> <td>討論</td> <td>採決</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>閉会中の継続審査について</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 全員協議会（本会議終了後）</p>	1	議案第86号(1件)	上程	報告	質疑	討論	採決	2	議案第87号～97号(11件)	上程	報告	質疑	討論	採決	3	議案第98号(1件)	上程	報告	質疑	討論	採決	3	発議第7号	上程	説明	質疑	討論	採決	4	発議第8号	上程	説明	質疑	討論	採決	5	閉会中の継続審査について					
1	議案第86号(1件)	上程	報告	質疑	討論	採決																																							
2	議案第87号～97号(11件)	上程	報告	質疑	討論	採決																																							
3	議案第98号(1件)	上程	報告	質疑	討論	採決																																							
3	発議第7号	上程	説明	質疑	討論	採決																																							
4	発議第8号	上程	説明	質疑	討論	採決																																							
5	閉会中の継続審査について																																												

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)			
		専決処分の報告について (専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)			
(1)	議案第68号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	R元.9.20	原案可決	全委員会
(2)	議案第69号	令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	R元.9.20	原案可決	文教厚生
(3)	議案第70号	令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	R元.9.20	原案可決	文教厚生
(4)	議案第71号	令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	R元.9.20	原案可決	文教厚生
(5)	議案第72号	令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	R元.9.20	原案可決	産業建設
(6)	議案第73号	令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	R元.9.20	原案可決	産業建設
(7)	議案第74号	令和元年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	R元.9.20	原案可決	産業建設
(8)	議案第75号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	R元.9.20	原案可決	総務企画
(9)	議案第76号	奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	R元.9.20	原案可決	総務企画
(10)	議案第77号	奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	R元.9.20	原案可決	総務企画
(11)	議案第78号	奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に制定について	R元.9.20	原案可決	文教厚生
(12)	議案第79号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	R元.9.20	原案可決	文教厚生
(13)	議案第80号	奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R元.9.20	原案可決	産業建設
(14)	議案第81号	奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	R元.9.20	原案可決	文教厚生
(15)	議案第82号	奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について	R元.9.20	原案可決	産業建設
(16)	議案第83号	町の区域変更について	R元.9.20	原案可決	総務企画
(17)	議案第84号	工事請負契約の締結について	R元.9.20	原案可決	文教厚生
(18)	議案第85号	工事請負契約の締結について	R元.9.20	原案可決	文教厚生
(19)	陳情第6号	日米合同訓練中止を求める議会決議を要請する陳情	R元.9.20	不採択	総務企画
(20)	議案第86号	平成30年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	R元.10.7	認定	一般会計決算等審査特別委

(21)	議案第87号	平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(22)	議案第88号	平成30年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(23)	議案第89号	平成30年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(24)	議案第90号	平成30年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第91号	平成30年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第92号	平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第93号	平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第94号	平成30年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(29)	議案第95号	平成30年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(30)	議案第96号	平成30年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	R元. 10. 7	認定	特別会計決算等審査特別委
(31)	議案第97号	平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R元. 10. 7	原案可決及び認定	特別会計決算等審査特別委
(32)	陳情第98号	議決事項の一部変更について(財産の取得(消防ポンプ自動車))	R元. 10. 7	原案可決	本会議
(33)	発議第7号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	R元. 10. 7	原案可決	本会議
(34)	発議第8号	奄美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	R元. 10. 7	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(33)	陳情第2号	全国一律最低賃金の実現を求める陳情	R元. 9. 20	不採択	産業建設

第3回定例会一般質問通告

9月4日（水）

◎自由民主党 川口 幸義

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 建設行政について
 - ①制限付一般競争入札とJVについて
 - ②公募について
 - ③指導要綱について
 - ④市民交流センターの建物が不調になった理由について
 - ⑤奄美市のランク付について伺う
 - 2 電気設備行政について
 - (1) 住用地区道路冠水対策整備事業の指名委員会の在り方について伺う
 - (2) 奄美市のランク付けについて伺う
 - (3) 和瀬集落避難道路陳情書の取り扱いについて伺う
- 3 赤木名地区下水道事業について
 - (1) 事業の最終年度について
 - ①週末処理場の供用開始について
 - ②接続者の目標について
 - ③受益者負担について説明の予定は
 - (2) 用安地区農業集落排水事業について

◎公明党 栄 ヤスエ

- 1 持続可能な開発目標「SDGs」を市政に活かす取組について
 - (1) SDGsは2015年9月に国連本部で開催された国連サミットで、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択された。貧困や飢餓の撲滅、健康と福祉の増進、教育の拡充、ジェンダー平等の実現などの課題に取り組む国際的な目標であり、17の目標と各目標を達成するために定めた169のターゲットで構成されている。
 - ①本市のSDGsに対する認識を伺う
 - ②SDGsを市政に活かす取組への見解を伺う
- 2 福祉政策について
 - (1) ヘルプカードの普及と広報について現状について
 - (2) 聴覚障がいを表す「耳マーク」表示について
 - (3) 障がい者や外国人など、意思疎通が困難な人のための「コミュニケーション支援ボード」の導入について

(4) 「断らない相談支援」の本市の現状について

3 市民生活について

(1) 市営住宅入居について

①老人世帯向け住宅・障がい者向け住宅の現状を伺う

②身体障がい者専用部屋の現状を伺う

(2) 妊娠から出産・育児までをフルサポートする、母子手帳の導入について

(3) 民生委員・児童委員の全国一斉改選について伺う

(4) Net119緊急通報システム導入について

①音声による119通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるシステムを導入について伺う

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美駐屯地における米軍との合同訓練（オリエントシールド・東洋の盾）について

(2) 会計年度任用職員制度の導入について

(3) 奄美市財政状況の現状と今後について

2 教育行政について

(1) 笠利学校給食センターの委託契約の現状について

(2) 学校給食費と滞納整理状況について

(3) 児童生徒に対するフッ化物洗口の現状と今後

3 市民生活に関する課題

(1) 認定こども園の開設の課題と展望について

(2) 大島地区消防組合庁舎・名瀬クリーンセンターの建て替えについて

(3) 袖協同組合と販売組合の統合について

◎自民新風会 林山 克巳

1 奄美市の未来像についての市長の見解

(1) 経済状態について

①消費税導入後のメリット・デメリットの見解

②働き方改革における行政のスタンス

③現在の経済状況と5年後の展望

(2) 自衛隊部隊開設その後について

①奄美市財政状況にもたらす確かな恩恵は

②市長の見解（共存共栄の町づくり）

③市民への自衛隊演習広報について

- (3) 世界自然遺産登録地に向けての取組について
 - ①ノネコ問題についてのその後
 - ②LCC（格安航空会社）ピーチ成田・関西、大型クルーズ船の誘致、エコツアーガイド業について
- 2 教育行政についての教育長の見解
 - (1) 教師・保護者・生徒について
 - ①奄美市の目指す教育とは
 - ②PTAまた、生徒との関係について
 - ③給付型奨学金制度・返済免除制度について
- 3 農畜産業振興について農政部長の見解
 - (1) 農業・畜産業について
 - ①奄美市の農業・畜産業の目指す夢とは
 - ②サトウキビとコメについて
 - ③奄美市の畜産業に対する支援策と意思とは
- 4 国保財政について
 - (1) 奄美市国民健康保険税について
 - ①国民保険料と保険税との違いとは
 - ②奄美市における国民健康保険加入者・社会保険加入者・共済保険加入者の実態

◎公明党 橋口 耕太郎

- 1 防災行政について
 - (1) これまでの防災訓練参加者数について
 - ①直近3年間の参加者数の推移は
 - ②自主防災組織の組織率は
 - (2) 防災訓練の今後の取り組み方について何か検討していることはないか
 - (3) 災害発生時、市議会が受け持つ役割などについて
 - (4) 新庁舎で通常業務中に防災訓練を実施することは検討できないか
- 2 世界自然遺産登録について
 - (1) 登録に向けた今後のスケジュールについて
 - (2) 今年度の世界自然遺産関連事業の中で、「奄美こども環境調査隊」と「こども世界自然遺産講座」があるが、教育現場でどのように展開するか
 - (3) 今後更に市民の機運を高める必要があると思うが、今後の取り組みはどうか
- 3 児童福祉施策について
 - (1) 幼保無償化が来月から実施されるが、無償化以外の費用についての課題等はないか
 - (2) 鹿児島市は単費で児童発達支援施設についても年齢関係なく無償化しているが、

本市でも検討できないか

4 認知症について

- (1) 現在の本市における認知症患者数の直近3年間推移は
- (2) 全国的にも認知症の方の行方不明者が問題になっているが、本市の現状と行方不明者が発生した場合どのような対応を行っているか

9月5日(木)

◎公明党 与 勝広

1 奄美豪雨災害の検証と総括について

- (1) 奄美豪雨災害から来年は10年目になるが検証と総括をどのように生かしてきたか
- (2) 防災ラジオ無償貸与について

2 市長の政治姿勢について

- (1) 奄美市総合計画の総括について
- (2) 奄美市総合計画の3つの数値目標の現況について

3 福祉行政について

- (1) 8050問題について
- (2) 認知症施策推進大綱について

4 奄美群島振興開発特別措置法について

- (1) 奄美群島航空・航路運賃負担軽減について

◎日本共産党 三島 照

1 市長の政治姿勢について

- (1) 日米共同訓練の今後について市長の見解は
 - ①全国各地で行われている訓練、についての具体的な見解を
 - ②9月13日～24日の日米共同訓練とはどういう訓練か
 - ③10月または11月に予定している市民への説明会について日程調整の現状について
 - ④訓練内容の詳細を市民へ説明すべきだと思いが見解を
- (2) 本港地区整備事業について
 - ①利用計画決定の根拠とその目的について
当初計画で住宅用地(8,076.13)に対して(0.23)ヘクタールに減った理由
 - ②大型商業店舗について、どのように考えているのか
 - ③分譲価格単価の決定の根拠について
- (3) 奄美市景観計画(案)の概要について
 - ①計画策定の基本理念と目的について

- ②重点景観計画区域か具体性が見えない
- ③奄美市景観条例の制定についていつ頃か
- (4) 総務省が取り組んでいる地域運営組織について
 - ①地域運営組織とはどういう組織か
 - ②その目指すところはどこか見解を
 - ③地域運営組織について奄美市の課題と今後について見解を

◎自由民主党 奥 輝人

- 1 さとうきびの振興
 - (1) 収穫面積について
 - ①3年間の推移について
 - ②原因について
 - ③対策について
 - (2) 「結いの島」農業モデル事業について（平成30年産）
 - ①事業内容について
 - ②その効果について
 - ③事業の継続化について
 - (3) ゆうのう1号たい肥について
 - ①活用状況について
 - ②あまみフレコンたい肥について
 - (4) 栽培のポイントについて
 - ①畦幅140cmについて
 - ②除草対策について
 - (5) ハーベスター料金について
 - ①国からの回答について
 - ②将来の料金体系について

◎奄美無所属クラブ 渡 雅之

- 1 道路行政について
 - (1) 塩浜町・矢之脇町間の一方通行（旧道）の改善について
 - (2) 平田町入り口交差点の改善について
- 2 教育行政について
 - (1) 花いっぱいコンクールの成果は。また、課題はないのか伺う
 - (2) 学校給食センターの運営について
- 3 環境行政について
 - (1) 金作原原生林への入山規制について

- (2) 金作原原生林遊歩道入り口まで、マイクロバス等の乗り入れは、可能なのか
- (3) 名瀬クリーンセンターの埋め立て容量と新たに建設する施設の関係は

◎日本共産党 崎田 信正

1 福祉制度について

- (1) 磁気ループについて、調査するとのことだが、期限を決めて、早期に設置及び導入を。
- (2) 子ども医療費無料化を18歳未満までに拡充を。
- (3) 償還払いとなっている医療費の窓口無料化にむけた見通しは。

2 交通安全対策について

(1) 通学路、生活道路の安全確保について

- ①奄美市の道路状況については、現地調査も行われているが、通学路及び生活道路の安全確保には万全の対策が必要となるが、現状について。
- ②地元住民からの要望などあるのか、あればその対策について

3 税制度について

- (1) ふるさと納税の制度変更による現状認識と将来の展望についての見解は
- (2) 消費税10%増税が目前となり、現状の課題は。

4 公契約制度について

- (1) 公契約条例制定にむけた進捗状況は

5 小宿区画整理事業について

- (1) 小宿区画整理事業の見通しと対策について

6 世界自然遺産登録について

- (1) 世界自然遺産登録を目前に控え、多くの検討事項の一つにごみ問題があるかと思うが、対策は

7 市営住宅建替計画について

- (1) 老朽化した市営住宅の対策はどうなっているか。

9月6日(金)

◎自由民主党 元野 景一

1 ふるさと納税について

- (1) 国のふるさと納税に関する法令改正が、奄美市に及ぼす影響をどのように見ているか。また、法令改正を契機として、ふるさと納税に対する、新たな取り組みを行っているか。
- (2) 地場産品について、奄美群島12市町村が近隣の市町村として、連携し共同で各市町村の地場産品を共通の返礼品として取り扱うことはできないか。
- (3) 寄付者に対し、寄附金の使い道をどのような手段・方法で知らせているか。

2 企業版ふるさと納税について

- (1) 奄美市における、平成28年度から30年度までの各年度の「企業版ふるさと納税」の寄附件数及び寄附額の実績について
- (2) 政府は、企業版ふるさと納税制度について、来年度から令和6年度まで5年間延長し、運用改善による制度の拡充を予定しているが、奄美市は、来年度以降、企業版ふるさと納税にどのように取り組む考えか。

3 市職員の名刺の公費作成について

- (1) 奄美市の情報発信力向上のため、希望する市職員全員へ名刺を公費で作成し交付できないか

4 分野別「奄美市応援団会議」（仮称）の結成について

- (1) 奄美ふるさと100人応援団の役割、人数を拡充した分野別「奄美市応援団会議」（仮称）の結成について

◎奄美無所属クラブ 戸内 恭次

1 世界自然遺産登録について

- (1) 外来種駆除対策について
アカギ（赤木）への対策について

2 青少年育成関連について

- (1) 子どもの貧困対策推進法が改正され「子どもの貧困対策計画」について、市町村も策定を求められることとなったが、この件について
- (2) 子どもの貧困対策関係の一環として、フードバンク事業等で、本土からの物品輸送コスト等の補助はできないか
- (3) 子どもへの朝食提供の件について
 - ①学校内の調理実習室の利用については認めて頂いたが、調理器具等の利用についてはどうか
 - ②朝食準備の為、早朝からの利用について可能か

3 市民生活について

- (1) 交通渋滞解消対策での喫緊の課題は、（仮称）三儀山トンネル開通にあると思うが、これについて

4 末広港土地区画整理事業について

- (1) 集客性を高める諸事業について

◎自民新風会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

- (1) 空き家対策事業について
 - ①今年度新たに条例が施行され、以前の体制と比較し、行政として新たな特徴的

な取り組み等とは何か

②関係する外部機関（消防・警察・宅建協会等）との連携・協力等（協議など）の実施について

③改善された（される）点及び課題点について

(2) 10年前の奄美市から見た現在の奄美市の姿とは
（都市マスタープラン・総合計画等踏まえて）

①公共事業・産業経済・市民経済等の推移、当局側のこれまでの取り組み等を含めた見解について

②自然遺産登録推進や観光産業等の展望等から今後の奄美市のあるべき姿（役割）とは。併せて今後の奄美市のまちづくりの在り方とは

(3) 次期子ども子育て支援事業計画について

より奄美市の実情に見合った次期計画へ向けて、これまでも質問しているニーズ調査等の実施について（施設事業所、施設を利用する保護者等）

(4) 子育て・保健・福祉複合施設について

①子育て世帯・高齢者の方々から期待度の高い本施設への機能の充実が求められているが、施設・設備等をはじめとする本市の基本的な取り組み姿勢（主にソフト面）

②中心市街地活性化に向けた新たな「3コア3モール構想」の着実な実現に向けた取り組み（見解）

2 まちづくりについて

(1) 本港マリンタウン事業の公募状況について

①公募の進捗状況と今後のスケジュールについて。また、市民の反応をどのように受け止めているか

②新港旅客ターミナル事業終了後の隣接する地域として一体的なまちづくりの在り方とは。（事業区画全体を通して）

3 教育行政について

(1) 2020国体相撲競技開催への取り組み状況について

①プレ大会開催への準備・反省点・課題等は。

(2) 全国学力テストのこれまでの結果（各学年ごと）の推移等について、学力向上に向けた対策は

◎自民新風会 安田 壮平

1 市長の政治姿勢

(1) 奄美ふるさと100人応援団事業について

①これまでの成果・課題と昨年度・今年度の事業内容、今後の展望は。

(2) 沖縄県庁への職員派遣について

①職員派遣の目的や任務は何か。

②世界自然遺産登録を控え、連携・交流の深化を目指すための調査研究を役割に付加できないか。

(3) 地域おこし協力隊について

①笠利地区において、大島北高の活性化を任務とする協力隊を配置することはできないか。

2 教育行政

(1) 「再発防止対策検討委員会」について

①前回の答弁に関して、その後の進捗状況はいかがか。

②上記委員会の結論を待たずとも、第三者調査委員会の調査報告書にある提言を実行できると考えるが、それについての見解は。

3 環境・観光

(1) レジ袋削減・エコバッグ普及について

①国の法制化の方向性、地元企業の動向はいかがか。

②民間事業者に対して、行政として支援・協力できることはないか。

(2) あやまる岬の展望台について

①様々な利用者を想定し、手すりを設置することはできないか。

第 3 回 定 例 会
令和元年 9 月 3 日
(第 1 日 目)

9月3日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	東 美佐夫 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前田 和男 君
総 務 課 長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財 政 課 長	國分 正大 君	市 民 部 長	満永 亮一 君
税 務 課 長	藤原 俊輔 君	保健福祉部長	奥田 敏文 君
福祉政策課長	石神 康郎 君	商工観光部長	武下 義広 君
商工情報課長	麻井 庄二 君	農林水産部長	山下 仁司 君
農林水産課長	栄 広 久 君	建 設 部 長	橋口 義仁 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	福長 敏文 君

9月3日(1日目)

教育委員会総務課 徳永 恵三 君
長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

主幹兼議事係長 伊集院 正 君 議事係主査 堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。これから、令和元年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）直ちに本日の会議を開きます。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります前に諸般の報告をいたします。

去る第2回定例会において可決されました地方財政の充実、強化を求める意見書の提出についてほか1件につきましては、内閣総理大臣はじめ関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

次に、市長から地方自治法第180条の規定による専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告及び地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。

その内容はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に橋口耕太郎君、戸内恭次君、崎田信正君の3人を指名いたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から10月7日までの35日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月7日までの35日間とすることに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3、議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第85号 工事請負契約の締結についてまでの18件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第68号から議案第85号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な内容を申し上げます。今回の補正は、関係する費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う人件費を計上いたしております。

総務費につきましては、総務管理費において地域振興基金積立金2億円や、公共施設整備事業基金積立金1億5,093万5,000円を計上するほか、職員の業務軽減化を図るためRPA導入支援業務を新たに計上いたしております。

民生費につきましては、児童福祉費において幼児教育無償化に伴う保育所等給付費負担金1億1,050万円を追加計上いたしております。

土木費につきましては、緊急地方道路整備事業費において道路舗装補修事業費2,626万7,000円を追加計上するほか、都市計画費において末広・港地区の道路修景整備事業費3,300万円を計上いたしております。

教育費につきましては、保健体育費において奄美体験交流館の駐車場用地購入費1,065万6,000円を新たに計上いたしております。

災害復旧費につきましては、去る7月の大雨により発生した農林水産業施設等の復旧のための予算を計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

地方特例交付金につきましては、幼児教育無償化に伴い、子ども・子育て支援臨時交付金1億2,823万4,000円を新たに計上いたしております。

地方交付税につきましては、今年度の普通交付税算定額が確定したことに伴い、3億8,099万2,000円を追加計上するものでございます。

その他、歳出に要する財源として国庫支出金1億9,372万9,000円、県支出金4,398万3,000円、市債3,370万円などを追加計上いたしております。

以上が歳入歳出の予算の主な内容でございますが、今回の補正で7億5,690万5,000円を追加することにより、令和元年度奄美市一般会計予算の総額は344億7,952万9,000円となります。

次に、第2表、債務負担行為の補正につきましては、廃棄物処理収集委託業務に係る経費について、期間及び限度額を設定するものでございます。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

議案第69号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い、関係費目の人件費を増額計上いたしております。

また、総務費において臨時職員賃金及び電算システム改修に係る費用等を、諸支出金において繰出金をそれぞれ追加計上いたしております。

歳入につきましては、人件費の補正に係る一般会計繰入金及び諸収入の第三者納付金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,835万円の増額となり、令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は55億4,857万7,000円となります。

次に、議案第70号 令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費において住用診療所の医師住宅に係る実施設計業務委託費や、笠利診療所で使用する医療器具購入費を増額計上するとともに、住用診療所改修工事の終了に伴い、工事請負費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、市債及び繰越金等を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ599万9,000円の増額となり、令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億7,330万8,000円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業費の変更に伴う起債限度額の追加や変更を行うものでございます。

議案第71号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、関係費目に人件費を増額または減額計上いたしております。

総務費におきましては、システム改修業務に係る費用等を追加計上いたしております。

また、前年度の介護保険給付費等の確定に伴い、基金積立金及び諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正相当額を負担割合にて計上いたしております。

また、前年度の介護保険事業特別会計の実績に伴い、繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1億6,513万4,000円の増額となり、令和元年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は50億2,549万2,000円となります。

議案第72号 令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い、各費目の人件費を増額または減額計上いたしております。

また、事業費におきまして処理場の修繕料を計上するとともに、汚水管工事等に伴う工事請負費を増額計上い

たしております。

歳入につきましては、人件費及び修繕料の増額に伴い繰入金を、建設費の増額に伴う財源として市債を、それぞれ増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ3,032万3,000円の増額となり、令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は18億9,187万4,000円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業費の変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

議案第73号 令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い、各費目の人件費を増額または減額計上いたしております。

また、事業費の維持管理費におきまして、各処理場の修繕料を計上いたしております。

歳入につきましては、人件費及び修繕料の増額に伴い、繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ766万円の増額となり、令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は3億2,712万9,000円となります。

次に、議案第74号 令和元年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の減額などにより、649万7,000円を減額計上いたしております。

資本的支出につきましては、建設改良費において人事異動に伴う人件費の減額のほか、朝仁地区配水管布設のための工事請負費1,400万円を新たに計上するなど、1,345万9,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4億5,306万7,000円は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

議案第75号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の規定による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例において所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第76号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、「地方自治法及び地方公務員法」の一部改正に伴い、一般非常勤職員等に代わる会計年度任用職員の給与等について所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第77号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「住民基本台帳法施行令」の一部改正に伴い、住民票に旧姓を併記することが認められることから、印鑑登録事項に旧姓を追加するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第78号 奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部改正に伴い、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大など、被災者支援の充実強化を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第79号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「子ども・子育て支援法」等の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の追加など所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第80号 奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに追加した特別用途地区について、本条例の適用を行うため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第81号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「子ども・子育て支援法」等の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化を実施するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第82号 奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「水道法」の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の更新制が導入されることから、当該更新手数料について所要の規定を整備しようとする

るものでございます。

次に、議案第83号 町の区域変更につきましては、名瀬港本港地区マリンタウン整備事業による土地区画の整理に伴い、町の区域を変更する必要があることから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第84号及び議案第85号の工事請負契約の締結につきましては、令和元年度笠利中学校校舎改築工事1工区及び2工区の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び「奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第68号から議案第85号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいませようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午前9時50分）

第 3 回 定 例 会
令和元年 9 月 4 日
(第 2 日 目)

9月4日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	東 美佐夫 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前田 和男 君
総 務 課 長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財 政 課 長	國分 正大 君	プロジェクト推進 課 長	平田 宏尚 君
契約・検査指導 課 長	坂元 久幸 君	総 務 部 参 事	野崎 浩敏 君
市 民 部 長	満永 亮一 君	市民協働推進課長	佐野 早苗 君
環境対策課長	平田 博行 君	市 民 課 長	寿山 一昭 君
国保年金課長	濱田 洋一郎 君	保健福祉部長	奥田 敏文 君
福祉政策課長	石神 康郎 君	保 護 課 長	保 金 満 君
健康増進課長	徳永 明子 君	高齢者福祉課長	永田 孝一 君

9月4日(2日目)

商工観光部長	武下 義広 君	商工情報課長	麻井 庄二 君
紬観光課長	島袋 修 君	産業建設課長	岩下 忠久 君
産業振興課長	長井 和揮 君	農林水産部長	山下 仁司 君
農林水産課長	栄 広久 君	土地対策課長	前島 有為生 君
農林水産課長 (笠利)	丸田 宗八郎 君	農林水産課技術 調整監(笠利)	平井 東 君
建設部長	橋口 義仁 君	土木課長	保浦 正博 君
建築住宅課長	岡江 康裕 君	建設部参事	平山 光二 君
上下水道部長	藤山 浩俊 君	下水道課長	里 嘉郎 君
下水道課技術 調整監	里 則人 君	水道課長	吉 郁也 君
教育部長	福長 敏文 君	教育委員会総務 課長	徳永 恵三 君
学校教育課長	元野 弘 君	生涯学習課長	大庭 勝利 君
文化財課長	久 伸博 君	スポーツ推進課長	大山 茂雄 君
学校給食センター 所長	龍 和隆 君	地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君
農業委員会事務 局長	用稲 工巳 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）
本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者においてご配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

12番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。そして傍聴の皆さん、おはようございます。令和元年第3回定例議会にて一般質問をいたします、自由民主党会派の川口幸義でございます。

さて、一般質問に入ります前に、私の所見を少しだけ述べたいと思います。

まずは、2020年と1964年の東京オリンピック・パラリンピックがどう違うかという点を押さえなければなりません。1964年は日本全体が高度経済成長の右肩上がりの時、いわば国全体が青春時代の真っ盛りであった、この時の高齢化率は、65歳以上の人口はわずか6パーセントでございました。しかし、2020年は約30パーセントに達します。イケイケドンドンの成長一本やりでうまく行くはずがありません。成長に替わるコンセプトは、それは成熟であります。だから、2020年パラリンピックがより重要になってきます。障害者の生活環境や高齢者への優しい配慮、社会的弱者への温かいまなざしを持った行政に取りかかるきっかけになるのが、2020年の大会であります。オリンピック・パラリンピックは社会変革運動であります。奄美市がその先頭に立つ施策を展開しなければなりません。まず小さな取り組みかもしれませんが、市職員が点字名刺を持つことから始まる、また、奄美らしいことを考えて小さいことから取り組み、人に優しい奄美市であってほしい。そして、点字名刺から皆が幸せになる奄美市に。人は誰でも何がしかのリュックを背負っている。苦手なことや難しいことを詰め込んで生きている。今、何も背負ってなくても、いつかは背負わなければならない重たいリュックがあったと思ったことを周りの人がちょっと支えてくれたら、普通に上がることができる。周りの人のリュックに気づき、そのリュックを少し支える手がずっと当たり前のように出せる市職員であってほしい。さらに、点字名刺運動を、まず奄美市職員から広げてほしいものであります。

かの有名なナイチンゲールの言葉に、「人々の思いやりがあれば、小さな善意を大きな貢献に変えることができる」と、このように説いております。

これより質問に入ります。

1番目に、市長の政治姿勢について伺います。2番目に、（1）建設行政について伺います。その後は、発言席にて順次質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（師玉敏代君） 川口議員、質問をしてください。1番目から内容を。

12番（川口幸義君） ①、ちょっと待ってください。

（発言する者あり）

失礼しました。①制限付き一般競争入札とJVについて、②公募について伺いたいと思います。

その後は、発言席にて伺います。よろしく申し上げます。

議長（師玉敏代君） 質問の内容は。公募の内容の何ですか。

12番(川口幸義君) 公募については、一般競争入札ですから、公募については、要するに、公募のあり方ですね。制限のあり方について伺いたいと思います。

議長(師玉敏代君) 答弁を求めます。

市長(朝山 毅君) おはようございます。川口議員の所感による我々職員に対する御提言、真摯に受けたいと思います。ありがとうございます。

それでは、議員の設問に沿って御答弁させていただきますが、前段の部分は私が申し上げ、後段の部分については担当部長に答弁を委ねますので、御理解をいただきたいと存じます。

まず、前段の制限付き一般競争入札とJVの条件等ということでお答えさせていただきます。

皆さん、今朝の新聞でご覧になったかと存じますが、発注した工事が不調に終わったということも含めての御設問、御質問であろうかと存じますので、申し上げたいと存じます。

去る7月1日に公告いたしました「市民交流センター新築工事」及び「市民広場・立体駐車場新築工事」につきましては、奄美市制限付き一般競争入札実施要領に規定された「3億円以上24億3,000万円未満」の建築工事に該当することから、特定建設工事共同企業体、いわゆるJV方式による制限付き一般競争入札での公募を行ったところであります。通常の工事発注に当たりましては、市内単体企業への発注が原則であろうかと存じますが、JV方式を採用することにより、これまで地元が請け負うことができなかった「大規模工事」や、「必要とされる技術難度が高い工事」も受注することが可能となり、今後の技術力向上にもつながるものと考えております。また、JVの構成数につきましては、工事規模等にもよりますが、2社ないし3社で構成する形で行っております。今回の案件につきましては、いずれも3社によるJVでございましたが、御案内のとおり不調に終わったということでもありますので、あらゆる角度から検討いたしまして、一日も早い着工ができて、市民の皆様との共有の財産が、お互いに喜んでいただくような工事発注でありたいと思うところでありますので、議員の皆様方の御理解をいただきたいと思います。ありがとうございます。

副市長(東 美佐夫君) それでは、2番目の期間の関係、今御質問がございましたので、全般的なほうは私のほうで答弁をいたしますが、その後の個別案件については、担当部長のほうにお願いしたいというふうに思います。

お尋ねの公募期間が短かったんじゃないかという御質問が2つ目のほうにありましたので、私のほうでお答えします。

先ほど市長の答弁でもございましたが、公募期間については、奄美市の制限付き一般競争入札実施要領の規定に基づいて実施をいたしております。その中で、第6条の中で、規定で原則参加申込みの公募の翌日から10日間とするという定めをいたしております。この期間については、10日間という期間のほうですが、県も同様の期間というふうに伺っております。この期間に基づいて、今回公告の翌日から11日間、これは土日を含むんですが、設定したところでございます。今回不調になりました結果を踏まえまして、昨日の全員協議会で少し御説明いたしましたとおり、公募の期間を十分確保できるように、今スケジュールの準備を進めているというところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

12番(川口幸義君) 奄美市の公募のやり方については、一応6条の規定に基づいて10日間と。この指導要綱について、この指導要綱が10日だということで、この金額は何十億単位の高額の発注するに当たっては、当然皆さんはJVが必要であるということ。要するに、ゼネコンが必要だから、公募を10日で締め切るという、8日で今回は締め切っているわけだから、他にも業者が準備をする、やっぱり期間が要るわけですよ。ゼネコンと打ち合わせしなければならぬ。現場の調査も必要だと。そうすると、やっぱり8日間ではどうしても私は、このJVは無理だと思ふんですよ。もともと奄美市は経審(経営規模等評価審査)が1,200点以上の業者だと、このように皆さんがおっしゃっている訳だから、当然1,200点以上の経審の高い業者というのは、奄美市には今いらっしゃらないですよ。1,100点台で2社だけは奄美市に指名業者がおりますけど、そうすると、結婚相手を探さなければならぬ訳よ。だから、その8日間できれと、あなた思いますか。ちょっと聞か

せてください。

副市長（東 美佐夫君） 今先ほど答弁したとおりなんですが、規定に沿って、本庁の時もそういう10日間で、まあ8日間という話ですが、11日間で設定をしたところですが、規定に沿ったということで、今回それを踏まえて期間の十分な確保ということで、今準備を進めているということで御理解をいただきたいと思います。

12番（川口幸義君） それで、10日間だと、指導要綱は、そうであれば、この10日間という、皆さんお分かりであれば、広く建設業の皆さんには前もって、今回のこの交流センターについては、期間は10日しかないよと。そうであれば、数カ月前から計画はあると思うわけだから、それは広く皆さんに知らしめる必要があるのではないかなと思っっているんですけど、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

副市長（東 美佐夫君） 年間の工事発注計画はホームページで年度当初に公告しておりますので、この工事はいつ頃だというのは、あらかじめ事前周知は行ってはいるんですけど、ただ、この案件について特別にということ、先ほどの規定どおりだということでしたところでございます。その点については、今後その十分な確保ということで周知を図っていききたいと思っますので、御理解をいただきたいと思っます。

12番（川口幸義君） 御理解するとかしないとかいう、こんだけの大きな事業をするに、要するに、私は抜け駆けをしたなど、僕は個人的にはそう思っただけから聞いているんですけども、もうそうじゃなくて、やはり技術力の高い業者というのは、1,200点以上の経審を持つ業者ちゅうのは、やっぱりほとんどはゼネコンですから、そういう方々と打ち合わせをするには、最低一月以上の期間が必要だと思っしておりますけども、今後このような、まあ今回は不調に終わりましたので、この不調に終わった理由があると思っるんですよ。例えば、奄美市の設計や見積もりが甘かったから。甘かったんじゃないか。当初の見積もりで落札したら、到底赤字を生むかも分からない。企業の方が見積もったほうが、僕は正しいと思っよ。業者のほうが。彼らは儲かるようにしか設計はできないから。だから、その点について、不調に終わった点については、業者がこの事業は我々はこれで落札しても、赤字を生むかもわからない。そう思ったかもしれないが、そういった点については、その見積もりについてはですけども、当初の予算が十何億だと私は思っますけども、オーバーした金額は私は分っています。何億オーバーをしたと書いてありますから、そっちのほうが僕はむしろ正しい設計を入れて見積もりをしたんじゃないかと思っるんですけど、その点は、奄美市の見積もりはちょっと甘かったんじゃないですか。そういった不調などの検討をする必要があると思っるんですけど、どうでしょうか。誰が答えますか。

副市長（東 美佐夫君） 見積もりの関係ですので、ちょっと突っ込んだ話には、ちょっと答弁はできないかもしれませんが、今回の公共工事含めて、一般に公共工事の積算についてですが、国土交通省策定の公共建築工事の積算基準或いは鹿児島県の策定の鹿児島県の建築工事の積算基準、これに基づいて積算をしているということで、適正に行っているということで御理解をいただきたいというふうに思っます。

12番（川口幸義君） 県に準じてこのような見積もりをなさったとおっしゃるけども、ただ、不調に終わったちゅう点については、市としては、やはり元々の原資はそのまま変わらずに、またこのような格好で発注をなさるということなのか、どうですかね。僕は、この本庁舎の時に、これは答えなくても結構だけど、本庁舎の時に3回我々は議会は補正を組んで上げたわけよ。これは競争入札でしたもんで、後から追加で3億近い補正を組んであるわけ。だから、これらについては、僕は、それは答えなくて結構ですよ、済んだことだから。それは設計が甘かったのかな、設計が悪かったから追加が必要だったかなと僕は思っているんですよ。だから、そういうことがないように、ある程度もう大きな事業発注するに当たっては、業者数社からやっぱり見積もりを募って、それをある程度参考にして、僕は発注したほうがいいのかといろいろ考えたりするんですけども、そういった考えなどがおありでしたら、お聞かせ願ったいと思っます。

副市長（東 美佐夫君） 今回の積算単価の、先ほど申し上げたとおりでありますけど、公共単価に記載のないものも多分にあるというふうに聞いております。そういった場合には、経済調査会などが発行している物価資料、そういったのを参考にしていると。さらに公共単価や物価資料のないものについては、製造業者あるいは専門工事業者の見積もり価格を徴収して、それで積算を行っているということでございます。

今後、今精査をしているところでございますので、そういう中で適正な積算を行っていきたいというふうに考えております。

12番（川口幸義君） それで、建設新聞を僕は見ているんですけども、この交流センターのいわゆる附帯工事、電気設備については2億四千何百万。これは地元業者が電機業界の大手両方で、JVでもうこれは落札しました。だから、本体の館は不調に終わりました。附帯工事だけが先に入札をしたと。こういったことは、やはり不自然だなと思うんですけども、こういうことがならないように、やっぱり先に、本体から落札をして、附帯工事は後から入札したほうがいいのかと僕は個人的に思ったんですけども、そういったものについては今後考えられますかね。

総務部長（前田和男君） 今回の入札不調の結果を受けて、今議員から御指摘がございましたように、空調、電気について入札のほうは執行された結果、今仮契約という状態で、本契約を保留している状態でございます。どうしても工事をする上で、本体工事が落札しないと工程が組めないという事情がございまして、業者のほうにも御理解をいただいて、今本体工事をしっかりと執行できるように準備をしているところですが、議員のおっしゃるとおり、今回の件を受けまして、入札のスケジュール等についても、もう一度しっかりと精査しないといけないんじゃないかということで、今庁内で議論を進めているところでございますので、御理解をお願いいたします。

12番（川口幸義君） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、⑤番に入りたいと思います。

奄美市のランク付けについてちょっと伺いたいんですが、奄美市のランク付けの基準というのは、どういったものを基準にしてA B C Dに上げてもらってるのか。僕から見れば、たまにおかしいなと思う点は、鹿児島県がルールブックであって、県が認定したBのランクが、奄美市がやっぱりAに上げてもらえない業者もあるわけ。その点についてはどうですかね。誰が答えますか。

副市長（東 美佐夫君） 一般的な話なので、私のほうで答えをしたいと思います。

まず、奄美市の格付についてということでございますが、まず、奄美市の建設工事入札参加資格審査要綱というのがございます。これに基づいて、経営事項審査の総合評定値、これP点ということだったそうですが、市発注工事の工事成績の過去3年間の平均を加味するという、更には、加えて災害支援の協定、これは7項目ありますが、これを加算した総合点により順位付けを行っているというところでございます。ちなみに加点要素については、先ほど7項目という話をいたしました。災害支援協定あるいは水道施設の漏水の修繕に関する協定、災害支援の活動、消防団員の雇用、障がい者の雇用、新規学卒者等の雇用、保護観察対象者の雇用支援、或いはボランティア活動という7項目を、加点制度の中に反映させているというところでございます。この総合点を考慮しまして、Aランク業者を上位の20パーセントを目安で、残りを、Aランク業者除いた2分の1をB・Cのランクというふうに、今、制度的にはそういうことで実施をしているというところでございます。

12番（川口幸義君） 奄美市は奄美市の独自のランク付けがあるとは思いますが、この業者が抱える技術者ですね。技術者。例えば、土木だったら一級土木士。これ1人雇用したら、4点しか点数上がらないですよ。4点ね。例えば、さっき障害者を雇用すると、障害者は1人雇用すると5点もらえるんですよ。経審では5点。引き続き1年以上雇用すると10点満点になるわけよ。だから、普通の技術者の3人分ぐらい値打ちあるわけよ。だから、僕は業者にも障害者の方を雇ったほうがいいですよと、僕、たまに言うんですけども。だから、奄美市は皆さんがA・B・Cにランク付けしているけども、この業者の中では、僕は、奄美市がA級に上げた業者など

いろいろランクを見ますと、彼らにはわずかたったの4人しか一級建築士を雇用もしないで、何億の工事を何年もとり続けておる業者も見えますよと。片方は奄美市に建築の参入もできない、県のA級業者なんてものは5社もあって、この業者ちゅうのはもう社会的貢献度も非常に高い。技術者も六十数名抱えとる。ある業者は四十数名抱えとる。社会的貢献度ちゅうのはすごいですよ。公共の福祉に寄与するという、やっぱりそういった県から認定を受けた業者ちゅうのは、やっぱり大事にしなければいけないんじゃないかなと僕は思うんですよ。彼らこそ奄美市民のために市民税も税金も法人税も固定資産税も一番いっぱい入れている。こういった業者が奄美市の建設業、要するに建築、学校建築、住宅建築から排除されているから、僕はここで今、聞いているわけなんです。だから、こういった方々は優秀だから、技術も高いし、経審も高い、総合点も高いんですよ。だから、こういった方々は一応親にして、排除するんじゃないかと親にして、今までの既存の建築業界を子供に入れて、3社でJVを組むとか、こういうことをしなければ、技術点が非常に低いのに、何億も4億も5億もする学校建築に携わるちゅうのは、僕はいかがなもんかなと思って聞いているんですよ。市町村の場合は、業者を育てるということも僕も理解をしているよ。市町村で実績を上げて鹿児島県に上がっていく訳だから、建築基準のルールというのは。だから、そこまでの道のりというのは、やっぱりそれぞれ個々の1年間、2年間の売り上げ、そういったものを見て、それぞれの個々の抱えている税理士が2年に1編、資格審査を受けるため、わざわざ鹿児島県庁まで行く。そこで、あなたは去年はBだったけど、今年は成績悪いねと、技術者も何人か減ったねとって、ランクが下がるんですよ。それについて、奄美市はランクが上げ下げがあるのかどうか伺いたいんです。

副市長（東 美佐夫君） 技術者の関係ですけど、県の場合は、もう議員のおっしゃるとおり、技術事項等の評点数というのがございますが、その中で2級以上の資格者を加点するという制度をとっております。奄美市のほうなんですけど、経営事項評点の算出要素の中に、我々も総合点数の中にその経営事項を加えておりますが、この中に、技術者の雇用の数というのが経審の中に当然入っていますので、改めて加点をするということは現在行っていないと。県は、いわば二重で加点制度を作っているということでございますが、今、奄美市はそういうことで今進めているところです。

県下の類似市のほうを少し調べたところですけど、ほかの市のほうも奄美市と同様のことを今やっていると。この点については、また今後研究をしていかなければいけません、制度的には今そういうことを奄美市は進めていると。議員がおっしゃるとおり、技術者の数の貢献度というのは当然ありますけど、小さい企業も我々は守らないといけないというんですか、経営の安定性を図らないといけないということでございますので、全ての企業に均等に受注の機会を提供できるようにということで、今進めているつもりでございますので、その点については御理解をいただきたいというふうに思います。

12番（川口幸義君） もう一点、このランクについて伺いますけれども、それで、奄美市がAからBまで、Cまでランク付けの中で、1,000万（円）未満はCだと。これは1年間の売り上げだと思って理解していいんですかね。そうすると、仕事のもらえない業者は、いつまでたってもCからBに上がることができない。A級は2,500万（円）以上。1つの現場なのか、1年間なのか、ちょっと聞かせてください。

総務部長（前田和男君） 今の1,000万、2,500万は、1件についての工事金額というふうになっております。以上です。

12番（川口幸義君） よく分かりました。ということは、もう1件ももらえない人は、いつまでたってもCだちゅうこと。そういう理解をしていいですか。

総務部長（前田和男君） 先ほど副市長からも説明がございましたように、Aランク、Bランク、Cランクで工事の請負金額の仕分けをしております。その中で、1,000万円以下の金額についてはCランクの業者を指名すると。1,000万円から2,500万円まではBランクの業者を指名する。そういう形でランクごとの業者のほうにしっかりと工事の指名が行くようにということで、そういう形をとらせていただいているところです。

12番（川口幸義君） ありがとうございます。それでは、次に入りたいと思います。

大きな2番、電気設備行政について伺いますが、（1）住用地区で道路の冠水対策整備事業の指名のあり方について伺いますが、この現場については地元奄美の業者が1社も入っていない。これについて、どのようなランク付けで地元の電気の、県が認定するA級業者が1社も入っていないということですが、それについてちょっと伺いたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） 議員にお答えいたします。

電気設備を含む指名業者の選定につきましては、地元業者で行える工事につきましては、もちろん地元優先で選定することになりますが、今回の住用地区道路冠水対策整備事業の内容につきましては、排水ポンプ及び原動機、減速機及びこの機器に付随する機械設備の「製造」ということでありますので、これらの機器を確実に作動させることを目的として、奄美市に指名願いを提出している機械設備の製造メーカーを選定しております。

なお、据付工事につきましては、別途地元業者に配慮した発注に心掛けていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

12番（川口幸義君） これも建設新聞を見ました。これは1億1,000万、千代田工業、2工区はプランテムタナカ。これは鹿児島県の業者ですか。

建設部長（橋口義仁君） 鹿児島に営業所がある会社でございます。

12番（川口幸義君） 鹿児島に営業所を持っていると、こういう方ですけど、これは、あなた方はゼネコンだと見ていると思うんですけど、やはりこの機械設備というのは、電気関係の方々は、もうA級になれば、どんな機械でもカタログを持って、メーカーに対してこういう機械が要りますよと。そうやって機械をこんだけの水圧でこんだけのものを取り付けする。これは取り付けだから、これは地元の電機業界はできる訳よ。何もばらばらになった機械を電池で組み立てする訳ではないんです。そうだったら、もう機械メーカーしか、これはできない訳よ。そやけど、この指名業者のメンバー見ると、ほとんどそれらしき業者は、機械が作れるちゅうのはどこなの。だから、こういう発注をするんだったら、地元業者でできるので、部長ね、僕はなぜこれをやかましく言つとるかちいったら、これはみんなこんだけ何億の工事を発注しても、奄美市に税金1円も落ちないよ。あなた、奄美市の市民税幾らだか分っている。38億しかないのよ、奄美市の自主。だから、島の業者がこれを受けることによって、税金が幾らか島に落ちるじゃない。奄美市も財政的には非常に弱い。市民の、あんた、市債を発行して発注するんだから、せめて奄美市の業者にこれができるわけだから、僕は、できなければ別だよ。だから、その点について、僕は、今後これからこういったものをよく配慮をして、この電機だったら地元の業者が発注したら、電気の取り付けとか点検とか、そういったものはもう、県のA級業者ちゅうのは、もうお手の物なんだよ。もうこの中に、これを見れば、水道業者が入らんならんような仕事も、みんな一つにふってあるから。あなた方、邪魔くさいの、見積もりするのが。知恵も足も出なければ、島に税金落ちないよ。こういうやり方では僕はいけないと思って、次は今後の反省点として、あればちょっと、改善できるんだったらちょっとお願いしたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） 先ほど言っております排水設備に排水ポンプの製造でございます。そして、それに付随する原動機、減速機の機械設備の製造であるということで、製造メーカーに選定しているということでございます。なお、今後の据えつけ工事等につきましては、別途地元業者に優先して配慮した発注を心掛けていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

12番（川口幸義君） 部長、やはり1円でも地元にお金が落ちるように、皆さんの方が考えないといけない。これやったら、もう機械を発注すれば、地元の電機業界だっってどどんカタログを見て、分らなければメーカーを

呼んで説明受ければ出来ることだから、そうしないと奄美市に1円も税金が落ちない。こういう何億単位の工事を、やはり鹿児島に営業所があるからといって、右左へ投げるんじゃなくて、もっと努力して何とか島に、奄美市に1円でも税金が落ちしてもらえれば助かるかなと。こういったものが貢献度なんですよ。あなた方は大手に放り投げれば楽かもしれないよ。楽したらいかんよ。人間は苦勞するところに進んでいかないと。僕はいつも樂する道は行かないよ、私は。人が避けて通る道しか、僕は選んで歩かないよ、普段から。だから、皆さんもそのようにして、これは1円でも税金が奄美市に落ちるかなと思えば、もうちょっと工夫をすれば、島の業界ができるなと思ったから取り上げましたが、今後の課題として、ひとつ研究してほしいなと思います。よろしく願います。

それから、(2)番、これはもう、先ほどランク付けについてはもう伺いましたので、(3)番、和瀬集落の避難道路陳情書の取り扱いについて。これはもう再三集落から陳情書上がっているんですけども、一向もこの本庁で議論されていないので、私はもう一回この書類がどこに行ったのか、それを伺いたいと思います。

住用総合支所事務所長(手藁 利文君) おはようございます。

和瀬集落生活道路の整備に関する要望書の取り扱いについてでございますが、住用総合支所内で現地調査及び用地調査を進めているところでありますが、要望地区には土地の境界が確定されていない筆界未定地があることから、地権者の確認や土地境界確認を優先させることで用地問題を解決し、事業を導入することが重要であると認識しまして、協議を進めているところであります。まず、そのためには、筆界未定地の用地を確定し、ルート選定をすることで、関係部署と協議を行い、調査費の検討をしているところでございますので、今しばらく期間をいただきたいと存じます。

12番(川口幸義君) 所長、御苦勞さん。筆界未定が結構あるとあなたおっしゃいましたから、それについては、和瀬集落のいわゆる地籍について伺いたいと思いますけれども、地籍はどうなっていますか、和瀬は。

住用総合支所事務所長(手藁 利文君) 地籍調査は終わりました、住用総合支所内で、その要望書の地区内のルートについて検討した結果、おおむね6筆ございまして、3筆の所有者は集落内に住所がある方ですが、残り3筆については筆界未定地となっております。集落内の現所有者の方から、ルート選定などの話を伺っているところでございます。

12番(川口幸義君) 筆界未定が3筆あるということですよ。ということは、筆界未定があるということは、本来集落全体のいわゆる地籍は終わっていないちゆうことじゃないの。どうですか。筆界未定があれば、これはもう字図は消えないですよ。今終わったんですか、本当に、地籍は。地籍が今終わったとおっしゃった、あんた。筆界未定があったら、地籍が終わったちゆうことにならないんじゃないの。地籍をするちゆうことは、字図の番地を起こすためにするわけで、筆界未定がある以上は、この地籍はまだ進んでいないんじゃない。ちょっと僕も素人だけど、もう一回聞かせてください。

住用総合支所事務所長(手藁 利文君) 先ほど、すいません、終わったと言いましたが、議員のおっしゃるとおり、筆界未定地がありますので、まだ終わったということではございません。

12番(川口幸義君) この筆界未定については、ただ道路拡張するのについて、これをのけて迂回をしてやれば、できないことは僕はないと思うんですよ。その近くにおる方が、私の土地はたくさんあるから、いつでも提供しますという方が、役所定年なさった方がいらっしゃるんだけど、それについては、皆さんどのようにお考えですか。その筆界未定をもう飛び越えて、しっかり番地とか、そういった地権者がいらっしゃるところに迂回をするという方向づけは考えられませんか。

住用総合支所事務所長(手藁 利文君) 先ほども申しましたが、集落内にいます所有者の方と何回か話をしながら

ら、ルートを選定についても協議しているところでございますので、今後進めてまいりたいと思っております。

12番（川口幸義君） 所長、一生懸命集落のそういったもう陳情というのは、やっぱり大事にしないとだめだと思いますよ。もう一旦私が聞くと、答えて、これで終わりじゃだめなんですよ。やっぱり完成を見なければ。避難道路だから、人の生命にかかわる問題だから、命がけで頑張らんとだめですよ。こういったものは、こういうここはだめだけど、こういう土地を地権者が提供してくれる方がおりますよという、そういった案件を持って、あなたは所長なんだから、本庁来て議論しなくちゃ。本庁で議論が僕はないと思うよ。部長、どうですか。和瀬の件で上がりましたか。あなた部長だから。

総務部長（前田和男君） 今議員からお話がありました、私どものほうまで、この件については相談はありました。その中でしっかりと筆界未定を解消しないと、後々問題がまた残ってしまうということで、そこをまずしっかりやってくださいということで話をしたところでございます。

12番（川口幸義君） いろいろ問題はあると思いますけど、やはりそういったものをクリアをして初めて人の人命が助かるということだから、やっぱり一生懸命頑張ってほしいね。もっともっと住用の役場は頑張って、予算をたくさん確保することを努力してほしいね。皆さんから案件がどんどん上がれば、我々議会議員たくさんいるから協力できるんですよ。本当にそうやってもらいたい。住用も対等合併しているわけだから、僕はそれで本会議で取り上げているわけだから、一緒になって頑張らなければならないと思いますよ。よろしくお願いしますよ。これについては終わります。

それから、大きな3番、赤木名地区の下水道事業について、（1）事業の最終年度について、この③まで。終末処理場の供用開始、接続者の目標について、受益者負担についての説明、これをまとめて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

上下水道部長（藤山浩俊君） それでは、議員御質問にお答えさせていただきます。

赤木名地区の下水道事業につきましては、平成24年度から事業に着手し、現在の事業計画期間は令和5年までとなっております。

現在の進捗につきましては、平成30年度末において56.1ヘクタールの計画面積に対し、21ヘクタールの整備を終え、約37.4パーセントの整備率となっております。今年度につきましては、約2,000メートルの管布設を整備予定であります。

終末処理場につきましては、現在、機械設備工事、電気設備工事を実施中であり、令和2年度中の一部供用開始を予定しております。

②で接続者の目標についてという御質問ですが、赤木名地区の下水道事業につきましては、平成6年3月策定の旧笠利町下水道整備基本構想に位置づけられており、平成18年度に、各集落の代表者で構成された「赤木名まちづくり推進協議会」からの要望書を受けたところであります。公共下水道事業につきましては、農業集落排水事業とは異なり、事業要望書に90パーセント以上の同意書添付の要件はございませんので、要望のあった各集落において随時説明会を実施しましたところ、反対意見書もなかったため、平成24年度より事業を実施しております。

受益者の負担についてはという御質問ですが、御質問のとおり、供用開始後の宅内接続工事は住民負担となります。事業導入の際に本管接続に係る費用の説明や、積み立ての提案などの住民説明会を開催しておりますが、供用開始前に再度説明会を予定しております。なお、供用開始後の接続率につきましては、3年間で約70パーセント以上接続を目標に頑張っております。以上です。

12番（川口幸義君） 3年間で70パーセント以上の、これは目標ですよ。もうちょっと上がりませんか。

上下水道部長（藤山浩俊君） 70パーセント以上接続を目標に頑張っていきたいと思っております。

12番（川口幸義君） 70パーセント以上目標だから、90パーになるかも分からないですよ。努力してくださいね。この受益者負担については、まだなかなか理解していない方もいらっしゃると思うんですよ。これについては、十分やっぱり理解をさせてやらないとだめだと思うんですよ。そうすると、負担が重なると、接続嫌だと。本管だけ入れて利用する人がいなくなったら困るからね。こういった事業ちゅういうのは、やっぱり何十億投資するわけだから、費用対効果が上がるような、やっぱり事業は進めていかなければ、僕はいけないかなと。これはやっぱりもともと生活排水、生活環境の整備をするという目的だから、海にきれいな水を流す。そうすれば、海もきれいになる。サンゴ礁もまた生えかえる。そういったことを考えると、やはり集落民には全ての人が接続をしてもらいたい。こういった説明もしないと、なかなか理解できないと思うんですね。それについては終わります。

それでは、（2）番、用安地区の農業集落排水事業について伺います。

今後の見通しなど、お願いします。

上下水道部長（藤山浩俊君） 用安地区の農業集落排水事業について答弁をさせていただきます。

用安地区の農業集落排水事業でございますが、昨年度より事業改修を行っており、今年度は約300メートルの管布設整備を予定しております。

すいません。整備面積ですけれども、区域面積が19.1ヘクタールで、約9億円の事業費をかけて整備を進めてまいりたいと思いますので、御理解ください。

12番（川口幸義君） この終末処理場の予定はどうなっているんですかね、用安地区の。

上下水道部長（藤山浩俊君） 処理場の予定地は、昨年度ボーリング調査をしております、今年度詳細設計、来年度詳細設計を入れる予定にしております。

12番（川口幸義君） それで、ちょっと伺いたいんですが、用安地区のこの間本管工事が発注したんだけど、不調に終わりましたよね。業者が何名、数社、皆さんは指名にかけたんだと思うんだけど、1社だけで不調に終わりましたと。これについては、何かありましたらお答えください。

上下水道部長（藤山浩俊君） 入札不調となりましたけれども、その入札に指名した方、辞退した業者の方々にちょっとアンケートをとらせていただきましたが、辞退理由としましては、手持ち工事を抱えており、人員不足などが原因という返事が8割ほどを占めておりました。以上です。

12番（川口幸義君） 手持ち工事があるって手が回らないと。そういうことで辞退されて、1社だけが残ったと。ということは、公共事業はなかなか遅れて前に進まない。ということは、皆さんの指名の回り方には問題ありませんか。手持ち工事がある業者は、入れたらいけないでしょう。次の指名委員会に係るときには、70パーセントの公共事業の進捗率を見て指名をかけるという、奄美市の規定があるんじゃないの。

上下水道部長（藤山浩俊君） 用安地区の汚水管路布設工事の指名につきましては、工事内容から工種は土木工事とし、金額要件でAランクとしました。Aランクに格付されております21業者の中から地域性を考慮し、あわせて12業者を選定し、指名したところでございます。

なお、同日、同工種、同ランクの指名推薦案件が6件ありまして、土木工事のAランク21社に対して、それぞれ4件ずつ指名をしているということでございます。公正及び平等性は保たれていると思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

12番（川口幸義君） 辞退されたということは、手持ち工事があるちゅうことだから、皆さんはやっぱり調べる

必要があるよね。その業者が70パーセントの手持ち工事の進捗率を見て、次は指名をかけるという奄美市のちゃんとルールブックがあるわけだから、だから、こういうふうにして不調に終わると、公共事業も前に進まないから、僕は、そういうところはもうどんどん随意契約したほうがいいと思うよ。ひょっとしたら儲からないから辞退したかも分からないよ。最近の奄美市の見積もり方、おかしい。この間も全員協議会である議員が言いましたが、技術者がいないの。設計間違っていないの、昨日もそういう話あったじゃない。だから、そこらあたりを、市長、今後僕は考えてほしいと思う。やっぱりどんどん公共事業遅れても困るしね。予定が予定にならないから、もうそういうとき、手持ちの工事あるときは、もうない人に随意契約でも僕は進めて。やっぱり業者は儲からないと、現場入らないですよ。人夫使って、重機を使って赤字、そこもやらんと。そういう見積もりは僕はだめだと思うんだけど、市民交流センターにしてもそうだよ。僕は、不調に終わったちゅうけど、恐らく奄美市の見積もりが甘かったかなと僕は思って。もっと金額は上げて儲かるようにしなければ、なかなか業者はそう簡単にはいかんと思いますから、せつかく発注するんだから、もう補正も組まなくていいぐらいの、市長、儲かるような現場見積もって、業者をやっぱりハツパかけないとだめだと僕は思っていて、今回はこの問題を取り上げましたが、ひとつ、もうこれで終わりたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。10時45分再開いたします。（午前10時27分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）

先の川口議員の一般質問の答弁について訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

住用総合支所事務所長（手藁 利文君） 先ほどの答弁で、地籍調査は終わっていないと言いましたが、地籍調査は終了しており、調査後の結果が土地所有者の確定に至っていない土地があり境界が確定できず、筆界未定地となっております。以上です。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

議長（師玉敏代君） 引き続き、一般質問を行います。

公明党 栄ヤスエ君の発言を許可いたします。

2番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継をご覧の皆様、おはようございます。公明党の栄ヤスエでございます。任期最後の質問となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。また、今期で勇退されます先輩議員の皆様には、これまでの議員活動に対しまして敬意を表します。

（発言する者あり）

前もって失礼します。

それでは、質問に入ります前に、少々所感を述べさせていただきます。

8月下旬に北部九州地方に降り続きました大雨で犠牲になられました方へ心より御冥福を申し上げますとともに、被害に遭われた全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、9月1日は防災の日であり、9月は防災の月でございます。相次ぐ被害から身を守るためには、日頃からの取り組みが大切です。台風や大雨が予想される災害に対し、家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするのかを時系列で整理した自身の防災計画、マイタイムラインの普及が不可欠と言われております。阪神淡路大震災や東日本大震災においては、避難所で女性用の物資の不足ですとか、また授乳や着替えのためのスペースがなくプライバシーが確保されないなど、女性の視点から見て不十分な運営状況にございました。公明党は、これらの教訓を踏まえて、防災対策に女性の視点を活かすよう、政府に対し2度の提言を行いました。本年、国内販売が始まった粉をお湯で沸かす必要のない乳幼児用液体ミルクを災害用の備蓄品に加えることも推進してまいっております。

近年、大規模な自然災害や異常気象が頻発し、各地で甚大な被害が出ております。災害から大切な命や財産を

守るためにも、地域の防災また減災対策にも力も入れてまいる決意でございます。

これからも公明党の立党精神であります「大衆とともに」を片時も忘れず、生活者の視点で市民の皆様の小さな声に耳を傾けてまいる決意でございます。

それでは、質問に入ります。

1つ目、持続可能な開発目標、「SDG s（エス・ディー・ジーズ）」も市政に生かす取り組みについてでございます。

SDG sは、2015年9月に国連本部で開催された国連サミットで、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されました。貧困や飢餓の撲滅、健康と福祉の増進、教育の拡充、ジェンダー平等の実現などの課題に取り組む国際的な目標であり、日本を含む全ての国連加盟国が2030年度までに達成する17の目標と各目標を達成するために定めた169のターゲット、230の指標を示し、世界規模で取り組みが始まっております。

1つ目の質問でございますが、①本市のSDG sに対する認識を伺います。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速、栄議員にお答えさせていただきます。

議員、今、お話のとおり、SDG sについては、2015年9月の国連サミットで採択された貧困や飢餓、保健や教育といった17の目標、169のターゲットからなる国際社会全体の開発目標として、近年大きく注目を集めております。

我が国におきましても、2016年5月には内閣総理大臣を本部長とした推進本部を立ち上げるとともに、同年12月には実施方針を決定いたしております。また、この実施方針において、国際目標で示された17の目標から我が国に即した再構成を行い、「あらゆる人々の活躍推進」や「健康・長寿の達成」といった8つの優先分野を設定し、140の具体的な施策を指標とともに掲げております。

なお、2017年6月には、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、地方公共団体における持続可能な開発目標の推進が盛り込まれております。

本市といたしましても、このSDG sは世界規模で解決または取り組むべき課題を明確化したものと捉えております。我々も当事者意識を持って、地域の実情に即して取り組むべきものと考えておりますので、引き続き議員をはじめ皆様方の御指導、御助言をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。今おっしゃっていたとおり、SDG sは持続可能な開発目標であり、誰一人取り残さないということで2015年に宣言しております。

公明党におきましても、昨年、党内にSDG sの推進委員会を設置いたしまして、関係機関と意見を交換し、さらに、先ほどもありましたけれども、政府に推進のための司令塔設置を求めた結果で、また昨年5月、安倍首相を本部長とするSDG sの推進本部が発足いたしまして、昨年末までにこの推進の実施指針というものも策定することになりました。

党の推進委員会のまた座長であります谷谷正明参議院議員は、今、政府が、地方やまた一億総活躍社会、人づくり改革をうたっているが、これらは全てのSDG sの基本理念と合致をすると、底流とすべきものと述べております。まずはSDG sの理念とまた推進の必要性を多くの方に理解していただきまして、それぞれの分野で協力しながら目標達成に向け進んでいく必要があると考えます。また、市の総合計画もはじめまして、今後また策定する各分野の計画の底流にも、そういったSDG sの理念を置いてはと考えております。

先ほど、市長からも答弁ございましたけれども、そこで2つ目の質問に入りますけれども、SDG sを市政に活かす取り組みへの見解ということで再度伺わせていただきます。

総務部長（前田和男君） それでは、お答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、現在、様々な場面でSDGsの視点を踏まえた取り組みが広がりを見せているところでございます。本市におきましても、先ほど市長が申し上げたとおり、世界規模の取り組みとして欠かすことができない重要な視点だと認識しているところであります。

まずは本年度改訂作業を進める総合戦略、さらには本市のまちづくりの羅針盤である総合計画の改定に向けた取り組みを進めさせていただく中で、様々な御意見を伺いながら具体的な目標設定や反映のさせ方など検討させていただき、地域社会の持続性を高めるように取り組んでまいりたいと考えております。

2番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。さまざまな視点で取り組まれるということで、前向きな検討を考えていらっしゃるということで安心いたしました。

本年度の公明党の奄美市議団の予算要望の項目の中にも、本市におけるSDGsの取り組みについて入れておりましたので、どうぞ前向きな御見解をよろしくお願いいたします。

次に移りますけれども、福祉政策についてということでございますが、本市においては平成30年3月に、障害者福祉の観点から、チャレンジド・プラン奄美第5期計画ということで、「自分らしく輝き、いつまでも暮らせる地域（まち）づくり」を基本理念として計画を策定しております。平成28年4月には、障害者に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に合理的配慮を義務づける障害者差別解消法が施行されております。本計画の目的は、「障害のある人もない人も分け隔てなく生活できる社会環境づくり、住み慣れた地域や家庭で生き活きと安心して暮らせる社会づくりを目指して作成した」というふうにされております。

1つ目の質問に入りますけれども、ヘルプカードの普及と広報についての現状でございますが、このヘルプカードに関しましては、本年7月より、県の事業としてヘルプカードの配布が本市でもスタートしております。本市におけるヘルプカードの配布開始のお知らせは8月号の奄美市だよりでも紹介されておりましたし、また8月18日付の地元紙にも紹介されておりました。また、昨日、9月3日の地元紙にも、担当課の係長と担当者が写真入りで載っておりました。ありがとうございます。

これは、目的としましては、ヘルプカードは支援が必要な人が困ったときに支援を求めるためのもので、支援が必要な人と支援できる人を結ぶカードでございます。支援が必要な人に、自分から困ったとは伝えられない人がいます。支援が必要なのに、コミュニケーションに障害があってそのことが伝えられない人、困っているそのものを自覚していない人もいます。特に、災害時には困り事が増えることが想定をされております。

一方、地域の人からは、何かあった時にどう支援したらよいか分からないとか、また障害のことが分からない、困っているのではと気になるけども、誰にその人のことを聞いたらいいのかわからないという声もあります。何かのきっかけさえあれば、両者がつながることができると思います。ヘルプカードは、そのきっかけをつくるものであるとも考えます。

対象者といったしましては、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から援助等が必要なことが分からないこと、聴覚障害者ですとか、日常生活や災害時などにおいて配慮や支援を必要としている方、また障害の有無、障害者手帳の有無は問わないとしております。

配布開始は7月1日からですので、まだ2カ月ほどですけれども、利用の促進と認知度アップのために質問させていただきます。私は、このヘルプカードの導入につきましては、平成29年の第3回定例会の一般質問でも取り上げさせていただきました。導入後の質問となりますが、質問させていただきます。

7月1日の配布開始日より、今日現在でヘルプカードの申し込み件数を伺いたいと思います。また、申請からカード受け取りまでの流れを伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） まず、議員のほうにヘルプカードの紹介をしていただきまして、ありがとうございます。ヘルプカード自体は、表のほうに十字のマークがついていまして、後ろに手伝っていただきたい内容というのを書くようになっているようでございます。皆様のほうもご覧いただければと思います。

それでは、議員からございましたヘルプカードの配布件数についてお答えいたします。名瀬総合支所で15枚、住用総合支所で3枚、笠利総合支所で1枚の合計で19枚というふうになっております。

それから、申請からカードを受け取るまでの流れについてでございますけれども、各総合支所担当課窓口におき

まして、簡単なアンケートにお答えいただくだけでカードを交付できるようになっているという流れになっております。よろしく願いいたします。

2番（栄 ヤスエ君） 分かりました。今現在、2カ月で19枚ということですがけれども、今、様々な広報、新聞ですとか便りも出していただいて、これから少しずつ増えていくのかなとは思っておりますけれども、必要な支援や配布は一人一人の障害の特性にあっても違いますし、またヘルプカードを一人でも多くの方に知っていただいて、カードを持っている方を見かけましたら、また市民の皆様には思いやりの心、心のバリアフリーで勇気を持って声をかけるなど、御配慮をお願いしたいと思います。ぜひ、そういった意味でも、普及をお願いしたいと思います。

また、今現在、市のホームページには掲載されていないと思うんですが、市内の事業所やまた交通機関などへのマークの、目の触れる場所に提示をしていただくなり、また奄美市の庁舎の入り口ですとか、そういったところにもぜひ張っていただいて、広報していただきたいというふうに要望いたします。

これに関して、何かございますでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） ただいま御紹介いただきました19名の方ですがけれども、その内訳について少しお答えをしたいと思います。

視覚障害の方が3名、聴覚障害の方が2名、音声言語障害の方が1名、内部障害の方が1名、身体障害者の方が2名、知的障害者の方が5名、精神障害者の方が1名、発達障害者の方が2名、高次脳機能障害の方が1名、難病の方が1名ということで合計19名というふうになっているところでございます。

カードを取得された方のほうに、一部ですけども聞き取りをして内容確認しておりますけれども、現在はまだ使用していないけれども、単身で旅行したときなどに利用したいということも伺っているところでございますが、先ほど議員からありましたとおり、今後、本市のホームページをはじめ市内の事業所、交通機関などにも、カードの理解を深めるための活動をしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

2番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。さまざまな障害を持たれた方に、少しずつですが行き届いていると理解いたしました。このヘルプカードは東京都からスタートしたものでございますので、今現在、国としても、来年のパラリンピック・オリンピックに向けて世界的にも広げていくということで、JIS規格にもなっておりますので、近々また皆さんにも認知度を高めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入りますけれども、聴覚障害をあらわす耳マークの表示についてでございますが、マークが続きますが失礼いたします。この耳マークの表示についても、ヘルプマークと同じく、平成29年の第3回定例会の一般質問で取り上げさせていただきました。

この耳マークは、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が作成しまして普及に取り組んでおります。耳マークの耳は、耳の不自由な方が自分の耳が不自由であることを表すのに使用いたします。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示していただくことで、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意味表示を示すために用いるものでございます。当事者からも、難聴者は見た目で見えないため、耳マークが設置されているだけで安心できるとの声も聞いております。市役所を訪れる来庁者の難聴者にとっても、耳の形をした耳マークはわかりやすいと考えます。

本市においては設置している施設は残念ながら見ることはございませんけれども、島外から奄美を訪れる難聴者や、また中途失聴者、また加齢による難聴者にも、この耳マーク表示が案内所などに設置されていると安心すると考えております。また、公共施設、観光施設の映像に字幕というものがないそうなんですけれども、こういったものも配慮が必要ではないかという声もお聞きしました。

奄美を訪れる観光客など来島者への配慮も必要であると考えますが、そこで質問でございますが、本市の主な施設の窓口にこの耳マークを設置できないかを伺います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 耳マークにつきましては、旧庁舎においては取り組んでいた所もございます。窓口のほうにマークを示し、それから筆談用の紙も準備してということをやっておりましたので、こういう取り組みも参考にしながら、今後は関係機関、関係各課とも連携して、この新庁舎、それから各総合支所などでの導入をまず検討していきたいと思っております。

2番（栄 ヤスエ君） 分かりました。今おっしゃったことは、筆談できますよという表示を示していただいたときに、選定をしていただきまして各庁舎に置いていただいた、そこに一部あったということだと思いますけれども。

実際、耳マークがちょっと大きくできるような、見える形にさせていただくようなまた配慮も必要だと思いますので、庁舎だけではなくて、先ほど申し上げましたけども観光機関ですとか、来島者も増えてまいりますので、そういったところで多くの機関に掲示をお願いしたい、普及をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入りますけれども、障害者や外国人など、意思疎通が困難な人のためのコミュニケーション支援ボードというものがございまして、その支援の導入についてでございますけれども、コミュニケーションの支援ボードは、話し言葉によるコミュニケーションが難しい方などが、分かりやすいイラストを指さしをすることで自分の意思や気持ちを伝えることができる道具です。障害のある方のほか、また日本語での会話が苦手な外国籍の方や高齢者、幼児にも広く活用されているようでございます。大きな地震が発生した際に避難所となる施設に設置している自治体もございまして、東京都荒川区が作成いたしましたこのボードを参考にしまして、鹿児島県内では、鹿児島市が本年度作成をして、避難所やホテルなどの宿泊施設への配布をしているようでございます。

このボードに関してなんですが、特徴としましては、支援ボードでございますけれども、こういった形になっておりまして、指さしで……。

（発言する者あり）

（資料の持ち込み不可の指摘あり）

分かりました。済ませません。失礼いたしました。申請していないのでそのまましゃべりますけれども。

主な特徴として、絵カードを指差しして、意思の要望の内容の確認ができます。ホワイトボードマーカーで何でも書き、消すことができます。そして、英語、韓国語、中国語の表記がございまして、あと4番目に、アレルギーの確認ができます。女性が必要とする支援品の確認ができます。6番目に、選択肢を絞り、選びやすくなります。手帳サイズにして、災害時でも持ち運びしやすくしてありますが、こういう方に御利用くださいということで、自閉症ですとかまた知的障害者で言葉と絵で伝えると理解がしやすい方、また聴覚に障害のある方、視覚に障害のある方、言語に障害がある方、相手に伝えることが難しい方ということになっております。

そこで質問ですけれども、本市にこのコミュニケーション支援ボードの導入ができないかということで伺いたいと思っております。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御案内のコミュニケーション支援ボードについてでございますけれども、まず本市では、袖観光課において、主要な外国語を使った指差し会話集を作成しておりまして、クルーズ船などを利用した外国人観光客向けに、飲食店やホテル、タクシーなどで既に配布、利用しているところでございます。

議員からのコミュニケーション支援ボードにつきましては、さらにこれにイラストなどを使って分かりやすくなったもので、行政窓口だけでなく、福祉サービス提供事業所、飲食店、観光施設、観光案内にも利用できる有効な手段だと考えております。導入や啓発に向けて、今後検討していきたいと考えております。

2番（栄 ヤスエ君） 分かりました。現在、観光面では使われているということなんですけれども、やはり福祉関係とか様々な場面で、先ほども言いましたけど、災害とかがあった場合に災害の避難所ですとか、なかなかコミュニケーションがとれない方たちもいらっしゃると思いますので、そういったところに指差しボードがありますと、もちろん障害のある方もそうですけれども、外国語表示もありますので、外国人がいらっしゃる場合にも本当に必要

になると思いますので、ぜひまたそこら辺も検討していただきまして導入をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移りますけれども、4番目の「断らない相談支援」の本市の現状ということなのですが、2015年の4月に生活困窮者自立支援法が始まりました。本市においても、生活支援係を窓口として相談支援を始めておりますけれども、現状について伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） それでは、議員御質問のありました孤立を防ぐ「断らない相談」について、奄美市の個別の対応状況について御説明をしたいと思います。

生活が困窮する理由は病気や離職、離別など様々で、相談先となる関係機関も多分野となり、支援方法も個々で異なってくるものと思います。そのため、適切な相談先につながりにくい状況も発生いたします。

本市においては、初動となる相談先である保護課内に相談員を配置し、関係機関と連携を図り対応をしているところでございます。また、生活苦の長期化により問題が深刻化する場合もございますので、これまでも高齢者、障害者及び子ども世帯の相談窓口が、最初に相談を受けた場合には、保護課へ連絡、連携して対応しておりますけれども、今年度からは新たに水道料金や保険税などの請求業務を担当する課とも連携をしまして、保護課に相談窓口があることを御案内をしていただく取り組みを7月から開始しております。

今後、そのような取り組みにより相談窓口の周知が図られ、これまで以上に早期の支援ができるものというふうに考えております。

2番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。7月からまた税務関係も増やしたということなんですけれども、やはり全庁的に、このことに関しては発見をする場面も多い窓口だと思いますけれども、全庁的にこういったことも周知していただきながら、いち早くそういった人たちが見つけられる体制も作っていただく必要もあるのではないかとこのように思っております。

神奈川県座間市におきましては、2015年度より、全ての相談を断らず丸ごと対応する窓口ということで市の生活援護課に設けておりまして、これが生活困窮者自立支援事業に取り組んでいるということでございます。相談者に対して、市はどんな相談内容であっても断らずに解決策を探し、また適切な制度や支援策がない場合には職員自ら地域に出向いて行って、様々な活動をしている人と会いながら話を聞くようにしているという、そういった取り組みをされた結果、新たなつながりが生まれたということでお話を聞いております。

座間市は、本市と同じく直営で相談業務をしておりますけれども、豊中市ということがありますけれども、豊中市におきましては、社会福祉協議会が市から委託を受けて事業を展開しております。この中で、ライフセーフティネットということ構築をしております、そこではコミュニティソーシャルワーカーが生活圏ごとに配置をされておまして、制度の狭間にある支援の手の届かない方々、人々へ住民とともに社会的包括をしながら、断らない福祉ということを展開をしているそうです。

座間市は直営でございます。また、豊中市は社協の委託ということで、本市におきましては、先ほど説明がありました生活支援係のほうで窓口を設けているんですけども、ちょっと話がずれますけれども、高齢者福祉課のほうで展開しております地域支え合い事業というのがございますけれども、これも平成28年度からでしたでしょうか、3年前から展開をしております、住用、笠利、また名瀬地区と、8地域で活動をされていることは認識をしております。この平成28年の事業開始より3年余り経ったわけですけども、様々な地域住民の意見が聞ける場として検証などもされていることとは思いますけれども、各地域の特性を生かして活動されていると考えております。その中で、住民同士が身近な存在として、また地域で起こる課題にも目が届くと思っております。

その中で、痛ましい事件が、今、テレビ等でも騒がせておりますけれども、本当になくならない児童虐待ですとか、通学中の声掛けなど、様々な地域の問題も見ることができると思うんですけども、そういったところで、しっかりとそういった支え合い事業の事業体、協議体等も含めて連携をしながら、地域の住民の声がしっかりと届くような体制づくりをできたらなというふうに思います。

豊中市がそういった体制、セーフティネットを構築しておりますけれども、それもやはり住民の声がしっかり届ける場所があるんです。福祉の窓口ですとか、地域においてなんですけれども、そういったところがありまして、

住民で上げて、地域の福祉のほうで問題が解決しなければまた更に行くという形で、最終的には行政のほうにその問題が取り上げられていって問題解決に結びつくという、そういったライフセーフティネットを構築しております。

そういったことも含めて、やはり見ようとしなければ中々見つからない相談というか、困り事を抱えている方たちもたくさんいらっしゃると思いますので、本市においても断らない相談支援というか、様々ございますけども、そういったこともしっかりと見出せるような体制づくりを作っていただきたいなというふうに思っております。

その中で、核になるのが、また豊中市のほうはコミュニティソーシャルワーカーということの配置事業をしておりますので、社会福祉士という資格を持っていれば受けられる資格なんですけども、そういったコミュニティソーシャルワーカーが住民と、また行政とかを結ぶような働きもしておりますので、そういった人材の登用もすごく大事ななと思っております、この質問をさせていただきました。

すいません。このことに関して見解ございますでしょうか。

保健福祉部長(奥田敏文君) 様々な御意見がありましたので、回答になっているかどうかわかりませんが、一部、答えたいと思います。

議員御質問の中で、「断らない相談支援」のうち、地域での相談支援体制及び生活基盤体制整備事業に関しては、今、議員からもありましたとおり、市内8地区で行われております地域支え合い体制づくりでお答えをしたいと思います。

まず、地域での相談体制の現状につきましては、市内に7つの在宅介護支援センターを配置しております、65歳以上高齢者の実態把握訪問を行いながら、高齢者以外の世帯員も含め、世帯の生活課題解決に向け、民生委員や関係各課との連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

一方、地域支え合い体制づくりにつきましては、「子供から高齢者まで、まーじんま、小さな手助けをし合いながらつながり合う地域」のスローガンを掲げ、地域ごとに生活支援コーディネーターや協議体のメンバーも含めて住民の皆様へ御参画いただき、地域の互助の再構築と地域の課題解決に向け、福祉の視点から地域づくりを行っているところでございます。

具体的な事例としましては、先日から始まっておりますけども、住用地区の地域支え合い体制づくりの中で、「有償ボランティア」、具体的には買い物支援とか移動支援ということのようでございますけども、この取り組みが始まっております。各地区ごとに、住民の皆さんが中心になって地域の課題解決に向けて協働して取り組んでいるという状況でございます。

地区ごとに地域の現状や課題については異なる状況があるため、今後とも、地区の生活支援コーディネーターや協議体メンバーの皆さんと協働しながら、地域の互助の再構築と地域の課題解決に向け体制づくりを推進していきたいと考えておりますけれども、議員に、座間市、それから豊中市の例を御教示いただきましたが、全国の先駆的な取り組みも参考にさせていただいて、市民の皆さんが安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現に向け、更なる体制づくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、市民の相談を子どもから障害者、高齢者まで丸ごと受けとめるべく、今年度から県が主催しております「相談支援包括化推進員」、この養成講座、これにも市の職員も含めて積極的な受講を行っております、地域で活躍できる人材育成も併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2番(栄 ヤスエ君) 具体的な御答弁、ありがとうございました。更なる推進をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の市民生活についての質問に入らせていただきます。

まず1問目なんですけども、市営住宅の入居についてでございますが、本市における高齢世帯の1階への入居希望ですとか、またエレベーター付きの住宅希望者、また障害者など、また車椅子を利用される障害者などの入居希望もあるかと考えますけれども、質問に入りますが、本市における老人世帯向け住宅、障害者向け住宅、単身者向け住宅の現状を伺いたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、議員御質問の高齢者世帯及び身体障害者向けの市営住宅の現状についてお答えいたします。

高齢者世帯向け住宅につきましては43戸ございまして、そのうち14戸が単身者の入居が可能となっております。待機世帯数は全体で75世帯で、うち単身者世帯は43世帯となっております。

身体障害者世帯向け住宅につきましては27戸でございます。待機世帯数は18世帯となっております。

増加しております高齢者世帯への対策といたしましては、一般世帯向け住宅においては、入居申請時にエレベーターが設置されていない高層住宅の1、2階は高齢者を優先して受け付けをしており、また高齢者世帯を含む単身世帯の待機者数が多いことから、昨年度、佐大熊特定住宅全13棟のうち4棟、佐大熊改良住宅の全4棟の計230戸を単身世帯入居可能としており、当該住宅への単身者の入居戸数は8戸となっております。

現在、市営住宅に居住されている方々は、長期に渡り住んでおられる方が多いため、高齢者世帯や単身者世帯の増加の一因となっていると考えております。

なお、現在、市営住宅にお住まいの単身者世帯の年齢別構成につきましては、40歳未満が25戸、40歳から50歳未満が51戸、50歳から60歳未満が99戸、60歳以上が664戸となっております。

そのほか、エレベーターが設置されていない住宅の3階以上の高層階にお住まいの高齢者の方々におきましては、階段の昇降で御負担をおかけしているものと存じますが、そのような方々の負担軽減を図るため、希望されている方には低層階、1、2階でございますが、の住み替え申請の受け付けを実施しております。

高齢者世帯向け住宅及び住み替え申請の需要は高齢化に伴い、年々高まってきているものと存じておりますが、受け入れ可能な住宅戸数に限りがございますので、全ての要望にお応えすることは難しいところではありますが、住宅施設内の階段や勾配のある箇所への手すりを設置するなど負担軽減の措置を行っておりますので、御理解をお願いいたします。

2番（榮 ヤスエ君） 御答弁、細かい数字までありがとうございます。今の現状がよくわかりました。単身者世帯もやっぱり40歳とか若い世帯から、25戸入っていらっしゃるといことも分かりましたし、大体市民のニーズに合わせた施策だと思っております。

次の質問に入りますけれども、身体障害者専用部屋の現状についてなんですけれども、今現在、障害者が入れるような戸数としては27戸で、待機が18世帯ということで先ほど御答弁ございましたけれども、この質問に関しましては、1人の市民からの御相談をいただきましたことで、ちょっと質問させていただきます。

身体障害者の方がおられる世帯ですが、家族が介護をしながらの生活で、子供さんと親という形なんですけれども、親御さんもだんだん年を取っていくと。車椅子生活なので、だんだん御自分も体力の衰えを感じるということで、今後の生活を考えながら、公営の身体障害者、車椅子の方が住めるバリアフリー対応の住宅への入居ということで希望しておられまして、実際、今、申請もしていると思うんですが。その中で、本市においては身体障害者向け住宅の戸数が27戸ということで少ないため、待機の期間というのも長いことも考えられております。現状もありますけれども。

そこで、市営住宅への入居申し込みの提出書類の中で、世帯状況等申告書ということでございますけれども、その項目の中に、世帯として身障者専用部屋を申し込む世帯（身障者手帳のうち下肢機能による4級以上をお持ちの方がいらっしゃる世帯）の項目ということもございました。また、その誓約書としましては、この部屋が身体障害者向けであることを理解し、身体障害者の方が退去して健常者のみが居住する場合は速やかに退去することを誓約しますという文言が組み込まれておりますけれども、そこで質問なんですけれども、本市において、住宅の身障者向け住宅の現居住者で、身体障害者が退去をされて健常者のみの居住になった場合の市としての対応を、今の現状を伺いたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、お答えいたします。

身体障害者向け住宅につきましては、浜里住宅に16戸、真名津住宅に3戸、田雲住宅に8戸の合計27戸でございます。全てが入居中であり、入居待ちの世帯も多数おられ、需要の高い状況となっております。

障害を持っている方がお亡くなりになる、転居されるなどにより、障害者が不在となった世帯への取り扱いに

ついて御説明いたします。

身体障害者向け住宅への入居の際には、健常者のみ世帯となった場合は退去していただくことを説明し、その旨を記載した誓約書に署名をいただいております。したがって、障害者が不在となった世帯に対しましては、早急に次の住居を確保し転居していただくようお願いしております。転居は金銭的な負担も伴うため、退去までには一定程度の期間を要することは理解しておりますが、多くの入居待ち世帯があることを認識していただき、ある程度の期間内に退去していただくよう指導しているところでございます。

また、令和2年度から3年度にかけて策定予定の次期「奄美市住生活基本計画」及び「奄美市公営住宅等長寿化計画」により、市の人口動向や世帯状況などを考慮した上で、高齢者世帯や身体障害者世帯のニーズに合うように市営住宅整備計画を行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

2番(栄 ヤスエ君) ありがとうございます。具体的な計画まで示していただきまして、ありがとうございます。当事者の身になってみますと、やはり待ち長いとなかなか難しいものがありまして、心情的にも苦しいものがあります。もちろん退去される方にも心情的なことがあるんですけども、双方の身障者向け住宅の申し込みされている方の待機解消をスムーズに行っていけるような対応を市としてもお願いしたいと思っておりますので、今後ともお願い申し上げます。

次の質問に入ります。妊娠から出産、育児までをフルサポートする母子手帳アプリの導入についてでございますが、子育て支援策の充実についてですが、現在のICT化に合わせて、子育て世帯に関する様々な情報を当事者が一元的に管理、活用できるような取り組みが必要になってきております。

本市においては、子育て応援メール「はぐくみ」にて、妊娠期の妊婦と家族、育児期の3歳未満乳幼児の保護者とその家族へ、安心して出産や子育てができるようにアドバイスやタイムリーな情報を届ける事業を導入しておりますけれども、そこで質問ですが、本市のメールの現在の登録数を伺いたいと思っております。

保健福祉部長(奥田敏文君) 議員からお尋ねのありました子育て応援メールについてお答えをしたいと思います。

平成29年度に事業開始いたしまして、平成30年度にはSNSも導入をしております。令和元年7月末現在で、メール及びSNSを合わせて、妊娠期の方38名、子育て期の方195名の合計233名の保護者の方が登録、利用いただいております。

2番(栄 ヤスエ君) 妊娠期から子育て期になりますけれども、健診ですとか予防接種等が月齢ごとに出てくるんですけども、妊婦さん、また出産後の、本当にこの管理というのはすごく大変になってくると思いますけれども、そういったものが漏れなく受けられるように本市でも取り組まれていることは認識はしておりますけれども、現状を伺いたいと思っております。

保健福祉部長(奥田敏文君) まず、先ほどありました子育て応援メールのアンケートを行っておりますので、その内容を少し紹介をしたいと思います。

利用者のアンケートにおきましては、成長過程がわかり実感が持てた、不安な気持ちが和らいだなどの意見が多く、それぞれの時期に合わせた情報を受け取ることによりまして育児不安が解消されたり、家族みんなで出産や子育てを楽しむことにつながっているものというふうに考えております。以上でございます。

2番(栄 ヤスエ君) ありがとうございます。御感想いただきまして、ありがとうございます。

この電子手帳のアプリなんですけれども、「母子モ」という母子健康手帳のアプリがございまして、御説明も差し上げたところなんですけども、スマートフォンやタブレット端末、パソコンに対応したアプリサービスでございます。妊産婦と子供の健康データの記録、また管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供など、忙しい母親また父親を助けてくれる便利な機能が充実しております。

鹿児島県におきましては、薩摩川内市と始良市が導入を先にしております。例えば、市民の声といたしまして、複雑な予防接種の間隔が管理・把握ができる、またタイムリーな情報を受け取れる、データ自体がバックアップ

をされているので、万が一母子手帳を紛失したですとか、災害等でなくした場合でも復活ができるという利点、またこのデータは家族間で共有することができるということで、一家みんなで子育て支援に参加しているという意識を持てる。最近、孫育てというか、共働き家族も増えておりまして、おじいさんやおばあさんが孫を見るという場合もありますので、そういった意味があると思います。

導入している行政の声といたしましては、予防接種に関する問い合わせが減少したですとか、また確実に必要な情報を直接届けることができる、またワクチンの誤った接種が減ったですとか、また多言語で12カ国語に対応しているということで、外国人のお母さん、ママにも安心して利用できるなどの利点がございます。

新聞情報におきましては、2020年度に、国としても電子健康手帳の導入を検討しているというふうにはお話しもありました。

このアプリなんですけども、費用面におきましてとても安価な母子健康手帳アプリの導入を求めたいと思うんですけども、このことに関して見解をお願いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員おっしゃったように、まず現在の母子手帳、紙ベースのものにつきましては、母親が自らの手で子供の成長を記録できるということで、紙の中に健診、それから予防接種を管理していくというものでございます。

これと並行して活用できる電子母子手帳ということは、先ほど議員のほうからありましたようにいろんなメリットもあるようでございますけども、一方では利用している保護者の声がこの中でなかなか聞こえてこないということで、こういう場所をつくって具体的にどういう分かりやすさがあるのか、あるいは使い難さがあるのか、良いところがあるのかということ、具体的にまだ把握をしていないというところがあります。きちんとした評価をできていないというふうにも伺っているところでございます。

本市の母子保健の課題としまして、地域のつながりの希薄化で経験不足のまま親になるケースも増加をしておりますし、子育てに関心の持てない保護者が増えているということも挙げられますので、子どもの育ちに関心を持ってもらえるよう、母子手帳発行時に、それから健診の時には現在の母子手帳の活用を促しているところでございますけれども、今、議員からあったように、電子母子手帳につきましても、導入自治体の情報を集めながら、これを確認しながら検討していきたいというふうにご考えております。

2番（栄 ヤスエ君） 是非とも検討していただきまして、便利なこの電子版の母子健康手帳、導入をお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次の質問に関してなんですけども、3番目、民生委員・児童委員の全国一斉改選についてでございますけれども、本年12月に全国一斉に改選が行われますけれども、この件につきましては、本年3月の定例会の一般質問でも同僚議員より質問されておりますが、再質問させていただきたいと思っております。

全国民生委員・児童委員連合会は、一般の方から見た民生委員の印象や認知度の調査を実施しております。調査は本年3月に、全国10代から70代の1万人を対象に男女5,000人ずつ、調査データでは、将来的には民生委員になりたいと回答したのは男女ともに10から20代が全体平均よりも高く、20ポイントを超えています。同世代の社会貢献志向の高まりによるものと推察ができると。特に、女性は年代が若い層ほど民生委員になることに意欲的であるというデータが出ております。

イメージ調査におきましては、地域に必要である、ボランティア精神が高いが75パーセント、自分から遠い存在と答えた方は65.2パーセントと、当事者の意識の低い現状です。地域にとって必要と考えながらも、サポートする側、受ける側の双方において当事者意識を持っていない現状であると。

あと、民生委員・児童委員に相談したいと思いませんかとの質問に対しまして、相談している、または意向があるとの回答は46.4パーセント、男女ともに60から70代が多いということで、相談している、相談したい内容は、生活の困り事が最も高く35.5パーセントで、地域の困り事31.8パーセント、高齢者に関することが30.8パーセントと、充実させてほしい活動内容は、高齢者への訪問活動が最も高く41.2パーセント、2位は子育て家庭などへの訪問活動で26.1パーセント、また4位に低所得者世帯やひとり親世帯への支援、子ども食堂、子供の学習支援などが入るなど、高齢者、子育て家庭へのサポートに関する内容が上位で、年代別

では60から70代の災害時要援護者台帳の作成や防災マップづくりなどの災害に備えた活動の割合で、全体の平均として12.1パーセントより高く、女性は21.6パーセント、男性は15.2パーセントとなったということで、増える災害への不安を反映した結果となったというデータが出ております。

高齢化の進展やひとり親の増加、地域のつながりの希薄化で役割も多岐にわたりますけれども、5割近くが相談したいとニーズが高く、子育て関連の相談ニーズも多数で、なり手不足が深刻なものの、10から20代の20パーセントが民生委員になりたいとの一方で、課題は役割や活動内容まで知っている人の役割が7.9パーセント、存在の認知状況の高さに対しましては、活動内容の認知促進に課題があるとの調査結果が出ております。

この件は3月でも質問されておりますけれども、3月の質問に対する市長の答弁におきましては、不在地区解消につきまして、地区割りの見直しなども含めて、今後も引き続き関係機関と連携をとりながら民生委員の確保に努めてまいりたいというふうに答えていらっしゃいますけれども、そこで質問に入りますが、名瀬地区、また笠利地区、住用地区におけます現在の再任の数、新任の数、また不在地区について伺いたいと思います。

また、地区割りの見直しなど、変更された点がありましたら伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） それでは、現在の民生委員、これは12月1日から始まる新しい体制へのスタートの件ですけれども、民生委員・児童委員の推薦状況でございますけれども、名瀬地区では定員95名のうち、再任65名、新任11名、不在が19地区ということになっております。

住用地区では、定員が13名のうち、再任10名、不在地区が3名というふうになっております。

それから、笠利地区では、定員27名のうち、再任19名、新任8名、不在地区はございません。

奄美市全体では、定員135名のうち、再任が94名、新任19名、不在地区が22地区ございます。

主任児童委員のほうは、名瀬地区では定員が3名のうち、再任が2名、不在が1地区となります。

住用地区は、定員2名のうち、再任が2名でございます。

笠利地区は、定員2名のうち、再任1名、新任1名でございます。奄美市全体では主任児童委員のほうは定員7名のうち、再任5名、新任1名、不在地区が1名というふうになっております。

また、地区割りの見直しにつきましては、民生委員事務局、担当民生委員と協議を行いまして、名瀬地区で地区割りの統合を1地区、分割を1地区行い、不在地区の解消、配置の適正化を図っているところでございます。

2番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。まだまだもう少し時間がかかりそうなんですけれども、民生委員・児童委員の皆様は、地域の身近な相談相手として、奄美市の名瀬地区、笠利地区、また住用地区においてなくてはならない存在だと認識しております。今後の活動の負担軽減など見直しも含めて、また地域の皆様からの情報もいただきながら、不在地域がなくなりますように、また2月1日にはスムーズな改選ができますように要望したいと思います。質問はこれで終わります。

次の質問に入りますけれども、Net119緊急通報システム導入についてでございますが、①音声による119通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるシステムの導入についてでございますが、はじめに、大島地区消防組合において、聴覚障害者や言語機能障害者からの通報の現状について伺いたいと思います。

総務部参事（野崎浩敏君） Net119緊急通報システムの導入時期についてお答えいたします。

総務省消防庁が、令和2年度までに全ての消防本部で、このシステムを導入することを目標として掲げておりますが、当消防組合においては、今年度末までに導入を予定しております。

2番（栄 ヤスエ君） わかりました。ありがとうございます。平成30年12月21日に総務省の消防庁は各都道府県へ、また政府として障害者基本計画、第4次において、平成32年度までに全ての消防本部でこのシステムを導入することを目標として掲げているという事務連絡を出しておりますけれども、このNet119はスマートフォンなどから通報用のウェブサイトへアクセスをして、消防本部が消防隊や救急隊などをどこに出動させるべきかを判断するために必要な救急の場、また火事の場合として、通報者の位置情報を入力すれば即座に消防

本部に通報につながりまして、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みでございます。

また、ここで質問でございますが、大島地区消防組合は来年度導入ということでお聞きをしたところですが、

(発言する者あり)

今年度の導入ということで答えをいただきましたので、ここは質問、省かせていただきます。

2020年は日本でのオリンピック・パラリンピック開催などで、多くの方が日本を訪れます。心のバリアフリーとともにユニバーサルな環境整備を、またハード面、ソフト面も作っていかねばならないというふうにも考えておりますので、ぜひこういった観点からも市政の取り組みをお願い申し上げまして、少し早いんですけども、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(師玉敏代君) 以上で公明党 栄ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。(午前11時43分)

○

議長(師玉敏代君) 再開いたします。(午後1時30分)

午前に引き続き、一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

16番(関 誠之君) 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。2007年10月の初当選以来、「努力した人が報われ、評価される社会、安全で安心して働き続けられる職場・地域を実現する」を政治信条とし、「なくせ格差、つくろう安心、目指せ平和」を目標に頑張ってきました。しかし、市民の所得格差は開き、自校方式の学校給食を、1カ所で4,000食作り、配送するという安心・安全を無視するかのような給食センターの建設、陸上自衛隊ミサイル部隊や、そのミサイル部隊を守る警備部隊の駐屯地建設の受け入れなど、奄美市の市政の現実、私が掲げてきた目標とは反対の方向に進んでいるような気がいたします。もちろん、各総合支所の建設や、名瀬総合支所、本庁の建設、水道事業における平田浄水場、高度浄水施設等整備事業など、災害時に市民の安全・安心を担保する建設など、多くの事業については一定の評価をしているところでございます。

陸上自衛隊の建設は、2014年10月に防衛副大臣が奄美市・瀬戸内町に配備打診するため訪問し、市長は住民の理解を得た上で、受け入れる方向で検討したいと答えたと言われますが、いつの間にか正式な受け入れ表明となり、2015年6月に、奄美市議会は、自衛隊を誘致する奄美市議会有志の会から出された奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書を十分に論議することなく採択し、自衛隊誘致を決議いたしました。地元の反対運動や裁判闘争を無視するかのよう、奄美市の自治体、議会は自ら説明会を開くことなく、2016年防衛省の主催する報告会に同席をただけであります。自治体も議会も、いまだに市民に説明責任を果たしておりません。このような状況のもと、今年の3月には奄美市に駐屯地、瀬戸内に分屯地が開設されました。既成事実の上に、議論や検討する時間を与えず、少数意見を見解の相違だと切り捨てる。このようなことは、まさに民主主義を否定する行為であり、政治の場にあってはならないことだと思います。自衛隊が来れば人口が増え、景気が良くなり、街が良くなるなどという短絡的な考えではなく、リスクも考えた総合的な議論が必要だったのではと思います。世界自然遺産登録と自衛隊の駐屯、分屯地の建設に整合性がとれるでしょうか。ミサイル部隊の配備は市民が望んでいたことでしょうか。配備された警備部隊、ミサイル部隊は住民の命と財産を守りますか。自衛隊が守るのは領土、領空、領海であり、災害時における自衛隊の派遣も一定規模以上の災害で、県知事が防衛大臣に派遣依頼を行い、防衛大臣の決定によって自衛隊が動くのであって、駐屯している自衛隊が大臣の命令なしに自動することはありません。住民の生命と財産を守るのは消防であり、警察であります。災害時においても、自衛隊は消防、警察の指揮のもとに動く仕組みになっていると聞いています。自衛隊の任務は、有事の際の出動であります。まちづくりは、自衛隊に頼る他力本願的なものでなく、地元が自ら汗を流すことで作られるとの認識が必要だと思います。さて、今年に入り、陸上自衛隊警備部隊、ミサイル部隊の駐屯地開設、開設直後に奄美の駐

屯地、分屯地での全国部隊合同演習、米軍オスプレイの低空飛行による奄美空港や沖永良部空港などへの6度にわたる緊急着陸など、自衛隊や米軍の目に余る軍事行動が多発しております。8月26日から9月23日に予定されている令和元年度国内における米陸軍との実動訓練、オリエン트シールド19の演習場所に、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地が当初含まれておりました。しかし、私たちが声を上げたことで、瀬戸内の分屯地は除外されたと聞いております。基地開所後半年も経たないうちに、米陸軍との共同訓練が奄美の駐屯地で行われることには大変驚き、怒りを感じ、南西諸島が軍事基地化されていく現実を実感しております。自衛隊が、戦争できる自衛隊から、すぐにでも戦争を始める自衛隊になろうとしております。私たちの責任は、戦争のない、自然豊かで平和なふるさとを子々孫々に引き継ぐことだと思います。私ども市議会は、今議会をもって任期満了となります。このように、子供たちの食の安全・安心、地域住民の安全・安心、市民の暮らしの安全・安心が脅かされようとしている問題に正面から取り組み、今後の奄美市の将来像をどのように描いていくかを一人一人が考え、今声を上げる時だと思います。政治に携わる一人として大きな責任を感じつつ、連帯するあらゆる仲間と力を合わせて行動し、市民の安全・安心を守るために行動してまいります。

ここで、通告しております市長の政治姿勢、奄美駐屯地における米軍との合同訓練（オリエン트シールド・東洋の盾）について、以前に市長は、自衛隊は良いが米軍が来ることがあってはならない、そのようなことがあれば私も反対すると、市民団体の申し入れ時に言うておられたようですが、そのことも踏まえて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、関議員にお答えをいたします。関議員がお話しになったとおり、平和を希求する思いは、関議員と全く一緒であります。ただ、ニュアンスが違いますので一言申し上げておきますが、私が自衛隊は良いが米軍が来るのであれば反対するという、まさにそのような趣旨のことは申し上げたことはあります。よく聞いてください。それは、米軍の代替基地が徳之島に米軍基地として建設されるであろうという総理の話があり、しかも全郡的な世論として、米軍の基地は奄美にはいらない、徳之島にはいらないという徳之島3町の首長の意見、当時の鹿児島県知事、そして私も声かけがありましたので、賛同して、一緒に総理大臣官邸に伺いました。その際、奄美群島に米軍基地建設はいらないということは私は申し上げました。まさに、そのとおりのことを申し上げたところであります。ただ、その後、自衛隊の駐屯地の配備についての御意見があり、今、少数の意見を切り捨てたというお話してありましたが、私なりには大義を背負い、少数といえども非ではなく、多数といえども是ではないという思いで、私は私なりに真摯に取り組んできたつもりであります。そういう中において、今年の3月に自衛隊が配備されたわけでありまして。

平和を希求する、平和とは何かという禅問答する訳ではございませんが、やはり安全・安心・安定の延長にやはり平和というものがあるのではないかと。では、地域が安全であるために、安心できる生活環境であるためにどうすればということは、やはり国防という、自ら守るということとはもとより、公の力で守るということも大切ではありませんか。そういう意味において、私は国を守る自衛隊というものは大切なものであると理解をいたしております。加えて申し上げますれば、議員がいつも冒頭申し上げております社会民主党、自衛隊を私は認知している政党だと認識いたしておりますがいかがでございますか。そういうものを含めて、やはり国は、議員がおっしゃるよう一人一人が自己責任を持って全体で守るということでなければいけないというふうに私は思っているわけでありまして。

そういう見解を述べて、議員がおっしゃる今回のオリエン트シールドについて申し上げます。今般の陸上自衛隊と米軍陸軍との実動訓練につきましては、陸上自衛隊の広報によりますと、本年8月26日から9月23日までの間、奄美駐屯地のほか、北海道の矢臼別演習場、熊本県の健軍駐屯地、高遊原分屯地、大矢野原演習場で実施されるようでございます。陸上自衛隊約950名、米軍から約950名が参加し、有事の際における「受け入れ」、「駐留・作戦準備」、「前方展開」、「戦力統合」などの支援を実施するとともに、複数の領域にわたる日米共同のオペレーションについて演習すると伺っております。その中で、奄美駐屯地においては、9月13日から24日までの間、約30名の米軍兵が来島し、駐屯地内において、陸上自衛隊の中距離地对空誘導弾部隊の

警備訓練として実施し、実弾等の使用はなく、米軍兵の宿泊についても駐屯地内とし、全て駐屯地内における訓練であると同っております。米軍との合同訓練につきましては、国家間の安全保障を目的とした訓練でございますので、市民の皆様の安全・安心な生活の確保が大前提であります。九州防衛局からこの説明があった際には、訓練期間中の安全確保等に対し、万全の方策を講じるように直接申し上げているところであります。今後も防衛省との連携を蜜にし、新たな情報などがある場合は、議会、市民の皆様とも共有しながら対処してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

16番(関 誠之君) 社会民主党ですから市長が言ったとおりでございますけれども、専守防衛である実力部隊の自衛隊は、これ憲法に合致するところであるというのが正式な見解でございますから、大事なのは、専守防衛の実力部隊であるということが大事なので、そのところが皆さんと少し違うのかなというふうにとっておりますので、そういうふう理解をしていただきたいというふうに思います。それと、今市長が縷々述べましたけれども、市民はほとんど知らないわけです、今のことは。ですから、このこと、いわゆる自衛隊の広報でいつ知り得たのかということの後でお願いをしたいということと、次の質問ですけれども、名瀬運動公園の体育館柔道場に、陸自部隊の駐屯開設のために宿泊をしていた事実がありますけれども、体育館は宿泊する場所ではないというふうに理解をしておりますが、どのような条件で借用了させたのか。駐車場も利用しておったようだけれども、そういった宿泊、駐車場の使用料的なものがどうなったのかということをお答えいただきたいというのが一つ。そういったものを鑑みますと、やはり自衛隊といえども、この演習に際して公共施設や公共的施設の使用についての基準を設けておかなければ、市民にすんと落ちる説明ができないんじゃないかというふうに思いますので、この2点についてお答えいただきたいと思います。

教育部長(福長敏文君) それではまず、私のほうからは、名瀬運動公園、体育館の利用についてということでお答えをしたいと思います。陸上自衛隊37名が駐屯地開設準備のため、三儀山総合体育館の柔道場、剣道場を平成31年2月15日から3月1日までの14泊15日で利用しております。今回の利用につきましては、本市と指定管理者であります一般財団法人奄美市開発公社の間で協議を行いまして、国の機関が公用で利用すること、そして駐屯地開設までの一時的な利用であること、また一般市民の利用に支障が出ないこと、これらを確認いたしまして利用を許可しております。また、使用料につきましては、電気の使用料やシャワー使用料と合わせまして、規定どおり徴収しております。なお、駐車場の使用料については定めがございませんので徴収はしておりません。併せて、自衛隊車両の駐車に際しましては、一般市民の駐車場利用の妨げにならないよう指導しております。以上です。

総務部長(前田和男君) それでは、2点目の今後の演習に際し、公共施設の使用について基準を設ける必要はないのかということですが、本市の所有する各種公共施設等のうち、不特定多数の利用が見込まれる施設につきましては、それぞれの施設において使用料金が設定されており、この設定された基準により、使用料が徴収されているところです。また、設定のないその他の行政財産につきましても、「奄美市行政財産の使用料徴収条例」において基準が定められていることから、自衛隊の演習に伴う新たな基準の設定というものは、検討してはございません。いずれにいたしましても、市民共有の財産である公共施設などについては、市民の皆様の施設利用に不利益が出ることはないよう配慮することが重要だと考えております。以上です。

(「広報、いつ知り得たか、自衛隊からの」と呼ぶ者あり)

すみません、最初に共同訓練の可能性が奄美であるという可能性については、7月の、すみません、記憶で申しわけないんですが、2日だったと認識しております。以上です。

16番(関 誠之君) 市民の安全・安心という立場からすれば、7月にもう大体のことが分かったということであれば、やはり市が率先して、今市長が演壇で話をしたようなことを事前にやはり広報すべきじゃないかと私はいつもそう思っていますけれども、自衛隊の件になると中々そういったものが出てこないというのが、本当に市民の安全・安心という意味から、市民から見たらですよ、情報が何も不安というのが一番困る訳です。だから、

そういうことについて、今後どうするかということをお聞きしたいと思いますが、もちろん奄美駐屯地については、共同警備訓練です。いわゆるミサイル部隊をどういうふうに警備していくかという配置をした共同訓練と聞いております。それも、米軍がどういう手段で来るかわかりませんが、ヘリが入るということは聞いておりますので、恐らくUH-60というのが沖縄のここに来る自衛隊員が装備をしておりますので、15人乗りで大体巡航が240キロ、航続距離が470キロですから、沖縄からぼんと飛んでくると思いますので、そういうことも含めて、やはりしっかりと市民に説明すべきだということに思っております。今回の米陸軍部隊の基本的なことは、何かRSIというものを支援実施すると。それと、米陸軍のMDTF、マルチ・ドメイン・タスク・フォースと言って、いわゆる米軍を受け入れ、駐留、そして前方展開をして戦力統合をどうするかというような訓練をするというふうに、この防衛のネットに出ておりましたけれども、先ほど言ったこのMDTFというのは何かと言いますと、米陸軍の歩兵、それから砲兵、航空、防空、サイバー等戦闘に必要な各機能をパッケージした軍隊だと。そういったのと訓練をするということですから、やっぱりそういったところも入手しておられるわけですから、しっかりとそういった安全・安心を標榜するのであれば、市民が心配のないように、こういうことでこうしますと、これは事実ですから、申し上げていいんじゃないかというふうに思いますが、この説明不足的なものは今後どういうふうに解決していこうと思っておりますか。

総務部長（前田和男君） 説明不足というお話ですが、まず7月2日の時点では、候補地であるという説明でございます。その中で、候補地が確定する際には改めて連絡をいただくということで話をしています。未確定の情報を安易に外に出すことで市民の不安をあおるような行為は、当然行政当局としてはしたらいけないのではないかというのが、まず私どもの一義的な立場でございます。その上で、7月9日の日に防衛省のほうからしっかりとした対応が公表されております。それは、防衛省のほうから全ての報道機関を含め、情報を公開しているわけですので、それを改めて市として同じ内容を伝えることがいかなものかというのは、これは議論が分かれるところであろうかと思っております。その後、8月の8日だったですか、概要がまた防衛省のほうからしっかりと出されていると、その都度その都度、防衛省から国民に向け、当然それは市民も含めての情報公開でございますので、そういうことをやっていた中で、市が重ねてしないといけないのかということについては、また皆さんの御意見を聞きながら対応を検討させていただければと思っております。以上です。

16番（関 誠之君） 今の議論は、やはり自衛隊の問題をいろいろやるときに、国防は国の専権事項だから、そのとおりです。しかし、奄美で演習がある、駐屯もいろんなことがある。それは、なぜ当該自治体に防衛省が説明しにくるかということをもうちょっと深く考えれば、当然知り得たものは奄美市の自治体の責任として、皆さんの安全・安心を守るのであればその情報をしっかりと伝えていくと。知らないことが不安なんです。今言った自衛隊から出たのは、ネットや何かで普通の方は見ることがなかなか難しいんです。ですから、やはり市長が会見をして、今回はこういうことで自衛隊が来ますよと、こういう訓練しますよと、皆さんの、いわゆる市街地ではやりませんよと、そういうことを堂々とはっきり示すのが、僕は市長の役目であり、自治体の役目だというふうに思っておりますので、この件に関してはもう答弁はいりませんので、大変申し訳ないんですが時間が制約がありますので、ぜひ……

（発言する者あり）

後ろがやかましいですね。自分の質問の時間にやってくださいよ。そういうことでひとつ、ぜひ市民に対するそういった広報はしっかりと自治体のほうでやっていただきたいという要望をしてこの件は終わりますが、次に、会計年度任用職員の制度についてです。今回の制度導入で、非正規職員の処遇改善がかなり図られるのではないかとこのように思っております。給料、各種手当の財源措置の見通しと、具体的に人件費の総額があればお示しをいただきたい。2つ目は、昨年10月31日の現在で、一般職非常職員282名、臨時的任用職員140名の422名が会計年度任用職員に移行の予定でありましたけれども、現在、作業を進めた後、4月以降あたりがどういうふうになるのかというのが2つ目、3つ目は、特別職の業務内容への実態を把握するということがありましたけれども、結果についてお示しをいただきたいと思っております。

総務部長（前田和男君） それでは、会計年度任用職員制度に関する御質問にお答えさせていただきます。会計年度任用職員制度につきましては、令和2年度からの施行に向けて、今議会定例会に議案を上程させていただくなど準備を進めているところでございます。御質問の、国による財源措置の見直しにつきましては、各種団体において要望を行っている状況でございます。そのような中で、人件費の総額については約8億円を見込んでおり、平成30年度と比較いたしまして、約2億円の増額となる見込みであります。財源につきましては、あらゆる機会を通じて、国のほうへも要望してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の、会計年度任用職員の移行予定の人数についてでございますが、現時点では、一般非常勤職員が286名、臨時的任用職員が138名で合計が424名が会計年度任用職員に移行予定となっております。なお、特別職の一部からも会計年度任用職員に移行する分が23名でございますので、合計では447名と見込んでいるところでございます。

最後に、3点目の特別職のうち、会計年度任用職員に移行するものとししないものということで、これまで、地方公務員法第3条第3項第3号に該当する特別職のうち会計年度任用職員に移行するものとしては、消費生活相談員、婦人相談員、家庭相談員、英語指導助手、国際交流員、市税等収納嘱託員などとなっております。また、鳥獣被害対策実施隊員や統計調査員は、引き続き、第3号の特別職として位置づけられ、さらに、選挙における投票管理者、投票立会人、選挙立会人などは、新たな地方公務員法第3条第3項第3号の2の特別職として位置づけられる予定となっております。以上です。

16番（関 誠之君） 1つだけお聞きをしておきたいと思いますが、今、ほとんどそういうことはないだろうと、人数からすれば、447名が移行予定だということでありますから、またこの職種によって、移行の是非があるのかないのか。移行させる、させないというのが、職種、例えば幼稚園とか人が足りないところはどんどん移っていいよと、しかしながら、ほかの現業的なものについては、今のものを受けるとかそういうことがあるのかないのか、この点と、一つはやっぱり、全然心配せんでいいだろうとは思いますが、まだ国で予算が通過していない訳ですよ、今協議中だということですから。推測のお話になって申し訳ないけど、そのようなときの予算の在り方というのは、どういうふうに考えておられるのか、その2つだけお願いします。

総務部長（前田和男君） 現在のところ、一般非常勤臨時職員について、会計年度任用職員に移行させない予定は持っておりません。もう一つ、財源的な話ですが、国の財源については当然、市としては要望していくと。ただ、これについて国から財源の手当がないから、会計年度任用職員を雇わないというのは、現実的には業務が進まない形になりますので、そういう財源の面での検討は、現在のところやっております。以上です。

16番（関 誠之君） ありがとうございます。詳しいことは、条例が出ておりますので、またその時にやりたいと思っております。

次に、奄美市財政状況の現状と今後の課題についてということで3つ用意をしておりますが、平成29年度の財政指数分析により、特に注視すべき項目は何か、1点目。2点目は、地方公社、第3セクターの損失補償、最近これが少し増えているような気もいたしますけれども、債務残高の将来の見通しと市財政への影響。そこに書かせていただきましたが、奄美市開発公社が28億1,800万、土地を売れば返ってくるんでしょうけれども債務負担をしております。本場奄美大島船販売組合、これが1億9,200万、船協同組合1億6,000万、それに奄美大島風力発電所の正味財産がマイナスの1,000万になっておりますので、そういったことが、今公会計簿記をしようというふうに進んでおりますから、市の財政的な強さ弱さにかかってくると思いますが、その辺について当局の見解をお聞かせください。

総務部長（前田和男君） まず、財政指数で特に注視すべき点はということで申し上げますと、まず、平成29年度の主な財政指標については、将来負担比率が51.5パーセントで、対前年度0.4ポイント改善しております。しかしながら、実質公債費比率は9.2パーセントと0.2ポイント悪化、経常収支比率も91.5パーセ

ントと1.1ポイント悪化している状況でございます。財政力指数は前年同様でございます。財政指標の中で特に注視すべき項目につきましては、本庁舎建設事業などの大型事業の実施に伴う公債費の伸びにより、実質公債費比率が悪化しているものの、一方で計画的な基金積み立てにより、将来負担比率が改善している状況ということで御理解いただければと思います。

次に、第3セクター等の損失補償に係る御質問ですが、議員御質問の中にごございましたとおり、平成29年度決算における第3セクター等の損失補償に係る債務残高につきましては、奄美市開発公社が28億1,759万円、本場奄美大島紬販売協同組合が1億6,000万円、本場奄美大島紬協同組合が1億9,244万4,000円となっております。また、本市が25パーセントを出資し、設立した奄美大島風力発電株式会社においては、純資産額が1,035万1,000円のマイナスとなっております。このうち、奄美市開発公社及び奄美大島風力発電株式会社につきましては、国の基準に基づき、平成31年3月に経営健全化方針を策定し、議会への説明を行うとともにホームページにて公表を行い、経営健全化に向けて対応を図っているところでございます。また、本場奄美大島紬販売協同組合及び本場奄美大島紬協同組合につきましては、段階的に債務残高の減額を行うとともに、両組合が合併に向けての協議を行っているところでございます。今後もそれぞれの団体の財務状況を注視しつつ、引き続き、財政の健全化に努めてまいりたいと思います。以上です。

16番（関 誠之君） よく理解いたしましたけれども、今後、建設計画による投資的経費、起債の増加に対する起債償還計画について、どのような、今進んでいるのか、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

総務部長（前田和男君） 本庁舎建設事業をはじめとする大型事業の実施に伴い、増加が見込まれる公債費の対応につきましては、補助金や有利起債を活用するとともに、一般財源相当分については別途基金積み立てを行い、将来の償還財源を確保しているところでございます。また、今後の投資事業につきましても、施設の維持管理を含め、実施計画、財政計画に基づいた計画的な事業実施を図り、行財政運営が安定的に継続可能となるよう努めてまいりたいと存じます。

16番（関 誠之君） 調べてみますと、平成29年度、28年度、これは単年度収支、実質単年度収支が2年連続赤字になっております。資料が今日手元に届いたばかりで、全部分析しておりませんので分かりませんが、31年度も実質単年度収支が2億5,195万8,000円の赤字のほうになっておりますけれども、調べてみますと、単年度収支は何とか盛り返して1億9,894万6,000円というふうになっておりますが、過去、名瀬市の時代、平成13、14、15年度3年連続この単年度収支と実質単年度収支が赤字になっている時代があるんです。その後、いわゆる13年は93.6パーセントだった経常収支が97.6パーセントに上がって、合併をした平成18年は100.1で、もう完全に財政が硬直して弾力性のない財政になっている訳です。見てみますと、一つの指数は改善をされておりますが、あれは単年度収支ですから、実質単年度収支がやっぱり3年連続赤字になるということは、その後どのようなことに相なるのか、また財政としてどのようなことを手を打たんにゃいかんのか、その辺について教えていただけますか。

総務部長（前田和男君） 確かに、実質単年度収支については3年連続の赤字ということでございますが、これは、ここ数年大型事業が続いている。その中で、財源的なものは過去に積み立てた基金を運用しながらやっていると。これは、合併後常に財政健全化を目指し、基金の積み立てに力を注いでいた結果として、逆にこの時期に大型事業ができるだけの体力はできたということでまず御理解いただきたいと思っております。その上でどうしても必要な事業をこの時期に集中してやらざるを得なかったと。そういうことで、当然それだけの事業をやるということは、逆に言いますと財源を使いますので、基金からの繰入金が増えてくることとなります。そうすると単年度収支、実質単年度収支というのはどうしても赤字、前年より収支が悪化したようなイメージになりますが、これは長いスパンで見ると、当然体力をつけて、使うべき、必要な時にしっかりと財源が使えるだけの体力はついたというふうにぜひ御理解をしていただければと思っております。以上です。

16番(関 誠之君) 決算委員会もありますので、時間もございませんからこの問題について、細かくはそちらでさせていただきたいと思います。

次、大きな、教育行政についてであります。笠利の学校給食センターの委託契約の現状についてということで、プロポーザルの業者の選定についての経過をお示しいただくとともに、どのような契約があと行われたのか。2つ目は、今回の契約は、厚生労働省の告示37号の労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示というのが、厚生省の告示37号ですけども、そこを満たすと言えるのかどうかというのが2つ。そういう中で見れば、やはり調理員が学校の栄養士がいながら直接指導が受けられないというのは非常に異常な形ですから、そこは直接受けられないで受けていけば、これは偽装請負とみなされる可能性強い訳ですよ。そういうものに対して、調理員はもう市のほうで雇ったほうが間接経費もかからないし、いいんじゃないかというふうに思うんですが、そこを含めて御答弁ください。

教育部長(福長敏文君) それでは、笠利学校給食センターの委託契約の現状についてということでお答えをいたします。まず、業者選定の経過についてでございますが、より良い事業者への業務委託を行うために、今年度公募型プロポーザル方式を採用いたしまして、7月に審査会を実施いたしました。応募に関しての実施要項や仕様書に基づき、受託を希望する業者から企画、提案書の提出を受けまして、参加要件を満たした業者に対し、2次審査を実施しております。1社だけの応募ではございましたが、審査会において、プレゼン、質疑応答の結果、7名全ての審査委員が、審査要項で規定する採用要件を満たしている採点結果でございました。これを総合的に判断いたしまして、受託候補者として適当と決定をしております。経営内容につきましては、奄美市立笠利学校給食センター調理及び配送等業務委託、これは長期継続契約でございます。契約機関が令和元年8月1日から令和6年7月31日までの5年間、契約金額が5年間で1億5,993万7,713円でございます。契約業者につきましては、有限会社北斗、代表取締役田代和代と、令和元年7月31日に契約を締結しております。

次に、労働省告示37号についての見解ということでございます。これにつきましては、派遣と請負の違いについて、その基準が示されたものでございます。これを満たしているかとの御質問でございますが、平成30年の第3回の定例会でもお答えいたしました。本契約は、労働管理上の独立、事業経営上の独立ではないということで、派遣業務に当たるのではないかと御見解からだと思っております。それで、再度、現在の業務委託の内容について御答弁させていただきます。まず、管理部門である「献立の作成」、「食材の発注」、「検食」及び「食育指導」といった食材の安全性や地産地消の取り組みと栄養面、食育に関する事など、学校教育の根幹に係る業務は栄養教諭を中心に市が実施しております。業務委託をしております調理、配送業務につきましては、請負事業主の現場責任者が、作業ごとの職員配置等、または実際の作業、指示、管理を行っております。今回の契約についても、これまでどおり基準を満たしているということでございます。なお、関係する基準や質疑応答集などを参考にしながら、先ほどお話しがありました偽装請負と誤解を招かないように、これまで以上に、受託業者からの報告書等の提出、そしてチェック体制を徹底いたしまして、適正な業務委託を進めてまいりたいと思っております。

それから、調理員を市のほうでということでございますが、笠利のほうでは長期間にわたりまして、安心・安全な学校給食を提供していただいております。ということで、熟練した調理員等も安定して雇用がなされております。これは大変重要なことであるという考えから、調理、配送業務ともに、このままの委託業務を経営して、学校教育に活かしてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと存じます。以上です。

16番(関 誠之君) そこで伺いますけれども、私がプロポーザルする前から、1社しか来ないだろうというふうに申し上げておりましたけれども、その北斗さんの経営状況を調べたと思っておりますが、正味財産幾らありましたか。マイナスかプラスだけでもいいです。

議長(師玉敏代君) 答弁できますか。

教育部長(福長敏文君) はっきりした数字がちょっと手元ございませんけれども、資本金等合わせて実質はマ

マイナスということで確認をしております。

16番(関 誠之君) ということは、心配なんですよね。正味財産がマイナス700万ぐらい、ちょっと数字が違っているかもしれませんが、そういうところに、非常に良かったということで契約をします。このことについては、また次の機会のやりたいと思いますが、時間がないので、学校給食費と滞納整理の状況についてです。端的に、単独校で行っていた給食費の滞納額とその処理はどうしたのかということが1点。センター化になってその滞納額とその滞納に対する徴収体制、滞納処分の在り方についてが2点目。3点目が、学校給食を公的に負担することができないのか。どれぐらいの財源になるのか。この3点についてお願いします。

教育部長(福長敏文君) それでは、学校給食費と滞納整理状況についてということでお答えをいたします。まず、単独校方式で、平成30年の1学期まで徴収をしておりました学校給食費の滞納額は、累計で22万2,110円でございます。給食費の納入方法については、議員御承知のとおり、教職員を通して徴収を行っておりました。滞納が続いた場合は、保護者の了解をいただき、就学援助費などからの差し引きなどで滞納整理を行ってきたところでございます。なお、滞納世帯の状況でございますが、既に卒業や転出した世帯であり、多くが連絡の取れない状況にあり、整理が困難であるというふうにお聞きしております。

次に、センター化になってからの滞納額と徴収体制、それから、滞納の整理の在り方について答弁いたします。平成30年2学期からの学校給食センターからの給食の提供を開始し、学校給食費についても公会計化により、学校給食センターが主体となって徴収業務を行っております。平成30年度の滞納額については、現時点で収納率が98.10パーセント、未納額が160万4,934円となっております。徴収体制につきましては、学校給食センター職員が口座振替処理や督促文書の送付、電話での納付依頼や自宅訪問などを行っております。また、学校側からも納付の呼びかけに協力をいただいております。併せて、納付書での納付から口座振替への切り替えを、今年度は児童手当の申請時をお願いをするなど、納付の利便性向上にも努めているところでございます。今後も収納率の向上に向けて、納付方法の周知を徹底するとともに、学校との連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、公的負担にすることはできないかということでございますが、学校給食費の公的負担につきましては、現状といたしまして、準要保護児童生徒援助費として認定者の給食費の75パーセントを補助しております。また、特別支援教育就学奨励費といたしまして、特別支援学級在籍者への給食費の50パーセントの補助を実施しております。また、米飯と牛乳代の全額補助を一般財源で行っております。今年度の学校給食費の保護者の負担額は、児童生徒数約3,700食分に係る約1億3,000万円を見込んでおります。そのうち、準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費として、昨年度、30年度の2学期以降の分でございますが、実績で約2,600万円を補助しております。また、米飯等給食代についての補助は、今年度は約6,500万円を見込んでおります。完全無償化を実施した場合、市の単独財源として年間約2億円が必要になります。実施につきましては、財源の確保や他市の状況を慎重に見極めながら、検討をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

16番(関 誠之君) ありがとうございます。是非、これは払わなかった人がそのまま食べ勝ちとかいうふうにならないように、公平公正を期さなければいけない問題です。これはよろしくお願ひしたいと思います。

あと、児童生徒に対するフッ化物洗口の現状と今後ということで、今の実施状況と、あと洗口薬品の作製は学校現場ではどのように行われておるのかと、この2点についてお願ひできますか。

保健福祉部長(奥田敏文君) まず、保育所、幼稚園におけるフッ化物洗口の実施状況についてお答えをいたします。対象園が24園のうち23園で実施をしておまして、平成30年度末におきまして、対象者601名のうち希望者は571名で実施率は95.01パーセントというふうになっております。

教育部長(福長敏文君) それでは、私のほうからは、市内の小中学校におけるフッ化物洗口の実施状況につま

して、8月現在でお答えをいたします。知根小学校、東城小中学校、佐仁小学校、市小中学校の4校で実施をしております。また、フッ化物洗口説明会につきましては、21校で実施済みでございます。実施の具体的内容につきましては、学校により多少異なりますが、管理職、担任、養護教諭が洗口液をコップに入れ、30秒間のぶくぶくうがいを実施させております。その後、子供たちのコップに洗口液を吐き出し、職員がうがいがきちんとできているか、誤飲等がないかなどを確認しております。以上です。

16番(関 誠之君) 洗口液の作製、学校現場ではどのように行われているかということまでお願いできますか。誰がどういう形でみんなの分を薄めておるのか。

教育部長(福長敏文君) それでは、フッ化物洗口液の作製につきまして答弁いたします。フッ化物洗口液の作製につきましては、ヒューマンエラーを防ぐために、各学校に配付しております「フッ化物洗口の手順」を基に、洗口を実施する当日、管理職が作製しております。専用の容器を使用していることから、現在のところ、薬品の容量を間違えるなどの報告はありません。

16番(関 誠之君) あと、市民生活に関する課題ということで3点ありますけれども、認定こども園の関係は予算、条例に出ておりますので、委員会のときにやりたいと思います。

あと、クリーンセンターは、同僚議員が後を控えておりますのでお願いをしたいと思いますが、大島地区消防組合の庁舎建設、これについて、庁舎建設担当官を配置をしておりますけれども、現状についてお答えいただければと思います。

総務部参事(野崎浩敏君) 大島地区消防組合の庁舎建設についての現況及び完成予定についてお答えをいたします。奄美市名瀬小浜町にございます現在の大島地区消防組合庁舎等につきましては、昭和48年度に旧名瀬市消防本部・名瀬消防署として建設され、平成元年度に当消防組合が発足したことに伴い、庁舎の増築等を行ってまいりましたが、建設から46年が経過することから、新たな庁舎建設を考える時期に来ているところでございます。当消防組合は、奄美大島及び喜界島の1市3町2村で構成されており、各構成市町村とは庁舎建設の候補地について協議等を行っている状況でございます。しかるべき時期に当消防組合議会におきまして、候補地等の説明を行って御理解をいただき、完成予定につきましても協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

16番(関 誠之君) 先のことで、構成団体もありますから、具体的に言えないところもありますでしょうし、あとまた消防組合のほうでいろいろお聞きをしたいと思います。

最後になりますけれども、(3)番目の紬協同組合と販売組合の統合について、もう議論は尽くされたと思います。先ほどの議論の中でも、債務負担の話を申しましたけれども、そういう中で、もう政治的な判断が必要ではないかというふうに思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

商工観光部長(武下義広君) それでは、紬組合及び販売組合の合併に関する状況についてお答えいたします。販売組合につきましては、平成27年度から純資産合計が赤字に転じております。しかし、平成30年度につきましては、人件費の削減や負担金の見直しを行い、経費の節減を図るとともに、ふるさと納税返礼品や紬購入費等助成制度を活用した反物の販売を含め、売上高が伸びたことで、単年度収支は112万4,000円のプラスに転じております。しかしながら、純資産合計は1,702万9,000円のマイナスと、依然として非常に厳しい経営状況が続いておりますことから、平成30年第1回定例会総括質疑で議員に御答弁いたしましたとおり、本市といたしましては、大島紬の市場価値を維持するためにも、産地両組合の意思において、合併のあり方が検討されていくものと考えております。現在の状況といたしましては、本市から両組合の理事へ、大島紬の今後の振興のために前向きに組織再編についての検討をしていただきたいと説明し、両組合の理事会において議論を展開していただいているところでございます。紬組合におきましても、平成30年度の単年度収支が350万9,

000円のマイナスと、純資産合計は140万3,000円とこちらも大変厳しい経営状況となっております。現在、紬組合から販売組合へ、「合併を協議するに当たっての要望書」が提出され、その回答書を販売組合において作成中と伺っております。本場奄美大島紬は、ここ奄美が世界に誇る絹織物の最高級品であります。本市といたしましても、この島の宝を後世に継承するために、両組合とは十分に協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

16番(関 誠之君) ぜひ、スピード感を持って、今の方向をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。認定こども園、名瀬クリーンセンター等について質問ができませんでしたが、あと決算委員会や予算、条例のほうでしっかりと皆さんの答弁を無駄にしないように頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(師玉敏代君) 以上で、社会民主党、関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。午後2時45分再開いたします。(午後2時31分)

○

議長(師玉敏代君) 再開いたします。(午後2時45分)

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 林山克巳君の発言を許可いたします。

6番(林山克巳君) 議場の皆さん、市民の皆さん、そして、インターネットをご覧になっておられる日本中、世界中の皆さん、そして傍聴席の皆様、こんにちは。令和元年第3回定例議会一般質問、自民新風会の先陣を切って、林山克巳が質問を行います。最終日には、若手2人、竹山耕平、安田壮平両議員が一般質問のラストを飾ります。重ねてよろしく申し上げます。

一般質問に入る前に少々所見を述べたいと思います。平成28年第1回定例会に初めてこの壇上に上がり一般質問をしましたが、その年の3月20日が節目である奄美市誕生10周年でもありました。そのような記念すべき時期に議員としてその場にいることに心からの感謝と、市政の一端を担うことへの責任の重さを痛感したのを鮮明に覚えています。度々この場で節目の年の大切さを師と仰ぐ方に厳しく教えられたことを話していましたが、まさしく、今年も令和元年であります。節目の年であります。奄美市議会議員選挙、消費税増税もあります。1989年(平成元年)は、私自身も大学を卒業、証券会社に入社した年でもあります。そういう意味で大変覚えております。そして、まさに消費税が始まった年でもあります。時はバブル絶頂期、そこから下降の経済のスタートでした。平成の30年間、そして今日、令和元年、今まさに消費税が8パーセントから10パーセントに上がります。軽減税率、キャッシュレスポイントありますが、30年の日々を経て10パーセントになりました。当時との違いは、消費税の意識が政治家も国民も変わったような気がします。政治家は自分自身の進退をかけて苦渋の決断をもって消費税を国民にお願いしていましたが、現代は国民も社会保障制度や福祉という言葉によって、余りにも消費税の本質を忘れてしまったような気がします。反対している訳ではありませんが、先ほどから話している節目の年でもあるこの時を今一度考えてみることも大事なことでないでしょうか。私自身も議員として最大限に行政職員の能力を引き出し、奄美市発展に寄与させることこそが相互扶助の精神だと思い取り組んできました。朝山市政においては、間違いなく財政状況を踏まえながら、様々な大型事業を推進し、並行して市民サービス向上も図れていると実感しています。いよいよこれからが攻めの総合戦略の総仕上げであります。市民一体となって夢の持てる奄美市にできるよう願うと同時に、私も頑張る決意であります。人口減少、少子高齢化社会、労働人口減少、社会保障費増大など、大きな問題が山積しています。今、奄美市は、国、防衛省が進めている南西諸島防衛強化体制における奄美群島、奄美市自衛隊駐屯地が開設されました。賛否両論あるのは理解しておりますが、奄美市に350名、瀬戸内町に200名、自衛隊員が配備され、家族、関係機関含め1,000人近い人口増加及び交流人口が増えたのは間違いありません。命を懸け、国民の生命と財産を守るために配属される隊員たちに感謝の気持ちと、また、災害時における支援をお願いし、隊員の任務を遂行できるよりよい環境づくりに全力を尽くしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1, 奄美市の未来像についての市長の見解, (1) 経済状態について, ①消費税導入後のメリット・デメリットの見解を伺いますが, メリットは財政上, そして地方配分, 市民サービス向上が。デメリットとしては消費マインド, 中小企業事業主における決算時や申告時の資金繰りなどを踏まえた上での見解をお伺いします。

次の質問からは、発言席にて質問させていただきます。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速、林山議員にお答えさせていただきます。消費税のメリット・デメリットということでございますが、今回の税率引き上げについては、増大する社会保障分野における安定的な財源を確保することで、地方を含めた国全体の財政健全化につなげていくものであると考えております。つまり、社会保障分野、とりわけ年金、医療、介護、少子化対策について、国民サービスの充実や安定化を図ろうとする大きなメリットがあり、これに伴う地方財政負担については、しっかりと地方消費税交付金及び地方交付税として措置することで、これまでどおりの安定した地方自治体運営を担保しようとするものであるものと考えております。一方で、税率の引き上げによって生じる課題といたしましては、国民の消費活動が低迷する恐れがあり、特に外需依存の大きい本市経済、奄美群島においては幅広い分野に影響を及ぼすことが懸念される一面もございます。しかしながら、国においては、国民生活に向けた軽減税率制度の導入、また、中小企業・小規模事業者への事前準備に係る負担への軽減策として「軽減税率対策補助金」など各種施策を講じ、国民生活や国内経済への影響を最小限に抑えるべく取り組んでいるところでございます。したがって、本市におきましても、これら国の取り組み、また、市内事業者等の実態を注視しながら必要となる措置を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

6番（林山克巳君） ありがとうございます。従来でしたら、消費税というのは国の事項なんですが、どうしても市民と話をいたしましたら、やはり消費税が10月から上がることにに関しての、奄美市も経済状態がどういうふうになるだろうかという、そういう不安な声があるもんですから、その辺の話を市長のほうから答弁をいただきたく質問をいたしました次第でございます。私自身は、89年というのは消費税が上がった年なんですが、ちょうどその時というのは、ちょうど97年に3パーセントから5パーセントに上がったんですが、その当時に公定歩合が3.5から6パーセントに上がって、もう血液の流れが止まるのと一緒で、資金の流れがもう本当に止まってしまって、おまけに不良債権があって、本当に大変な状態になったという、で、どんどん経済自体が下降してきた。今は、本当、公定歩合も0.03、貸付金利も本当に低いんで、そしてまた、企業にも内部留保、預金がございます。だから、その当時と違って、消費税が上がっても経済自体はしっかりしたものになることになっていくと思うのと、それと、もう一つは、国からの地方交付税、この措置とかいろいろな措置によって経済は回っていくと思いますので、奄美市としては、世界自然遺産を目の前にして、いろいろな波が来ていますので、この波に乗れていけるように、前向きに経済が回っていけばいいと思っております。

それを踏まえた上で働き方改革、こちらのほうの2番の行政のスタンス、これをお聞きしますが、私が、本当、最初質問した時もそうなんですが、5年前に奄美に帰ってきました、もう本当皆さんに言うのもちょっと、私も気が引けるんですが、本当にもう2つ、3つ仕事をしなければ、女性の方はいろいろ仕事をしておりますが、2つ、3つ仕事をしなければできないような経済状況であるというのは、もう私自身、それは、だけど、その中で分かりながら、私も理解しながらやっていたので、それはそれでいいんですが、その中で、副業、兼業に力を注ぐ流れが、今、来ております、働き方改革。その中で、フリーランス支援事業、これは、どうしても新しい奄美の個人事業主、個人の力、今からの未来、夢を持ってできる事業と思っております。他の事業は消化事業なんです、このフリーランス事業というのは、それによって育っていく、新しい収益を生み出す事業なんで、ここは何としてもやってほしいんですが、そこでちょっと質問をします。これ、平成27年にフリーランス島化計画を立てて、28年度から予算を始まっているんですが、これは間違いありませんか。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。このフリーランスの島化計画事業につきましては、平成27年度から今年度までと、5年間の計画で進めているところでございます。以上です。

6番（林山克巳君） それでは、28年度から、もう本当に御尽力をしていると思うんですが、28年度、それから令和元年までの年度ごとの予算額、それとトータル、今までどのぐらいの予算を執行したか。そしてまた、結果、何件か出ていますが、また、それ以外で出ているかどうか、ちょっとお聞かせください。お願いします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。国が進める働き方改革とは、企業の労働環境を大幅に見直す取り組みであり、その目的は、一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、個人が選択できるための改革でございます。多様で柔軟な働き方の中で、議員から今御説明がありましたように、フリーランスという働き方が注目をされているところでございます。本市におきましても、情報通信技術分野の振興に資するため、平成27年度にフリーランス島化計画を策定し、フリーランス及び小規模事業者を対象に支援を行ってまいりました。フリーランス支援関連予算額につきましては、平成28年度予算額は653万1,000円、平成29年度予算額は761万1,000円、平成30年度予算額は730万7,000円、令和元年度予算額は887万3,000円となっており、4年間の総額として3,032万2,000円で、主にフリーランス人材育成講座でありますフリーランス寺子屋の開催や仕事のあっせん及びサポート、フリーランス支援窓口などを行ってまいりました。平成30年度までの実績につきましては、フリーランス育成者数が164名で、その中から把握している分といたしまして、年収約120万円のライター系フリーランスや年収約240万円のハンドメイド系フリーランスといった方々が出てきております。また、子育てワーカー支援としまして、副収入として月収5万円のライター系フリーランスも1名創出してしております。更に、フリーランス支援窓口を通じたフリーランス移住者につきましても24名の実績となっているところでございます。来年度以降につきましては、収益の高いフリーランスをモデルとして普及を図るとともに、フリーランス同士のコミュニティ形成による仕事の創出、仕事誘致を推進し、ビジネス性の更なる向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

6番（林山克巳君） ありがとうございます。今の予算額でいきましたら、平成28年度から653万、761万、730万、880万、3,030万という予算をつけて、今、先ほど実績も言いましたが、しっかりと240万、120万出てきております。どうしてフリーランス、本当この、昔でしたらインターネットが通じてなくて、なかなか個人で事業したり、パソコンを使ってできるという時代じゃなかったんですが、今本当にそういう時代に入ってきて、その中で、こちらの一般質問通告書の横に書いていますが、フリーランスで20兆円という経済規模になっているんですね、これは日本全国でなんですか。20兆円といたら、今、国の予算が101兆円からそのあたりですよ、20兆円といたら結構な金額になってきております。この離れている離島、そういうハンディがありながらもできる、そういう、本当フリーランスというのは、そこに可能性を秘めておりますので、どうか、今まで積み上げてきたことを最後まで貫いて、もっともっと良い事業者、兼業、副業の方なんかを作っていただければありがたいと思います。昨日もなんか商工会の担当の方、話しましたが、本当、バックボーンはないんですが、一生懸命取り組もうという若手、法人の若手起業家も考えを持っている人もおるみたいですので、本当これからが楽しみな中に入ってくると思います。今言った副業を含めて、是非、私は、これは要望というかお願いがあるんですが、できれば、もう本当に、今、消費税も上がってくるというのと、一律1,000円時給を上げるというそういう話がありますが、なかなか厳しい現状というのを話を聞いております。その中で、やはり、こういう副業、兼業、一つ、パラレルワーカーというのがあるんですが、並行して複数の本業を持つという、今、これもちょっといろいろ出てきております。だから、今まででしたら、正社員になって、そして、ずっと同じ場所に働いていくのが一番良いと、信用があるという時代でしたが、本当にここに来て、今の若い方々も含め、若い方々がどんどん自分の工夫で事業をしていこうという、そういう流れがきております。あとは、そこに、そういう行政、そういう環境を作るかどうか、企業も含めて、そこを是非、行政の方々も考えながら進めていってほしいなと思います。それがこのフリーランスかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。そして、次の質問に行きますが、3番です、簡単でよろしいですので、現在の経済状況、これからの5年間

の展望を、大型整備事業、それから世界自然遺産登録、自衛隊関連事業などを踏まえて、簡潔にちょっとお答えをお願いいたします。

総務部長（前田和男君） それでは、答弁させていただきます。これまでの現在の経済状況につきましては、先ほど議員も少し述べられましたが、本市を含め自衛隊関連含めた様々な公共投資が行われているところでございます。これを経済状況と関連する数値としましては、まず奄美市総生産額がございしますが、平成24年度の1,187億円を境に、直近となる平成27年度は1,237億円と4パーセントほど増加している状況にございます。今後も公共事業投資が増加傾向であることがなされていること、更に、近年の市税等の増加傾向も踏まえますと、市内の経済状況は改善傾向にあるものと考えているところでございます。5年後の経済状況への展望ですが、公表しております子育て・保健・福祉複合施設や食肉センター整備など、引き続き公共施設の更新に伴う事業を計画しているほか、社会基盤整備を進めておりますマリントウン地区においても、今後、複数の民間施設の整備などが想定され、これらを含めて、引き続き地域経済を押し上げていく。更に、世界自然遺産への確実な登録や各計画の着実な実現に努めていくことで、しっかりとした経済成長は見込めるものと考えております。

6番（林山克巳君） 今、部長のほうからいろいろ、大型事業も世界自然遺産登録も踏まえた上で、これからの希望がある事業も含めて展望を聞くことができました。ここに、できれば、市民が意識を同じようなベクトルで、同じように市民が向けれるように、一緒に市民の生活の向上も所得の向上も、もちろん子育てのいろいろな支援があります。医療費助成、中学生まで、いろいろもうやっておられます。だけど、それも一つの希望というか、一つの今から発展する、展望する、一つの中に入ってきますので、行政が応援する事柄、または、そういう経済的なことも含めて、ぜひ頑張ってくださいと思います。

そしたら、次の質問に入っていきたいと思います。（2）自衛隊部隊開設その後についてなんですが、先ほど、同僚、閣議員がいろいろ詳しく聞いておりますので、私のほうは、ちょっとスピードを上げて聞いていきたいと思いますが、まず、1つは、自衛隊員が350名入ってきました。それから、それ1つ、家族の現状、この前、話を聞いたら、4月ぐらいにそんなに増えてなかったもんですから、住民票を登録していない方なんかもいらっしやると思うんですが、この、まず人口が増減が平成31年2月末から令和元年7月末でどう変わったのか、まず、そこをお聞かせください。お願いします。

総務部長（前田和男君） 本年2月末と7月末の人口について比較いたしますと、2月末が4万3,256名、7月末が4万3,347名と91名の増ということでございます。

6番（林山克巳君） 91名の増加になっております。これはもう、高校卒業して大学出たり、外に出ていっている人なんかも4月でおったり、転勤とか入ってくる人たちが少ないというのもあるんですが、ちょっとその中で、自衛隊員が350名奄美市に入ってきているんですけど、これでいきましたら、住民票を移してない方もいらっしやるという可能性もちょっとあるんですかね。

総務部長（前田和男君） 自衛隊の移住人口としては隊員350名と、その御家族250名、約600名ほどであると認識しているところです。参考までに申し上げ、一昨年と昨年を比較した場合ですが、一昨年の7月末が4万3,814名、昨年7月末が4万3,328名、486名の減でございます。これに対し、昨年と本年を比較いたしますと、本年7月末が4万3,347名と19名の増となっておりますので、実質的に500名程度の影響はあったものと認識しているところでございます。

6番（林山克巳君） それを聞いて、本当に自衛隊員が来られてきていることが付与しているというのが分かりましたので、本当にこれからが楽しみで思っております。

そして、2番の質問に入ります。その中で、市長の共存共栄のまちづくりなんですが、2番の質問に入りますが、各駐屯地できている街に私、いろんな研修視察で行きます。やはり、その街と、やっぱり共存共栄しなが

ら、まちづくりというのを進めているんですよね。だから、その辺を、これからもう、駐屯地はできております。賛否両論ありますが、その中でしっかりとした、踏まえた上での、やっぱりまちづくりというのがどういうまちづくりをしていくんだろうというのが市民にもちょっと尋ねたいところがあると思いますので、その見解をちょっと学校、それから商工会、行政関係、自治会含めてありましたらお聞かせください。

総務部長（前田和男君） 陸上自衛隊奄美駐屯地につきましては、開設後5カ月ほどしかたっていないため、まだ総括的な見解は申し上げる段階ではございませんが、これまでの所見といたしまして、駐屯地における活動などへの苦情も特になく、隊員の皆様も積極的に地域行事に参加し、地元との交流を深めるなど、地域に根差した活動も一つの特徴と言えるのではないかと考えております。具体的に、地元大熊町内会の行事や大熊港周辺の草刈り作業への参加など、地元との交流もしっかり図られていることは、以前も答弁させていただいたとおりでございます。また、学校現場におきましても、児童生徒が増え、以前より賑わいを取り戻し、また、経済面におきましても、駐屯地内における各種の需要や隊員の御家族の皆様の消費活動により一定の効果があるものと推察し、期待しているところでございます。今後、自衛隊との共存共栄を考えるに当たりましては、やはり相互理解、協力の上、信頼関係を構築していくことが重要だと考えております。これまで同様に連携を密にしながら、双方の良好な関係の構築に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6番（林山克巳君） ありがとうございます。なかなか自衛隊のそういういろんな各自治会、それから学校サイド、そういういろんな話を聞けない人もおりますので、今日、今、そういう話を聞いたら、現場はもう本当子供たちも増えて活気づいてきている、そのほか自治会でも一緒に作業をしたりとか、そういう意味でも隊員も頑張っています、地域も頑張っているという話を聞いて、これから長い道のりですが、ともに共存共栄できれば本当にいいなと思っていますので、よろしく願いいたします。この前、文化センターで演奏会がありました。西部方面隊、もう非常に、文化センターがいっぱいになりました。やはり、皆様、音楽を聞けば、音楽というのは争い事はありませんので、音楽を聞いたら本当に心が穏やかになって、帰りながら本当に笑顔で帰っていったのを見ております。本当に、そういう意味でもいろいろな交流がありますので、そこを考えながら、是非、これからまちづくりをやっていたらありがたいと思います。

それを踏まえた上で3番、市民への自衛隊演習広報についてなんですが、先ほど、関議員がいろいろ話しましたが、日米共同訓練の話もしました。9月23日月曜日のことなんですが、1つだけ、ちょっと話をしたら、実は、住用町に行く時がちょうど9月26日、住用町に行った時、演習がやっておりました。P-3C海軍機動飛行ではないと、MC130特殊戦闘機ですかね、ちょっと分かりませんが、ちょっと低空しておりまして、私もそこを通過しておりました。「ああ、これは演習しているな」と分かりましたので、私はそういう動揺はありませんが、それをまだ知らない方々もおります。その方々は、やはり、「あら、どうしたんだろう」、演習自体も分からない方がおりますので、ここは丁寧に説明しなければいけないと、私も聞かれたときはそういうふうにご話しております。もう一つは、朝仁新町の上空、私の住んでいる自宅の上ですね、ここが、また、オスプレイの演習がもう3機飛んできて、家が揺れるぐらいのあれがありました。だけど、それも私に聞いてきますので、今はこう演習してやっておりますと、しっかりと話を、「ああ、そうなんだ、だからこんなにオスプレイが飛んでいるんだ」と。だから、私自身がやれること、議員としてやれること、防衛議員としてやれることは、そういう演習があることを、また、そうやって飛んでいるということを話をしなければいけないと、これが私の仕事ではないかなと思っていますので、そこは大事だと思いますので、よろしく願いします。

（「通過」と呼ぶ者あり）

通過と言っておりますので。演習じゃない、通過でした。すいません。

次は、3番の質問に入りたいと思います。世界自然遺産登録地へ向けての取り組みについて、①、よろしいですか。ノネコの問題について、その他質問いたしますが、その中で、私もノネコについて、私がこうやって質問するのもちょっと不思議な感じがいたしますが、一応聞いていきますので。まず最初に、現状、ノネコ数は600から1,400ぐらいありますと聞いていますが、まず、その確認と、それと登録数、それと殺処分の現状、ここをまず3つ、お聞かせください。お願いいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えいたします。ノネコの生息数は約600から1,200頭と推定されております。ノラネコの生息数につきましては、今年度から、名瀬地区以外においては、順次集落単位でモニタリング調査を行い、生息数を把握していくこととなっております。名瀬地区のモニタリング調査につきましては、どのような手法で調査を行うか、専門家の意見を参考に計画していきたいというふうに考えております。次に、飼い猫の登録数につきましては、令和元年7月末現在、2,897頭となっております。ノネコの殺処分につきましては、昨年7月から捕獲を開始いたしまして、令和元年7月末現在、80頭を捕獲いたしましたが、殺処分したノネコはゼロでございます。以上です。

6番（林山克巳君） 後で感想は言いますが、それは去勢手術で、雄、雌ありますが、その助成金が、もう一度、もう皆さん、理解している人もおりますが、その助成金と、マイクロチップ、この装着の助成金、それもお教えください。

市民部長（満永亮一君） 飼い猫の不妊手術につきましては、助成金につきましては、雌1頭につき1万円、雄は1頭につき5,000円となっております。マイクロチップ装着については、ただいま、ちょっと調べておりますので。

6番（林山克巳君） ありがとうございます。このノネコの質問ですね、私は、実は犬派なんで、何で猫というか、やっとな、こうやって世界自然遺産登録で猫の問題がありました。実は、他のいろいろな、自然のことはいろいろと、勉強したりいろいろしますが、まだ猫のことにしましては、なかなか、もっと積極的にやっていた自分があるんですが。実は、猫を飼い始めまして、1カ月前から猫を飼い始めまして、今言いました、捕獲した猫ですね、環境省がやっているんですけど、一旦環境省がやっている猫で捕獲されたのは、首輪がかけられているのは保健所のほうに行くんですよ。そこで1週間ぐらい置いていまして、そして、飼い主が見つければ、飼い主が引き取るんですが、なければ誰かが引き取らなければいけないんですが、大人猫だったんですが、引き取りまして、今、家の中で飼っております。本当に、自分で飼うと、これはもう、ちょっと、これ結構、猫って大変だなと思って、いろんな、ここで飼い猫のこういう紙ありますけど、飼い猫条例もですけど、飼い猫適正な飼育及び管理って、飼ったら、飼い猫の登録をするんですよ。そして、マイクロチップをして、こうやって登録していくんですが。猫っていうのは、もう本当に外に出ると、掴むこともできなくて、これ野良猫とノネコ、もう、これを管理するというのは本当に至難の業に近いような、ほとんどノラネコの数も増えているような感じがするんですが。そこで、飼い猫、猫に餌をやる方が結構おるんですよ。この方なんか登録をしていたら、それは飼い猫という形であるんですが、この辺はどういう状況になっているんですかね、分かりますかね。

市民部長（満永亮一君） 先ほど議員がおっしゃった野良猫のふん尿の被害というのはもう、かなり私どもに入ってきているところです。それで、市内におきましても、飼い猫以外に餌や水を与えているという情報が入ることがございます。年間数件寄せられるんですが、対応としましては、その都度職員が現場に行きまして、直接行って、直接指導、注意をしているところでございます。ただ、奄美市の飼い猫の適正な飼育及び管理に関する条例の第10条で、飼い猫以外の猫にみだりに餌や水を与えてはいけないと規定しておりますので、今後も引き続き指導、注意を行いながら、広報紙などを通して啓発に取り組んでいきたいというふうに思っております。

6番（林山克巳君） 先ほど、捕獲のあれで殺処分がゼロって、ああいう回答がありまして、本当に良いことだなという。猫を飼ってしまうと、何か愛情が出てしまって、もうなんか、それじゃいけないんですが、ゼロというのがですけど。ただ、1つだけここで、殺処分の流れがあると思いますが、野良猫、ノネコになりますよね。私は、そのノネコを飼っているんですよ。1カ月、山におったかわかりませんが、ノネコになるともう目つきが変わっているんですよ。目つきが違うんですよ。だけどかわいそうで、目つきが、家で飼って、やっぱり大変なあれなんじゃないんですかね、野良猫と違って餌やっているんじゃないかと、山に入って、いろんな修羅場をく

ぐり抜けて、修羅場っていったらあれですけど、やっぱり目がそうなったのかもしれない。だけで、私は、この目が優しくなるためには、今、家の中で飼って、それが落ち着けばいいなと思って、今こうやって飼っているんですけど。だけど、基本的に、なかなかノネコを飼っていくというのは、自分で経験して難しいなって。今、殺処分とかありますけど、次から次へと出てきておりますから、しっかりと、私自身はこの条例に合わせて、やっぱり殺処分もしっかりと考えながら、進めていきながら、適正なやり方で進めていくことは決して悪いことではないって、私はそう思いました。今、自分で飼いながら、そのぐらい猫、かわいそうだけど、野生になった猫というのは、やっぱり、ちょっといろいろとあるというのが実感しました。私は、こうやって猫の質問をするのは、ちょっとここで時間をとるのもなんなんですけど、本当、できれば、この違反した場合のこの条例の罰金とかあるんですけど、これは難しいですね、これ。これをしっかりあれする、把握して、この罰金を適正に処理していくというのは難しいんで、できれば、本当、広報で、飼う人にやっぱりモラルを、飼う人にさせなければ、なんかいけないような気がしますんで、すいませんが、ノネコ問題大変と思いますけど、頑張っって、世界自然遺産近づいておりますので、お願いします。何か見解があればお願いします。

市民部長（満永亮一君） ただいまの御意見はもう大変貴重な御意見として受けとめて、まだ、一応、罰則、過料とありますが、できるだけそういうふうにならないように注意、指導をしながらやっていきたいというふうに思います。あと、先ほどのマイクロチップの補助金についてですが、5,000円ということでございます。以上です。

6番（林山克巳君） もう、なんか猫に一生懸命になってしまっって、時間が経ってしまっましたが、次の質問に入っていきます。2番のLCC（格安航空会社）ピーチ成田・関西、大型クルーズ船の誘致、エコツアーガイド業についてなんですけど、これ、もう、そのまま感想を求めたいんですけど。10月1日から就航予定の奄美・東京、それから、12月26日ですね、1日1往復、奄美・大阪間、着くのが16時5分、奄美に大阪からですね。そして、成田から奄美に着くのが4時35分、夕方なんです。その辺、金額的に4,790円からとか、5,890円からとかあるんですけど、まず簡単に、この流れをどう思うか、ちょっと感想をお願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。先月のピーチ社及び鹿児島県の合同記者会見において、5月7日から運行休止となっていた関西・奄美線について、12月26日から再開すると正式に発表がございました。また、8月31日で終了し、10月1日からの再開が発表されていた成田線に続き、関西線においても帰省客や観光客の利用が多い年末に再開いただくことができ、大変感謝しているところでございます。運賃につきましては、関西線が片道4,790円から、成田線が5,890円からの提供と、LCCの強みである格安の設定となっており、これまでバニラ便で奄美に来ていただいた方々にも引き続き御利用いただけるものと考えております。また、関西線が16時5分、成田線が16時35分と両便ともに夕方に奄美に到着する時間設定となっているため、奄美への宿泊日数の増加や、ひいては経済波及効果にも大きく寄与していただけるものであると期待しているところでございます。以上です。

6番（林山克巳君） あえて、その時間帯と金額、時間帯を質問いたしましたけど、実は、本当そのとおりで、宿泊というのが一つあるんですけど、その後、質問いたします、このエコツアーガイドにもつながるんですけど。夕方来て、そのまま食事して、夜の自然を体験させると、ここまで流れを、もう何かパッケージでもいいんですけど、うまく流れが固まれば、この時間帯がかみ合っって、2日、3日、そういう夜間ナイトツアーとか、そういうのが組めるなっと思って考えておりますので、また、そういうのは、もう考えておられる方がいらっしやると思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。もし、大型クルーズ船の誘致に向けての考え、これはもう瀬戸内、西古見がもう断念したんですけど、この奄美市ではそういう、簡単に、そういうことはもう考えてはいないんですけど、ちょっと質問、よろしくお願ひいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。奄美における国内外のクルーズ観光需要は年々増加

しており、今年度のクルーズ船の寄港予定数は計23回、過去最多となっております。8月から7万7,000トンクラスのサン・プリンセスが寄港しており、9月にかけて計5回の寄港が見込まれ、毎回2,000人以上、合計で約1万人の台湾人観光客の皆様を地元の観光・交通事業者や通訳案内士などと連携して受け入れ対応を行っているところでございます。他、自治体の大型クルーズ船に関する見解は控えさせていただきますが、本市における多様なクルーズ船の受け入れにつきましては、港の整備や港湾能力を踏まえ、観光関連事業者や寄港地周辺地域との連携、観光バスやタクシー、レンタカーなどの二次交通、通訳案内士やガイドなど様々な課題の改善に取り組みながら、身の丈に合ったクルーズ船の寄港誘致に取り組むことが重要だと考えております。来年の世界自然遺産登録が期待される中、経済利益の最大化を図りながら、環境の負荷を最小限にとどめるといった持続可能な観光地づくりに向けた取り組みが重要であると考えております。さらなる大型クルーズ船の誘致については、観光、環境関連業界をはじめ、地域住民の皆様と情報や課題を共有し、慎重に議論、そして検討を行っていく必要があると認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

6番（林山克巳君） ありがとうございます。いろいろとありますが、大変申し訳ないですけど、質問もう、ちょっと時間ありませんので、その質問にできればお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それで、もう、このエコツアーのことにに関して1つだけ聞きたいんですけど、ないとは思いますが、認定ガイドになって、それから連絡協議会入るんですけど、認定されないガイドでエコツアーに連れて行く方はいることはないですかね。質問、そこだけ、ちょっと。

商工観光部長（武下義広君） エコツアーガイドにつきましては、登録ガイドと認定ガイドということで両方のガイドがございます。登録ガイドよりも経験を積んだ方が認定ガイドと。多分、今おっしゃったのは金作原へのガイドだと思いますが、これにつきましては、認定を受けた方が随行してついて行くという形での取り決めでやっているところでございます。以上です。

6番（林山克巳君） 分かりました。認定ガイドが連れて行かないといけないということですね。他の自然のことにしても、認定ガイド以外で連れて行っておられる方がどうのこうのは、私は言いません。ただ、そういうので罰則が出てくるのかどうかちゅうのもちょっと気になる場所なんですけど、是非、世界自然遺産、みんな一生懸命、そうやって自然に山に連れて行ったり、自然を見せようという気持ちは一緒ですので、そこは何かみんなが上手いければ、また考えていただけたらありがたいんですけど。

それを踏まえた上で、2番の教育行政についてのことに入っていきます。これはもう簡単に、いろいろ細かくありますが、できれば、やっぱり目指す教育、この教育論というか、細かいのはやはり学校の先生方々、また教育委員会あると思いますが、教育長が目指す教育、これを簡単にお願ひいたします。

教育長（要田憲雄君） 奄美市の教育行政の基本方針は、「地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～」と端的に捉えております。具体的には、学力向上はもちろんですが、地域に開かれ、地域に根ざしたふるさと教育を推進し、特にシマグチ、島唄、新民謡もあります。八月踊りもあります。六調踊りなどの伝統文化をそれぞれの学校で検証してもらおうということで、今進めているところです。そのことによって、ふるさと奄美に生まれ育ったことを誇りに持つような児童生徒を育成する、そういうことを目指しております。もう一つは、花づくり、花いっぱい運動、歌声の響く学校、歌声の響く地域づくりを目指して進めているというふうに御理解ください。以上でございます。

6番（林山克巳君） ありがとうございます。今の教育長のお言葉で、やはり、そういう文化継承も含めた上で、そういう子供たちを増やしていきながら取り組んでいくという考えが聞けましたので、分かりました。ありがとうございます。

それと、2番の質問に入りますが、PTA、また生徒との関係なんですけど、ここはちょっと質問難しい、もう、なかなか一言では言えないことが出てくると思いますので、この2番に関してはちょっと今回は保留にさせて、

今回、次の質問に回したいと思いますので、よろしく願いいたします。

すいませんが、3番の質問、どうしてもこれだけはしたいんで質問いたします。給付型奨学金制度、まず、奄美市の奨学金制度、これをまずお教えいただきたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、林山議員に奄美市の奨学金制度についてお答えいたします。奄美市の奨学金制度は、学力・芸術・文化もしくはスポーツに優れているにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難と認められている方からの申請により、審査会で選考し、無利息での貸与を行っております。貸与月額、返済期間につきましては、高等学校在学中に貸与を受ける場合、貸与額は月額1万円、返済期間は5年以内、高等専門学校在学中に貸与を受ける場合は、1年生から3年生までは月額1万5,000円、4年、5年生時は月額3万5,000円となりまして、返済期間は7年以内となっております。専修学校の専門課程、短期大学、大学、大学院は全て月額3万5,000円となりまして、返済期間は専修学校の専門課程が7年以内、短期大学が5年以内、4年制大学及び大学院は10年以内というふうとなっております。以上です。

6番（林山克巳君） 奄美市の、いわゆる奨学金制度を利用して、活用してやっておられる生徒もかなりいらっしゃると思いますので、これは大事だと思います。この給付型奨学金制度ですね、来年の4月から、もう大学、それから専門学校、全て無償に、給付型になるということを確認しておりますが、それは間違いありませんか。

教育部長（福長敏文君） それでは、2020年4月に独立行政法人日本学生支援機構が国を通じた新しい修学支援制度として開始します給付型奨学金制度についてお答えいたします。この制度は、家族構成、世帯収入等により異なりますが、大学生などを対象に年額最高約91万円の給付、授業料等の免除といった支援が返還不要で受けられるようになります。以上です。

6番（林山克巳君） いよいよ来年4月からそういう方向性も出てきまして、本当に子供たちが学ぶ場所が増えてきますので、いよいよそういう体制が国としてもできてくるし、また、奄美市の専門学校に関しても、そういう制度を使ってどんどんやっていけるんじゃないかなと思って楽しみにしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、次の3番、ちょっとスピード早めておりますが、農畜産業について農林水産部長に、専門の先輩がいらっしゃると思いますが、まず、この奄美市の農業・畜産業の、それこそさっきの教育長の話じゃないんですが、農林水産部長として、本当この農業・畜産業の目指すところというのを簡単に、簡潔によろしくお願いいたします。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、お答えします。まず、農林水産業の今の現状の農家戸数でございますが、農家戸数としましては、平成27年度、農林業センサスによりますと、専業農家が284戸で全体の27パーセントを占めております。また、第1種兼業農家、第2種兼業農家、合わせまして約21パーセント、あと自給農家が545戸で52パーセントとなっております。担い手の数としましては、認定農業者の数になりますが、現在76名となっております。このような中で、奄美市の農業を取り巻く課題としまして、農業従事者の高齢化、後継者対策、販路開拓、耕作放棄地の増加などがございます。まず夢ということですが、農業従事者の高齢化、後継者対策ということで、担い手の育成としましては、現在本市で行っております農業研修センターにおける農業研修制度がございます。本年度より、農業研修期間を1年から2年に拡充し、更に、新たに名瀬地区において、研修品目にタンカンを追加するなど、研修制度の充実を図っております。また、各種研修会を通して、生産性の向上と組織の育成・強化を図り、地域農業の発展を支える担い手の確保、育成に努めております。また、畜産業においては、畜産基盤の整備とともに、飼養管理技術や受胎率の向上、自給粗飼料の確保の促進、併せて防疫体制の徹底を図るなど、子牛の品質や生産性の向上、規模拡大を図っております。園芸につきましても、選果場の利用促進を図り、販路拡大に努めるとともに、生産資材費や流通コストの低減を図ってまいりたいと考えております。このような取り組みの中で、農家の所得向上に伴い、農業経営を安定することにより、産地振興に貢献するだけでなく、島外からの新規就農者や後継者の安定的な就農・定着を促し、将来の地域担い手として活躍する

人材の育成を図ることにより、継続的な農村集落の活性化につながるものと考えております。以上です。

6番（林山克巳君） ありがとうございます。本当、農林水産部長の取り組み、いろいろ分かりました。本当、農業というのは大変な労働力、いろんな資金がなければなかなか厳しいというのは、私も鹿児島の中で19年間おりましたので、それは理解しております。

その2番の質問に行きますが、サトウキビと米についてなんですが、米のほうは、もう米農家はもう戸数がなくなって理解しておりますが、簡単にサトウキビ農家ってどのぐらいいらっしゃるんですか。

農林水産部長（山下仁司君） お答えします。平成27年のサトウキビ農家ですが388戸、平成28年度が376戸、平成29年度が365戸、平成30年度が354戸、令和元年7月1日時点で351戸となっております。

6番（林山克巳君） ありがとうございます。どうして、このサトウキビと米、聞いたかといいましたら、ちょっとやはり基幹産業がサトウキビ、米はもうなかなかできない、できていないとかやっていない農家が多いですからなんですが。そこで、ここでちょっと行政関係の人ですよ。分かるかどうか分かりませんが、農業関係とか、実家が農業をしているとか、何か農業に携わっている人というのは何パーセントぐらいいらっしゃるか、お答えできますかね。

農林水産部長（山下仁司君） ただいまの質問ですが、笠利、住用の職員だと多いとは思いますが、現在、奄美市の中で家族が農家である割合についてですけど、今のところ把握はしていない状況です。すいません。

6番（林山克巳君） すいません。何でこんな質問をしたかといいましたら、徳之島、喜界島、沖永良部、与論、それから鹿児島もなんですが、実は、行政職員が家の手伝いをしたり、田んぼをやったり、畑やったり、牛の餌をやったり、また、その関係が深いんですね。だから、農業とか畜産に関しての重みが、支援もなんですが、すごい思いで農業に携わるんですね。だから、もしかしら、この奄美市の職員の中で農業と関係がなければ、そこまで農業に対する取り組みが、思い切り取り組めるかどうか、何かにか原因があるんじゃないかなと思って、ちょっと自分なりに、ずっとこうしたら、何かそういう農業の関係が他の市町村に比べたら少ないんじゃないかなと思って、その辺があるもんですから、そこはまた農業専門の方がいらっしゃると思いますので、是非農業、畜産、力を入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、3番の奄美市の畜産業、これ、畜産業は伸びていますが、ちょっと時間があれなんですが、畜産業が本当に良い、今、値段が上がってやりにくいところもあると思いますが、これに関しての思いをちょっと聞かせてください。すいません、簡単に。

農林水産部長（山下仁司君） 畜産業ですけど、本市の農業生産額の約34パーセントを今占めている状況です。お尋ねの支援策でございますが、まず肉用牛に対する支援策としまして、畜産基盤再編総合整備事業があります。この事業は、肉用牛生産の核となる経営体を育成することを目的に、草地、飼料畑などの造成・整備や、畜舎・堆肥舎などの整備、農業機械などの導入、畜産経営に対する生産基盤の整備などを行う事業で、国・県合わせて12分の11以内の補助となっております。そのほかに、畜産クラスター事業、あと家畜導入事業、市の畜産用の簡易資材の購入に対する補助等々、いろいろ補助事業がございます。今、畜産業に対する、特に肉用牛なんですけど、支援を行っている状況です。また、豚に関しましても、今年度からですけど、繁殖用の雌豚、繁殖用の雄豚も増頭した時点で補助金を交付する豚増頭支援対策事業を開始しております。このような中で、農家の高齢化や新規就農者の確保が困難といった課題はありますけど、引き続きやっていきたいと思っております。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後3時45分）

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後4時00分）

先の林山議員の一般質問の答弁について、訂正の申し出がありますので、これを許可します。

市民部長（満永亮一君） 先ほど林山議員に対しまして、マイクロチップの助成金を5,000円と申し上げましたが、3,120円の誤りでした。訂正いたします。

議長（師玉敏代君） 引き続き一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは、公明党の橋口耕太郎でございます。一般質問初日、最後の登壇であります。いましばらく、お付き合いをお願いいたします。質問に入る前に、少々所見を述べたいと思います。

平成27年10月に市議会に初当選させていただき、今回の定例会が任期中最後の定例会となりました。最初にこの場所に立ったときの緊張感は、昨日のこのように鮮明に覚えております。あれから早4年、市議会議員として務めてきたわけでありましたが、1年生議員故に頼りなさや不甲斐なさも多々あったかと思えます。しかし、皆様の真心に支えられ、何とか務め上げることができたと思っております。改めて感謝申し上げます。さて、今回の定例会で、14回目の個人質問となりました。一般質問の難しさを毎回感じながら、準備して望んでおりますが、私の勉強不足や質問力不足から言いたいことが伝わらず、当局の皆様にも御苦勞をお掛けした部分もあったのではないかと思います。その点につきましては、御容赦願います。今回は防災、世界自然遺産登録、児童福祉、認知症の4つの主題で質問をさせていただきますが、事前ヒアリングも含め準備してまいりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。9月1日は防災の日ということで、テレビ報道では各自治体や商業施設等での訓練の様子が流れておりました。奄美市では、毎年9月1日に近い8月の最終日曜日に、地震による大津波を想定した内容で実施していますが、自治体自体、奄美市自体の訓練は陸上自衛隊の初参加や新庁舎の機能が向上したことなどで、年々充実していると思えますが、住民を対象とした避難訓練は、ここ数年少しマンネリ化しているのではないかと考えています。私自身、平成22年10月の奄美豪雨災害で被災をし、2名の方を目の前で亡くすという経験をしました。その経験から政治活動のテーマの中に、災害に強い人、まちづくりがあります。災害は忘れた頃にやってくると言われるように、常日頃から災害を想定した具体的な訓練が必要なのは言うまでもありません。

そこで、質問1、防災行政について。（1）これまでの防災訓練参加者数について。①直近3年間の参加者はどのように推移しているのか、お示しいただきたいと思えます。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速、橋口議員にお答えさせていただきます。直近3年間の自治会等の参加者数について申し上げます。まず、平成29年度が51団体で2,171人、これは8月28日開催です。平成30年度が39団体、1,828名、10月28日の開催でした。本年度が34団体、1,541人、これが8月25日の開催でありました。なお、本年度については、まだ集計中で概算でございますので御理解いただきたいと思えます。ご覧のとおり、参加者が減少傾向にあるように見えます。平成30年度については、旧盆の関係で、毎年8月に実施していた訓練日が10月実施となり、多数の地域行事と重なったことが原因ではないかと思えます。また、本年度につきましても、集落行事等と重なったことが要因と考えております。なお奄美市においては、8月の最終日曜日に実施しておりますが、防災の日は9月1日ということでございますので、その日曜日をもってやっているということでもありますので、御理解いただきたいと思えます。今後の課題としては、多くの方に参加し

ていただけるように、毎年度の実施状況等を踏まえ、議員がおっしゃった内容の充実等を図りながら、市民の防災意識の醸成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

1番（橋口耕太郎君） 分かりました。3年間でちょっと減少傾向にあるということでございます。また今年度に関して、速報値というか概算の数値ですか、1,541名ということでお示しいただきました。

次に、質問の②自主防災組織の組織率についてをお伺いしたいと思ひます。できれば、地区ごとに分かればお示しをお願いいたします。

総務部長（前田和男君） それでは、お答えさせていただきます。

自主防災組織率につきましては、奄美市全体で8月末現在で59.7パーセントとなっております。地区ごとでございますが、住用、笠利両地区は100パーセント、名瀬地区が52.1パーセントとなっております。組織率向上のため、防災訓練や出前講座などを通して自主防災意識の醸成を図るとともに、未結成の自治会等への組織設立方法や助成制度の説明など、啓発活動を継続して行っているところでございます。以上です。

1番（橋口耕太郎君） 市全体で59.7パーセント、住用、笠利が100パーセント、名瀬地区が52.1パーセントということですね。昨年の3月の定例会で、同僚の榮ヤスエ議員が同じ質問をしていた時は、市全体で55.9パーセント、若干伸びているのかなという気はいたしますが、とりわけ名瀬地区が笠利、住用地区の足を引っ張っているというような状況だと思いますので、分かりました。私たちの自治会でも、毎年訓練に参加して、その訓練後に役員や班長と、また希望者の会員が残って、検討会というものを開いて協議をしております。毎回のことですが、要援護者の把握とその方の担当をしっかりと決めて、いざという時に備える必要性の話が出ました。私たちの自治会でも、自主防災組織は届け出ておりますが、役割分担で班長さんや女性部会、老人クラブ等に役割を担っていただく訳ではありますが、自治会内で役職を兼務していたり、班長が輪番で変わったりして、自主防災組織だけの会合や打ち合わせ等を行うことが非常に難しくなっております。いろいろと悩んでおりますが、市内の自主防災組織の中で活発に活動されている組織などがありましたら、ぜひ広報紙等で紹介をしていただきたいと思ひます。

次に、質問の（2）防災訓練の今後の取り組み方について、何か検討していることはないか伺いたいと思ひます。冒頭、少しマンネリ化という言葉を使わせていただきましたが、住民を対象にした避難訓練にも様々あるかと思ひます。他の自治体の事例等で、住民を対象とした先進的な取り組みなどがあれば、お示しいただきたいと思ひます。それを踏まえて、何か検討できることがあれば、お示しをいただきたいと思ひます。

総務部長（前田和男君） 議員御承知のとおり、毎年実施している防災訓練は、本市への被害が一番大きいと想定される奄美大島近海を震源とする地震津波の避難訓練を通して実施しているところであります。これは事前に避難のできる台風や大雨災害と異なり、いつ発生するか分からず、また地震発生から津波到達までの時間が短いことから、住民の皆様には避難経路や高台などの一時避難場所の確認など、繰り返し実施することで、日頃からの防災意識の醸成につながるものと考えているところであります。しかしながら、中には訓練の形骸化などで、参加者のモチベーションが低下し、参加者が減少するなど、多くの住民に継続して訓練に参加してもらうことに大変苦慮している自治体も多いと伺っております。そのような中、沖縄県糸満市の自治会では、「飽きさせず、継続できる防災訓練」をモットーに、セラピー犬との触れ合いなど子供が参加しやすい工夫を実施するなど、自治会組織で先進的な取り組みも行われております。また防災のほか、花壇や堆肥作りなどの環境美化や子供たちへの防犯活動にも力を入れているようでございます。同自治会の取り組みは、継続した活動を重ねることで着実に「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識が芽生え、10年間維持してきたことで、当時の子供が大人になり、継続してきた防災意識が地域に根づいていることは大きな成果であると評価され、「防災まちづくり大賞」これ消防庁主催でございますが、総務大臣賞を受賞しております。本市としましても、防災訓練を継続実施する中で、実動機関合同訓練のように、皆さんに防災への興味をもっていただけるよう、毎年度の実施状況を踏まえ、内容の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。その上で地域の皆さんが継続でき

る避難訓練について、一緒に考え支援してまいりたいと思っております。以上です。

1番(橋口耕太郎君) 分かりました。糸満市では、セラピー犬との触れ合いとか花壇や環境美化でも力を入れて、防災意識を向上する取り組みをしているということですね。私らの自治会でも、私は今回、事務局をしておりましてのでマイクとか準備をするために8時40分頃に避難場所に行っていたんですね。そしたら、8時45分ぐらいに先輩が上がってくるわけですよ。こうやってよっこいしょみたいな感じで上がって来て、「なん、まだ時間あらんど」といったら「いやいや、津波の情報が入ったから計って来た」といって集まって来たんですね。その方が大体12名おりました。9時のサイレン、警報が鳴って、それから全体で62名集まったんですけども、その4分の1ぐらいは前の時間、要するに警報が発令する前にもう避難場所に来ていると。何の訓練やねんということなんですけど、意識はあってちゃんと時間は計って来ている、自分の家から。避難経路は3通りありまして、その3通りをちゃんと通って、時間は計って来ているんですけど、ただいつも言っているんですけどリュックサックとか、帽子とか、本当に避難する時の恰好で来てくださいというお願いはしているんですが、なかなか伝わっていないというところで、今回、初めて東京都のホームページから引っ張ったチラシをお配りして、いざというときにはこういうものが必要なんですよという説明はさせていただきました。その後、場所を移して避難場所に行って13名ぐらいでしたか、検討会というのを、先ほど言ったように要援護者をどうするかとかそういう話をして、市に対する要望とかそういうのを聞いて話し合いをしたところです。昨年、市長も見学に来ていただいたところなんですけど、とにかく部長がおっしゃったように、継続してできる工夫というのを何か考えないといけないのかなと思って、ちょっと考えておりましたら、私どもの公明新聞に、最近の新聞なんですけど、地域で災害に備えると、各地の先進事例ということで3カ所載ってまして、私がちょっと気に留まったのが1つありまして、大分県佐伯市の狩生地区ということなんですけど、各家庭の備蓄品を倉庫保管、体1つで避難可能ということでちょっと紹介したいと思っておりますが、リアス式海岸が特徴の大分県佐伯市は、南海トラフ地震で津波が想定される地域ですと。沿岸部の狩生地区で、独自の防災活動を展開する狩生自主防災会を尋ねましたと。案内されたのは海拔約20メートルの高台にある備蓄倉庫、扉を開くと水のポリタンクなどの備蓄品以外に、名前が書かれた段ボール箱が整然と並んでいましたと。箱の中身はそれぞれ違うそうですと。狩生自主防災会の特徴は、防災袋を各家庭に置かず倉庫にまとめて保管すること。同会会長の近藤さんは、いざというときは体1つで逃げればよいと言いますと。同会が本格的に指導を始めたのは15年ほど前。阪神淡路大震災の映像を皆で見るなどして、防災活動の機運を高めて来ましたと。5年前に各家庭の備蓄品を保管する取り組みを開始、今後は同会として防寒用品や食料品の備蓄にも力を入れようと計画をしていますという記事でした。要は、体1つで逃げられる体制をこの地域は作っているということなんですけど、そういった取り組みを何かこう奄美市でも、例えばどこかモデル地区みたいなのを設定して、そういうところで先進的な取り組みの奄美に合った取り組みの方法を展開するのも一つの方法じゃないかなと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

次に、質問(3)災害発生時、市議会が受け持つ役割などについてお伺いをしたいと思います。これも公明新聞に載っていましたが、香川県丸亀市議会の記事です。昨年の西日本豪雨で、浸水被害が出た岡山県総社市の市議会と交流があり、総社市議会の議長が災害対応講演をしたと。その講演会で、災害発生直後に市当局と相談して、市議会が責任をもって受け持つ分野を決めたとして、災害ボランティアの拠点に氷や水などを配送するなど、災害発生から数日間にわたって活動した内容を説明と書いてありました。これ、あくまでも私の個人の考えですけども、我々市議会も市民の代表としてこの場にいる訳ですので、自分の地域以外の災害の状況などの把握や事前に災害時の役割を決めていけば、活動のお手伝いもできるのではないかと思います。議会で決めることかも分かりませんが、当局としても、もしこのような動きができたとしたらという意味で、見解があればお示しをいただきたいと思っております。

総務部長(前田和男君) お答えします。市議会議員の皆様におかれましては、市民の代表として、市民の声に耳を傾け、意見をまとめていただいております。災害時には市民の皆様から様々な意見や要望が、市や関係機関に寄せられます。災害時における市議会の役割という御質問ですが、なかなか具体的に申し上げることは難しいのですが、例えば普段の議員活動の延長として、災害時における地域からの要望についてとりまとめいただき、我々

当局と情報を共有していただくということも考えられるのではないかと思います。また、その対応についてボランティアが必要であれば、その中心となって活動するということも考えられます。災害時には様々な情報が飛び交い、混乱が生じることが予想されます。そのような状況においても、市議会の皆様と行政が落ち着いてしっかりと力をあわせ、対策を進めることが重要だと認識しているところでございます。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） 部長にお答えしていただくのは非常に恐縮だったんですけども、一つの考え方として議会としての役割というものを事前に決めていけば、我々もあそこに行けばいいとか、こういうことをすればいいとか、そういうこともできるのではないかなと個人的に思ったものですから、質問をさせていただきました。是非、同僚議員の皆さんも、一緒になって考えていただければと思います。

次に、（４）新庁舎で通常業務中に防災訓練を実施することは検討できないかということですが、これは８月に起きました京都アニメーションの放火事件を機に考えたことでもあります。まずは、京都アニメーションの放火で亡くなられた３５名の皆様の御冥福をお祈りするとともに、一日も早く復旧できることを願っております。あの事件で、３階まで火や煙が一気に広がったのは、ガソリンによる放火ということと、らせん階段で２階、３階の床が仕切られていなかったことが言われております。市民の方からも、新庁舎は４階まで吹き抜けてかまどのような状態なので、火事などがあれば怖いのではないかとという御意見もいただきました。当然、防火扉とか防火シャッターなどで火を食い止める措置は講じられていると思いますが、実際に職員や市民がその消火設備が稼働するところをきちんと見るのが大切ではないかと考えています。また職員の皆さんも、実際建物の中での災害、火災を想定していますけれども、どのように動いたらいいのかという部分でも検討する必要があるのではないかと考えております。市役所の通常業務は平日でありますので、ぜひ平日の新庁舎内での建物内の防災訓練の実施を検討していただきたいと思いますが、御見解をお願いします。

総務部長（前田和男君） まずは、京都アニメーションの事件におきまして、亡くなられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様の１日も早い回復を願っております。

答弁させていただきます。御承知のとおり新庁舎におきましては、防火対策としての防火扉、防火シャッターをはじめ、震災対策としての免震装置を完備するなど、想定される災害・被害を最小限に食い止めるための防災対策が講じられております。災害等の緊迫した状態では、普段とったことのない行動を適切にとるといことは大変難しいものと思っております。このため、訓練によって「頭で理解するだけでなく、体で覚える」、このことが大切になってくると考えております。このことから、議員御指摘の消防設備の稼働確認及び災害時の避難行動確認など、訓練を通しての課題の検討の必要性は、庁舎管理の上でも大変重要なことと認識しているところです。また、これらのことを踏まえた訓練の実施については、多くの方が利用する施設であることから、通常業務に支障をきたすことのないよう、配慮も必要ではないかと考えております。議員御提案の平日での防災訓練を含め、訓練実施の時期、内容などを検討し、早い時期に新庁舎としての防災訓練実施に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

1 番（橋口耕太郎君） この間も鹿児島島の商業施設ですかね。あれは某百貨店でしたけれども、就業前９時ぐらいからでしょうか。お客様が入る前に全体的な訓練をされている映像が流れておりました。非常に何百名という方が入っておられる建物ですので、なかなかそう簡単に行くことがないと思いますが、さっき部長がおっしゃったように、頭ではなく行動の訓練もしないといけないということは大切なことだと思いますので、ぜひ早めに実施をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。質問の２、世界自然遺産登録についてお伺いをいたします。（１）まず、登録に向けた今後のスケジュールを確認させていただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） それでは、お答えさせていただきます。「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向けた今後のスケジュールでございますが、今年２月にユネスコへ推薦書が再提出されたところでございます。今後の予定でございますが、環境省からはIUCN国際自然保護連合による現地視察につ

いては、10月上旬で調整中というふうになっております。その後、調査の結果が来年5月頃にIUCNからの勧告内容等が公表され、夏ごろに中国のほうで開催予定の世界遺産委員会において、登録の可否が決する見込みとなっているところです。以上です。

1番（橋口耕太郎君） 今度の世界自然遺産委員会は中国ということですね。分かりました。

次に、(2)に入ります。今年度の世界自然遺産登録関連事業の中で、奄美こども環境調査隊と子ども世界自然遺産講座の活動がありますが、これを教育現場ではどのように展開をするのかお示してください。ヒアリングの際に、両方ともこどもという言葉が入っていたので、2つとも教育委員会の所管だと思っておりましたが、総務部も入っているようですので、それぞれ示していただきたいと思いますが、まず奄美こども環境調査隊は、今年で3年目の事業ということで、夏休み期間で終了をしていると思います。また、子ども世界自然遺産講座は8月下旬からスタートをして継続中だと思います。この2つの事業を教育現場でどのように展開し活かしていくのか、お示しいただきたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、私のほうからは教育委員会のほうで所管しております奄美こども環境調査隊の事業概要について御説明をいたします。

本事業は、議員御案内のとおり、平成29年度から「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を見据えた機運の醸成を図るとともに、奄美の環境保全を担う未来のリーダー育成を図ることを目的に、今年度で3回目の事業でございます。市内の小中学生を隊員に任命いたしまして、奄美の自然や環境についての事前学習を行い、沖縄こども環境調査隊との合同調査を通して交流を図るとともに、お互いの自然の素晴らしさや環境保全の取り組みなどについての体験学習を行っております。この事業の教育現場での展開についてでございますが、沖縄での活動や奄美での事前、事後の学習で得た知識や体験など、それぞれの学校や学級に持ち帰り、発表を行うことで周囲の児童生徒が環境などに対する関心が高まっているというふうにお聞きしております。先日行われた中学生のひかり議会でも、世界自然遺産登録やごみ問題などに多くの意見や提言が寄せられました。このことも事業の成果の一つではないかと考えております。また、例年2月に開催しております「奄美市まなび・福祉フェスタ」のほうにおいても、今年度も、また隊員が体験し学習したことを発表させていただきます。今後は、奄美の自然が先人たちの日々の生活と深い関係があること、生活文化を守っていくことが自然の保護につながる、そういったことを教育現場に活用できるよう、本事業の取り組みをさらに充実させ、広げて行けるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

総務部長（前田和男君） 私のほうからは、子ども世界自然遺産講座について答弁させていただきます。

子ども世界自然遺産講座につきましては、世界自然遺産の価値、奄美大島及び登録先進地屋久島の自然や希少な動植物を保護する活動などの現状と課題、併せて歴史文化を学んでもらうことで、自然環境の保全と継承につながることを目的に行っているもので、5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会にて実施し、今年で2回目となります。今年度は8月26日から27日まで、奄美少年自然の家において奄美大島の自然に関する座学、フィールド研修を実施し、10月24日から10月28日にかけて屋久島での研修を行い、12月をめどに報告会を開催する予定となっております。また、平成29年に奄美大島で開催された「奄美・沖縄交流拡大キックオフイベント」を契機に沖縄県が主導し、世界自然遺産推薦地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島4島の12市町村の子供たちが、世界自然遺産を軸にしたお互いの地域の自然・文化を通して交流を行う奄美・沖縄次世代継承交流事業というものを、今年度初めて開催する予定といたしておりました。開催予定が、今年度の8月5日から8月9日にかけて沖縄島北部の国頭村で実施する予定としておりましたが、台風9号の影響で残念ながら開催が延期されております。今年度の開催時期については、今のところ未定ということですが、これもこういう形で地域の活動、子供たちに対する継承、啓発をしていきたいというふうを考えているところです。以上です。

1番（橋口耕太郎君） よく分かりました。先ほど、教育部長のほうから学校、学級で発表と、それからまたまなびフェスタ等でも発表ということですが、恐らくこの環境調査隊は選抜された子供さんが行かれていて、他の子

ども世界自然遺産講座も世界自然遺産次世代交流事業でも、恐らく選抜をされたお子さんが集まって事業を行っていると思いますが、やっぱり学校全体に広げていくためには、もう少しその行った学校の行った生徒が伝えるのと、またそれを別の学校へ紙で伝えるのは、またちょっと違ってくるのではないかなと思いますので、もう少し何か工夫を、ぜひしていただきたいというふうに思います。皆様御承知のとおり、先日、奄美群島における世界自然遺産共同体という組織が発足をしております。JAL、JAC、NTTドコモを中心に企業40社が参加をして16団体が後援予定だそうです。この共同体は奄美の世界自然遺産を盛り上げるためのもので、普及啓発や希少種及び自然環境の保護、密漁、密輸など、様々な課題の解決や調査研究、行政等の取り組みに対して参加団体が最大限努力するものであります。先ほどの子供による啓発、研究等もとても重要でありますけれども、この共同体のように企業が率先して活動することも、とても重要なことだと考えています。その企業に働く社員たちの意識の向上はもちろん、世界自然遺産をより深く理解することもできるからであります。私たちの自治会でも、今年度は講師を招いて、世界自然遺産登録に関する勉強会というものを企画しております。やはり、自分たちの島のことをもっと学び、誇れる自然と文化を説明できるぐらいにならなければと思っています。

そこで、質問(3)今後さらに市民の機運を高める必要があると思いますが、今後の取り組みについて何かあればお伺いします。

総務部長(前田和男君) お答えさせていただきます。世界自然遺産登録並びに登録後も見据え、住民の機運醸成を図ることは非常に重要なことだと考えており、昨年度も世界自然遺産セミナーや唄島プロジェクトなどの住民全体に向けた普及活動を行ってきたところでございます。そのような中、先日、民間企業が主体となり発足されました「世界自然遺産推進共同体」におきましては、奄美群島の民間事業者の方々がそれぞれのお立場から希少種や自然環境の保護、密漁、密輸防止対策、自然環境の活用を通じた地域貢献などの活動を行われると伺っており、より一層の機運醸成を図る上でも大変ありがたく、また大変心強く感じているところでございます。これに加え、8月28日には鹿児島県主催の普及啓発イベントと奄美大島エコツアーガイド連絡協議会主催の子供向けの金作原エコツアーが同時に開催されております。議員御案内の地域や事業者単位を対象とした普及啓発につきましては、同じく本市でも重要なことだと認識しており、本市におきましてもこれまでに自治会や民間事業者の団体などへの出前講座を行ってきているところでございます。更に島内5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会の希少種パトロール員が、大島支庁の主催する事業者団体向けの研修会の講師を務めたり、環境省奄美野生動物保護センターや大島支庁により業界団体に向けた研修会や出前講座などが行われるなど、各機関で取り組みを行っているところでございます。引き続きこのような取り組みも行いながら、更なる機運の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

1番(橋口耕太郎君) 今、様々部長おっしゃられましたけれども、やっぱりまだまだ世界自然遺産登録に関する機運というのは、まだまだだなというふうに個人的には思っています。ですので、出前講座であるとか県主催のものもありますし市主催のものがありますけれども、もっともっと世界自然遺産登録に対する機運を上げていく活動を積極的に行っていただきたいと思います。ちょっと、ところで大変恐縮なんですけど、市長に先日、6月末ですか、私ども公明党の遠山清彦衆議院議員が国政の時局を後援会をした際に、市長に質問を舞台から確かしたと思うんですけど、覚えていらっしゃるでしょうか、お願いしたいんですが、世界の国際公用語6カ国を確か遠山が質問したと思いますけど、市長覚えていらっしゃるでしょうか、お願いしたいです。

市長(朝山 毅君) 国連の公用語ということでございまして、日本の国はアメリカに次いで以前、国連の負担金は第2位であったそうです。今、ちょっと3位ぐらいになっていますか。しかも、もちろん金払いがよくて日本が一番安全・安心に納入しているという大変風評があったところなんです。しかしながらジャパニーズは入っていないと、残念でありますけれども、英語、ロシア語、中国語、フランス語、アラビア語、スペイン語という6か国語が国連の大きな公用語だと言われているそうです。残念ながらジャパニーズとジャーマニーが入っていないというのは、非常に経済大国としては残念な思いがいたしているところです。以上です。

1番（橋口耕太郎君） 突然の質問ありがとうございます。遠山がその時言っていたのは、中国で行われる世界自然遺産委員会で登録をされたら、この国際公用語6か国語でただで全世界にリリースをされると。それぐらいすごいことなんだということを言っていた記憶があります。英語、中国語、ロシア語、フランス語、スペイン語、アラビア語、この6か国語で全世界に世界自然遺産登録がなりましたというニュースが発表されるということは凄いことなんですよと。2月1日に日本代表として奄美大島、徳之島、そして沖縄北部、西表島が日本代表として手を挙げて入って、そして、今、これからスケジュールを確認しながら、来年のゴールデンウィークぐらいに印鑑が押されれば、ほぼその夏の世界自然委員会で登録が叶うということですので、それくらい凄いことだということをやっぱり市民の皆さんも知っていただきたいという思いから、今回また質問にさせていただきました。じゃあそれでは、次に質問を入らせていただきます。

質問（3）児童福祉施策についてお伺いいたします。公明党が50年かけて主張し続けてきた教育の無償化の一つであります幼児教育の無償化が、来月から開始されます。これにより、子育てしやすい環境が一步前進をして、少子化の歯止めにもよい影響が出てくるのではないかと考えております。今回の定例会でも、この無償化について補正予算も計上されておりますが、少し確認の意味で質問をさせていただきます。幼保無償化が来月から実施されますが、無償化以外の費用についての課題等は何か伺います。無償化以外の費用として、延長保育料、通園バス代、行事費、給食費、主食、副食費などがありますが、課題などがあればお示しをいただきたいと思っております。

保健福祉部長（奥田敏文君） 幼児教育・保育無償化の対象外の費用について、お答えをしたいと思います。

幼児教育・保育無償化につきましては、議員御承知のとおり3歳から5歳までの幼稚園、保育所等を利用する子供の保育料が無料ということになります。なお給食費の副食費、おかずの部分ですけれども、これにつきましてはこれまで保育料に含まれておりましたが、無償化の対象外の費用というふうになりますので、今後は別途徴収することになります。ただし、年収が360万円相当未満の世帯や第3子につきましては、副食費が免除されるということになっているようでございます。そのほか延長保育料、通園バス代などにつきましては、無償化の対象外の費用となりますので、これまで同様の対応ということになります。以上でございます。

1番（橋口耕太郎君） 給食費の副食が含まれてくるということですが、その給食費の徴収方法などについては、どのような対応をする予定でしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 給食費の徴収方法についてお答えをします。

先ほども少し述べましたが、給食費についてはご飯やパンなどの主食と、それからおかずになります副食とがございます。3歳から5歳児までの給食につきましては、提供する義務があるのは副食のみであるということでございます。従いまして、主食につきましては、施設によって対応は異なっておりますけれども、ご飯を自宅で準備をして持参する場合とか、ご飯を施設で準備して相応の金額を主食代として徴収するという場合があるように分かれております。副食につきましては、各施設で相応の金額を徴収するということとなります。公立保育所の場合は納付書によって、副食費を納めていただくということになります。私立保育所につきましては、各施設で徴収方法を保護者に御案内をして、徴収するということになると思います。

1番（橋口耕太郎君） 現場では、そこら辺がちょっと不安だという声が少し私のところに入っております。各施設によって方法はばらばらなんでしょうけれども、しっかり入ってくるのか、ちゃんと集められるのかというのが少し不安なようなことを聞いております。是非、そういった不安なことの相談などがありましたら、ぜひ対応していただきたいと思っております。

次に、質問の（2）です。鹿児島市では、単費で児童発達支援施設についても年齢関係なく無償化をしているようですが、本市でも検討できないかお伺いをしたいと思います。今、議会では政策立案推進会議において、次期「奄美市子ども・子育て支援計画」の策定に対して、今定例会中に提言を取りまとめる予定であります。その推進会議の過程で、各事業所からヒアリングを行う機会がございました。今回の無償化は、0歳から2歳は住民

税非課税世帯、3歳から5歳は制限はあるものの全世帯となっております。そのヒアリングの際に、発達支援施設の方から要望として上がった質問です。奄美市の発達障害等の児童数の有無や必要性なども含め、無償化が検討できないかお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今、議員のほうから御案内がありましたとおり、0歳から2歳までの課税世帯において、児童発達支援等の利用者負担、これは無償化の対象とはなっておりません。0歳から2歳までの年度別、発達障害児の児童数についてでございますけれども、平成28年度は4名、29年度は19名、平成30年度は23名というふうになっておりまして、少子化によって児童数全体としては減少している中ですが、児童発達支援のニーズは増加傾向にあるということでもありますので、その必要性は十分に認識をしております。今後、早期療育が必要な保護者の経済的負担を軽減するために、早期療育の支援体制の充実のためにも、議員がおっしゃったことを検討していきたいというふうに考えております。

1番（橋口耕太郎君） 子どもさんが減っていく中で、発達障害の数は少しずつ増える傾向にあっているということではよろしいですかね、今の。

保健福祉部長（奥田敏文君） 数が増えているというよりも、サービスが周知をされてきたのではないかとこのように思っております。

1番（橋口耕太郎君） 分かりました。この間、その事業所のヒアリングを行って、さまざまな御意見・御要望をいただいたところでございますけれども、やっぱり0歳からその要望があった方は、0歳から2歳は非課税だけではなくて全世帯対象にしてほしいという声があったので、今回質問させていただきましても、鹿児島市ではもうだいぶ前から0歳、2歳の発達支援施設については、単独の費用で無償化をしているということですが、でもやっぱりそれなりに相当予算もかかっているという話を聞いております。やっぱり財源も考えながら、慎重に検討しないといけないことかも知れませんが、ぜひ前向きにこれも検討していただきたいと思っております。

次に、質問の4認知症についてをお伺いしたいと思います。

厚生労働省の認知症施策推進総合戦略、通称「新オレンジプラン」では、高齢化の進展に伴い認知症の人は更に増加、2012年に462万人、約7人に1人。それが2025年には約700万人、約5人に1人に想定されるとしています。新オレンジプランでは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指していますが、まず奄美市の現状についてお伺いします。

(1) 現在の本市における認知症患者数の直近3年間の推移についてお伺いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 御質問の当市の状況についてお答えをいたします。

40歳以上の認知症の方の人数につきましては、要介護認定調査、その結果から平成28年が1,617名、平成29年が1,570名、平成30年が1,550名というふうになっております。この数値につきましては、要介護認定調査結果からのものでございますので、認定を受けていない認知症の方がいらっしゃるということも考えられますから、その数を含めると、当市が把握している数よりは若干多いのではないかとこのように認識しております。

1番（橋口耕太郎君） これは要介護認定が減っているということではないですかね。違いますよね。いいですか、よろしいですか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 全体的な奄美市の人口が若干減っているというのも一つあるのかなと思っておりますが、これを見ますとほぼ横ばいではないかなというふうに思っております。

1番(橋口耕太郎君) 分かりました。全体の人数の減少と、まだ要介護認定を受けていない方もやっぱりいらっしゃるんだなということですね。認知症というのは、やっぱりまだ偏見とか差別というのがあると私は思っております。奄美大島では特にそれを明かさない、隠す、そういった傾向にあるのではないかなというふうに思っています。全然、恥ずかしいことではないんですけども、昔でいう痴呆、ボケという言葉は、今は使つてはいけない言葉になっていますけども、恥ずかしいことのようなことを捉える方が、まだまだ大勢いらっしゃるのではないかなというふうに思います。認知症については、また言いたいことはいっぱいあるんですけども、以前もこの定例会で話したかもしれませんが、認知症の人というふうに漢字で書きますと、普通の人は「認知症」という漢字のほうを大きくして、「の人」というのはちっちゃく思うそうなんです。でも、本当に認知症の人を見る場合は、「認知症」という漢字をちっちゃくして、「の人」というところを大きくする、そういう考え方じゃないといけないということも私も教わったので、いろんなところで話をしていますが、とにかく認知症になっても住み慣れた地域で長く暮らしていける、高齢者福祉課が行っております、先ほど栄議員の中でもありました地域支え合い体制づくりも、子供からお年寄りまで助け合って生きて行く、支え合いをどうつくっていくかということで、今、活動していますが、とにかく、高齢化に伴って出現率も当然増えてきていると思います。ですので、こういった国も認知症に関する施策に関しては、非常に真剣に取り組んでいると思います。

その中で、少し最近気になっていることがというような質問であります。次に(2)全国的にも認知症の方の行方不明者が問題になっていますが、本市の現状と行方不明者が発生した場合の対応についてをお伺いしたいと思います。朝日新聞によりますと、昨年1年間で認知症の行方不明者は、1万6,927人、前年より1,064人多く、統計を取り始めた2012年以降、6年連続で増えたと。行方不明者全体に占める割合は、19.2パーセントと7年間で最大であったと警察庁の発表を報道しておりました。その中で、17年前に捜索願を出された人も含め、昨年中に所在がわかった認知症の人は1万6,227人、所在確認までの期間は「当日」が1万1,905人、「2日から7日」が4,205人で99.3パーセントの人が1週間以内に発見されたと。死亡が確認されたのは508人だったとありました。奄美市でも市内のスーパーやコンビニ、事業所などで捜索のチラシを見かけることが最近増えてきたように思います。それがいつまでも貼ってあるようにも思いますが、現状等も含め、お示しをいただきたいと思っております。

保健福祉部長(奥田敏文君) 認知症があつて、行方不明になった方の現状について、御答弁をさせていただきます。

現在、当市では認知症により帰宅困難になる恐れのある方におかれましては、事前に市、それから警察、消防で共有するSOSネットワークに登録をさせていただきまして、万が一の行方不明の際に迅速に発見につながるよう、協力機関も含め連携を行っているところでございます。認知症の方で行方不明となる恐れのある方を地域で見守る体制としましては、模擬訓練や認知症サポーター養成講座と併せて取り組んでいるところでございます。御質問の近年を通して認知症になり、帰宅困難となり行方不明となる事案が本市でも発生しているところでございますけれども、警察など関係機関との更なるネットワーク体制の強化を行うことはもとより、早期発見に向けた取り組みについて、全国の先駆的な取り組みなども情報収集、研究をさせていただきまして、「認知症になっても安心して暮らし続けられる奄美市」を目指し、具体的な施策を検討させていただきたいと考えております。

1番(橋口耕太郎君) 模擬訓練とかサポーター養成に力を入れて行くということで、SOSネットワークも使いながら対応しているということですが、なかなかこれも非常に難しい問題で、認知症の行方不明者は、例えば夫婦で眠っている時に、夜中気付かずに出て行くとかそういうケースもあるようで、全く気付かれずに出て行くとかそういうこともあるようです。ですので、ケースによって様々ありますし、対応というのはすごく難しいと思っております。島だからこそ身近な関係とか御近所付き合いとかそういうものを大切にいただいて、そういう人を1人も出さないという方策を何かこうできたらいいなといつも考えているところですが、なかなかこれが難しい問題で、できそうでできない悩ましい問題だと思っております。認知症についても、それぞれ様々なこれまでセミナーとか開催されていますけど、今月も何か20日でしたかね、県主催のセミナーが開催される予定というふうに聞いておりますので、そういったところにも市民の皆様もお出かけいただいて、認知症に対しても

っともっと理解を深める。また或いは、サポーター養成講座なども積極的に活用して、要請があれば、恐らくいつでも市の当局は対応していただけたと思いますので、そういったサポーター要請をどんどんして、認知症に対する理解を深めていってほしいと思っています。少し、早く終わりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。（午後4時54分）

第 3 回 定 例 会
令和元年 9 月 5 日
(第 3 日 目)

9月5日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
24 番	里 秀 和 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

23 番 橋口 和仁 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	東 美佐夫 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前田 和男 君
総 務 課 長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財 政 課 長	國分 正大 君	プロジェクト推進 課 長	平田 宏尚 君
契約・検査指導 課 長	坂元 久幸 君	市 民 部 長	満 永 亮一 君
税 務 課 長	藤原 俊輔 君	市民協働推進課長	佐野 早苗 君
環境対策課長	平田 博行 君	保健福祉部長	奥田 敏文 君
福祉政策課長	石神 康郎 君	保 護 課 長	保 金 満 君
健康増進課長	徳永 明子 君	高齢者福祉課長	永田 孝一 君
商工観光部長	武下 義広 君	商工情報課長	麻井 庄二 君

9月5日(3日目)

紬観光課長	島袋修君	産業建設課長	岩下忠久君
農林水産部長	山下仁司君	農林水産課長	栄広久君
土地対策課長	前島有為生君	農林水産課長 (笠利)	丸田宗八郎君
建設部長	橋口義仁君	都市整備課長	竹元康晴君
建築住宅課長	岡江康裕君	土木課技術調整監	川上浩一君
都市整備課技術 調整監	川井順賢君	上下水道部長	藤山浩俊君
下水道課長	里嘉郎君	下水道課技術 調整監	里則人君
水道課長	吉郁也君	教育部長	福長敏文君
教育委員会総務 課長	徳永恵三君	学校教育課長	元野弘君
文化財課長	久伸博君	学校給食センター 長	龍和隆君
農業委員会事務 局長	用稲工巳君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田賢一郎君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向井渉君
主幹兼議事係長	伊集院正君	議事係主査	堀健太郎君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）
本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願いいたします。さらに当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

7番（与 勝広君） 皆さん。おはようございます。公明党の与 勝広でございます。令和元年奄美市議会第3回定例議会一般質問に先立ちまして、所見を述べたいと思います。

令和元年の当初予算が執行されまして、6カ月目に入りました。当初予算も順調に執行されているものだと思います。令和元年の当初予算は、一般会計歳入歳出総額合わせまして336億2,311万2,000円となっております。前年と比較いたしますと、平成30年度が一般会計歳入歳出総額合わせまして当初予算が338億2,009万1,000円でありますので、対前年度比の0.6パーセントの減となっております。金額にいたしますと1億9,697万9,000円の減となっております。

平成28年から平成29年、平成30年度と合併後最大規模の予算を編成してまいりました。本年も対前年度比の0.6パーセントでありますので、大規模な予算編成に変わりはありません。特に歳入の中で自主財源の市税につきましては、対前年度の2.9パーセントの増となっております。金額にいたしますと1億1,040万円増えております。市税総額では38億5,390万9,000円となっております。

また、この数年来続いておりました本市の大型プロジェクト、いわゆる公共事業もほぼ終息を迎え、新たな事業も展開いたしますが、公共事業等がこのように少なくなっているために市債につきましては、対前年度当初比の16.5パーセントの減となっております。金額にいたしますと10億60万円減となっております。

さて、この5月の1日から新しい天皇が誕生し、令和に入りました。新しい天皇は、「象徴天皇として国民に寄り添っていきたい」、このように御発言をなさっております。この「国民に寄り添う」という言葉は、令和の政治をする上で大変重要なキーワードになると私は思っております。

さて、平成が30年と4カ月で幕を閉じました。平成を振り返りますと、何といたしても東日本大震災、そして、阪神淡路大震災、この2つの大震災は我々の記憶から消し去ることができないぐらい衝撃的なものであります。この2つの大震災の発生によって、我が国の防災・減災に対する認識が大きく変わったといっても過言ではないと思います。さて、その2つの大震災発生当時の政権、そしてまた、先ほど申し上げました、国民に寄り添うという観点から、少し検証をしてみたいと思います。

平成7年1月17日5時46分に発生した阪神淡路大震災、6,400名余りの方々がお亡くなりになりました。当時の政権は自社さ政権の村山総理でありました。平成23年3月11日14時46分頃に発生した東日本大震災1万5,800名余りの方々がお亡くなりになりました。当時の政権は民主党政権の菅直人総理でありました。

この二つの政権に共通する点は、自衛隊が違憲である、憲法違反である。また、自衛隊を認めない、認めようとしぬ方々が政権の中核におり、また、政権の運営をしていたということも影響してか、この二つの震災が発生して自衛隊の要請が遅れたために救える命が救えなかったと、今をもって言われているところではありますが、少し検証してみたいと思います。

時系列的に検証いたしますと、平成7年1月17日5時46分発生した地震であります。自衛隊の要請が10時10分、これは、本来ならば兵庫県知事からの要請であるべきであります。当時の兵庫県の防災担当の課長補佐の要請であったと、このように記録されております。

実際、兵庫県知事からの要請は、19時50分、海上自衛隊、そして21時に航空自衛隊、これが正式な要請でありました。また、村山総理の1日を見ますと、朝の6時にこの震災の状況を知りました。そして、8時には既に官邸に対し、また、防衛省に対して自衛隊の派遣要請が来ていたのを確認しつつも、これは要請しなかったと記録されております。また、9時18分には官邸の廊下で記者に会い、記者に対して「やあ、大変だな」と声をかけ、記者のほうから「総理は現地に行かないのか」と聞かれ、「もうしばらく状況を見てから」とコメントしているようでございます。そして、10時04分の定例閣議においても、一切その震災の指示は出さなかったと記録されております。そして、11時に再び記者会見があり、その中で記者のほうから「総理は現地に行かないのか」と聞かれ、「必要があればね」と、こう答えたようであります。そして、その直後の21世紀環境懇話会という会合に出席しているようであります。また、12時には既に、当時のさきがけの衆議院議員の高見という神戸出身の議員から直接、官邸の総理に自衛隊の増員を頼むという電話があったにも関わらず、「高見君は大げさだな」と、こういう発言をしたようであります。このように、この初動の遅れが批判をされると、最終的には「何分、初めてのことであった」と、このようにコメントをしております。

平成23年3月11日の東日本大震災においても同様のことが言えますが、しかし、東日本大震災は、原発という大変重要な事案を持っておりました。3月11日に発生し、その3日後の3月14日には東電が記者会見を行います。その記者会見の行く直前に、官邸から「メルトダウンという言葉は使うな」と、このように強い指示があり、いまだに、その誰が指示を出したかというのは明確にされておりませんが、このメルトダウンも2カ月間国民をだましていたということが後ほど発覚をいたしました。2009年、平成21年に民主党が「国民の生活が第一、政治主導、脱官僚政治」という、この3つのテーマを掲げ政権を取った、あの言葉がこれほど虚しく聞こえるのは、私だけでありましょうか。

さて、この政権によって、また、政権にとって救える命と救えない命があるとしたら、これほど国民にとって不幸なことはないと私は思っております。また、安倍内閣も、この7年間、いろいろと国会の運営、また、閣僚の不適切発言等々、様々な批判を受けております。しかし、防災・減災、そして、大震災に対する初動体制は、この2つの政権に比べものにならないほど私は良くやっていると評価しているものであります。

さて、こういった観点から、市民の暮らし、生活、また、市民の安心・安全という視点に立って、1番目の奄美豪雨災害の検証、総括について(1)の質問をさせていただきます。

来年は、奄美豪雨災害から10年という節目を迎えます。この10年という節目を迎えるに当たって、この奄美豪雨の検証、総括が今日までどのように生かされてきたのか。

また、10年という節目で市民の皆様の防災の意識を高めていくためにも、また、あの甚大な被害のあった奄美豪雨災害を忘れないためにも、大規模な防災訓練等が予定されているのか。それとも、10年目という記念の行事等が予定されているのか、まずは御答弁いただきたいと思っております。

個別の件につきましては、発言席より行いますので、よろしく願いいたします。

議長(師玉敏代君) 答弁を求めます。

市長(朝山 毅君) おはようございます。それでは、早速、与議員にお答えさせていただきます。

議員お話しになりましたとおり、備えあれば憂いなしということのお話であろうかと存じます。私どもにおきましても、平成22年10月20日に発生いたしました奄美豪雨災害につきましては、本市において2名の尊い生命が犠牲になったほか、市内全域で約800棟に及ぶ住宅被害、また、電気、水道などのライフライン、学校を含む多くの公共施設被害など、あらゆる面において経験したことのない未曾有の災害として記憶にあることは御案内のとおりでございます。

これまで、出前講座や防災に関する講演などにおいて、この豪雨災害の教訓をテーマとして取り扱ってまいりましたほか、検証記録誌を作成し、図書館、学校、関係行政機関等への配布、また、市ホームページにも掲載いたしまして、広く活用いただいているところでございます。

議員御案内のとおり、来年で10年目を迎えますことから、現在、奄美豪雨災害を振り返り、その経験を次の時代へ引き継ぐためにも、防災に関するシンポジウム開催の検討を進めているところでございます。また、防災

訓練につきましても、従来の訓練内容に風水害に対応したプログラムを盛り込むなど、自然災害全体に対応した内容となるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、御理解と御協力よろしく申し上げます。

7番(与 勝広君) 平成22年の奄美豪雨時の昨日も自主防災組織率ということで質問がありましたけども、平成22年当時、奄美豪雨当時の本市の自主防災組織率、名瀬地区、住用地区、笠利地区、奄美市と名瀬地区が23.5パーセント、当時、そして、笠利地区が99.1パーセント、そして、住用地区が42.1パーセントと、これが、この9年経った現在、きのう答弁ありましたけども、奄美市の名瀬地区が23.5パーセントから52.1パーセント、それぞれ、住用、笠利が100パーセント。そして、奄美市全体では平成22年当時が34.1パーセントでありましたが、今度、9年経った今、59.7パーセントということで、昨日明示されました。約6割近い組織が達成していると。平成22年当時からしますと、25.6ポイント増えておりますので、これは、この数字が意味するものは、やはり何といても奄美市民の皆様方、また、行政の皆様を初め、防災意識が高まってきたという数字であると思えます。

昨日、防災訓練、数字、平成29年から約4,450名ほど参加しているということでありました。この訓練についても、年々減少しているという話ではありましたが、しかし、この防災、自主防災組織がしっかりとまた出来上がっているということは、奄美市民の意識もしっかりと高まってきていると。このように言えると思えます。

そこで、また、この平成22年当時から今日までの現況と取り組みについて、それぞれまた質問したいと思います。まず、急傾斜地、砂防、治山治水等の防災対策事業の現況。それと、奄美市の防災計画等の見直し等の現況。また、災害箇所総点検と防災訓練については先日ありましたので、まだ8月25日も津波を想定した防災訓練等もありましたので、これは、省かせていただきます。

そして、さらには山裾地区、また、土砂災害危険区域等の県と連携した防災対策、そして、住宅移転事業の現況について、いずれも平成22年の奄美豪雨から今日までの現況と取り組みについての御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長(前田和男君) おはようございます。それでは、答弁させていただきます。奄美豪雨災害以降の、まず、急傾斜地、砂防、治山治水などの防災対策事業の現況につきましては、急傾斜地防災対策事業として9カ所実施し、うち4カ所は整備済み、現在整備中が5カ所となっております。砂防防災対策事業としては、12カ所実施しております。整備済みが6カ所、整備中が6カ所となっております。治水関連事業としては、4河川実施して、現在も整備中となっております。

防災対策等の見直しの現況につきましては、合併した平成18年度に奄美市地域防災計画を策定し、奄美豪雨災害や東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨などの大規模災害の教訓をもとに、それぞれ平成23年度、27年度、29年度に防災対策の見直し、地域防災計画の改定を実施したところでございます。

災害箇所の総点検の実施状況でございますが、二次災害を防ぐため、迅速な災害復旧を進め、防災・減災の観点から日頃の保守点検などに努めており、対策の必要な箇所については、計画的に整備を進めているところでございます。

山裾地区の土砂災害危険区域などにおいて、県と連携した防災対策、住宅移転事業の現況についてでございますが、がけ地近接等危険住宅移転事業として22年度以降7件の実績がございます。民間の住宅へ移転された方が4件、市営住宅に移転された方が3件となっております。

本市といたしましても、今後も防災、ソフト・ハード両面の日頃からの点検整備を行い、防災・減災に努めてまいりたいと存じます。以上です。

7番(与 勝広君) 平成22年の奄美豪雨以降、この防災対策については十分とは言えませんが、着々と実施されていると、このように認識してよいと思えます。

そこでですが、少しピンポイント的に質問してみたいと思えますけども、あの奄美豪雨以降、手つかずの状況

のところもありますので、先だって、奄美市議会の議会報告会が住用地区で行われました。その時に、集落の皆様方からの質問等もありましたので、確認の意味も込めて少し質問をさせていただきます。

山間集落の冠水地帯がありますけども、この冠水地帯の今後の取り組み、そしてまた、山間集落には砂防ダムがありますけども、これは県の工事したやつでありますけども、この砂防ダムには相当の土砂が蓄積しており、これがまた豪雨などが発生すると、二次災害、三次災害に発生する恐れがあるんじゃないかということで、地域住民からも要望が出ております。この砂防ダムについては県と、今、連携がとれて、どういう状況になっているのか。

そしてまた、もう一点は、山間港の浚渫工事、これにつきましては、平成22年の奄美豪雨以来ずっと様々な災害等によって土砂の蓄積も相当なものであると言われております。そういった中で、地域住民からの陳情や要望、要請、また、議員としても一般質問等もされておりますけども、これが来年もし世界自然遺産登録になりますと、ここの地域は、もう手のつけられない状況になりますので、何らかの形で、是非、この土砂の除去をしていただきたい。浚渫工事をしていただきたいと、このように思っています。

そして、西仲間集落であります。西仲間集落は、このほど立派な市の住宅が建ちました。これは、平成22年の奄美豪雨時の水位をもとにして建てられたものであります。しかしながら、この周辺はまだ冠水地帯でありますので、この周辺の冠水地帯をどうするのか、隣は住用川の河川工事が総額24億かけて県のほうで工事していますけども、令和2年、来年ぐらい完成予定だと思いますけども、この工事とはまた別でありますので、どうなるのか、こころもぜひ御答弁いただきたいと思っております。

そして、最後になりますけども、奄美体験交流館から東仲間に向かう冠水道路があります。これは、何か聞くところによりますと、この道路には、今現在、パイプを埋めてありまして、このパイプを通過して河川に水が流れる仕組みとなっているようですが、この現況についてお答えをいただきたいと思っております。

住用総合支所事務所長（手藁 利文君） おはようございます。お答えいたします。

山間集落の冠水地帯は市道山間4号沿いにおきまして、現地調査や住民からの聞き取りを行っており、緊急性も含めて協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

山間集落の奥にあります砂防ダムについては、平成元年に鹿児島県が竣工したものであり、完成してから30年以上経過しており、土砂の堆積を確認しまして、県単砂防事業により土砂除去の要望書を提出したところでございます。

山間港の浚渫工事については、国立公園との境界付近でありますので、環境省や県の関係機関と協議を行い、対応を検討してまいりたいと考えております。

西仲間集落の冠水対策としましては、住用川と冷川の合流地点の拡幅工事や樋門の設置による排水対策を、県が平成30年度総合流域防災事業を住用川において実施しており、現在も柳橋の架け替え工事及び下流付近の拡幅工事や樋門設置工事を実施しているところであります。

市といたしましても、住用地区道路冠水対策整備事業を実施しているところであります。奄美体験交流館から東仲間に向かう市道東城3号の冠水対策としましては、台風や大雨時に冠水することを確認しておりまして、隣接地権者との境界立ち会いを済ませて、河川へ排水するためのコルゲートパイプを今年6月に埋設しております。その後、大雨時に冠水することはなく通行できている状況でございます。以上です。

7番（与 勝広君） この山間港の浚渫工事については、これはもう毎回同じような答弁であると思っております。しかしながら、もし来年、先ほども申し上げましたように、世界自然遺産登録になりますと、これはもう手のつけられない状況になると思っております。何らかの形で、例えば台船を持ってきて、その上に重機を置いて、そこから除去するとかいろいろの方法あると思っております。ただ、環境省や県、そして、そういったことの話合いが大事だと思いますけども、しっかりそういったことが前向きにできるように、工法としてはいろいろあると思っております。まず、でも先に、まず、例えば山間川の蓄積した土砂を先に除去したりとか、いろんな方法があると思っておりますので、もう一度、今後どういった形で、ただ、もう協議するだけじゃ前に進めないと思っておりますので、もう一度、答弁をお願いします。

住用総合支所事務所長（手藁 利文君） 先ほども申しましたが、前々から集落のほうから要望も色々上がっていますので、早急に環境省や県と協議を行って進めてまいりたいと思います。

7番（与 勝広君） 答弁にはそう変わりはありませんけども、でも、本当にこの地域の方々は、もう平成22年の奄美豪雨以来、どんどん土砂が蓄積して、これが本当、もう一回あのような豪雨災害に遭うと今度はそれが道路や集落に流れ込んで、大変な被害になるんじゃないかということで、もう心配をされておりますので、是非、もう来年の5月までに、これはしっかりと目途をつけてというか、もうそこはぜひ実現できるようにお願いして、次、質問移りたいと思いますが。

実は、この平成22年の奄美豪雨災害というのは、甚大な被害をもたらしたのは皆様も承知のとおりであります。この猛威を振るう自然災害から命を守る、身を守るには、まず、その防災情報を正確にまず把握する。そして、早目の避難と。これがもう鉄則だと思います。

この5月から運用開始になっております大雨洪水警報レベル1から5までというのがありますけども、これは、奄美市だよりも紹介されておりましたが、せっかくの機会でありますので、市民の皆様へ、この大雨洪水警報レベルについてちょっと説明をしていただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） それでは、警戒レベルについてでございますが、平成30年7月広島県などで発生した豪雨災害を教訓とし、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民のとるべき行動の対応を国が明確化したところでございます。

レベル毎の住民の対応といたしましては、まず、警戒レベル1では、災害の心構えを高める。警戒レベル2では、避難に備え、自らの避難行動を確認する。警戒レベル3では、高齢者などは避難開始。警戒レベル4では、全員避難。警戒レベル5では、災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとるとなっております。

本市では、本年6月に運用を開始しておりますが、現在まで、警戒レベルの発表はない状況でございます。なお、警戒レベル3の高齢者などは避難以上については、各種の気象情報、災害発生状況に基づいた自治体の判断により発令となることから、災害警戒時において気象庁の発表などに留意し、空振りを恐れることのない防災情報の発信に努めてまいりたいと存じます。以上です。

7番（与 勝広君） レベル3になりますと体の不自由な方や高齢者等は避難を始めるということでもありますけども、昨日もありましたけども、災害時要援護者、この災害時要援護者をどのように掌握していくのか、また、本市の取り組み、現況についてお答えをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 災害時における高齢者や体の不自由な人といった、避難に支援を要する、いわゆる要援護者の避難の現状といたしましては、災害発生段階で地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障害者等機関相談支援センター等に連絡をしまして、避難の誘導を連携して行っており、また、状況に応じては消防、警察といった公的機関や自治会などの地域とも連携をとりながら対応しているところでございます。

今後につきましては、本市において昨年6月に導入をいたしました、介護度の重い高齢者や体の不自由な人の名簿と地図を登録する「避難行動支援システム」、これを活用した「避難行動要支援者名簿」の整備を進めるとともに、災害時において要援護者の迅速な把握と効果的な避難対応に努めてまいりたいと考えております。

7番（与 勝広君） 分かりました。

そこで、(2)の防災ラジオ無償貸与についての質問に移りますけども、今、ずっと前段からの続きありまして、やはり、この急傾斜地域、また、土砂災害危険区域、地域等によっても指定をした方がいいと思いますけども、また、今、言った災害弱者、災害要援護者、また、高齢者、独居老人等と、そういった方々に防災ラジオの無償貸与はできないかと。この防災ラジオというのは、通常はAM、FMの放送なども聞くこともできますし、もう、この緊急時に奄美市のこの防災情報を流すことができます。これは、ポケットベルと同じ280メガヘル

ツの周波数を用いておりますので、室内や地下においても鮮明に聞こえると。

最近、防災無線も場所によってはやはり聞こえづらいところもありまして、やっぱり、人の命を守るという観点においては、この防災ラジオの無償貸与も、これも考えていただきたいなど。もしいろいろ、これも一般財源等からなると思いますので、利用者との折半ということも考えられると思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） 防災行政無線の放送については、屋外拡声子局からの距離や天候などにより、聞きづらい難聴区域があるということは認識いたしております。これを補完する戸別受信機については、これまでも災害時の指定避難所となる集会施設や学校などの拠点施設、また、消防関係者や町内会、自治会の会長、嘱託員、駐在員のほか、主に難聴区域世帯を対象に設置しているところでございます。あわせて、難聴対策として自動音声応答装置（69-3535）に電話することで放送内容について確認することができるように改善したところでございます。

議員御紹介の280メガヘルツの防災ラジオについては、高価な戸別受信機と比べ安価で、音声だけでなく文字による伝達も可能ということから、大変便利な情報伝達のツールだと考えているところでございます。

しかしながら、導入に当たっては、防災ラジオ本体のほか、中継局、配信局などの新たに整備が必要となつてまいります。本市といたしましては、今後も難聴地域の現状把握に努め、既存の戸別受信機のローテーションやその他の情報伝達方法を含めて災害情報の周知に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

7番（与 勝広君） 先ほども申し上げたように、この猛威を振るう自然から身を守るためには、まず防災情報を正確に把握すると、これがもう第一の鉄則でありまして、やはり、今、言ったように、この防災無線も聞こえないような状況の所もありますし、やはり、いざとなったときに緊急に対応できるかということ、やはり難しいんじゃないかと。ラジオですので、常に携帯できますので、常に身から離さず聞いておれるというのも利点であると思えます。

様々なところで設備等のお金もかかると思いますが、もう一回そこを試算して、どれぐらいかかるのか、そして本当にこれが対応できるのか、もしくは折半なのか、そういうことも含めて今後検討していただきたいと、このように思えます。

それでは、2番目の市長の政治姿勢についての奄美市総合計画の総括について質問をさせていただきます。冒頭で、奄美市の令和元年の当初予算の336億2,311万2,000円の当初予算、この中身について、まず、地方創生関連事業総額として8億7,876万円、また、ふるさと納税を活用した事業が1億4,090万2,000円、そして、世界自然遺産登録を推進する事業として4,726万1,000円、また、定住促進事業として4,726万9,000円、また、その他に今回は笠利中学校の校舎の解体、改築工事4億8,700万、これは、国庫補助が55パーセント、そして、市民交流センター、これが総額で10億2,100万円、国庫補助は45パーセント、このようになっていまして、このように当初予算も様々な政策を散りばめて予算編成をしております。

奄美市総合計画も平成23年から平成32年度まで、いわゆる令和2年、来年が最終年度となる予定となっておりますけれども、10年計画で今立てる、その道半ばでありますけれども、そういった奄美市総合計画のやはり基本計画に沿って当初予算もちろん編成されていると思えます。また、市長の施政方針等にも沿って編成されていると思えます。そういった中で、やはりこの奄美市総合計画が来年度で最終年度となります。この当初予算の編成も、この奄美市総合計画とどのように整合性を持たして今日まで予算を編成してきたのか、御答弁をお願いします。

総務部長（前田和男君） 議員御案内のとおり、奄美市総合計画は平成23年度に策定し、平成32年度までの10年間の計画でございます。この総合計画に関しましては、これも御承知のとおりでございますが、本市における最上位計画として位置付けられており、10年間における本市の羅針盤として市政全般に係る方向性を記載

したものでございます。

最上位計画と位置付けることにより、予算編成など各種施策を実施していくに当たっては、実施計画の中でその必要性や適時性を十分に考慮し、これを財政計画と連動し、施策として向かうべき方向性を一にした事業化に努めているところでございます。総合計画に掲げる将来都市像の実現や、将来目標の達成に向け、総合的に取り組んでいるところでございます。以上です。

7番(与 勝広君) この総合計画には、最終的な数値目標として、人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億という数字がありますが、現況をお答えいただきたいと思います。

総務部長(前田和男君) 奄美市総合計画では、基本構想として議員御案内の3つの「まちづくりの将来目標」を掲げております。

一つ目が、平成32年時点の「人口」5万人を目標とするものでございますが、これは他地域からの通勤・通学者を含めた人口ということで設定いたしております。直近となる平成27年度国勢調査を基にした人口としては、4万4,707人と算出しているところでございます。

次に、同じく平成32年の「交流人口」、45万人の目標につきましては、奄美大島における入込客数を設定しております。直近となる平成30年におきましては、52万9,587人となっております。

最後に、同年の「総生産額」1,400億円の目標につきましては、直近となる平成27年におきまして1,237億1,600万円となっているところでございます。

7番(与 勝広君) 人口5万人に対しては、4万4,707名、45万人の交流人口に対しては52万9,000名余り、そして、総生産額1,400億に対して1,237億円と、このような数字を部長は述べられましたけども、この数字について、現時点でどうしてこういう数字になったかという、ちょっと分析をできますか。

総務部長(前田和男君) まず、1点目の「人口」につきましては、旧名瀬市においては、昭和60年をピークに、住用町、笠利町においては、記録の残る大正9年から下降線をたどってきたところで、その傾向は、奄美市においても同様に続いてきております。

我が国における人口については、平成22年度をピークとして、前回、国勢調査時に初の人口減少を記録したことは記憶に新しいところであり、このような全国的な傾向の中、少子化が進む本市においても同様の傾向をたどってきております。

一方で、これまでの取り組みを通じ、22歳以上の生産年齢人口は、転入が転出を上回る状況となってきていることや、平成30年の市町村別人口移動においては、特に東京圏からの転入超過に転じたこと、更に、島内に隊員約550人と、その御家族が定住することとなった奄美駐屯地の開設など、人口減少の克服に向けて期待できる様々な兆しが見えてきているところでございます。

2点目の「交流人口」につきましては、御承知のとおり、奄振交付金を活用した航路・航空路運賃軽減事業や交流需要喚起対策特別事業の取り組みと世界自然遺産登録に向けた取り組みなどが功を奏し、入込客数が飛躍的に増加しているところでございます。

3点目の「総生産額」につきましては、人口減少の要素が絡み、全体的には下降状況にございますが、平成24年度を境に平成27年度までの3年間については、徐々に増加傾向に転じてきており、1人当たり市民所得についても増加傾向にございます。

先ほどありました交流人口増加の動きや、各公共事業などの活況については、平成28年度以降も顕著に続いているところであり、近年の市税等の増加を踏まえますと、総生産額の増加傾向は現在も持続しているものと考えているところでございます。

その中で、分野別では、直近値を、前年度または平成19年度と比較しますと、郊外への大規模店舗の出店が多かった「卸売・小売業」や奄振重点三分野の一つと位置づける「情報通信業」、平成18年度以降に社会福祉法人や介護サービス事業が多く設立されている「保健衛生・社会事業」などが特に顕著な分野として挙げられる

ものと考えているところでございます。

7番（与 勝広君） ただいま部長のほうから、この3つの数値について詳しい分析を発表していただきました。

それでは、3番目の福祉行政について8050問題について質問させていただきます。

3月議会でも質問いたしましたけども、時間が不足して十分でなかったので、改めて質問させていただきたいと思います。この8050問題については、これはもう何ととっても、この若い世代から、若い時からひきこもりが長期化していると、そしてもう、そのひきこもった子供が40代、50代、親が70代、80代と、いわば80代の親が50代の子供を養っている。こういったのが8050問題であると、その8050問題は、今、社会現象化しつつありますが、その中で、もうこの3月議会では、まだこの実態を把握していない。実態調査をされていないということでありました。

ちょうど子供たちが若い時のひきこもりは、親も現役世代で何とか扶養も大丈夫だったと思いますけども、これがもう年金生活になり、子供もだんだん40代、50代になってくると、様々ないろんな問題も出てくると思います。そういった中でしっかりと、まず、この現況を確認する、実態を調査する。そして、その上で対策を講じていくということが大変重要だと思います。

全国では、この40歳から50歳のひきこもり者数が61万人と大体と推計の人数がされておりますけども、本市でもしっかり実態調査をして、このひきこもりは別に例えば親と子の問題でなくても、例えば夫婦であってもどちらかがずっと長い間仕事をしていないとか、そういうひきこもっている状態とかそういうのもあります。だから、もう奄美市の実態も様々ありますけども、まずは実態をしっかり把握した上で、そして対策を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御質問の8050問題についてお答えをしたいと思います。少し説明がありました、いわゆる8050問題とは、一般的に80代の親が50代のひきこもりの子供の生活を支える現状から、親子が社会的に孤立をして生活が立ち行かなくなるという状態のことであるというふうに理解しております。中高年のひきこもり状態にある子供につきましては、個々人の様々な理由から家に閉じこもり、社会との接点を失って、地域から孤立をしている状態が長期にわたるといことが想定されておりますので、特に慎重かつ丁寧な対応が必要であるというふうに考えております。

このため、議員御質問のひきこもり実態の調査につきましては、ひきこもることが要因で生活に困難を来している世帯の把握という趣旨だというふうに理解しておりますけども、市といたしましては、生活困窮者自立相談支援窓口での相談受け付けや、地域でのアウトリーチ、在宅介護支援センターによる高齢者世帯の実態把握などの機会を捉え、関係機関と連携を図りながら日々の業務の中で高齢者の生活を支えると、ひきこもり世帯の支援についてもサポートを行っている状況でございます。

今後につきましても、生活に困難をきたしている市民の声をあらゆる角度から把握できるようネットワーク体制の構築に努めるとともに、個々の世帯ごとに生活面、経済面、医療・介護面など、重層的かつ個別の実状に配慮した支援やサポートが届けられるよう関係機関との連携、協力体制を密にするとともに積極的な支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

7番（与 勝広君） 通常、ひきこもり支援といったら、もう若者の就労支援みたいなそういうところがまず来ますけども、神奈川県相模原市では、ひきこもり支援ステーションということで名付けて、18歳から64歳までと明記して、もう40代、50代、そういった方々が安心してそういう相談ができる体制づくりをとっております。

このひきこもりも、見えない所で本当にいろんな問題をはらんでいると思います。今年、川崎でバスを待っている子供たちを殺傷した事件がありましたけども、あの犯人も50代の方でひきこもりだったと。直接そういう事件に、直接つながるとい訳じゃありませんけども、いろんな形で社会現象として現れてくるんじゃないかなとそう思いますので、このひきこもり支援体制は、やはり最終的には、もうそういう人たちは生活困窮者自立支援みたいなそういう、生活保護を受けさせればいよいよみたいなそういうんではなくて、まず事前にちゃんときち

っと調査をして、そういう人たちにしっかり向き合っていく体制、または、その人たちが少しでも社会に対して自立できるような体制とすることが大事であるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2番目の認知症施策推進大綱について質問させていただきます。

今年の6月18日に、政府は関係閣僚会議において認知症施策推進大綱を決定いたしました。この対象期間というのは、団塊の世代の人たちが75歳以上になって、認知症有病者数が最大730万人になると見込まれる2025年までとしております。

この認知症施策推進大綱は、この中身については認知症になっても、昨日、橋口議員のほうからもありましたけれども、希望の持てる地域づくり、社会づくりをしていこうというのがメインであります。ですので、この認知症施策推進大綱、これは、もう認知症は誰でもなり得ることでありますし、そういった状況の中で、今後、この2025年といったら、あともう5年、6年の間ですけども、本当に本市の、昨日の認知症の人数等も聞きましたけれども、やはり、この施策推進大綱をどのように受けとめているのか。そしてまた、この福祉行政に今後どのようにそれを反映させていこうとしているのか、まず、御答弁いただきたいと思っております。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御質問の、認知症施策推進大綱につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて「共生と予防」を両輪とした認知症施策の取り組みを更に推進するものであるというふうに理解をしております。

大綱における両輪の一方である「共生」につきましては、今後とも市民の皆様や事業所、企業などの協力を得ながら、協働の地域づくりにより子供から高齢者まで全ての市民の皆様が安心して暮らし続けられるよう、認知症サポーター養成講座などを通じて、認知症に対する理解を広めていくための施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、生活支援体制整備事業において、地域の支え合い体制づくりを市内の8地区で展開しているところでございますけれども、住用地区での有償ボランティア体制の構築など、各地区の生活支援コーディネーターや協議体の皆様に、地域の課題解決に向けて御尽力をいただいているところでございまして、地域における互助の再構築が共生社会の構築に向けた礎になるものと感じているところでございます。

一方の「予防」につきましては、全国の先駆的な取り組みや研究機関などの知見を勉強させていただきながら、保健部署との連携を強化し、健康寿命の延伸に向けた取り組みと共同で行うなど、効果的な事業となるよう検討を重ね、施策や事業への展開を行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回、取りまとめられました認知症施策推進大綱につきましては、「認知症になっても安心して暮らし続けられる奄美市」を標榜し、施策を展開する本市の目指す姿と相通じるものがあるというふうに思いますので、今後とも市民の皆さんとの協働による地域づくりと合わせ、認知症の予防と健康寿命の延伸など、様々な取り組みを重層的に展開し、市民の皆さんが安心して暮らし続けられるよう、より一層施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

7番（与 勝広君） 奄美市の施策の中に、健康で長寿を謳歌するまちづくりと、こういうのありまして、これから、健康で長生きする高齢者をどのように行政の施策として培っていくかと、これが永遠のテーマだと思います。

先ほど認知症施策推進大綱、これについての、今、答弁ありましたけれども、団塊の世代の方々がこれまで地域社会を支えていた人たちが、今度は給付の側に回ると。そうなりますと、介護保険、また、医療費、この社会保障費がもう莫大な金額になるのではないかと、そういう危惧もされておまして、財政的な懸念もされている訳でございます。

例えば本市における介護保険料、今、7期ですけれども、これも第1号被保険者標準保険料6,600円ですか、これが6期は6,200円、400円上がりました。そういった中で、この介護保険料の財源というのは、半分は公費で半分は保険料で賄われているということでもありますけれども、公費で、例えば国が25パーセント、あと県が12.5パーセント、奄美市が12.5パーセント、これで50パーセント。残りの50パーセントは第1号被保険者が、これは65歳以上の方が23パーセント、残りの27パーセントが第2号被保険者とこのようになって入ると思っておりますけれども、第6期までは、これが22パーセント対28パーセントと、こうなって少し

上がったので保険料も標準額が上がったと、こういうふうになると思いますが、このまま、この保険料が水準が上がっていくと、平成37年には7,950円になるんじゃないかと。これはあくまでも推計ですけども、約8,000円近くなるんじゃないかと。このように、この介護保険料であっても、こういう形でも支え手のほうが受ける側とほぼ、もう人数が拮抗してくると、あと、もう国も税と社会保障の一体改革などについて、今年10月から消費税が8パーセントから10パーセントになり、その財源は、もう社会保障制度に充てられたり、子供の医療費、養育費に充てられたりとかしますけども、やっぱりそういう中で、今後、こういった介護や医療や福祉、社会保障費が年々増加してくることと、また、奄美市のこの財政とあながち全く無関係ではないと思いますが、今後、この先々の高齢化率だとか75歳以上の方がどれぐらい給付するかとか、そういうようなことは試算などされて福祉運営、後の奄美市の財政全般的なものになりますけども、そういうような方向でやろうとしているのか、これは、ごめんなさい、ちょっとここには、質問の中になかったんですけども、ちょっと答弁できますか、今後の予想として。

保健福祉部長（奥田敏文君） おっしゃるとおり、高齢化がまだまだ進んでいくということは、これはもう全国的なことでございますし、奄美市においても同様でございます。

その中で、いわゆる介護保険に関する費用がもうどんどん膨らんでいくということが、当然、心配されておりますので、これは奄美市だけではございませんが、介護予防という取り組みを、今、全国的にも、もちろん奄美市もやっております。いわゆる介護保険を使わなくても十分生活ができるという人たちどうするかということで、地域で支える、あるいは運動していただくとか、様々な方法で介護保険料の抑制というよりは、要は病気をしないで、あるいは介護にあたらなくても健康的な生活ができますよという人たちを増やしていくことは、市民の幸せにつながるものだというふうに思いますので、介護予防というところに力を入れていくことによって、保険料の抑制にもつながるといふことになるのではないかなというふうに思っております。

ひどい物忘れと認知の違いは誰にも分からないという話がよくありまして、その違いは、ただ、生活に支障が出るか出ないかという話だというふうに聞いておりますので、少し周辺の方が支えていただければ、認知症の方にも生活ができるという、そのような地域づくり、これをやっていく、また、皆さんで少し運動をしたり、あるいは、一緒に語らうことによって介護予防ができればなというふうに思っております、そのような施策を進めたいと思っております。

7番（与 勝広君） 昨日、橋口議員のほうから認知症の高齢者の行方不明者対策ということで、SOSネットワークと模擬訓練を実施してやっていきたいということでありましたけども、二つ、それを更に認知症の高齢者を探し出す手立てだとか、そういったのを二つだけ提案したいと思っております。

まず、見守りシールといいまして、これは、縦2センチ、横4センチのシールで、そこにフリーダイヤルとID番号を書いてありまして、これを認知症の高齢者の衣服や持ち物に貼る。そうすると、発見した人がフリーダイヤルをして、ID番号に電話をすると家族につながると。こういうのが見守りシールというのがあります。

もう一つ、GPSの端末を持たせて、ネットで場所が分かるというのがありますけども、これは、月額の使用料というか基本料金が約1,000円くらいかかるようですけども、この端末機の初期の購入費用とか、そういうのを本市で助成していただければ、もっともっと見守りというか、そういう高齢者の行方不明者の対策にもなるんじゃないかと思っております、いかがでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御指摘のとおり、当市においても認知症の方が帰宅困難となり、行方不明となる事案が発生をしております。

現状といたしましては、認知症の方が行方不明となる恐れのある方につきましては、繰り返しになりますが、事前に市、警察、消防などで共有するSOSネットワークに登録をいただきまして、万が一の行方不明になったときに迅速な発見につながるよう、協力機関も含めて連携を図っているところでございます。

当市といたしましても、地域全体で認知症の方を見守る体制づくりが重要であるということは考えておりまして、先ほど議員から御紹介のありましたGPS端末を含めまして、予算規模、効果など今後とも情報収集等ちょ

っと研究をさせていただきまして、当市の実情に合ったこのような早期発見の取り組みができないかを検討させていただきたいというふうに思います。

7番（与 勝広君） 時間も大分押しておりますので、4番目の奄美群島振興開発特別措置法について質問させていただきます。

奄美群島航空・航路運賃の負担軽減についてということですが、この7月19日から準住民、準島民ということで申請しているようでございますが、報道によりますと、8月22日現在で218名、奄美市で51名という数字が出ておりますけれども、県の試算によると、2,000名はいるんじゃないかということで県は当初言っておりました。これに対して、今現在218名ということですので、であるならば、もっともつとちよつと深く考えますと、まだ次の次期奄振延長改正に向けて、まだ早い話ですけども、この奄美の出身者までこれを枠を広げたらいいなど、しかし、線引きをどこでするかという問題もありますけれども、この、今、準島民ということで、準住民ということで、奄美群島民に扶養されている学生、そういう方が対象ですけども、次は奄美出身者、これまで拡充していただければ、奄振交付金も平成26年度に最初、延長改正されたときは、20億3,000万円の奄振交付金でした。

これが、今はもう24億4,000万に5億円の補正がついていますので、29億4,400万、約30億の奄振の交付金がついております。この交付金もやっぱりしっかり使うことによって、奄美はまだまだこういうお金が必要なんだということもしっかりアピールできると思います。その点について御答弁をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、本年7月19日搭乗分より奄美群島外の学校等に在学し、奄美群島の住民に扶養されている方、いわゆる準住民も離島割引の対象となり、制度の拡充が図られたところでございます。

申請状況につきましては、同制度が始まったばかりで十分な周知が行われていなかったことも考慮されますので、今後は、対象者の方々に広く認知されることにより、申請者も次第に増えていくのではないかと考えております。

なお、本市ではホームページや広報紙に同制度を掲載し、市民への周知を図っているところでございます。また、議員御提案の対象者のさらなる拡充につきましては、奄美市出身者の定義の整理、先ほど議員がおっしゃった奄美市出身者の定義の整理や予算なども関連してまいりますので、住民のニーズなども注視しながら国や県、群島12市町村などと今後の研究課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いします。

以上です。

7番（与 勝広君） もう残りが1分半ですので、答弁だけ、船舶欠航補償制度というのが実際やってあったと思うんですけども、この、今、現況について御答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。

奄美群島と県本土を結ぶ航路につきましては、1航海に要する時間がなく、欠航時間が長引くほか、抜港リスクもありますが、航空路と異なり、民間の保険会社による補償などのリスクを補う手段がないという課題がございます。

こうした欠航、抜港といった航路利用の敬遠につながっているものと考えられるイメージを払拭することで、航路の需要喚起を図ることを目的とし、奄振交付金を活用の上、社会実験の一環とし、平成29年度より国内初となる船舶欠航補償制度を実施しているところでございます。以上です。

7番（与 勝広君） これについてもいろいろありますけれども、もう残り十何秒ですので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分再開いたします。(午前10時31分)

○

議長(師玉敏代君) 再開いたします(午前10時45分)

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

17番(三島 照君) おはようございます。日本共産党の三島 照です。きょうは恐らく奄美市議会最後の一般質問になるかと思っておりますので、皆さん、よろしくお祈りいたします。

それでは、若干所感を述べたいと思います。

7月21日に行われました参議院選挙の結果は、皆さんはどのように感じておられるのでしょうか。安倍首相は、集団的自衛権を容認をし、海外でアメリカと一緒に武力攻撃ができる、つまり戦争できる国づくりを目指し、安保関連法案、いわゆる戦争法を数の力でごり押しをし、今度の選挙で憲法9条の改悪を選挙公約に上げていましたが、選挙結果は、自民党は実質9議席を減らし、憲法改正の発議に必要な改憲勢力の国会での3分の2議席を野党共闘と市民との協働の成果で阻止するという大きな成果を得ることができました。

しかし、安倍政権が引き続き国会を運営する状況は続きます。奄美で生活する私たちは、消費税の大増税や、また年金生活者にとってはただでさえ少ない年金、大変な生活苦に追い込まれていくことは目に見えています。日本共産党は、引き続き消費税を中止、廃止するまで、さらに憲法を守るために全力で頑張っています。

それでは、一般質問に入ります。

日米共同訓練の今後について市長の見解を求めたいと思います。

日本共産党市議団が7月16日に日米共同訓練に関する要望書を提出しました。市長は、その際、全国各地で行っている訓練で、基地に装備品を装備をした以上、訓練をするのは常識だと言われています。この常識とはどういうことなのか、その日米訓練を既に想定をした自衛隊基地なのか、また早くからこの日米訓練を知っていたのか。先日の質問では、議員の答弁に対して、7月2日、候補地として決まると。7月7日に訓練の内容について情報があったという答弁をされました。しかし、私たちは7月16日に申し入れしています。そのときには、そういう見解はありませんでした。これについて、市長の見解を求めます。

次からは、発言席にて行います。

その前に、ごめんなさい、質問の入れ替えをよろしくお祈りいたします。

質問の④を③にさせていただいて、③を④に変えたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

議長(師玉敏代君) 答弁を求めます。

市長(朝山 毅君) それでは、三島議員にお答えいたします。

先ほどの質問の趣旨のまず冒頭の2点については、一点、昨日、関議員にも答弁させていただきましたが、当時、政権の総理大臣官邸において、鹿児島県知事、徳之島3町の首長、私含めて地元の意見として、最低でも県外と言われた総理大臣の言質をもって総理大臣官邸において反対の表明をしてきたところです。

表明の内容は、奄美群島において米軍基地は要らないという意見でございましたので、そのことを含めて私は申し上げたところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

もう一点、毎年訓練は行われるということについては、毎年場所を変えて実施しているということでございます。今回は奄美駐屯地において実施をするということでもありますので、その点も御理解をいただきたいと思っております。

加えて、装備をした装備をどのように使用するかということは、当然の訓練として修練としてあり得ることではないかと思っております。そういう意味において、自衛隊が配備されて、そのことについてどのように機材といいますかそれを稼働していくのかというふうには、訓練、練習をするということは、もうこれは私は当然のことだと思っておりますので、そういう意味において私は申し上げたつもりでございますので、三島議員の御理解をお願いいたします。

同時に、日米共同訓練は自衛隊と米軍の戦術、技量の向上を図り、併せて相互理解と意思の疎通を促進し、有事

における共同対処行動を円滑に行うために不可欠であるものと思います。日米安全保障体制の信頼性の維持向上に資するものであり、我が国の安全保障上、重要な意義を持つものであると思っております。

また、今般、本市を含みます全国各地で実施される米陸軍との実動訓練、オリエント・シールド19につきましては、防衛省からの広報もありますとおり、陸上自衛隊及び米陸軍の部隊がそれぞれの指揮系統に従い共同して実践を実施する場合における相互連携要領を実行動により演練し、共同対処能力の向上を図るということになっております。

加えて、時系列にこの情報を知り得て広報のということでありましたが、私は隠していることは何もありません。同時に、いらしたときには、そのことについてはまだこういうことがあるかもしれないと、念頭に計画されていると、しかし具体的に奄美駐屯地でやるときについては追って詳しく正式に連絡をするということをお約束していただけたことでもありますので、何ら私は知り得たものを三島大御大に隠して相対峙することは全くありませんので、それは三島さんの人間性において御理解をいただきたいと思っております。以上です。

17番（三島 照君） 市長の言い分を信用して、うそはついていないと、ごまかしてはいないと、隠してはいないというふうなそのつもりで質問します。

今回の具体的に9月13日からの共同訓練というのは、新聞報道などによりますと、昨日の市長の説明も含めずと、あの敷地内、施設内だけでの訓練だと言われたんですけど、しかしあの施設内には、いわゆるミサイル部隊も配置されている。前回の議会で質問したときは、ミサイル部隊の発射訓練は、そういったもんはここではできないので、米軍と米国へ行って、自衛隊が、訓練をするんだと言われたんですけど、そういった訓練も含めてここでやられるのか、再度その訓練のもうちょっと詳細、わかれば説明をしていただきたい。

それと、この間、全国で、沖縄でもいろいろ起きています事件、事故がたびたび起きています事件が、やっぱり夜間に行われている、起きています。米軍の演習事故とか殺人、暴行とか、飲酒運転とか、今回の米軍が来られて夜間の外出とかそういったことなど、その移動なども含めた細かい申し入れや説明はどうするのか。来たらずっとあの施設から米軍も一歩も出ずにただただ訓練をやるだけなのか、そういった細かいことも含めて知り得ている範囲で報告をよろしくをお願いします。

総務部長（前田和男君） 先ほども市長のほうから答弁がございましたが、陸上自衛隊の広報によりますと、日米共同訓練とは陸上自衛隊及び米軍の部隊がそれぞれの指揮系統に従い共同して作戦を実行する場合における相互連携要領を実行動により演練し、共同対処能力の向上を図るとされており、今回のオリエント・シールド19は、8月26日から9月23日の間、本市を含む全国各地で実施されるとのことです。

さらに、九州防衛局の説明によりますと、本市における実施期間は9月13日から24日までの12日間と伺っており、具体的な訓練内容につきましては奄美駐屯地に配備されている地対空誘導弾部隊の警備訓練と聞いております。米軍の資機材については搬入はなく、来島する米軍兵についても30名程度で、宿泊も全て奄美駐屯地内における訓練というふうに伺っております。

従いまして、基本的にどうか、私どもが聞いている内容では、駐屯地から米軍兵が外に出ることはないということと伺っております。以上です。

17番（三島 照君） 十何日間は、参加した米軍も含めてその基地から昼も晩も出ることはあり得ないと。それは、ただ聞いているだけでしょう。何かで確認とか、そういう申し入れとか、そういうことはされたんですか。

そういったことを含めて、私は、やっぱりずっと市民の安全安心と言われている内容から見ても、やっぱりどういふ訓練がされて、本当に、恐らく奄美初めてで、マイクロバスやそういうもんで出たら誰もわからんから私服で出て外出るとかということがあって、万が一、万が一ですよ。万が一は沖縄ではしょっちゅうあり得ることですから、そういったことが起きたときの事故や事件が発生したときの対応とか、その辺はどかが対応して、誰が責任持つんですか。その辺はどうなるんですか。

市長（朝山 毅君） 万が一という仮定のことは、この場において答えることは私にはできません。

17番(三島 照君) 仮定でのことですけど、起きたときはどうするんですか。それも考えとかなあかんやんか、何言うてるの、そんなもん。

市長(朝山 毅君) 起きないときはどういたしますか。起きないようにすることが万全の体制をとるということであります。

17番(三島 照君) 何言うているの。ええかげんにせえよ、そんなもん。ここまで言うて、何、ええかげんにせえよ、ほんまに、もう。

そういうことも含めて、私は今回の説明会含めて、やっぱりこの米軍の説明、訓練に対する説明もどっかできちっと広報すべきだと思うんです。市民の不安を解消するためにも説明をすべきだと思うんですけど。言うたらマスコミも含めてですけど、そういうことは今のところは、どういう訓練で、今この議会で答弁されている内容を市民の皆さんに安心してくださいというようなことをやることは検討、考えていませんか。

総務部長(前田和男君) 昨日の閣議員からの質問にもございましたが、今回の訓練については、基本的に防衛省のほうから全て報道されております。その広報された内容が市に通知され、その通知された内容については、そのたびに市議会のほうへもいただいた情報は配付させていただいて情報共有をさせていただいているところでございます。

また、当然、地元紙また鹿児島島の本土紙である南日本新聞を含めて報道機関へその都度取材に対応させていただきまし、先ほど三島議員から共産党の要望書をいただいた際にも、当然マスコミに同席をしていただいた上で、その後新聞社のほうからの質問にもしっかりと答えさせていただいております。そのことについては、全て新聞報道で過去7月10日、11日、17日、このように報道をされているところでございますので、改めて市のほうからの説明会というのは、また知り得た情報というのはそういう新聞で流しておりますので、これ以上の情報はございませんので、開催する予定はございません。

17番(三島 照君) 隠したりしていることはないということですので、次の4番目の質問に行きます。

私は、一貫して言ってきていますように、自衛隊の昨日の閣議員の質問にもありましたように、基地が、施設が設置されて3月、今もう9月、約6カ月が経とうとしています。私は、そういう中で、防衛省からのそういう住民説明会がされるより先に、まさかこんな早く米軍との合同訓練がされるということは考えてもいませんでした。やっぱり余りにも早過ぎる。私は、こういったことを、今の沖縄の基地見ればわかるように、一度許せば、今後奄美の基地は米軍との共同利用の場になることは、私はもう目に見えていると思うんです。

そういう意味からも、今回の基地建設、自衛隊の配備に対する説明会を市長は10月か11月頃に予定しているということで防衛省と日程調整をしているということをこの間、前回の一般質問でも言われました。そういう意味で、今回の日米共同訓練の説明は別にしても、両方をそういったことを今後の活用のあり方も含めて、早急にこの説明会は開催すべきだと思うんです。10月、11月言うなら、もう10月に、早い時期にいうことがなければ、いつまでもこういうことの繰り返しで、市民からの陳情は議会で全て否定されるわ、予定していてその陳情が通らない。まさに、少数と言うかもわかりませんが、けど、やっぱり市民の中に不安がある以上は、その不安を解消するのは議会と行政の責任だと思うんです。そういう点で、この調整している日程について今現状どういうふうになってんのか、いつ頃予定してんのか、明らかに示してください。

総務部長(前田和男君) 質問のございました陸上自衛隊奄美駐屯地の意義や役割などについて市民の皆様にご説明する機会として講演会を開催する方向で、九州防衛局と検討を進めております。

日程調整の現状でございますが、現在のところ11月中旬の開催に向けて調整中でございますので、御理解をお願いいたします。

17番（三島 照君） 何で11月までかかるの。半年もかかるの、そんな調整するのに。じゃあ、もう一回。

総務部長（前田和男君） 前回の議会の一般質問の答弁でも申し上げましたが、防衛省のほうのこういう説明会というものはあちこちで開いております。そういう中で、日程調整にはその際にも半年程度かかることが予想されるという答弁をさせていただいたところでございますので、ぜひ御理解をお願いいたします。

17番（三島 照君） 何言うてんの。沖縄やらではしょっちゅうやられてるやんか、そんなもん。何で奄美だけそんないつまでも放っておかれるの。言い方が足らんやん。もういいです。

次,行きます。

（「諦めたらいかん」と呼ぶ者あり）

もう諦めてんよ,今。

11月,日程が調整できれば,直ちに,やっぱり報道されて動けるように市民に連絡がとれるように説明をしてください。

続きまして,質問の(2)に行きます。

本港区画,本港の埋め立て事業についてなんですけど,この埋立地の当初の計画などから見て,私は幾つか質問をさせていただきたいと思います。

この事業は,中心市街地の形成や中心市街地の都市機能の利便性向上を目的とした埋め立て事業を実施する。実施に伴う事業実施区域内の居住住民の移転のため,代替用地の確保のため,住宅用地8,076.13平方メートルとされて当初の計画はつくられてきているんですよ,これ。

ところが,この間の計画で見れば,住宅地がほとんど削られて,0.23ヘクタール,そういうことになってきた,その経過,理由。私は,当初の計画から見れば,ものすごく,娯楽・サービス施設,観光関連施設用地というのが大幅に計画が変更されてきていると思ってるんです。そういう意味で,これがここまで変更された理由,根拠を,どうしてそうなったのか示してください。

建設部長（橋口義仁君） それでは,答弁いたします。

当地区の土地利用計画につきましては,埋立免許申請に際し,公有水面埋立法で埋め立て造成後の土地利用が特定されている必要があると規定されていることから,平成14年に実施された土地需要調査の結果に加え,末広・港土地区画整理事業などの公共事業の移転代替地を含めた土地利用が計画されたものであります。

議員御指摘の住宅用地の減少につきましては,平成18年の埋立免許取得から事業開始までかなりの年月が経過していることや,その間の社会情勢や土地利用の需要変化など考慮し,開発公社が平成28年3月に土地需要の再調査を行った結果を踏まえ,土地処分検討委員会において慎重に審議され,見直されたものと伺っております。

17番（三島 照君） わかるけど,住宅地として見ていたその8.76がなぜ0.23までその審議会の中でこの住宅地,商店街の代替地などを含めた当初の計画をどのように理解をして,これでいけば,もうここはもういわゆるほとんどが観光関連施設になるんですけど,ここでいうこの観光関連施設,娯楽・サービス施設,圧倒的に増えて,公共施設,流通関連施設というのと住宅用地が減っているんですけど,ここでいうこの観光関連施設,娯楽・サービス施設というこの用途の位置付けいうんか,もうちょっと市民にわかる言葉で言うたら,これはどういうものが建設されて,どういう施設がつけられるんですか。

建設部長（橋口義仁君） それでは,業務施設用地等の中で,まず用途としての大枠でありまして,娯楽・サービス施設用地及び観光関連施設用地になりますと,まず娯楽・サービス施設用地につきましては,ボーリング場,映画館,遊技場,カラオケ,レストラン,ファーストフード店などとなり,観光関連につきましては,ホテルやお土産店などの施設が観光関連になります。

17番(三島 照君) ということは、今市内にある食料品屋とか衣料品屋とか、そういう日常的な市民が必要とするそういう、コンビニとか、例えばイオンとかそういう大きな商業施設というのは入らないんですか。

建設部長(橋口義仁君) 本港地区の整備につきましては、本港地区と中心市街地とが都市部を構成する上において密接な結びつきを有し、相互に連携し、かつ相乗効果を発揮する広域的拠点づくりを目的としております。

娯楽・サービス施設用地や観光関連施設用地が商業施設となり得ないかというような質問でございますが、必要な施設に関しましては規模が過大とならないよう応募要領の中で附帯施設につきましては主たる用途の5分の1以下と制限をしております。先ほどありましたとおり、イオンとかそういった大型商業店舗は入りませんので、御了解をお願いします。

17番(三島 照君) 次、行きます。

そういう中で、例えば先ほど言われたいろんな大型娯楽設備ができて、その施設の敷地の中に、例えば床面積300平米や500平米といったような空き地ができて、それに対してそこでそういう日用品や、今の、言うたらコンビニ的な大型店がもしオープンするとしたら、大型店舗を規制するとかいったことは何か検討されているんですか。

建設部長(橋口義仁君) 附帯施設につきまして、主たる用途及びその5分の1以下ということで規定をしておりますので、御了解をお願いします。

17番(三島 照君) それじゃ、商店街と併合するような大型店舗というのは建設は見込みないということで商店街は安心してもいいんですね。

もう一点、今回の分譲価格についていろんな意見も出たり新聞でも報道されたりしています。この分譲価格の単価、細かく言えないかもわかりませんが、決定がなぜここまで跳ね上がっているのか。

具体的に言えば、私はこれをずっと評議員の中で審査してきたんですけど、当初の予定では末広中心市街地が、ほぼこれを当初計画したときは、平米当たり二十五、六万していたんです。それが、今は16万前後まで下がっているんです、評価額が、いう中でこんだけ跳ね上がってきている。しかも、当初の計画は、そういうのを単価を計算する際に、ここでその単価の根拠を示してほしいんですけど、当初の単価の中では電線の地中化とか、それに約3億1,000万とかいう経費を踏まえて工事費が計上されてきたんです。けど、今回地中化がなくなった理由も聞かせてください、わかれば。そういったもん踏まえて、今回の分譲単価の決定の根拠があれば示してください。

建設部長(橋口義仁君) 当地区の分譲価格につきましては、平成30年に奄美市開発公社が設置した土地処分検討委員会において、計5回にわたり分譲価格や応募方法、条件などについて慎重な審議がなされたところでございます。

この中で、分譲価格につきましては、要した事業費、周辺地区の路線価、不動産鑑定などを勘案し、国や県との調整を経て決定した分譲価格であると伺っております。

なお、地中化の予算も含まれているのではないかとということでございますが、当初より地中化の工事については計上されておりませんので、御理解をお願いします。

17番(三島 照君) まだこれからのことですから、余り私がここで単価やそういうもんを詰めていったらいろんな問題も出てくるだろうと思いますから、これで終わりますけど。

やっぱり、住宅地やらがここまで減ってきて、こういう娯楽施設やそういうもんだけが増える、あの地域は何だったんやろうという当初の思いとはちょっと違う部分が出てきたもんですから、今回質問しました。

もう時間ないので、次行きます。

もう一つは、(3)奄美市の景観計画(案)です。

私、これ、この前から見せてもらいました。これ見て感じたこと、この計画の策定に町並みの景観とか景観条例

をつくっていく中でも、理念が感じられないんです。私は、末広区画整理事業のときも、ちょうど11年前議員になって最初の一般質問のときに当時の平田市長に、末広区画整理事業にはまちづくりの理念が感じられない、言うてる計画とやっていることが違うと思ったんです。そういう点で、この計画策定の基本的な理念、その目的をまず示してください。

もう時間ないし、続けて聞きます。

重点計画区域が規定されていますけど、これを具体的になぜ重点区域なのかというその具体性が見えないので、この①と②について答弁してください。

総務部長（前田和男君） 本市では、世界自然遺産の候補地にもなっている自然景観や、笠利町赤木名地区に見られる町並みなどの文化的景観、中心市街地や新たなまちづくりとなるマリンタウン地区などの都市景観など数多くの観光資源がございます。この奄美らしい良好な景観を未来への財産として保全、継承していくことが日本初の環境文化型の国立公園となった景観を維持し、また観光資源として活用する上で大変重要なことだと認識しているところでございます。

本市では、このような良好な景観の保全、活用を図ることを目的に、景観法に基づく景観計画の策定に向け作業を進めているところでございます。計画の案については、地元、外部有識者、地域コミュニティー、観光、建設、商業、女性団体など15名からなる景観計画策定委員会での御議論を踏まえた上で、昨年度末までに作成をいたしております。

現在、この計画案の内容について多くの市民の皆様には周知すべく、住用、笠利の地域協議会、行政協力員、情報連絡会や各種会合などで説明をさせていただいているほか、今月からは各地域において順次、住民向け説明会を開催させていただくことになっております。

景観計画の基本理念としては、計画案においては3点定めております。1点目は、本物の奄美を追求した景観づくり、2つ目は、自然と文化を継承する景観づくり、3つ目は、みんなで実践する景観づくりです。

現在の奄美の景観は、雄大な自然とそこに暮らす人々の営みから育まれた文化によって形成されており、奄美市総合計画における将来像としても「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷」を掲げているところです。これら自然や文化の景観を行政だけでなく、市民、事業者などが互いに協力し、保全、活用していくことを景観形成における基本的な考え方に据えているところでございます。

景観行政を進めていくに当たっては、この基本理念を念頭に景観計画の運用を図り、奄美らしい良好な景観を未来への財産としてつないでまいりたいと考えております。

次に、重点地区のことでございますが、現在の計画案では、1カ所、名瀬市街地重点景観計画区域として策定段階から指定しようとするものでございます。対象地域は、奄美市中心市街地活性化基本計画における中心市街地及び名瀬港本港地区整備事業により整備が進められておりますマリンタウン地区といたしております。

重点区域として指定する理由といたしましては、中心市街地は公共公益施設、商店街や飲食店街などの生活関連の主な施設が集積するなどコンパクトな市街地が形成されております。この地域では、現在も末広・港土地区画整理事業や新たにマリンタウン地区におけるまちづくりが進行中であることから、景観計画に基づく景観形成の取り組みを推進するに当たり、先導的なケースとして指定する予定でございます。

なお、対象区域では一般景観区域よりも届出基準を緩和することで中心市街地とマリンタウン地区が一体となった魅力あふれる賑わいのある空間の創出を促進してまいりたいと考えております。以上です。

17番（三島 照君） 今いっぱい言われましたけど、恐らくこれを使って今言うてることを説明していると思うんですけど、言うてることはいいんです。けど、実際にやろうとしていることは、この届出対象行為の中で、高さ20メートル以上の建築物、また床面積1,500メートル以上の建築物となっています。これ以上、超えた場合は、どうするのか。その横の景観形成基準で見れば、出された環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと市長が認める場合にはこの限りではないという。

私は、景観いうのは、中途半端では守れないんです。例えば、高さ20メートル、それでこのもつと訳がわからんと思ったのは、例えばそれを考えた根拠は、おがみ山から望む名瀬湾の海面や市街地を囲む山にかぶらないよう

高さや配置とすると。何これ。おがみ山より高い建物ある。今でもおがみ山に向かったら、海眺めたら、港のあの通りの横に茶色い目ざわりな建物が建っているけど、あんなのどうするの。

こういう景観を本当に守りたいと思えば、届けて認められたものだけではだめなんです。これはどうでもなるんです。誰が判断するの。これを決めた人たちが判断するやん。そういう意味では、規制をしなければだめなんです。

例えば、皆さん、また京都のことばかり言うて怒られるかわからんけど、あの駅伝やっている5区のテレビでいつも出ます高橋が国際会館行く手前にあります。あの陸橋から25メートル超えたら2階建て以上は建てないんです。瓦は、普通の瓦しか使ったらだめなんです。あの白川の大通りに面したお店やガソリンスタンド、赤や黄や青の大きな色を使った看板は1メートル以上あったら全部撤去なんです。

市長の判断じゃないんです。この環境保全というのは、規制がなければ絶対成功しません。しかも、おがみ山から見て海の見えない高さって何メートルなんですか。何メートル考えているんですか。決めた人、ちょっと示してください。

総務部長（前田和男君） 具体的な高さが何メートルというのは、すいません、ここではお答えできませんが。

今、議員が質問の中であったことについて答弁させていただきますと、確かに、現在の計画案では届け出の対象となる行為、その規模について数値を記載しておりますが、届け出のあった行為が守るべき制限事項の中には明確な高さ等の制限はいたしていません。過度な規制により経済活動が抑制される事態は望ましいものでないため、高さの制限による景観形成促進と経済活動促進のバランスをとることが重要ということで認識をいたしているところです。

したがって、許容する高さを数字として明示するのではなく、例えば建築物の建築においては周囲の建物の高さ、配置とバランスや自然景観との調和をケース・バイ・ケースで審査していく必要があると思っております。審査に当たっては、必要に応じ建築士などの専門家を含めた景観審議会の意見も聴取しながら判断していくことを考えているところでございます。以上です。

17番（三島 照君） 環境基準と景観を守るということは、経済活動抜きに考えんかったら守れません。

例えば、また言いますけど、これが出てきたから私言いますけど、京都の建築物は、住居20メートル以上、11階建て以上は京都駅から上にはないんです。規制されているんです。京都駅から南には20階建て、30階建てあります。何でかいうたら、京都の景観を守るためなんです。京都駅から眺めて北山やら西山、大文字の明かりが見えるようにするんです。東山三十六峰、南禅寺から比叡山、電柱立っていません。関西電力は全部地下にしたんです。景観を守るためなんです。

私は今からつくるんだと思うから、これを出してきたんです。景観を本気で奄美の景観を守ろうと思ったら、やっぱり初めての人が海から、船から出てきて、おりて、船から見て、ああ奄美の町はすごい建物も色も統一されると、ほんで、山々が船の中からちゃんと見えてくると、降りて歩いていても山々が見えると、さすがと、さすが自然遺産のまちだと言われる。だから、屋久島へ行ったら、屋久島は高い建物ないでしょう。20階建て、30階建てという建物見えないです。だから、屋久島町役場も今度建て替えたんです。

そこが、私は、これは景観計画条例つくるということですから、今回、これはもう最後に言うとかんなんらんとって考えたんです。提案出したんです。だから、そのくらい経済活動抜きで規制せなならんぐらい重要な問題だということを私は言いたいんですけど、わかる。

総務部長（前田和男君） 京都の景観条例は、確かにきちんとした具体的な数値により制限をかけているということとは議員の御質問を聞かさせていただいたときにもお話をいただいたところです。

ただ、一つだけ誤解がないようにしていただきたいのは、自然遺産と直接的な町並みということでこの景観計画をつくっているのではなくて、地域の町並みをしっかりと守っていくと。自然遺産というものは、山、海そういうものを含めての自然の景観を守っていくこと。この景観というのは、町並みそのものをどうやって守るかということで検討させていただいているところです。

したがいまして、今計画の中で、今後検討していくこととしているところに、赤木名の町並みを重点区域にしたかどうかとか、住用の内海のあたりを重点区域にして考えていったらどうかということも含めて提案がなされているところですよ。

確かに、名瀬の町並みを高さ制限したり色の制限をしたりしてしっかりとしたきれいな町並みをつくっていきたいという議員の思いは非常によく伝わってくるんですが、その中で生活している人たちの意見もしっかりと取り入れた上で最終的な判断をさせていただければと思っております。以上です。

17番（三島 照君） そういうこと言うてるから景観が守れないし、条例ができて利用ができない。

例えば、赤木名のまちづくり景観条例で計画をつくりましたよね。石垣全部取って植木にしようとか、それに対して幾ら補助も出そうとか、ほとんど進んでいないでしょう。きちっとしたまちづくりというその理念がないからなんです。自然遺産と関係ないと言うけど、その全てが自然遺産やんか。山だけが自然遺産違うやん。ええかげんにせえよ、何ちゅうこと言うてるの、そんなもの。

次行きます、時間ないし。

次に、今、総務省が取り組んでいる地域運営組織について伺います。

総務省が平成15年から取り組んできている地域運営組織、資料も渡していると思いますけど。この運営組織とは一体どういう組織を頭に考えているのか、市としてこれをどう思っているのか、どういう組織か、まず示してください。

市民部長（満永亮一君） それでは、地域運営組織についてお答えします。

まず、定義についてですが、地域運営組織につきましては、総務省は地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営への指針に基づき地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織と定義づけております。

この地域運営組織を総務省が推奨している背景には、人口減少や高齢化により町内会などの全国的な加入率の低下による構成員の減少や地域課題の多様化から自治会などが従来の役割を果たすことが困難となる地域が出てきているということがあります。この状況を補完するために、地域運営組織では小学校区を一つのエリアとして自治会などに加えて市民団体やNPO法人なども参加、参画、協働し、地域を経営する視点に立って将来ビジョンを協議した上で住民自らが実行する地域経営型の自治組織だということでございます。以上です。

17番（三島 照君） 総務省の文章を読んだだけやかった。

そのことを踏まえて、これが、今この組織が目指そうとしているのはどこだと思います。

市民部長（満永亮一君） 総務省の見解ということで総務省の文章になってしまったんですが。

総務省が地域運営組織を推奨している意図と伺いますか、目指すところという御質問です。

地域運営組織が目指すところでございますが、人口減少や高齢化が著しく、町内会などの運営も困難であるような地域における課題の解決でございます。

全国的な地域課題としては、高齢化に伴う生活機能の低下により介護需要や空き家、里山等の財産管理などの地域に関わる新たな課題がございます。さらには、地域の人口減少に伴う経済規模の縮小を背景に、商店や交通機関といった民間事業者が提供する市場サービスも失われてきており、特に高齢者などが暮らしづらい状況がございます。

このような中、これまでの自治会による地域自治では地域課題への対処が困難になっておりますので、総務省としましては、自治会などの枠組みを超えた広域的な地域運営組織を設置し、福祉や防災など課題ごとの班を組織し、新たな人材や団体を取り込み、人と人のつながりを再構築した上で地域の互助、共助によって地域住民自らが住民サービスを提供し地域運営を行うことを目指しているということでございます。

17番（三島 照君） 言われたとおり、総務省も今全国で廃村の集落が増えてきて、都会の中でも住民自治、住民

意識が低下してくる中で、自治会や、昨日の回答でもあったように住民防災組織や、そういう自らが自らの地域を守る、公助だけに頼って扶助、自分らの責任を放棄される、そういうところがどんどん増えていく中で、自治会やそういう組織すらが崩壊していこうとしている。それでは、やっぱり住民自治は守れないということから、総務省は今までの自治会活動だけじゃなくて、小学校区で、やっぱり学校というのはその地域の拠点ですから、小学校区で集まってやっぱりそこに組織をつくって、自らが自らの地域を守る、扶助、公助をやっぱり守る。私は、扶助、公助じゃなくて、近所も一緒に入れていきたい。近所が助け合っていく、その中心に、極端に言えば市の職員の皆さんやここにいる議員の皆さんも地域でしっかりそういうつくりをやっていくなければ、これからの地域は守れないと思うんです。

そういうことで、今奄美の地域運営組織をつくっていくという中で、市の課題、今後どうしたいかという件、あれば見解を求めます。

市民部長（満永亮一君） それでは、現状の課題ということなんですが。

本市におきましては、名瀬の旧三方地区そして住用町、そして笠利町の旧来の集落が残る地域につきましては、自治会組織率が100パーセントでございます。名瀬の市街地につきましては、自治会組織率が49.4パーセントと低く、新たに設立された町内会もありますが、地域の後継者がおらず休会するところもあり、同じ奄美市内におきましても地域の連帯感の差は顕著でございます。

地域づくりの基礎は、やはり自治会などの単位組織と考えておりますが、市街地における組織設立はこれまでを考慮しても非常に困難でございます。

このようなことから、その地域ごとの特性や状況、また地域課題を把握、共有し、時代に沿った地域づくりについて庁内関係課において組織の横断的な連携を強化し、今後の地域づくりのあり方について協議を始めたところでございます。

なお、奄美市体育協会という奄美地区におきまして、高齢者福祉課の取り組む地域支え合い協議体の設置を契機に、本年6月に奄美地区各種団体連絡協議会の発足に向け住民会議を開催したと伺っており、総務省の推奨する地域運営組織として奄美市のモデルケースとなる可能性となるものと把握しているところでございます。

以上です。

17番（三島 照君） 鹿児島市は、全ての小学校区で立ち上げて、市の補助金が約1億4,000万近い助成も出しています。国から交付金としておりてきますから、ぜひ頑張ってください。

最後に、私、11年間、11年半、奄美市議員として活動させていただきましたことは、市民の皆さんや、本当に市の職員の皆さんの助けがあったからこそ今日までやってこれたと思っています。ちょっとそういう意味で、本当にありがとうございました。

これで、一般質問を終わります。もうちょっと時間延ばしてくれたらよかったのに。（拍手）

議長（師玉敏代君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時46分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後1時30分）

先の三島議員の一般質問の答弁について、補足説明の申し出がありますので、これを許可します。

総務部長（前田和男君） 先ほど三島議員の景観計画に関する答弁の中で、私が直接的に自然遺産等に関係はないという発言について、何人の方からか、趣旨をきちんと伝えたほうがいいということで指摘を受けましたので、先ほどの三島議員とのやりとりの中のものについては、あくまでも景観計画の中の重点景観計画区域としてする予定の名瀬市街地重点景観区域のことについて述べた答弁のつもりでございました。誤解を招くような答弁になってしまったことを深くおわびいたします。申しわけございませんでした。

議長（師玉敏代君） 午前に引き続き一般質問を行います。

自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

20番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうやうがみんしょーらん。こんにちは。自由民主党会派の奥 輝人でございます。

それでは、通告しています一般質問を行います。

1、さとうきびの振興、（1）収穫面積について、①過去3年間の推移についてであります。

サトウキビの生産量は、この奄美群島内において、これまで何とか40万トン台を維持してきましたが、本年産においては38万トン台でありました。また、富国製糖管内においては、本年産は前年度より約6,000トン低い2万2,000トン台でありました。富国製糖管内において、最低でも3万トン台を確保するのが目標であります、なかなか到達に難しい状況であります。

これまでサトウキビは島の基幹作物として、農家の安定した収入源として定着してきたところでありますが、生産量の減少は危機的状況であると言えます。

奄美群島内の製糖会社内において、7月には各島々において、サトウキビ生産振興大会が開催され、優良農家の表彰や現況報告、講演、また夏植えの面積拡大、収穫面積の確保、単収向上の推進など大会スローガンが採択され、農家の奮起を期待するところでありました。

さて、生産量の確保には、自然災害、特に大型台風の影響がかなり左右されています。一番の原因であろうかと思えます。そのために台風強い品種の改良に努めていますが、現在の農林27号などありますけれど、やはり台風により茎の折損や葉の裂傷、株元の倒伏など発生し、収量と品質の低下があり効果は余り発揮されていないのが現状であります。

また、高齢農家の廃業による生産農家の減少、後継者不足や担い手農家の不足、また、他作物への転換など厳しさを増しているのもあります。

ところが、一方では大型機械を活用した機械化一貫体系の大規模農家や中規模農家の育成が図られているのが若干の強みとなっています。1,000トン農家や500トン農家など若手農家が意欲的に頑張っているのも目につくのであります。

さて、今後においてさらなるサトウキビの振興が図られていくには、まずはサトウキビの価格のさらなる引き上げが必要不可欠であると考えています。儲かる経営、そして魅力ある経営にサトウキビを押し上げていく、そのような体制づくりを、また取り組みを強化していかなければならないと感じています。安定した収入の確保に努めていければと思うのであります。

さて、さらなるサトウキビの振興が図られるように、まずは農家、まずは農家であります。そして行政、農協、富国製糖など関係機関が一体となって増産に向けて取り組んでいきたいと考えています。

それでは、質問に入ります。

過去3年間の収穫面積と生産量、そして栽培面積についてどのようなものであるのかを伺いたいと思います。

後の質問からは発言席から行います。よろしく願いいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速、奥議員にお答えいたします。

議員のお話のとおり、サトウキビは奄美群島の基幹産業として、園芸や肉用牛等を組み合わせた複合経営を中心に展開されております。奄美群島におけるサトウキビの生産額は、平成29年度、約86億円と全体の26.7パーセントを占め、肉用牛に次ぐ生産額となっております。市におきましても、サトウキビは農業生産額の約30パーセント占めております基幹作物となっております。

それでは、御質問の過去3年間の実績でございますが、まず、平成28年度収穫面積が517ヘクタール、生産量が2万5,831トン、栽培面積が603ヘクタールであります。平成29年度収穫面積が533ヘクタール、生産量が2万6,915トン、栽培面積は593ヘクタール、平成30年度産収穫面積は536ヘクタール、

生産量が2万1,375トン、栽培面積が596ヘクタールとなっております。昨年度につきましては、台風24号の襲来等により、前年度と比較して、残念ながら5,540トンほど減産となっているところでございます。以上であります。

20番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。今の市長の答弁の中に、収穫面積やら生産量、さらには栽培面積などが縷々説明がありました。この数字を見る限りは、517ヘクタールから536ヘクタールということで横ばいなのかなという気がしております。また、その生産量についても、本年産については約五、六千トン減少でありますけれど、やはり生産量プラス収穫面積についてはほとんど横ばいであると感じております。

そういった中で、やっぱりサトウキビというのは島の基幹作物ということでありまして、この1,000トン農家が出ているというのが、本当サトウキビに対する情熱がある農家が今意欲的にやっているというのが現状であります。今のサトウキビの形態は本当、高齢者がだんだんサトウキビを減収して廃業していくところ、そういう経過の中で、やっぱり若手農家の意欲ですよね。それも何かというと、やっぱり大型機械なんですよ。大型機械に補助金をつけて、ハーベスタなりトラクターなり、そしてプランターなり、そこに補助金をつけていくもんだから、やっぱり若手農家がサトウキビはいいやと、そういう感覚を持ってサトウキビの栽培に取り組んでいるのが現状であります。節田でも若手農家が、1,000トン農家は1農家ですけど、500トン農家過ぎるのが2農家ぐらいいまして、笠利地区では約10名に近いぐらい500トン農家出てきております。

そういったサトウキビをさらに伸ばすためにも、収穫面積の確保、先ほど冒頭で言いましたように、富国製糖管内ではやっぱり3万トンというのが大まかな目標であるんですよ。いつも3万トンを毎年目指してつくっていきましょねというのがありますが、なかなか3万トンには届かないのが今現状でありますけれど。

今後の3万トンに向けてなんですけれど、②の原因に入りますけれど、こういった中でやっぱり土地が少ない。大型農家はやっぱり土地がまだまだ欲しいという農家も結構います。そういった中で、今後この土地を増やしていく、また栽培面積を確保していくために、現在、奄美市において流動化が図られていると思うんですよ、流動化が。または、農地管理機構に土地を預けて、そしてそこに貸し手、借り手が名乗り上げてその土地を借りてサトウキビを栽培していくこと。そういった傾向が今から続かなければ、耕作放棄地とか遊休農地が出てきては困りますので、そういった対策も必要であるかと思っておりますので、今の現状の農地流動化の実態とか、農地中間管理機構に預けられているそういった土地などについての現状など、貸し手、借り手などの状況などを少し伺いたいと思っております。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、農地中間管理機構による流動化について、説明したいと思います。

農地中間管理事業は、国の新たな農地対策として26年度から実施されております。目的は、担い手への農地集積を推進し、農用地の利用効率化を図ることが目的です。具体的には、県単位で農地の受け皿となる農地中間管理機構を指定し、機構を通じ、農地の賃貸借を行う事業でございます。

本市では、平成27年度より推進員を配置し、個別に聞き取りなどを実施して事業の推進を図っているところでございます。

農地中間管理事業の直近3カ年の実績を説明したいと思います。

平成28年度は13戸、88筆、8.8ヘクタールで、うちサトウキビ農家が9戸、50筆、5.3ヘクタールの流動化を行っております。また、29年度は21戸、72筆、9.4ヘクタールで、うちサトウキビ農家が14戸、59筆、7.3ヘクタール流動化をしております。また、平成30年度は5戸、12筆、1.5ヘクタールで、うちサトウキビ農家が3戸で4筆、0.7ヘクタールとなっております。

事業開始から令和元年度までの農地保有合理化事業による流動化の合計面積は、167筆で23.6ヘクタールとなっております。この他にも経営基盤強化促進法による利用権設定による流動化も多数ございます。

今後も農業委員会や農地中間管理機構など関係機関と連携をしながら、農地中間管理事業の活用により離農者や規模縮小農家の農地の流動化を推進し、担い手農家への農地の集積に取り組んでまいりたいと考えております。

20番（奥 輝人君） よくわかりました。一応そういった流動化などはスムーズに今行っているという理解でよ

ろしいですよ。本当、耕作放棄地もほとんど見当たらない状況でありますし、雑草の生えたそういった畑などはちょくちょく見られますけど、それもやっぱり管理している地主さんがいるということで、なかなか借りられないという状況でありますので、そういった流動化と農地管理機構へのその事業などはスムーズということで自分も理解したところであります。

それでは、やはりサトウキビの生産量を増産させるためには、やはり収穫面積、土地の確保だと私は思っております。それプラスにやっぱり単収の向上ですよ。単収が上がらなければ、やっぱり3万トンというのも本当厳しい状況であります。現在の単収が約4トンにも届かないぐらいであります。

例えば収穫面積が600ヘクタールあった場合、単収が5トンであれば、掛けるの五六、三十ですぐ3万トンになるんですよ。だけど、今は4トンぐらいしかありませんので、四六、二十四で2万4,000トンから2万5,000トン、単純な計算ですけど。3万トンを確保するにはやはり単収も上げなければいけないということもあります。それもありますけど、今後は、サトウキビ農家はこの土地は必要でありますけど、その土地をその地主さんが、この土地は本当はサトウキビ農家さんには貸したいんだけどほかの人にも貸したいという、そういった土地の奪い合いというのも今発生している状況なんです、この笠利地区のほうでは、この土地借りたんだけど借りられないとか、貸したいんだけど、自分の息子さんが来るから自分の息子につくらせるとか、名瀬に住んでいる方がいて、その方が節田まで帰ってサトウキビをつくると。一応兼業みたいな感じでやっている農家があります。兼業農家がいるということもやっぱりサトウキビの増産にはつながっていきますので、畑の耕作放棄地の解消にもつながっていきます。そういうことを踏まえて、兼業農家の今後の育成ですね。どのような兼業農家がいるのか、そこらあたりをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長(山下仁司君) 次に、兼業農家の育成ということでございますが、農家形態としましては専業農家、また、主な所得を農業から得ている第1兼業農家、農業以外の所得が主となる第2種兼業農家、また自給的農家の4つの形態に区分されております。

作物ごとの農家の形態の資料はございませんが、農林業センサスから本市の各形態の農家数を比較しますと、22年度の農林業センサスでは、農家数が1,145戸、うち専業が327戸、28.56パーセント、第1種と第2種合わせた兼業農家が237戸、全体の20.69パーセントとなっております。

また、平成27年度の農林業センサスでは、農家数1,051戸、うち専業農家が284戸、27.02パーセント、第1種と第2種合わせた兼業農家が222戸、21.1パーセントで、比較をしますと、農家数は減少しているものの専業農家の割合は減少し、兼業農家の割合が増加している状況でございます。

このようなことから、お尋ねの兼業農家の育成につきましては、関係機関と連携を図り、これまで同様、栽培研修会やチャラシ等を通して各種支援策の周知を図ってまいりたいと考えております。

20番(奥 輝人君) わかりました。一応笠利地区のほうでは、サトウキビに携わる業者といえますか、富国製糖管内の職員とか、あと農協の職員ですね、そういう方々もやっぱり仕事が終わって、また土曜日・日曜日に畑に出てその畑を守るということで、サトウキビなどつくりながらそうやって収入を上げている状況であります。その兼業農家が育成されることは、笠利地区には受託組合がありまして、サトウキビの耕耘するトラクターの受託、そして収穫時期はハーベスタになりますけど、そういった受託組合がこうやって良くなっているものだから、受託組合に借りて畑を耕して、自分たちは植えるだけだとか。そういった管理ができていますので、やっぱりそういった兼業農家も育成がしやすいのかなという気がしています。

ただ、この兼業農家のほうも仕事を傍ら持っていますので、やっぱり雑草が生えたりとか、そういう単収が低い畑とかからちら見当たりますけど、やはりそこらあたりも兼業農家の方々にも、部長、そういった指導など、サトウキビの栽培方法、ノウハウなどを指導しながら、兼業農家を育成できるように伸ばしていけるように努めていただきたいと思います。これは要望としてお願いしたいと思います。

次に、(2)番の「結いの島」農業モデル事業について、平成30年産についてであります。

この事業については、平成29年度からの事業だったと思いますけど、事業内容等、まずこの目的と事業面積、さらには堆肥の量と参加農家数について伺いたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、「結いの島」農業モデル事業についてお答えします。

この事業は、県の地域振興推進事業を活用しまして、事業主体は奄美市と奄美市さとうきび振興対策協議会で、事業期間としましては、平成29年度から令和元年の3カ年で、負担割合は県、市ともに50パーセントとなっております。

お尋ねの事業目的としましては、単収低下により生産量が伸び悩んでいる状況の中、その要因の一つとして堆肥の不足が考えられます。

本市では、堆肥供給量が間に合っていない現状ではありますが、このことを解消するために、与論町における余剰堆肥を活用し、実証圃場を設置して、地域のサトウキビ生産者に土づくりの重要性を再認識していただき、実践することにより単収の向上を図る事業であります。

次に、30年産における事業面積と堆肥の量については、夏植えを対象としまして、面積は18圃場で584アール、堆肥の量につきましては、10アール当たり4トン投入しまして、全体で237トンの堆肥を散布いたしております。

また、参加農家につきましては、奄美市のサトウキビの認定農家32名のうち、協力をいただいた14名の生産農家を対象としております。

20番（奥 輝人君） わかりました。この「結いの島」農業モデル事業については、サトウキビの堆肥導入効果実証事業ということで始まっております。私も認定農家ということでこの事業に参加しました。自分もこの事業に参加して、やっぱり施肥区と無施肥区に分けてこうやっていたので、自分もこの伸びぐあいとか生長ぐあいとか観察することができました。

その効果についてですけれど、この与論堆肥をまくことによって、また土層改良することによって、本当に単収が上がっていたのか。私の他に32名中14名が、認定農家の14名がここに参加されていると今答弁ありましたけど、その効果についてはどのようになったのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） 「結いの島」農業モデル事業の効果についてお答えします。

平成29年度に実施いたしました平成30年産の夏植えの圃場32カ所のうち、7カ所の圃場において、堆肥投入効果の調査をしております。

11月1日に調査しました結果としましては、10アール当たりの茎数については、堆肥を投入した施肥区が平均して429本多く、原料茎重については1本当たり14グラム多い結果となっております。

単収においては、堆肥を投入した施肥区が、平均して10アール当たり482キログラム重くなっており、品質においてもブリックスが約0.3度高くなっております。

茎長については、茎数が増えたことも起因していると思いますけど、堆肥を投入した施肥区で2センチマイナスという結果になっております。

このことから茎数・茎重、品質、単収ともに、堆肥を投入した施肥区において良い結果となりました。今後も引き続き株出し後の生育も含め調査を行い、堆肥投入の効果について、生産者へ周知を図ってまいりたいと考えております。

20番（奥 輝人君） わかりました。やはり土層改良事業をするということは、やっぱり根の張りぐあいもよくなりますし、そして単収も増加していくというその効果が表れていると思います。

本来ならば、1つの畑から何トン出たのか、そのトン数ですね。本来ならば、10アール当たり、この畑だったら夏植えであれば8トン出る畑が9トン出たとか、10トン出たとか。そういったことがわかれば、なおさら農家の方も、10アール当たり、今まで8トンしか出ていなかった畑が9トン出ましたとなったとき、やっぱり効果があるんだなというそういった農家の皆さんも直感でわかりますので、そこらあたりを今後農家の皆さんに周知してもらいたいなと思います。特に痩せている土地などに堆肥をまけば、やっぱり効果が出るというのが実証済みであります。そういった、先ほど部長が言われた効果を、参加した14名の農家さんがいますよね。その

方々にこういう効果がありましたとか、そういった説明とかはされていますか。

農林水産部長（山下仁司君） 事業の効果についてのお尋ねでございますが、収穫後の株出し、生育の追跡調査、現在今1回目の収穫が終わった段階なんで、その後の株出しの生育調査までをして、その結果を取りまとめた上で大島本島のさとうきび生産対策本部会議や奄美市のさとうきび振興対策協議会において報告したいと考えております。

20番（奥 輝人君） よくわかりました。一応その農家さんにもこの畑の施肥区の部分と無施肥区の部分ありますので、そのさっき言った茎長、茎重、キログラムですね、そこらあたりもやっぱり周知、理解をさせたほうがいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、その効果について、年に1回か2回、サトウキビの部会とかさとうきびの振興対策協議会とか、そういった大会あるときに、その実証圃場を行った農家さんにもいいですので、その効果などをこうやって説明する、発表する、発表していただきたいというのがありますけど、そこあたりどうですかね。

農林水産部長（山下仁司君） サトウキビにおいても研修会、栽培研修会とかいろんな大会とか結構ありますので、そのときに成績として公表できる分については、常時、農家の皆さん、関係機関の皆さんに報告をしていきたいと考えております。

20番（奥 輝人君） ぜひそういった大会とかそういった研修会の中で、この「結いの島」農業のモデル事業をせっかくやっていますので、そういった発表などをさせながら、農家の意識の向上とか、そういった土層改良することによって単収も上がると、そういったものをもろもろと発表したほうが農家の方もやっぱりわかっていくと思いますので、ぜひそこらあたりを取り組んでもらいたいと思います。

それでは、次に③番の事業の継続化についてであります。

この事業は3年間の期間限定であろうかと思ひます。今後、こういった実証ができるのであれば、さらにこの事業、また延長なりできないものか。今後どのようにしていくのかを聞きたいと思ひます。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、事業の継続化についてお答えします。

この事業は議員御承知のとおり、県の地域振興推進事業を活用した3カ年の事業であり、今年度が最終年度となっております。事業の継続は現在のところ考えておりませんが、先ほど述べましたとおり、株出し後の追跡調査を実施しながら、農家への堆肥の重要性を周知させながら、奄美市のさとうきび振興対策協議会による堆肥の助成、これを引き続き実施し、また奄美市農産物単収向上対策支援事業等を活用して、土づくりの実践と単収向上に努めてまいりたいと考えております。

20番（奥 輝人君） わかりました。この事業と今本当に似通っているのが、今土層改良事業が今行っているんですよ。基盤整備をやっているところに土層改良事業して、今夏植えが始まっていますけど、夏植えのためのその事業が今導入されています。過去においても、やはりその事業で、効果ある農家は積極的にこの事業を導入して今堆肥を散布させたりしているところでもあります。10アール当たり約1割の負担ということでもありますので、農家さんも大変喜んでる事業もありますけれど、それと関係するそういった土層改良事業の効果なども発表などしながら、今後サトウキビの振興に役立てていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、（3）番のゆうのう1号堆肥についてであります。

堆肥の活用状況についてでありますけど、今ゆうのう堆肥が販売されていますけど、年間で約2,000トンやっていますけど、今、マニアスプレッドも導入され、農家の畑に希望者農家にはばらまきをされている状況でありますけど、今のこのキビへの活用状況をサトウキビ農家がこのゆうのう堆肥を使っている状況、活用状況は今どのようになっているのかを聞きたいと思ひます。

農林水産部長（山下仁司君） 堆肥の活用状況ですか。堆肥の活用状況について、答弁いたします。

堆肥につきましては、奄美市さとうきび振興対策協議会による助成事業において、平成29年度が15件、4.24ヘクタールに208トン、平成30年度は30件の9.33ヘクタールで411トン、令和元年度は8月地点で10件で5.17ヘクタールで202トンの実績があります。

また、先ほど言いました畑総事業による土層改良工事においては、平成28年度が518.4トン、平成29年度が452トン、平成30年度が457.7トン利用されております。

20番（奥 輝人君） わかりました。一応今のは事業導入の中での堆肥の量だと思います。やはり2,000トンつくれるのにあるんですけど、やっぱり反当たり4トン撒くということですので、結構な量が必要になってくると思います。今回の夏植えの面積の、例えば夏植えが、奄美市笠利地区で97ヘクタールだったと思いますけど、それに見合うにはまだまだ足りない状況であります。2,000トンということは約50ヘクタール分の堆肥しか撒けませんので、その足りない部分ですね、足りない部分をこのあまみ農協のフレコン堆肥に活用されていると思いますけど、このあまみ農協フレコン堆肥を活用しながら、土層改良事業にさらに前向きに撒いてもらって、サトウキビの生育がよくなる方法がありますので、そこあたりを今度あまみ農協フレコン堆肥も活用しながらの今後の計画などを聞きたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、あまみ農協のフレコン堆肥について説明します。

まず、あまみ農協のフレコン堆肥の販売状況についてですが、あまみ農協に確認しましたところ、名瀬支所管内では、平成28年度が105トン、平成29年度が89トン、平成30年度、99トン、これは主に果樹農家が利用しております。

また、住用支所では、平成28年度、44.5トン、平成29年度が21トン、平成30年度が11.5トンで、こちらのほうも主に果樹農家のほうで利用されております。

また、笠利支所においては、平成28年度が327トン、平成29年度が268トン、平成30年度が135トンの販売実績となっております、土層改良事業によるサトウキビ農家の利用が主なものとなっております。

20番（奥 輝人君） わかりました。一応今後やっぱり堆肥というのが重要でありますので、そういったゆうのう堆肥とあまみ農協フレコン堆肥で組み合わせながら、農家の需要が高まるように今後取り組んでいただきたいなと思います。

ゆうのう堆肥は今、キビ堆肥という名目でありますけど、奄美市振興対策協議会から4,000円の助成と市からの2,000円で6,000円が助成されているということで、2,000円の負担で畑に散布することができます。痩せた土地でもそうですけど、やっぱり堆肥を撒くことによって土が肥えてきますので、堆肥の重要性は計り知れないものがあると思います。

干ばつときでも、堆肥が肥えている土地は、干ばつときでもやっぱり生育は止まらない状況であります。痩せている土地は、干ばつときはひびも入り、本当ロール現象が起きるのが痩せた土地でのサトウキビの状況でありますので、今後はやっぱりそういったサトウキビやら、サトウキビちゅうかその堆肥、緑肥でもいいと思いますので、その緑肥関係も足りない畑にはやっぱり投入するなりしながら、笠利地区の畑をまた肥えらせてサトウキビの繁栄ができるような体制を構築してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、（4）番の栽培のポイントについてに入ります。

①の畝幅140センチについてであります。この140センチというのが、笠利地区とか奄美群島内においては、畝幅は110センチというのが基本的な数字であります。140センチというのは、本当30センチも畝幅が広いということでありまして、この件について、この前の振興大会が6月にあったときに、徳之島試験場の講師の先生が見えられて、生産部会の前で講演をしたんですけど、沖縄県は140センチでやっていて、笠利のほうでも140センチでも大丈夫ですよという話をされていたんですよ、そのときに。

この140センチになった場合に、本当に収量が今までの110センチ切ると140センチ切るとで収量が本当に一緒なのか。そこらあたりを質問する農家さんはいませんでしたけれど、今まで140センチというそ

ういった畝幅をやる農家さんもいなかったんですよ。それで、やっぱり徳之島からのサトウキビの専門の先生が言うには、140センチでも収量は変わらないという話をされていました。

それで、この笠利地区において前例がないんですけど、自分たちは110センチで畝幅は切っていますけど、140センチになったときに、笠利地区での本当に実証というか効果があるのか。沖縄ではあるという話も聞いていますけど、そこらあたりのメリットなどあれば、徳之島の先生のお言葉が本当にこうやってあるのであれば、140センチでも苗の数も少なくなりますので、そういったメリットも出てくると思いますので、そこらあたりどのような効果があるのかをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、畝幅140センチのメリットとデメリットということで説明をしたいと思います。

徳之島、沖縄県における畝幅140センチでの収量、品質については、畝幅を120センチより広くしたほうが品質等が良く収量も上がるとのことです。現在のところ試験段階と伺っております。

また、平成30年度さとうきび・甘しゅ糖関係検討会における事例報告の中で、沖縄の糸満市さとうきび生産組合での事例報告では、畝幅150センチ以上確保し、除草剤を使わず小型トラクターで中耕して除草し、サトウキビが直立している間は何度でも中耕による除草が可能となることから、管理作業が軽減される上に日差しが満遍なく当たるため、補植の効果も高く、収穫のときの枯れた株が少なく、単収向上につながるという効果があるみたいです。

笠利での140センチにした場合の徳之島支場でのメリット・デメリットですね、これについてお答えします。

本市では栽培指針においては、基本的に畝幅120センチとなっております。本市における稼働中のハーベスタは全て小型で、小型ハーベスタの畝幅は120センチ以上が必要となっております。

このことから本市では、現在の畝幅を120センチとし、茎数、植えつけ本数を多くすることによって生産量の増加を図っております。

また、中型ハーベスタ以上では、畝幅は140センチ以上が必要となっております。このような状況の中で徳之島支場においても、現段階では試験的に実施している状況であるため、試験結果としてはまだ未公開とのことであります。本市としましては、徳之島支場などの試験結果を踏まえ、ハーベスタの規格、能力等を勘案し検討してまいりたいと考えております。

20番（奥 輝人君） 部長、わかりました。一応沖縄県のほうでは140、さっき今度は150センチと言っていましたけれど。そうした場合この奄美群島内、また種子島方面では140とか150した場合は、やっぱり耕運機とか小型耕運機とかを使っていて、やっぱり畝幅が広くなることによって二度培土したりしなければいけないという、またそういったデメリットもありますので。

それと、また畝幅が広くなることによって、今度雑草が生えるのもあると思うんですよ。デメリットなんですけど。一応、本当にこの140センチが本当に効果あるのかは、これから実証、実験とかをしながらやらなければいけないかなと思っております。自分も沖縄のほうに、石垣島、宮古島のほうでは140センチのを見てきましたけれど、これは沖縄というのは石垣とか宮古島のほうは、南西諸島よりも気温が2度から3度平均気温が高いもんだから、サトウキビの生育が早いというか、水対策もしていますのでスプリンクラー等もついていますので、本当に収穫した後、4月から夏場の干ばつの時期までの間に生長が早いのもあるように聞いています。自分も実際に見てから、3月に収穫したキビが夏植えのようなキビの生育状況でありますので、やっぱり気温の差も若干はあるのかなと思っております。

また、向こうの場合は140センチちゅうことで、大型のハーベスタでやっぱり収穫しているんですよ。自分たちは小型ハーベスタだから110から120センチでも畝幅で大丈夫なんですけど、向こうの場合はオーストラリア製の大型ハーベスタを入れて140センチぐらいにしなければ、120では畝が全部壊れてしまうということで聞きましたけれど、今後の対策として、140センチちゅうのが可能であるのであれば、奄美のほうも140センチに持って行って、収量が上がるという実証があれば、今後はこれ可能性があるのであれば、本当魅力あるのかなと私は思います。

ただ、そこにおいてどのような実績ですよ。やっぱり単収、品質、収量、そこあたり、この奄美の笠利地区のほうで自分じゃないんですけど、どこか受託組合にでもお願いをして140センチの圃場、150センチの圃場、そういった実験圃場をつくって研修してもらいたいと思っていますが、どうですか。

農林水産部長（山下仁司君） 先ほども答弁しましたとおり、今現在、本市における基本的な畝幅は120センチとなっております。畝幅を140センチ、150センチにした場合、議員おっしゃるとおり、通常の管理作業の中で、ここでは小型トラクターを持っている農家さんも少ない中で、耕運機を使った場合には中耕による培土です。この辺が1回で済むところが2回になったりとか、その辺のデメリットもございまして、単収向上につながるということであれば、今後その辺も含めて検討させていただきたいと考えております。

20番（奥 輝人君） わかりました。一応、実験、実証はやったほうが良いと思います。10アール当たりの苗の本数が約4,000本でありますので、10アール当たりというのは10メートルの100メートルで、1畝に約350本とか要ります。それが10アールで110センチで切った場合は9畝ぐらい、140センチで切ったら多分7畝ぐらい、2畝ぐらい畝は減りますので、1畝100メートルといっても、やっぱり1トンぐらいは出る可能性がありますので、出ていますので、2畝減っても2トンマイナスでありますから、そこあたりを本当に同じぐらいの単収が一町当たり出るのか。徳之島のその先生ともまたいろいろと情報交換しながらちょっと取り組んでもらいたいと思います。わかりました。

それじゃ、次に行きたいと思います。次に、②の除草対策についてであります。

やはり単収の低下というのは、サトウキビもあるんですけど、畑の中に草が生えていたらやはり伸びが悪いです。草が生えれば、やっぱり除草しなければ、サトウキビはすくすく伸びない。やっぱり草に肥料分とかとられたりして、そして草が大きくなればサトウキビの成長が抑制されてしまって、光合成もきかないと思うんですよ、太陽からの。そういう部分があって単収がやっぱり低い。除草剤やった場合は、単収はやっぱり上がっていくと思いますので、この除草対策についてちょっと伺いたいと思います。

今、7月も、もう9月になりましたけれど、現在のところでやっぱり笠利地区の東海岸ですね、東海岸のほうでは草が全然生えていない畑もきれいな畑、整備されている畑も結構見られます。それがやっぱり自分としては7割ぐらいあるのかなと思っています。その中ではやっぱり除草対策をしていない。見てすぐわかるんですよ。畑行って畑見たら、車乗りながら見たら、この畑草ばかりで何で除草してないのかなという、そういった畑がやっぱり3割ぐらい見当たります。節田のほうでもそういう畑も見当たります。また、そうやって除草剤をかけているのか、かけていないのかもわからないぐらいの草も見受けられます。

そういったことで行政とやっぱり富国製糖とか、関係機関の職員の皆さんにお願いなんですけれども、農家の皆さんわかっていると思いますけど、そういったこの畑がこうやって除草していただきたいと、そういった徹底した指導ですね。指導しなければ、放任栽培みたいな感じの畑も結構ありますので、そこあたりをどうにか指導していただきたいと前からつくづく思っていたんですけど、今後のそういった方針の中で、指導体制をどのようにしていくのか、またやって、自分としてはいろいろな会合がある中で、この畑はAという畑は本当除草がされていないとか、そういった指摘をしながら、生産農家の意欲を持たさなければいけないと思っていますので、指導など今後できないのかをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、除草対策についてお答えします。

本市においては、サトウキビの適期栽培管理ごとに研修会を開催し指導を行っております。サトウキビについては作物の伸びぐあいとか、植え付け時期において除草剤の種類が異なっておりますので、それごとに指導をやっていきたいと考えております。

このような状況の中ですが、除草対策がなされていない圃場においては、管理状況を確認し、関係機関と一体となって指導を行うとともに、奄美市さとうきび振興対策協議会における除草対策、除草剤の購入に対する支援を引き続き実施し単収向上を図っていきたいと考えております。

20番(奥 輝人君) わかりました。その指導の内容になりますけれど、Aという畑とBという畑、Cという畑あった場合、このAという畑は本当に管理されていて、除草剤撒いてすくすくと育っているサトウキビ、本当すばらしいサトウキビになっている圃場があります。一番悪いのは、やっぱり除草がされてない、草ばっかりの畑。そこあたりを本当、この前ちょっと雑談であったんですけど、マル・三角・バツというそういったことをつけて、この畑はマル、この畑は三角、この畑はバツということで、バツな畑が一番悪いということで、バツから三角に持っていくような方法してくださいよという、そういった指導も必要かなと思っております。

そこあたりをしなければ、収穫時期のハーベスタを借りるときに、本当単収が低いのは、草があってハーベスタもちゃんとした稼働はやりにくいんですよ。自分もハーベスタのオペレーターしますけど。草があれば巻き込んだりして、サトウキビと一緒に入ってしまう。そしてその中にまたごみということでトラッシュもばんばん引かれていく。トラッシュも引かれていくんですよ、草があれば。ハカマだけじゃないもんだから。そういったデメリットも結構ありますので。その圃場見て、例えば区画の字図とかあると思うんですよ。字図もありますよね。土地の字図、図面ですよ。その中でも畑はわかりますので、これはマルとかバツとかそういったのも検証しながら、検討しながらやっていただきたいと思いますが、どうですか。

農林水産部長(山下仁司君) サトウキビの圃場なんですけど、今農家数で500何名かいます、あと面積のほうも、すいません、面積のほうは500何ヘクタールですかね、ありまして、あと圃場になりますともっと多い状況になりますんで、それを除草剤の場合は植え付け当初と、あとサトウキビの生育当初、それと植え付けから30日ぐらいたった後の状況に応じての除草剤。大体3回程度撒くみたいなんですけど。それぞれ今この圃場全部を回るの、今の体制でできるかどうかは、それもまた関係機関協議をしてやっていかなければいけないと思うんですけど。あと一堂に集めて研修会等を開いて、その辺の周知をさせるような研修会の開催を今後できればなどは思っております。

20番(奥 輝人君) わかりました。一番ハーベスタ組合からの苦情が、そういった除草がされていない畑ではハーベスタは入れたくないと。そういうハーベスタ組合からの苦情が出ていますので、こういったマル、バツ、三角ちゅうのもいい提案ですよという話していますので、そこあたりも検討して、徹底した除草対策ができるような畑ができるようお願いしたいと思います。

また、それに対して振興大会の中で、今までは生産の部とか単収の部で表彰がされていますけれど、それプラスに圃場の畑の管理が徹底されている圃場などをピックアップして、この方は年がら年中毎日畑に行き除草をとったりしている農家もいますし、除草剤を使わないで草を取ったりしている高齢農家もいますので、そういった方々もやっぱりサトウキビをつくるためには貢献していますので、そういった表彰する中でそういった部門も新設して付け加えて表彰するのでもいいのかなという思いがしておりますので、そこあたりも検討していただきたいと思っております。

それじゃ、次の(5)のハーベスタ料金について伺いたいと思っております。

このハーベスタ料金についてですけど、①国からの回答についてとなっておりますが、実は5月の龍郷町であった群の議員大会の中で、沖永良部地区と与論島の議会から、このサトウキビハーベスタの国への要望として、国からの助成金を創設していただきたいという要望がありました。その時には県議のほうで、一応名前は伏せますけど、ちょっと答弁していて、これは一応県のほうにも吸い上げて、あとはまた国まで吸い上げていくという回答をしていました。あの頃は5月でありましたので、その後、今もう9月になっていきますけど、このハーベスタの料金の国からの助成金を創設するという議案が出ていましたので、その回答を現状どのようになっているのかを聞きたいと思っております。

農林水産部長(山下仁司君) それでは、お答えします。

大島支庁へ問い合わせをしました結果ですけど、現段階では県への要望は上がっていないとの回答でありました。今後、新しい情報が入り次第、情報を提供したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

20番(奥 輝人君) それでは、今上がっていないということは止まっているということなんですよ、龍郷町で行った群の議員大会のその中の提案の理由は、わかりました。とりあえずこの回答はまた一応注視していきたいと私は思っております。

それでは、これも関連質問になりますけれど、これ私何回も聞いているんですけども、サトウキビの価格についてですね。サトウキビの価格が今までずっと横ばい状態です。国からの交付金については1万6,320円の100円のプラスかマイナスの単価の上昇があります。そこぐらいしか、サトウキビの単価は横ばい状態ということでありましたけれど。今、今後において、国において、サトウキビの単価について上昇とかこういった向上させるような、陳情とかあると思いますけど、サトウキビの価格の交付金の上昇、また原料代の上昇などについて、国はどのように考えているのかを聞きたいと思います。関連質問ということでお願いします。

農林水産部長(山下仁司君) お尋ねのサトウキビの価格についてでございますが、議員も御承知のとおり、価格については交付金と原料価格というのがあります。交付金については基準糖度がございまして、マイナスプラスで100円ずつ金額が上下するんですが、あと原料糖については、輸入される砂糖の価格等との調整で決まってくるんですが。毎年交付金については12月下旬頃が価格改定、また、原料価格についても12月頃が価格の決定ということで、現在のところ大島支所に問い合わせをしましたところ、現段階で新しい情報は入っていないとのことでありました。

20番(奥 輝人君) わかりました。本当サトウキビ農家の皆さんは、やはりサトウキビの単価が上がることが期待しているんですけど、なかなか上がらないというのが、部長の答弁でもあったように、私のほうもやはり上げていただきたいと思っております。

なぜならば、やっぱり生産コストが今広範になってきています。その分、奄美市やら、あと奄美市のさとうきび対策協議会の中から一応除草剤の補正とか苗の補正とかそういったもろもろの補正は恩恵は受けていますけど、それも本当ありがたい補正であります。しかしながら、サトウキビの価格がずっと横ばい状態。13.7度において2万1,582円なんです。2万1,582円。農家の意向としては、やっぱり2万5,000円は欲しいよねというのが声なんです。せめて2万5,000円は欲しいね、トン当たり。そのためにはやっぱり約4,000円アップしなければ2万5,000円になりません。しかしながら、その2万5,000円をとるにはどうしたらいいかというのが、一つ解決できるのが、サトウキビの糖度を16.6度まで上がれば、2万5,000円に到達します。しかしながら、その16.6度というサトウキビですね、ほとんど出ない状況であります。品種改良したり、品質の改良など品種改良して、今、農林27号が今普及されていますけれど、それでもやっぱり13.1から14.3の間、ほとんど14度前後で2万1,000円です。そこあたりもやっぱり農家の皆さんは16度、17度のキビをつくって2万5,000円ぐらいになってほしいのになという希望もありますけど、なかなか厳しい状況があります。

今年の生産の中では、高いのは16度というキビも実際には出ています。16度、2万4,000円台が。低いのは1桁の10度以下、9度とかで1万6,000円とか1万5,000円とか、本当差がありますので、品質の取引でそういうことになっていきますけれど、やはり農家の皆さんはやっぱり2万5,000円は欲しいよねという声が聞かれますので、先ほどのハーベスタの料金の創設もあるんですけど、やっぱり国へは農家の気持ちを伝えていかなければいけないのかなと思いますので、今後また自分も要請をしながら取り組んでいきたいと思っております。

それでは、次に(5)番のハーベスタ料金についてであります。ハーベスタ料金とあと将来の利用料金についてですね、将来の利用料金。来年度からハーベスタ組合は、今まで5,300円だったものを、トン当たり200円アップします。本当経費が掛かり過ぎて、ハーベスタの修理とかそういった燃料代とかに本当経費が掛かって、5,300円では成り立たないというか、苦しいと。そういうことで来年度から200円上がって5,500円にします。それプラスに今度はデトラッシャー代が500円です。もう6,000円が確実にマイナスになります。そこあたり200円がアップされることについて、本当この奄美市単独での助成などができないも

のかをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） ハーベスタ料金の助成についての御質問ですけど、国への助成金創設要望に対する回答などを踏まえまして、他町村の状況などを確認しながら関係機関と協議し検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

20番（奥 輝人君） わかりました。一応自分は今日はサトウキビオンリーでいきましたけれど、やっぱりサトウキビは島の基幹産業ということで、市長頑張っていきましょう。
そういうことで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午後2時45分再開いたします。（午後2時32分）

○
議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き、一般質問を行います。
奄美無所属クラブ 渡 雅之君の発言を許可いたします。

9番（渡 雅之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。奄美無所属クラブ 渡 雅之であります。
一般質問の前に、少々所見を述べさせていただきます。
地球温暖化が叫ばれて数十年経過しています。これは、オゾンホールが崩壊しているということに起因して、フロンガスの廃止が国連で全廃されました。これも35年ぐらい前です。
そして、その温暖化による地球規模での大規模災害等が頻繁に発生しています。これは、全て人類の営みによって生じたものだというふうに学者の間では言われています。
産業革命以降、二度も気温が上昇し、北極では氷が融け始めているということもあり、海水面が上昇するきっかけになると言われています。何らかの手を打たなければますます海水面は上がり、小さな太平洋上の島、サンゴ礁の島々も水没の危機に瀕しているところでもあります。
廃プラスチックの問題、そして、マイクロプラスチック、これも海洋生物に及ぼす影響がマスコミ等で叫ばれています。9月1日は、小浜町にあります大手スーパーがレジ袋を廃止しました。近い将来、小さな小売店でもレジ袋の廃止が当たり前になると、皆さん、エコバッグを使うと。昔やっていた買い物かご、あれが今思うと懐かしく思うところでもあります。
奄美大島は、今、まさに世界自然遺産登録を目指した正念場を迎えています。ユネスコは、今年度から一国一推薦を原則としたことから、国は、東北・北海道の遺産、いわゆる三内丸山遺跡、そういうのも次年度に繰り下げて、奄美大島、徳之島、そして、沖縄島北部、西表、これを世界遺産候補としてこの2月に推薦書を提出したところでもあります。
スケジュールによりますと、前回の推薦書提出と同じようなスケジュールでいくのではないかと、昨日の答弁でもありましたように、来年の7月にはぜひとも世界自然遺産に登録できることを強く望むものであります。
道路問題であります。私が8年間議会活動しながら訴え続けてきたのが、やっぱり、上方の有良・大熊間のトンネル実現についてでありました。6月議会でもその問題を取り上げました。県道81号線、これについて市長が答弁いたしました。「わかる」と。「県との協議をしっかりと」ということであります。この問題は、平成6年に有良・大熊トンネル建設促進協議会というのが立ち上がりまして、平成10年にはその実現に向けた総決起大会も行われたところでもあります。
また、平成13年からは芦花部小中学校が特認校制度を受けまして、初年度で、平成13年度では10名の児童生徒が通学を始めています。
また、令和元年、今年の4月には47名の児童生徒のうち33名が通学をしています。バス通学をしています。そのお父さん、お母さんも、地域に溶け込んで一緒に地域活動をやったり、子供さんとともに学校運営にもか

かわっていくというような状況で、その地域の活性化にも大きく寄与しているところでもあります。

また、龍郷町議会も、先の全群議員大会でこの問題を取り上げて、1日も早い実現を目指すということで、私たちが参加した中での全会一致で採択されたところでもあります。

市としても、現在、工事中の、道路改良中の箇所も大きなプロジェクトが目白押しであるんですが、優先順位を繰り上げてでも、このトンネル実現に努力していただきたいと強く要望しておきたいと思います。

それでは、同じく道路行政ですが、1番目の(1)の塩浜町から矢之脇町に向かう旧道、その部分が、塩浜町側からの一方通行で道路交通がされているわけですが、やはり夕方になると郊外に向かう車が長い列をつくっていると。場合によっては、朝戸トンネルを抜けたら、もう渋滞がずっと、港町、そして、港町から長浜までずっと続いているわけです。

これを改善するためには、当然、おがみ山トンネル、あるいは三儀山トンネルという形になるわけですが、小さな交通渋滞の緩和ということも含めて、その間の一方通行、反対のほうに一方通行できないのか、これを強くお願いしているところでもあります。

次の質問からは発言席のほうで伺います。よろしく申し上げます。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速、渡議員にお答えさせていただきます。

市道塩浜13号線のことであろうかと思えます。この道路につきましては、一方通行を交通量の多い夕方の時間帯に逆にできないかとの御質問であろうかと思えます。

この道路の交通規制に関しましては、従前、地元住民から要望が上がり、鹿児島県公安委員会が検討した結果、現在の交通規制になっていると伺っております。

申し上げますと、当該路線は幅員が狭い、沿岸には、道路側には民家も密集していると。また、長い期間、現在の状況での一方通行となっておりますので、通行する市民の方も慣れており、時間帯で方向を変えると混乱を招くのではないかという、交通事故を誘発する原因という見方もあるようであります。

また、市道塩浜13号線に接続いたします大島拘置所前を通る市道矢之脇5号線は、ここも幅員が狭く、交差点も多い道路となっているところでもあります。そこで、一方通行の方向を変えるということになりますと、この道路の交通量が逆に増えるのではないかというふうに予想され、そして、交通事故の要因にもなるのではないかという見方も一方でするところもあるようでございます。

しかしながら、議員のおっしゃることも踏まえ、交通規制を行う公安委員会の意見等も伺いながら、また、同時に地域の皆さんの意見を参考にしながら検討していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

9番（渡 雅之君） 確かに一方通行の方向を変えるということは、慣れ親しんだ方々からすると難しいということだというふうに思いますが、いかんせん、新しくできた道路のところ、やっぱり交通量が多くて渋滞をしているということもありまして、今、交通安全の観点からもちょっと厳しいということなんです、確かに警察、あるいは公安委員会にお願いすると、どうしても調査とか、いろんな形で2年ぐらいかかるというのが実情なんです。

奥万田の道路から市道を通って浦上に入っていくというところ、今、時間帯によって左折禁止になっています。朝の7時から8時の間は、向こうは、国道から入ってくる車はそこには行けないと。これは私がここの警察の方々とも協議した結果、2年間かかりました。

やはり、警察としても交通量調査とか、危険度とか、そういったのを調べた上でのことになろうかと思っておりますので、ぜひその方向でまた論議をしてもらえればというふうに思っています。

次に、これは関連なんです、塩浜町の鉄砲浜、ハブセンターから鉄砲浜、向こうに行く道路は、これは市道なんですか。ちょっとお伺いします。

建設部長（橋口義仁君） 向こうは、市道長浜35号線となります。

9番（渡 雅之君） 市道長浜35号線ということで、最初は里道じゃないかと思ったんですけど市道ということですが、向こうも双方向の通行なんですけど、道幅が狭く、車が1台来ると、どちらかの車がバックするか、奄美テレビのほうに逃げるか、そうしながらの離合をやっているんですけど、そこをどちらかの一方通行にできないのか。長浜から上がると、これは災害時には役立つ場所、交通量の緩和となると、今度は下ったほうがいいんじゃないかと思ったりするんですけど、一方通行をできるか、できないかというところを含めてお願いします。

建設部長（橋口義仁君） 先ほど、矢之脇町の市道の一方通行の件がございましたが、この路線につきましては交互通行となっております。

なお、交通量が少ないということのことだと思んですが、交通規制を行うのは公安委員会でございますので、また、地域の方々の意見を参考にして取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

9番（渡 雅之君） 今、双方向なんですよね。だけど、やっぱり幅員が狭いということもあって、何とか一方通行にしたほうがスムーズにいくんじゃないかというふうなことでありましたので、また検討をお願いしたいというふうに思います。

次に（2）ですけど、やっぱり交差点の改善というところでいきますと、平田町入り口のコンビニエンスストアがあるんですけど、あの信号を通過すると、すぐ今度は右折する、旧道に上がる道路があるんです。ホームセンターのほうに上がっていく。店舗の名前はなかなか言いづらいんですけど、交差点を通過して、すぐ右折信号を出すと、もうつないでしまうと。交差点の中で車がずっと渋滞してしまってなかなか進まないということがあるんですけど、そこらあたりの改善ということがよく言われています。

向こうは、新川と道路の間にちょっとした緑地帯があるんです。これは河川敷だと思うんですけど、そこら辺りをもう少し広げる、あるいは山手のほうの階段状の植栽がしてあるところがあるんですけど、そこも広げて、幅員を広げると右折帯を設けることができるんじゃないかという気がするんですけど、これは市道ではなくて、今度は県に要望するという形になろうかと思えますけど、そこらあたりについて、改善策があればお願いします。

建設部長（橋口義仁君） お答えいたします。

この交差点の市街地側を拡幅して右折レーンをつくれれば渋滞も緩和されるとの御指摘でございますが、国道を管理する大島支庁に確認しましたところ、当該箇所は2車線の道路改良済みの区間となっております。さらなる改良は考えていないという回答でございましたので、御理解を賜りたいと思います。

9番（渡 雅之君） 確かに、改良はされているんです。しかし、あれは不改良な状態なんです。交通が、信号のところを通過したら、すぐまた三叉路の右折に曲がる道路があると。あれを一体的に見て、信号をずらすとか、あるいは横断歩道をずらすとか、そういった部分である1つの交差点という捉え方はできないかという。そして、信号を時差式にするとかいう改良の仕方が、まだ余地としてはあるんじゃないかと思うんです。不改良のまま、これは済みですと終わってしまうと何も解決にはならないので、そこらあたりをもう少し、大島支庁も警察と協議をして信号をうまく作用させるとか、あれを1つの交差点として捉えるとか、そういったのはできないものかという気がします。

私も1回、大島支庁と個人的に話をしたんですけど、検討しますとってその人が転勤していったもんですから、何も解決にはならなかったという忸怩たる思いがするんです。

だから、そこらあたりも含めた部分で、再度、質問をしませんけど、やはり改良の余地はあると思うんです。だから、市としても、近隣町村の方々もここで買い物をして夕方になったら帰るということで、ここの経済効果にも大きく近隣町村も貢献しているということもあって、その方々の交通アクセスの利便性を向上させるという

ことも大事なことだというふうに思っています。ぜひとも、そこらあたりを含めて、再度、大島支庁との協議を継続していただきたいというふうに思っています。

次に行きたいと思っています。

次は教育行政についてであります。教育長が就任してから学校がきれいになったとみんなが言っています。花いっぱい運動です。私が文教厚生委員長のために3回ほどコンクールの審査委員長として各学校を回らせていただきました。第1回は、確か朝日中学校が最優秀賞をもらって、2回目は赤木名小学校が受賞しました。どちらもすばらしい花壇作成、そして、花園の手入れがされていました。見事なものでした。

先の台風があったにも関わらず、優秀校の皆さんは、やっぱり鉢類、プランターとか、そういったものを全て廊下に避難させて台風が過ぎ去ったら出すという学校、もう台風が来たから台風でやられたんだという学校もあります。そこらあたりでこの花いっぱいコンクールで出た各学校の成果、あるいは課題等があればお教えいただきたいと思っています。

教育長（要田憲雄君） それでは、渡議員にお答えをいたしたいと思います。

教育委員会といたしましては、地域に根ざしたふるさと教育の実現に向けて学力向上、情操教育はもちろんのこと、ふるさとの伝統文化の継承活動に積極的に力を入れているところでございます。

とりわけ、美しいものを美しいと感じる、命あるものを尊ぶ心、ふるさとを愛する心など、いわゆる感性を育む情操教育、環境教育の視点から、花づくり、花いっぱい運動を主要事業として推進してきているところでございます。

その成果についてでございますが、平成30年度の奄美市ビジョンアンケート結果によりますと、「困っている人がいたら進んで助けてあげようと思いませんか」の情操教育の項目でございますが、小中学生の平均達成率は90.9パーセントの結果が出ているところでございます。このことは、花づくりの活動を通じた成果の1つではないだろうかと、そして、感性を育む教育による思いやりの心がある程度育まれてきているのではないだろうかという分析をしているところでございます。

次に、課題につきましてですが、私は2点あると考えております。

まず1点目ですが、花づくり・花いっぱいコンクールの開催の時期でございます。議員も委員長をしていただきながら回っていただいたのでおわかりだと思うんですが、平成30年度は11月の中旬に開催し、本年度は10月の初旬から中旬にかけて実施を計画しているところでございます。どの学校におきましても、自然災害である台風対策に苦慮している奄美ですから、台風の常襲地帯から当然そうなるわけでありまして、ただ、それぞれの学校で工夫しておりまして、移動のできる花鉢やプランターを活用して、あるいは強風に対して防風ネットを張ったりするなど、各学校の実態に即した様々な取り組みがなされているところでございます。

開催時期につきましてですが、各学校の年間行事などの日程調整の関係もございまして、2学期の10月から11月にかけて、この時期が最も妥当であると判断をしているところでございます。

2点目は、地域との連携にいろいろ考えさせることですが、学校で心を込めて育てた苗、花を、地域や公民館に配ったり、移植をしたり、あるいは子供たちが花園をつくったりして取り組んでいるところでございます。

しかしながら、審査員の皆さんから、学校と地域が連携した花づくりについて、学校間に取り組みの格差があると、これは委員も御承知のことと思いますが、こういう指摘が毎年出ております。したがって、大規模校と小規模校における地域連携のしやすさという点によって差が出てくるであろうというふうに考えているところでございます。

今後も地域の中の学校ということで、学校のみならず、地域と学校が一体となって花を育てる取り組みを推進していきたいと。ですから、自然遺産登録を間近に控えた時期ではありますが、非常に大事なことだというふうに考えているところでございます。

今後の方向性につきましては、情操教育の中核をなす事業であるということで、花づくり・花いっぱい運動にはさらに継続して力を入れていきたいというふうに考えております。以上でございます。

9番（渡 雅之君） ありがとうございます。この8年間、教育問題については何度か質問したんですけど、要

田憲雄教育長から直に答弁をいただいたのは今回が初めてでありました。ありがとうございます。

確かにアンケートの結果、90.9パーセントが困っている人たちに手を差し伸べるというような答弁がありました。確かにこれは花を愛でるといふ情操教育の中で一番大事な根幹にかかわる部分を子供たちが身を持って体験しているということではないかと思っています。

それと、地域に自分たちが育てた花々を配付するという、この取り組みもできることじゃないんです。やっぱり、学校、先生、生徒、そして、地域の方々と4者協力がしっかりされている学校は確かにその周辺がきれいということは、車で通っていてもいいねという実感するようなところがあります。今後もこういった花いっぱい運動を通じて情操教育に力を入れていただきたいというふうに思っています。

また、今の地域との連携の中でも、学校によって格差があるというような言い方をしたんですけど、確かに大きな学校ほどなかなかそれがうまくいかないということもありますので、そこらあたりは地域の方々と子供会、子供育成会、そして、地域の町内会、そこらあたりとの連携もまた必要ではないかというふうに思いますので、ぜひ根気よく続けていただきたいというふうに思います。

次に、学校給食センターの運営と、このことですが、昨年の夏休み明けから2学期がスタートして、給食センターの運営もスタートしていったと。ちょうど1年経過したわけですが、今の運営状況についてお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

教育部長（福長敏文君） それでは、渡議員にお答えをいたします。

御質問の学校給食センターの運営についてでございます。

まず、学校給食センターの調理員及び配送員などの人員につきましては、学校給食センターの安定的な運営を行うために十分な人数が配置をされております。

それでは、先ほど議員のほうから御案内がございましたように、学校給食センターが稼働いたしまして1年を迎えますが、これまで配送中の事故は一度も発生しておりません。また、配送が遅れたこともございません。今後も交通ルールを順守いたしまして、安全運転を心がけ、子供たちへの給食の提供に努めてまいりたいと思っております。

次に、配送の運転手についてでございます。これは聞き取りの中でそういうお話がありましたので、今、答弁をさせていただきます。

配送の運転手につきましては、8名中2名が女性で、配送助手7名中6名が女性でございます。

最後に、アレルギー対応についてでございますが、奄美市では、文部科学省が示した学校給食における食物アレルギー対応指針に基づきまして、事前に医療機関で受診したアレルギー疾患用の学校生活管理指導表を提出をさせていただきまして、また、併せて保護者との面接も行っております。

また、学校、家庭及び学校給食センターの3者で、毎月の献立表と実施予定表兼承諾書で情報を共有し、事故の防止に努めているのが現状でございます。

9番（渡 雅之君） この1年間、事故に巻き込まれたことや事故を起こしたということは一度もないということでしたが、よく言われるヒヤリハット、こういったものなかったんですか。

教育部長（福長敏文君） もちろん給食の提供のために月曜日から金曜日まで毎日決まった時間にお届けができるようにということで、特に配送員の皆さんは気をつかいながら運転をしているところでございますが、もちろん交通事情によってはそういったこともあったように伺ってはいますけれども、事故には結びつかないところでございます。

9番（渡 雅之君） これは、本当に事故が起きてからではどうしようもないんで、事前に毎日の点呼とか、あるいは車両の点検、そういったのをしっかりしているというふうに理解しています。

もし、もしというのは人が嫌う話ですけど、仮に事故が起きたときの対応、そういったマニュアルとか、そういったのは準備されているんですか。

教育部長(福長敏文君) 交通事故,それから,それ以外にも例えば給食への異物の混入とか,そういったものに対する対応のマニュアルについては,全て整えながら,それに基づいて運営をさせていただいております。

9番(渡 雅之君) 全て運営については滞りなく,また,事故等の想定についてもしっかりと対応をされているという答弁でありました。子供たちも,やっぱり学校に行って給食が楽しみだという,食育という言葉もありますように,子供の成長も大事な給食時間ですから,今後とも事故の無いようなシステム,管理,運転手の教育とこのをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それと,アレルギーの関係ですけど,今,27校ですか,28校ですか,学校の中でアレルギーを持っているお子様方,何人ぐらいいるかわかります。

教育部長(福長敏文君) 今現在,今年度アレルギーでの対応をしている児童生徒数ですが,名瀬・住用地区で77名,笠利地区で13名,計90名ということで確認をしております。

9番(渡 雅之君) 思ったよりも多いです。せいぜい二,三十人ぐらいかと思ったら90名もいると聞いて,今,びっくりしたんですけど。

これは,小麦アレルギー,牛乳アレルギー,サバのアレルギーとか,いろいろあると思うんですけど,一番多いのはどういったアレルギーですか。

教育部長(福長敏文君) 私も大変意外ではありましたけれども,一番多いアレルギーとしては甲殻類,エビ,カニのアレルギーが一番多いということで報告を受けております。

9番(渡 雅之君) 一番おいしいのが食べられないという,これもアレルギーにどうしてなったのか,ちょっと我々じゃわかりませんが,食べ過ぎによるものなのか,最初からだめなのか,これは医者にはわからないということなんですけど。

私の友達にも,エビ,カニ,タコ,イカという仲間がいるんですけど,やっぱりどこかレストランとか,居酒屋に行っても,これはだめ,これもだめとかいうことで,なかなか食べるのに抵抗するという方もいらっしゃるようですが,学校でもそういったのがいらっしゃるということです。

アレルギーのある90名の方々,児童生徒のお子さん方は,アレルギーは違うメニューになるということなんですけど,それによつての嫌がらせとか,いじめとか,そういったのはないですか。

教育部長(福長敏文君) アレルギー食と通常の給食を食べていらっしゃる児童生徒の中で,そういったことがあったという報告は受けておりません。

また,メニューは違いますけれども,できるだけ似通ったものをメニューとして出させていただいて,同じ場で食事をすると,これも先ほどお話がありました食育にもつながりますので,そういった形で対応していただいているところでございます。

9番(渡 雅之君) わかりました。やっぱりこの方々のアレルギー対応ということでいきますと,どうしても事故の起きやすい分野でありますので,栄養士さん,配膳する学校の先生方,そこらあたりもしっかりと対応しているというふうに理解します。

今後も学校給食センターがしっかりと運営されることを望むものであります。

次に,環境行政についてであります,一番気になるのは,やっぱり国立公園になって,さらに来年7月,世界遺産登録に指定されるであろうということなんです,私は,年に4回,一人でも金作原に行くんです。植物の観察ということもありますが,季節によって金作原の顔が違います。葉っぱの落ちる落葉広葉樹もありますし,1年中青々としている植物もあります。

奄美の森というのは、本土の植物草、あるいは南方系の植物草、そして、奄美だけの固有種というこの3種類が入り混じった森なんです。それは落葉広葉樹もありますが、四季によって顔が全然違う。小さな草花にしても、アマミテンナンショウなどは1カ月も見過ごす見えなくなってしまう、消えてしまうという、そういった植物だってあるんです。

1人で入るのはいいのか、私にもガイドをつけなければいけないのか。ここを一番悩んでいるところなんです。やっぱり奄美の森は奄美の人たちの森であって、ガイドだけの森ではないというふうに私は啖呵を切っているんですけど、私が1人で入っていくと、何で渡さんって必ずガイドの方々を上目づかいで私をにらみつけます。私は知名瀬から上がって、今は市道になっているんですか、昔のスーパー林道、あっちの三叉路に車をとめて、そこから1.2キロ、ゲートがあるところまで歩いて、さらにそこから800メートル、リュウキュウウラジロガシのところまで歩いて2キロあります。

その往復4キロ、みんなが、ガイドの人たちが10人乗りの車の中でワワッとクラクションを鳴らしながら、私を追いやりながら走っているんですけど、それがいいのか、やっぱりバッファゾーンの車の乗り合いをしなくて歩くということも大事なことだし、私は、それをガイドの皆さんにも身を持って教えているつもりなんですけど、逆に私のほうが道端に追いやられているというような状況があります。

どうしても入山したければガイドをつけなければいけないのかどうかをお聞きます。

総務部長（前田和男君） 現在の金作原の利用ルールの試行についてお答えさせていただきます。

金作原につきましては、年々利用者数が増加していることから、多人数利用などによる自然環境への負荷を低減させるとともに、質の高い自然体系の提供などを図るため、国、県、民間事業者、地域、自然保護関係者で構成する奄美大島利用適正化連絡会議において、平成28年度より利用の適正化に向けた協議を進めてきたところでございます。

昨年2月には、利用ルールの確立に向けた実証実験を行い、その結果などを基に関係者の合意がなされ、今年2月27日より自主ルールの試行が始まったところでございます。このルールでは、金作原、具体的には奄美市道奄美中央線と金作原林道との三叉路付近に設置してあるゲートより奥を利用する際は、奄美群島認定エコツアーガイドを同伴の上、御利用いただくとともに、自家用車、バイク、レンタカー、タクシー、自転車等による乗り入れの自粛を皆様をお願いしております。以上でございます。

9番（渡 雅之君） 今、コアゾーンの入口にはゲートがあります。だけど、知名瀬林道から上がっていく、そこからも既にバッファゾーンに入っているんです。ですから、そこも車の乗り入れをやめるというようなことをしないと、人の交流がどんどん、まさに上げている今日、どこかで歯止めをします。

私たちが、例えば親戚が内地から、本土から来る。案内してよと言ったらいいよと言って、二、三名連れて歩くんですけど、それでもやっぱりあの三叉路で降りて歩こうやと言って歩いています。

そこらあたり、私も自然保護を大事にしたいし、奄美の植物を大事にしている人間です。ですから、乗り入れるということ、ガイドが乗り入れて我々は案内もできないのかという、そこらあたりの矛盾がすごくあるんです。そこらあたりはどういうふうな考えなのか、またあとでお伺いしたいんですが。

それと合わせて、マイクロバス、バス会社が今、バスガイドはいるんだけど認定ガイドがいないと、そういう中でゲートの入口までバス会社のマイクロバスで来て、そこからまた、がやがやしながら歩いて行っている。野鳥もいっぱいさえずっているのに、野鳥のさえずりもわからないぐらいの大声を出しながら、すばらしいね、どうのこうのといろんなことを言いながら回っているんです。やっぱりここはガイドをつけて、静かにしましよとか、そういうような認定ガイドの同伴を、それこそ義務づけるというようなことが必要だと思うんですけど、それについてはいかがですか。

総務部長（前田和男君） マイクロバスなどの乗り入れについてでございますが、先ほど申し上げました奄美大島利用適正化連絡会議において、貸し切りバスについては、本年10月から自主ルールの適用をすることといたしております。

したがいまして、今年9月までは奄美群島認定エコツアーガイドの同伴なしでもルール上は金作原ゲート付近まで乗り入れられることになっております。

しかしながら、バス事業者には知名瀬林道三叉路付近でバスを停めていただき、そこから利用者を認定エコツアーガイド車両へ乗り換えていただくよう推奨しており、これに御協力いただいているツアー会社もあると伺っております。

このように、金作原利用ルールの試行については、関係者の皆様の合意、御協力をいただきながら、よりよい方向について検討してまいりたいと考えております。以上です。

9番(渡 雅之君) 10月から三叉路で降りて認定ガイドをつけるということですが、認定ガイドはまたそこから車を使うんですね。これもまたおかしな話で、そこから歩かせればいいんじゃないかという気がするんですけど。

以前、私は屋久島のほうには4度ほど行ってまして、片道12キロぐらい、6時間ぐらいかかるんです。そこを登るという、体力も要りますけど、確かにツアー客の中には年配の方々も多いというふうには思います。だけど、平坦な道がずっと続いているわけで、都会から、本土から来た方々は元々足腰の強い方々が多いというふうに認識しています。ぜひ、そこらあたりは歩いてガイドをつけていただきたいというふうに要望しておきたいと思っています。

次に、クリーンセンターのところにいきますが、名瀬クリーンセンターは、埋め立て容量が14万6,000立米であるわけですが、今、72.4パーセントが、埋め立て実績が10万5,669立米となっています。これを平成9年の4月オープンから今日まで22年間経過しているわけですが、それで単純に単年度で割りますと年間4,800立米なんです。災害ごみとか、いろいろあって、年によって相当のばらつきはありますが、それを平均化すると4,800立米ほどが1年間使う、埋め立てる量ということになるわけですが、残りの容量が4万330立米ぐらいになって、あと8年で終了ということになりますけど、このタイムスケジュールでいいのかどうか、まずお答えいただきたいと思っています。

市民部長(満永亮一君) 大島地区衛生組合によりますと、最終処分場につきましては、議員は平成9年からとおっしゃいましたが、当初、産廃とかも燃やしてまして、ごみの量が多かったものですから、確実な実績ということで、現実的な量ということで、平成15年度からの埋め立て実績と、これまでのごみ減量に対する取り組みなども考慮した上で、あと9年で埋め立てが完了をすると試算をしております。

この完了に合わせた建設計画を今後5市町村とともに協議していくという回答をいただいているということでございます。

9番(渡 雅之君) 私の計算が間違っておったようですが、8年じゃなくて9年だということではありますが、このごみ減量ということを考える紙の分別、それがどうなっているのか。

先日、開かれました中学生のひかり議会でもごみ問題が出まして、発言した生徒が、ぜひ自分なんかも協力をしたいという、いい発言をしているんです。あと、ごみの減量に必要な古紙の関係、これはどうなっているのかお聞きします。

市民部長(満永亮一君) 紙の分別につきましては、大島地区衛生組合に搬入された可燃ごみの組成率の数値がございますが、可燃ごみの中の紙・布類の組成率は、平成30年度は54.5パーセントとなっております。この数値から、可燃ごみの中には分別されずに廃棄されている新聞紙、紙類が多く混入していると推測しているところでございます。

奄美市における古紙類の分別回収は、合併前の平成17年度より始まりましたが、平成20年度をピークに年々減少傾向にあります。今後は、改めて古紙類の分別回収の強化を図らなければと考えておりますが、議員おっしゃるように、先日の中学生のひかり議会で、ごみを減らし、拾うという提言が採択されました。この提言をもとに、関係部署と協議をし、古紙類の分別等も含め、学校や地域と一体となった取り組みができないか検討し、

可能なものは実行に移してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

9番（渡 雅之君） 今後ともごみの減量、そのためにも古紙の再利用、これはやっぱり強く推進していただきたいというふうに思うところであります。

それで、あと9年しかもたないということであれば、どこで新しい施設をつくるのか。4カ所ほどの候補地があるわけですが、やはり利益を考えると、現施設の周辺が適任だと思っています。多分、そういうふうな部分で論議されると思うんですが、新しい施設の、構想でいいんですけど、埋め立て量は幾らなのか、建設費はおおむねどのくらいなのかというのが、青写真があればお示しいただきたいと思っています。

市民部長（満永亮一君） 議員がおっしゃる新施設の候補地としては、平成29年度の一般廃棄物処理基本計画の中の基本構想の中で4カ所候補地がございます。

今回の処理量につきましては、埋め立て量が5万3,000立米、現在の約3分の1でございます。

建設費は、まだ見積もりの段階なんですけど、約30億円程度かかるんじゃないかという試算をしているところでございます。

9番（渡 雅之君） 埋め立ては5万3,000立米、建設費は約30億円。埋め立て地の造成に30億円ぐらいかかるということですのでよろしいですね。わかりました。

今後とも、ごみの分別、ごみの減量には十分注意をしながら、少しでもごみが減らせるような施設に向けて努力していただきたいというふうに思っています。

私の一般質問は以上ですが、私事で申しわけありませんけど、8年間、議会活動をしてまいりました。調査に当たっては、関係課にお邪魔して仕事の邪魔をしたり、冗談を言いながら私なりの議会活動ができたというふうに思っています。これも同僚議員の皆さんの協力、そして、今日います当局の方々の御協力があったたまものだというふうに理解しています。私も体調がまだ万全じゃないと、息も切れ切れしながらの喋りになりましたけど、いい8年間だったというふうに思っています。本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（師玉敏代君） 以上で、奄美無所属クラブ渡 雅之君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。午後4時、再開いたします。（午後3時43分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党崎田信正君の発言を許可いたします。

なお、崎田信正君から一般質問中の資料投映のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

18番（崎田信正君） こんにちは。本日最後の質問者となりました日本共産党の崎田信正です。

さて、先の参議院選挙のことについては、今朝の三島議員が述べられております。安倍政権による平和と暮らしが脅かされる政治は、継続をされました。その一つが消費税です。10月に10パーセントへの増税が強行されようとしております。しかし、参議院選後の7月22日と23日に共同通信が実施した世論調査では、増税反対が55.9パーセントを占めております。

社会保障の安定的な財源に必要なだと言いながら、一例を上げれば高い介護保険料に多くの人が苦しめられているにもかかわらず、8月30日の南海日日新聞には、「社会保障審議会の介護保険部会が、利用者の自己負担増などをめぐる本格的な議論を始めた」と報じられ、ケアプラン作成の有料化、自己負担2割の対象者拡大、要介護1、2の人の生活援助サービスを市区町村に移行、自己負担の月額の上限引き上げなどを示したことを紹介しております。

また、一方、9月3日の奄美新聞には「企業内留保最高463兆円」との見出しで、企業の利益の蓄積を示す2018年度末は前年度末より1兆6,464億円増え、7年連続で過去最高を更新したと報じられております。1年間で奄美市の一般会計予算の500年分を増やしたことになります。

2020年度政府概算予算では、アメリカ言いなりで米国製兵器の爆買いなど、今年度予算より648億円多い5兆3,223億円と、これもまた過去最大の要求額となっております。これらの事実に照らせば、税金の集め方、税金の使い方を国民本位に転じることによって、消費税増税に頼らなくても社会保障財源を確保できるとの私たちの主張に共感していただけるのではないのでしょうか。質問、消費税については、質問通告に上げておりますので、そこで質したいと思います。

それでは、通告に従って順次質問していきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、難聴者の方の磁気ループについてについてお伺いをいたします。この件については、6月議会で取り上げさせていただいております。時間の関係で答弁をいただいたところで終わっておりますので、今回改めての質問となります。その答弁では、難聴者への対応として磁気ループは大変有効な手段の一つであると認識しており、今後詳細について調査してまいりたいとの答弁をいただいております。

同じく6月議会で取り上げた高齢者の方の軽度、中度の難聴者の方の補聴器購入助成制度については、今後の研究課題と答弁されておりますけれども、この件については次の機会があれば取り上げていきたいと思っております。

磁気ループについては、ぜひ奄美文化センター、そしてこれから建設される奄美市市民交流センターには、ぜひ常設の磁気ループを。さらに各地で開催される講演会やイベントなどで使用できる貸し出し用のものがあると聞いておりますけれども、これらについてもぜひ期限を決めて予算化していただきたいと思っておりますけれども御見解をお伺いいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今、議員から御案内をいただきました磁気ループ、ヒアリングループとも言うようでございますが、これについては唯一、県の障害者自立交流センターハートピアかごしまにおいて貸し出しを行っております。聞き取り調査によりますと年間20件程度の貸し出し実績があるということで、そのニーズと効果はあるものとは認識しております。

これにつきましては、コミュニケーションツールとして大変有効な手段の一つではございますけれども、私どものほうでの実証に乏しく、今後有効かつ効果的な活用方法を検証するためにも、機器を無償で借り受けることができるのと伺っておりますので、これで実証体験ができないか、また先ほど言った様々な会場でこれを体験できないか、関係部署と協議を重ねて検討してまいりたいというふうに考えております。

18番（崎田信正君） 初めてのことでですから検討していただきたいと思っておりますけれども、文化センターと奄美市市民交流センターということ言いましたけれども、実際に必要なのは空港とか、それから病院ですね。一般の補聴器では他の音も拾って聞き取りづらいと言ったときですから、逆に文化センターとかそういったところは皆さんが静かにものを聞くということですから、それよりもいろんな雑踏がある病院とか本当に聞き漏らしたらいけないような場所での設置が望ましいのかなというふうに思います。

例えば山口県の萩市、これコミュニティバスの車内に設置をしているという情報もあります。家庭ではテレビやラジオでも可能だということですので、今後どんどんいろんな分野に広がっていくんだと思っておりますけれども、そのときは病院となれば民間ということになりますが、そこが取り付けをしようといったときには事業者への補助とか、それから家庭でそういったところへ取り付けようとするれば、そういった援助も必要になるかと思っておりますけれども、こういったことも含めて、ぜひまずは実証実験をしていただいて、有効性を活用して取り付けの方向に踏み出していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、子ども医療費無料化を18歳未満までということですが、高校卒業前ですね、18歳となると高校の途中で途切れるということもありますので、実際は高校卒業までに拡充をしているところが多いかと思っております。子ども医療費の無料化については、子育て支援を推進する上で大変有効です。一番ポピュラーな対策だと思うんで

すね。全自治体で何らかの形で取り組まれております。

奄美市でも就学前までという時期が続きましたけれども、小学校卒業までとなり、そして現在中学校卒業までと拡充をされてきました。このことについては評価をいたしますけれども、今高校まで卒業している、高校卒業まで助成している自治体はもう3割を超えるというんですね。県下19市の中でも奄美市は中学校卒業までは、残念ながら遅れた状況だったわけですが、高校卒業まで無料化にするという先進自治体ということで頑張っていきたいと思いますが、まず県下でその18歳未満、高校卒業までを対象にしているところがどのぐらいあるのか、まずお示しをいただき、奄美市の取り組みについて御見解をお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） それでは、早速崎田議員にお答えいたします。

現在、鹿児島県下43市町村において、18歳の年度末まで実施いたしている市町村は7市8町1村の合わせて16市町村となっております。

なお、奄美12市町村においては、喜界町と大和村が実施いたしております。

本市におきましては、これまで対象とする児童を議員がお話しになりましたとおり、平成28年度に就学前児童から小学校卒業まで拡充し、平成30年度から中学校卒業まで拡充いたしました。県補助金の対象は未就学児までとなっておりますことから、小学生及び中学生から18歳未満の医療費の無料化により、費用は全額市単独の財源となります。

このようなことから、18歳未満までに対象を拡大することにつきましては、将来的にも持続可能なものであり、かつ恒久的な安定財源が確保できるのか、財政状況を慎重に見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

18番（崎田信正君） 答弁ありがとうございます。市単独の財源が必要だということになりますので、そうかなと思います。言われたようにこれ全国どこでも何らかの助成をやっているわけですね。言われたように、まだ未就学児までのところまであるし、小学校、中学校進んだところでは22歳までを対象にしているという自治体もあるようで、すごくばらつきがあるんですね。ですから、これ市単独の財政が必要というよりは、国に全国一律の助成制度の創設を求めることが必要かと思っておりますけれども、これについて御見解があればお示しいただきたいと思います。

市長（朝山 毅君） 誰もが健康で長寿を謳歌できるまちづくりということを私どもも標榜しているところであります。その幼児期に、また思春期に、青年期に健康であることは、やはり長寿のまず基本ではないかと思っております。そのような意味において医療という環境が満足な環境であるということは最も望ましい生活環境であり、自治体の夢の姿であろうと私は思っております。

しかしながら、各自治体においては、それぞれの中において財政状況、また環境が違うこともあります。そういう中をしっかりと福祉のサービスの低下にならないように、確実にサービスを提供できるような環境醸成つくっていくということは、私どもに課せられた大きな責務でありますので、そういうことを踏まえて慎重かつ大胆、しかし財政状況をしっかりと正確に確保しながらサービスを提供していくということが私は行政マンに課せられた肝要なことであると思っておりますので、そういう意味を踏まえて申し上げているつもりでありますので御理解をいただきたいと思います。

なお、国に対してということではありますが、それについてもやはり自治体間の連携を密にしながら、またそれぞれの市町村、県など国及び地方公共団体でありますから、そういう形で話が具体化していくような環境を整えていければと思うところでありますので御理解をいただきたいと思います。

18番（崎田信正君） 自治体間の密接なということがありますけれども、ぜひ積極的に動いていただきたいと思います。全国市長会あるいは全国知事会も、この件については要望しているんじゃないかと思っておりますけれども、さらに地域からの強い要望だということで、国に実現を迫ることが重要なことというふうに思っておりますので頑張ってくださいと思います。

次に、現在償還払いとなっている医療費の窓口無料化に向けた取り組みについてですが、子ども医療費を初め重度心身障害者の医療費、それからひとり親家庭の医療費があります。これらについては、医療機関を受診した場合に一旦窓口で支払った後、自動的にあるいは手続をして払い戻しを受ける制度となっておりますけれども、救急のときお金の心配なしに安心して医療にかかると、こういう環境づくりは重要だと思います。子ども医療費、乳幼児医療ですが、窓口無料化の要求は以前からあって、若い親たちが中心となって署名運動なども取り組まれてきました。

そのような努力もあって鹿児島県も、ようやく平成28年10月から乳幼児医療費について窓口無料化を実現しておりますけれども、これは非課税世帯を対象にしたというもので極めて不十分なものでありますけれども、とにかく窓口無料化一步進んだことを評価したいと思います。

その上で少子化対策の重要性が指摘をされ、有効な子育て支援策となる、この制度がなぜ進まないのか、その要因についてどのように捉えられているのか御見解があればお示しいただきたいと思っております。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今議員のほうからありました医療費の現物給付方式、いわゆる窓口の無料化でございますけれども、この導入につきましては、鹿児島県が平成30年10月から非課税世帯の未就学児を対象に実施しております。安心して医療を受けられる環境は子育て世代の安心につながり、子育て支援、少子化対策の観点から必要性は十分理解しておりますけれども、医療費の現物支給方式の拡充、いわゆる窓口無料化の拡充につきましては、鹿児島県においてもまだ具体的な内容を示しておらず、県下のどの自治体も実施していないのが現状でございます。

また、子ども医療費、ひとり親家庭医療費、重度身障者医療費につきましては、自治体の独自の判断でこのような減免措置を行った場合、それに伴って増額した医療費につきましては、国民健康保険の負担金の減額調整の措置がなされ、市の単独の負担というふうになります。

このようなことから医療費の現物支給方式、窓口無料化の導入につきましても、安定した財源が確保できるのか、財政状況を慎重に見極め、国や県の動向を踏まえ、各自治体との連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

18番（崎田信正君） そうですね、無料化を実施をすれば、国のほうがペナルティー、交付金を減らすというような制度があるということ自体が以前にも述べましたけれども、この時期に信じられないなという思いがしますけれども。いずれにしても窓口無料化については、これからの流れですので、この件についてはこれからも取り上げる機会があればと思っておりますので、次に移りますが、よろしく願いいたします。

次に、通学路、生活道路の安全確保についてです。

奄美市通学路安全推進会議の平成27年5月15日の資料がありますけれども、この冒頭に平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故をはじめ、登下校中の児童生徒が死傷する連続事故が発生した。これを受け全国各地で通学路における緊急合同点検が一斉に実施されたと記述をされております。しかし、その後も幼稚園児あるいは保育園児が犠牲になる事故や思わぬ形で事故になる事例が報道されております。

まず、奄美市の道路状況については現地調査も行われており、通学路の対策箇所一覧も示されておりますけれども、通学路はもちろん生活道路についても安全確保には万全の対策が必要となりますが、現状についてお伺いをいたします。

建設部長（橋口義仁君） それでは、通学路の安全確保につきましては、毎年奄美市通学路安全点検を市内の小中学校や奄美警察署を含め関係機関で行っております。

安全点検の結果につきましても、区画線の引き直しやカーブミラーの設置など対策が必要な箇所がありましたが、関係機関の協力で改善を図っており、すぐに改善できない箇所につきましては、教育委員会のほうで各学校に周知し、児童生徒の安全指導の徹底及び保護者へ周知するよう指導しているところでございます。

昨年度の通学路合同点検に対する対策完了率は、現在42パーセントとなっております、引き続き対策を行ってま

います。

また、ゾーン30に関しましては、幸町、永田町、井根町、久里町が完了しております。

生活道路につきましても、交通安全総点検や交通事故多発地点特別対策合同現場診断など実際事故が起こった場所を中心に行い、各関係機関において必要な対策を行っております。

交通事故は最近起っている想定外の事故や観光客などのレンタカーの増加など、いっどこで起こるか想定できない状況ではございますが、今後も安全点検の結果を踏まえ、対策を行っていく考えでおります。

18番（崎田信正君） 今の事故のあったところを点検をしているということですが、日常生活する中で安全対策については、地元住民からもその都度いろいろ寄せられているのではないのかなと思いますけれども、その内容と対策について、寄せられたらすぐに対応しているのかとか、そういった対策についてどうされているのかお伺いをいたします。

建設部長（橋口義仁君） 地域住民の方からの要望につきましてはとの御質問でございますが、要望は多く承っております。要望を受けた箇所につきましては現場を確認し、対策が必要な箇所につきましては交通安全施設整備事業等で対策を行っており、対策の内容といたしましては、防護柵、カーブミラー、区画線などになり、設置する際には十分な検討を行っております。

しかしながら、交通安全はドライバーや歩行者が交通ルールを遵守することで本来の効果があるものと考えております。今後も道路管理者として適切な道路管理や十分な安全対策を行い、市民の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

18番（崎田信正君） この問題を取り上げたのは、6月議会で同僚議員、大迫議員ですけれども、朝仁のタイヨー前の交差点の問題を取り上げておりました。町なかを走行するという、答弁にもありましたけれども、やっぱりレンタカーが目立つんですね、本当に多いというふうに思います。つまり島外の人、外から入ってくる人が多くハンドルを握っているということになりますよね。また、最近は、殺人的なあおり運転、島では余り聞きませんが、これが問題となっております。

のんびりと観光していただく分については結構なことかと思えますけれども、島で私は運転している場合でも見受けるのは、制限速度50キロのところでも道路40キロで走行するという車もよくあるんですね。レンタカーがそんなに多くないときは、それほど問題にならんしお互いに譲り合っという状況もあろうかと思えますけれども、スケジュールに追われるような観光日程で来る人は、やっぱりいらいらするんじゃないかなと。交通事故などトラブルにつながるものが本当に心配をされます。

これは最近のニュース、あおり運転なんかを見て感じていることなんですけれども、世界自然遺産登録を目前に控えており、島の人たちが交通事故に遭わないような万全な対策は必要だと思います。9月1日のテレビ番組、たけしのTVタックルでしたかね、交通事故のミステリー事故多発交差点についてという番組がありました。とてもあのような場所は私は運転できないなと感じましたけれども。ここでちょっとモニターお願いいたします。

これ私の住んでいる朝仁新町のところで、ファミリーマートのある交差点ですね。手前に道路があるんですけども、朝仁保育園の入るところの道路です。これは一般道路で何ら問題はないのかなと私は思ったんですけども、地元の人から高齢ドライバーにははっとする思いがあるというのは、信号の先がカーブになっているんですね。初心者や高齢のドライバーの方は確認をしたつもりでも、発進に手間取ると、ぱっと見たらもう後ろに車が来ていて、ぴぴっと鳴らされたことがよくあるというようなこともあります。

こういった場所本当にたくさんあるので、一々全部対応するというのは難しいのかもわかりませんが、今後観光客が増えているような形のドライバーが入ってきたとき、島での交通事情に慣れているお年寄りの方たちは、やっぱりそういったことで戸惑う、事故につながるおそれもあるのかなと思いますけれども。そういったつもりで町なかを見ても、カーブミラーの設置なども積極的に、先ほどよく検討してということがありますが、そういったことは積極的に設置のほうが必要かと思えますけれども。モニターありがとうございました。

もう一度そのあたりの交通事情というのをしっかり捉えていただきたいと思いますけれども、もう一度御見解があればお願いいたします。

建設部長（橋口義仁君） 朝仁の箇所に関しまして、一度現場を確認いたしました。今後担当の課と一緒に現場を確認して、またどういった事故が想定されるのか、そういった形でちょっと対応していきたいと考えております。

18番（崎田信正君） この道路は私も毎日通っている道路で、言われるまでは普通に通っていたところですが、言われてみたら今後の道路事情、ドライバーの事情でやっぱり心配なのかなという思いをいたしましたので、本当に至るところでこういう場所は普通にありますので、事前の策として検討していただきたいというふうに思います。

次に、ふるさと納税についてです。

この制度は2008年に創設をされておりますけれども、2015年に寄附の上限額を引き上げたりとか手続を簡単にしたということで、寄附金がそれまでと比べて急増することになりました。この制度は地方自治体に寄附をした場合に所得に応じた一定額までは、寄附のほぼ全額が税の還付で戻ってくる仕組みだと思います。

私は郷里を応援したいという思いや被災地を支援したいという思いなどで寄せられる寄附というのは、それ自体は積極的な意味を持つものだと思いますけれども、一方では問題があることも事実であります。一つは、高額所得者に有利な仕組みじゃないかなと思うんですね。高価な返礼品を用意した自治体に寄附が集中する傾向にあって、そのために過度な自治体同士の競争が生まれてくる。また、寄附金額の半分ぐらいが諸費用に充てられるということになって、本来の目的から外れているのではないかとこの状況になっているのではないのでしょうか。

総務省もそういった状況を踏まえて、新たな基準をつくって対応していると思いますけれども、現状をどのように捉えているのか、また将来展望について御見解があればお示しをいただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 議員御案内のとおり、ふるさと納税制度は平成20年度の税制改正により、市町村などに対する寄附のうち2,000円を超える部分について原則として所得税、個人住民税から全額免除される制度として創設されたところです。平成27年度には、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられるワンストップ特例制度が創設され、全国に普及していったものと認識しております。

しかしながら、総務省は、平成29年度以降一部の市町村において、高額な返礼品を送付するなどの事案が散見されるようになったとの見解を示し、平成29年度に寄附額に対し返礼割合の高い返礼品について、速やかに返礼割合を3割以下とすること、金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、価格が高額なものを送付しないこと。平成30年度には返礼割合が3割を超える返礼品を送付している団体に対し、責任と良識のある対応を徹底すること、地域資源の活用が図られるよう地場産品以外の送付について良識のある対応をすることなどの注意喚起を行っております。

これを受け、令和元年度6月からは過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めるような団体については、ふるさと納税の対象外にするよう制度の見直しを行っております。この制度変更では、募集の適正化、返礼割合3割、地場産品を適正に実施している団体を総務大臣が指定することになり、指定を受けない市町村への寄附は、ふるさと納税制度の対象外となっております。さらには募集した費用が寄附額の50パーセント以下であることも条件とされております。

平成20年度の制度開始以来、国、県、各委託事業者と相談しながら、総務大臣通知などを遵守し、適正な制度運営を行っており、今回の制度変更におきましても、ふるさと納税の対象団体として本市は指定されたところでございます。

なお、寄附額の半分が諸費用に充てられ、本来の目的から外れているのではないかとこの御指摘もございましたが、本市におきましては寄附金の30パーセントを返礼品、2割を送料及び運営費、5割を寄附金として受領しているという形で実質8割、約8割の寄附金は地元還元され、ふるさと納税の産業などの振興に貢献しているものと認識しているところでございます。

次に、将来の展望としましては、返礼品事業者がふるさと納税制度を通じ、全国的に人気の高い返礼品や販売方法などを参考とし、地域資源を活用した新商品の開発及び販路拡大につなげること。また、一人でも多くのふるさと納税寄附者が奄美の真心を通じて奄美のファンになっていただくことが、納税を通じた地域貢献につながっていくのではないかと考えているところでございます。以上です。

18番（崎田信正君） 最初に述べましたように、被災地支援とか自分のふるさとを応援したいといったところは積極的な意味があると私も思いますけれども、本来地方交付税制度ですね、これ日本の税制度で大変優れた仕組みだと、戦後できたものですが、これのもっと民主的な改革によって、地方自治体が安心して運営できるような制度が本来当たり前だと思うんですが、ふるさと納税でいろんな期待をするというのは、これいつまで続くかということもはっきりしない制度でしょ。だから安定的財源とは言えないですね。そういった意味では、今後の動きについてはしっかり見極めて、その財源の使い方についても間違いのないようにしていただきたいというふうに思います。

それでは、消費税です。消費税増税についてですが、今も国民の反対運動が先ほど言ったようにやっぱり増税反対だというのが過半数占めるんですね、今でも。諦めることなく続いているというのが現状です。それはこの時期に増税して本当に大丈夫なのかと、営業も生活も苦しくなるとの思いが強いことを示していると思います。

特に奄美市は、生活保護率は一時の70パーミルを超えるという状況から若干改善をし、2017年は66.6パーミルとなっておりますけれども、それでも全国平均の4倍という高率です。少ない年金で生活されている方も少なくなく、低所得者ほど負担が大きい消費税の増税は、消費者のみならず中小零細業者の影響も大きいのではないかと思います。

先の12月議会で低所得者対策について質問をさせていただきました。その時は国の動向をしっかりと見極め、市内事業者や市民生活への影響、実態などを踏まえ、必要な対応等について検討したいという答弁をいただいておりますけれども、検討した結果と現状の課題についてあればお示しをいただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 消費税率の引き上げに関して、昨年12月議会での答弁を踏まえ検討した結果についてという御質問でございますが、まず国においては、税率引き上げに対応した予算、税制措置などを講じることとしており、特に税率引き上げ後、9カ月間、これは令和2年6月までについて消費者がキャッシュレス決済を用いて小売店や飲食店などで支払いを行った場合に、個別店舗は5パーセント、フランチャイズチェーン店などは2パーセントを消費者に還元するポイント還元支援や耐久消費財、いわゆる自動車や住宅でございますが、の購入者に対する税制措置などを実施する予定とされているところでございます。

また、軽減税率導入に向けた中小企業、小規模事業者などへの対策として、複数税率対応レジスタや券売機の導入、改修等への経費の一部を補助する軽減税率対策補助金を設け、導入などの準備が円滑に進むよう支援しているところでございます。

市町村と連携した取り組みといたしましては、来る10月から実施されます幼児教育無償化や低所得者及び2歳児までの子育て世帯向けプレミアム商品券について御承知のとおり準備を進めているところでございます。

また、本市単独といたしましては、奄美市プレミアム商品券発行业を引き続き実行することで、税率引き上げに伴う市内景気の冷え込みを少しでも緩和できるよう努めてまいりたいと考えております。

このような様々な取り組みを通じて、消費税率引き上げに伴う市民生活、地域経済への影響の低減化に向けた事前準備に取り組んでいるところでございます。前回の答弁でも申し上げましたとおり、市内事業者や市民生活の状況を踏まえながら、必要となる措置についてさらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

18番（崎田信正君） 対策で今、答弁いただきましたけれども、消費税、地方税率の10パーセントの引き上げが所得の少ない方、住民税非課税の方、乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える緩和することを目的として、プレミアム付き商品券の販売を行いますというふうにしておりますよね。

とありますけれども、10月1日から来年の3月16日までの使用期間となっておりますが、10パーセントの税率はずっと続くわけですから、これ毎年実施をされるのか。また生活保護世帯を除いているということですが、これはなぜなのかわかればお示しをいただきたいと思います。

購入対象者は6月議会の補正予算で、住民税非課税の方と3歳未満の乳幼児を持つ家庭で1万5,000人分です。購入申請の受け付けが始まっているかと思いますが、商品券使用可能店舗が未だに示されていないのではないかと思いますけれども、非課税世帯を対象とした制度なのに、どこの店が使えるのか明らかにならないと購入にも躊躇があるのではないかと思います。現在の申請件数は何件か、また商品券は全国共通なのか、どこでも使用できるのかお伺いをいたします。

(「ホームページ載っています」と呼ぶ者あり)

載っています。私がぬかっていたのか。

保健福祉部長(奥田敏文君) それでは、御質問のありましたプレミアム付き商品券についてお答えをします。

今回のプレミアム付き商品券事業は、国が消費税引き上げに伴い実施する臨時的、特別な措置であり、税制上の支援とあわせて今年度の予算で経済への影響を乗り越える対策との説明がございました。国の予算も単年度でするので、今年度限りの実施予定というふうには伺っているところでございます。

それから、生活保護世帯につきましては、国からの通知の中で生活保護制度においては、生活扶助分を含み最低生活費を計算した上で保護を実施することから、生活保護の被保護者となっている方は購入対象にならないという説明を受けているところでございます。

ただし、3歳未満の乳幼児がいる世帯に関しましては、プレミアム付き商品券については、これについては特に子育て世代に対する支援として実施されるものであることから、生活保護の被保護者であったとしても購入が可能というふうになっております。

それから、商品券使用可能店舗につきましては、本年7月5日に事業所に加盟案内を郵送し、7月12日に説明会、8月30日を1次締め切りとして募集を行ってまいりました。加盟店につきましては、9月2日からホームページでもお知らせしますとともに、購入券、引換券郵送時に加盟店一覧を同封し周知に努めてまいりたいと思います。

8月30日現在の加盟状況ですが、232店舗で、その後も随時申し込みを受け付けておまして、9月2日現在購入引換券の申請につきましては304件でございます。

なお、この商品券につきましては、奄美市内の事業所でのみ使用可能でありまして、全国共通のものではございません。

18番(崎田信正君) 9月1日の地元新聞に「消費税増税まで1カ月、奄美の事業者混乱」との見出しの記事が掲載をされ、事業者の事業を縮小する可能性がある、手続が複雑過ぎる、10月1日からすぐに新制度に対応できるのか不安だ、この声が紹介をされております。主に税率が複数になることからの問題が紹介をされておりますけれども、インボイス制度については翌日の2日の記事には若干触れられておりましたけれども、これは実施が2023年からということで、まだ先のように感じられているのかと思われましてけれども、商売人にとってはやっかいな制度だと思います。この制度についての懸念はないのか、お伺いをいたします。

商工観光部長(武下義広君) それでは、お答えいたします。

適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度です。につきましては、昨年第4回定例会においても崎田議員から御質問をいただいたところでございます。

議員御案内のとおり、令和5年10月1日から従来の仕入税額控除の要件も変更し、インボイス制度が導入される予定とされておりますが、国会審議の中ではインボイス制度が新たな制度であるため、本年10月の税率引き上げ、軽減税率制度の導入から時間的間隔を持ち、その間情勢等を見ながら必要な制度対応を進めていくとの政府見解が示されているところでございます。

事業者向けとしまして、商工会や商工会議所が軽減税率への対応について開催している説明会では、税務署等

からインボイス制度についても説明がなされているということでございます。今後も制度の動向等を注視し、制度の周知等に協力してまいりたいと存じますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

18番(崎田信正君) 消費税いよいよ10月から我々もまだ中止をしろという態度を続けていきたいと思いますが、強行された場合、昨日メリット、デメリットがどうのこうのとありましたけれども、メリットはないというのが私の思いであります。

10パーセントと言えば1割ですからね。商品の1割が消費税、税金だと言えばやっぱり購買意欲というか購買する感覚にも影響があるのではないかなというふうに思います。そういった意味では奄美のようなこの地域では、より以上その影響が強いかないと思いますので、今後の運営というか対策については、しっかり目配りをしていただきたいというふうに思います。

じゃ、次に、公契約条例制定に向けた進捗状況についてお伺いをいたします。

この件については、制度に向けた陳情が出されて議会ではずっと継続審査が続けられてきました。平成27年第2回定例会で市職労から出された陳情が採択され、続く第3回定例会で継続審査の陳情も採択をされ、現在に至っております。

当時の論議では、ここ千葉県野田市が一番最初に制定をしたわけでありましてけれども、その他に続く自治体はなかなか次から次へと出てこなかったことから、議会としてもこれを採択するのに躊躇があったのかなというふうに思いますけれども、平成30年10月現在、去年26都道府県の65自治体へと広がっております。今さらに増加をしていると思いますけれども、福岡の直方市の事例も紹介をしました。

兵庫県三木市の平成31年4月の三木市公契約条例の手引も手元にありますけれども、ここで冒頭でこの条例も同じことを書いていますが、労働者の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与するためというふうに三木市のところでは謳われております。そうであれば早く制定されることが望ましいわけでありましてけれども、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

総務部長(前田和男君) 公契約条例の制定に関する本市の取り組みにつきましては、先ほど議員のほうからも御案内がございましたが、平成27年の奄美市議会定例会において、同条例の制定に係る2件の陳情が採択されたことを受け、平成28年7月に検討委員会を設置し、第1回目の検討委員会を開催したところでございます。

この検討委員会において、公契約条例に対する市民の理解、認識が低いのではないかという意見が出たことから、本条例に対する理解や認識を深めること等を目的とした各種団体との勉強会を平成28年から平成29年の1月にかけて計6回開催し、108名の方が参加していただきました。

また、平成29年1月には既に公契約条例を制定した2自治体と制定に向けた準備を行っていた2自治体の取り組み状況を把握するため先進地視察を実施いたしました。

視察先からは低賃金への抑制及び牽制につながる、地域経済への効果が期待できる、労働関係法令等遵守についての意識付けや労働環境に配慮するきっかけになるなどのメリットがある一方、労働時間の管理や書類作成などの事務量が増える、下請が多数関わる場合には報告書作成などに労力を要する、業務委託や指定管理では単一的な賃金を採用している自治体も多く、職種によっては条例の効果が無いものもあるなどのデメリット、課題も見えたところでございます。

視察後には第2回の市内検討委員会や市内事務担当者で組織する検討プロジェクトチームの意見交換を実施し、条例の適用範囲、労働報酬下限額を設定する場合の決定方法、実効性の確保に伴う事務量の増加などについて協議、検討を行ってまいりましたが、現在まで条例の制定には至っていない状態でございます。

制定に至らない大きな要因といたしまして、1点目として、雇用情勢の改善や最低賃金の上昇など事業所においては賃金を上げないと人材確保が困難な状況になっていること。

2点目が公契約条例における労働報酬下限額に関しては、事業所の経営を圧迫することなく、かつ国が定めた最低賃金を上回る額を設定する必要がありますが、様々な業種、労働者の職種に対する適正額の見極めが非常に困難なためでございます。

本市としましては、以前とは大きく異なる現在の状況を踏まえ、公契約条例の全国的な動向を注視しながら入

札制度の改革など中小企業労働者の雇用状況の改善や安定的な経営に資する取り組みを引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

18番（崎田信正君） 奄美市の場合ね、外海離島ですから先進地の状況とはまた違った条件があるかと思えますけれども、いろんな角度から、また関係団体や専門家を交えた検討が必要だと思うんですよ。いろんな勉強会されたということですが、検討ということでは庁内でできている分だけですよ。そこを枠を広げて、今の答弁だったらこれで滞っている感じですね。検討委員会を立ち上げて、制定のためにどうするかという感じではなかったのか、これはどうなのか。制定のために努力をしようという立場だと理解していいんですか。

総務部長（前田和男君） 議会の議決もでございます。当然それは制定に向けた前向きな検討をしないとけないという認識がございます。ただ、先ほども申し上げましたように、実質的な課題をしっかりと解決した上で制定しないと有名無実の条例になってしまいますので、その部分をしっかりと議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

18番（崎田信正君） 制定に向けて努力するということでしたので、ぜひ国、県、団体、専門家も交えて検討委員会立ち上げていただきたいというふうに思います。

次に、小宿区画整理事業の見通しと対策についてですけれども、この地域は住民が希望する下水道整備との関連があります。その対策が注目されますけれども、さらには三儀山バイパスとの関連も出てくるかと思えます。これまでも多くの議員が取り上げておりますけれども、進展は今のところありません。

私の記録では、平成17年度から合意形成率約90パーセントを目指し、数回にわたる勉強会などを通じて平成20年2月に約93パーセントになったとしており、計画では平成22年度には住民説明会、平成24年度に都市計画決定、平成26年度から工事实施というふうに私の記録には載っております。

下水道整備については、平成12年12月に説明会が行われており、区画整理事業にあわせて平成26年度から平成30年度の5年間の事業期間となっておりますけれども、区画整理事業が進まないために、これも進展が見られません。しかし、将来を見越した青写真を住民とともに検討し、住民の合意のもとで進められることが重要だと思います。当局の御見解をお伺いをいたします。

建設部長（橋口義仁君） それでは、小宿地区の区画整理事業につきましては、議員御承知のとおりで、これまでも事業の導入に向け地域の皆様方と幾度となく協議を重ねてきたところでございます。しかしながら、導入に向けては、家屋の移転や土地の減歩など関係権利者の負担が伴うこともあり、事業導入の目安である90パーセント以上の合意形成がなされていないのが現状でございます。

現在の状況といたしましては、昨年6月に地域住民らによる小宿語ろう会という会が設立され、小宿地区のこれからについて様々な意見交換を行ったと伺っております。その中で区画整理事業についても意見交換がなされたようですが、事業への賛成意見や慎重な意見も出ているようでございます。

このように地域において十分な話し合いが重ねられる中で、合意形成が図られるべき事業であろうと考えておりますので、地域の状況を見守ってまいりたいと思っております。

18番（崎田信正君） 見守るといふか積極的に何か対策を立てるといふことはないのでしょか。

建設部長（橋口義仁君） 現在は事業導入の目安であるやっぱり90パーセント以上というのを合意形成がなされないと、やはり難しいものがあると考えておりますので御理解をお願いします。

18番（崎田信正君） 90パーセントを目指してどうするかということ地域住民の人とやっていかないと。これは消防車が入れないとか、それから下水道が付かないとか、そういった生活環境に関わってくる問題ですから、住民に丸投げというわけにはいかないんじゃないかなと思いますので、努力していただきたいと思います。

次に、世界自然遺産登録を来年に控えて、観光客増による経済効果とか奄美の認知度、そして沖縄とのより深い交流等に期待が膨らんでおりますけれども、先に世界遺産登録を果たした地域のマイナス面からも学ぶところも多いのではないかと思います。自然が評価されることは、その地域に住む者にとっては誇りとなるもので、経済面だけでなく教育面からもプラスが得られるようにすることも大切だと思います。

世界自然遺産登録は、他方面で期待があるのは事実ですが、それだけにこの自然に負荷をかけることなく、先人たちが世界自然遺産登録にふさわしいものとして私たちに引き継いでいただいたわけですから、私たちもまた後世の人たちへ、このすばらしい自然を引き継いでいかなければなりません。

世界自然遺産登録という新たな状況を迎えることから、その状況に合った対策が必要となるのは当然ですが、いろんな課題があります。その一つにごみ問題だと思いますけれども、3月議会でもこの問題を取り上げました。まだ半年しか経っておりませんが、登録は予定どおりいけば来年度です。ごみは人口的なもので、一人一人の意識、モラルによるところが大きいと思いますけれども、モニターをお願いいたします。

ちょっと画面が悪いんですが、これ8月20日に渡議員も紹介されましたけれども、中学生のひかり議会です。4人からごみ問題についての質問があったんですね。中学生がこのように関心を持っているということは、非常に頼もしい思いをしますけれども、言いかえればそれだけ問題にしなければならぬ現実があるんだということですね。もう一枚のモニターをお願いいたします。

そして、8月27日の地元新聞に、「道路脇に薄型テレビや空き缶、夜間に粗大ごみの不法投棄か」という記事がありました。なぜ今この時期にという驚きと怒りと、これが現実かという複雑な思いをさせられました。モニターありがとうございます。

中学生ひかり議会でも、いろんな角度から取り上げられましたけれども、現在市として取り組まれているごみ対策についてお示しいただきたいと思いますが、ごみ対策と言っても多岐にわたるかと思いますので、ここでは世界自然遺産登録に関連して取り組まれていることについてお伺いをいたします。

豊かな自然を求めて来島される全ての皆さんに、ごみのない島の自然に触れていただきたいと思いますけれども、また人が増えればごみが増えるのも自然の成り行きかと思えます。クルーズ船増による新たなごみ問題はないのか。また、世界自然遺産登録ともなれば、現在国内または、今中国の人たちが多くのように思いますが、3月議会の答弁でも外国人観光客の増加を予想し、ごみの慣習は異なるとしており、この件についての検討が進められているのかお伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君） 御質問4点ほどあったと思うんですが、まず世界自然遺産に関連してごみ対策の取り組みとしましては、有害ごみの分別リサイクルということで、蛍光灯の分別回収を開始しております。

次に、クルーズ船増による新たなごみ問題ということですが、この問題については今のところ新たなごみ問題というのは届いておりません。

次に、外国人観光客についてですが、3月議会でも申し上げましたように、外国人観光客のごみ問題は、外国人観光客のニーズに合わせたごみ政策について、必要に応じ関係部署と協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

ということで、以上でございます。

議長（師玉敏代君） 以上で、日本共産党崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。（午後5時01分）

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）
本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくお願いいたします。さらに当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

7番（与 勝広君） 皆さん。おはようございます。公明党の与 勝広でございます。令和元年奄美市議会第3回定例議会一般質問に先立ちまして、所見を述べたいと思います。

令和元年の当初予算が執行されまして、6カ月目に入りました。当初予算も順調に執行されているものだと思います。令和元年の当初予算は、一般会計歳入歳出総額合わせまして336億2,311万2,000円となっております。前年と比較いたしますと、平成30年度が一般会計歳入歳出総額合わせまして当初予算が338億2,009万1,000円でありますので、対前年度比の0.6パーセントの減となっております。金額にいたしますと1億9,697万9,000円の減となっております。

平成28年から平成29年、平成30年度と合併後最大規模の予算を編成してまいりました。本年も対前年度比の0.6パーセントでありますので、大規模な予算編成に変わりはありません。特に歳入の中で自主財源の市税につきましては、対前年度の2.9パーセントの増となっております。金額にいたしますと1億1,040万円増えております。市税総額では38億5,390万9,000円となっております。

また、この数年来続いておりました本市の大型プロジェクト、いわゆる公共事業もほぼ終息を迎え、新たな事業も展開いたしますが、公共事業等がこのように少なくなっているために市債につきましては、対前年度当初比の16.5パーセントの減となっております。金額にいたしますと10億60万円減となっております。

さて、この5月の1日から新しい天皇が誕生し、令和に入りました。新しい天皇は、「象徴天皇として国民に寄り添っていきたい」、このように御発言をなさっております。この「国民に寄り添う」という言葉は、令和の政治をする上で大変重要なキーワードになると私は思っております。

さて、平成が30年と4カ月で幕を閉じました。平成を振り返りますと、何といたしましても東日本大震災、そして、阪神淡路大震災、この2つの大震災は我々の記憶から消し去ることができないぐらい衝撃的なものであります。この2つの大震災の発生によって、我が国の防災・減災に対する認識が大きく変わったといっても過言ではないと思います。さて、その2つの大震災発生当時の政権、そしてまた、先ほど申し上げました、国民に寄り添うという観点から、少し検証をしてみたいと思います。

平成7年1月17日5時46分に発生した阪神淡路大震災、6,400名余りの方々がお亡くなりになりました。当時の政権は自社さ政権の村山総理でありました。平成23年3月11日14時46分頃に発生した東日本大震災1万5,800名余りの方々がお亡くなりになりました。当時の政権は民主党政権の菅直人総理でありました。

この二つの政権に共通する点は、自衛隊が違憲である、憲法違反である。また、自衛隊を認めない、認めようとしないうる方々が政権の中核におり、また、政権の運営をしていたということも影響してか、この二つの震災が発生して自衛隊の要請が遅れたために救える命が救えなかったと、今をもって言われているところではありますが、少し検証してみたいと思います。

時系列的に検証いたしますと、平成7年1月17日5時46分発生した地震であります。自衛隊の要請が10時10分、これは、本来ならば兵庫県知事からの要請であるべきであります。当時の兵庫県の防災担当の課長補佐の要請であったと、このように記録されております。

第 3 回 定 例 会
令和元年 9 月 6 日
(第 4 日 目)

9月6日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	平 田 宏 尚 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君
市 民 福 祉 課 長	村 田 英 樹 君	市 民 課 長 (笠利)	西 幸 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
保 護 課 長	保 金 満 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	産 業 振 興 課 長	長 井 和 揮 君

9月6日(4日目)

農林水産部長	山下 仁司 君	土地対策課長	前島 有為生 君
農林水産課技術 調整監 (笠利)	平 井 東 君	建設部長	橋口 義仁 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	保浦 正博 君
建設課長	日高 英樹 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
下水道課長	里 嘉郎 君	下水道課技術 調整監	里 則人 君
水道課長	吉 郁也 君	教育部長	福長 敏文 君
学校教育課長	元 野 弘 君	文化財課長	久 伸博 君
スポーツ推進課長	大山 茂雄 君	地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）
本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。

また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

11番（元野景一君） 市民の皆様、議場の皆様、また、各種中継等でご覧の皆様、おはようございます。令和元年第3回奄美市議会定例会において一般質問をいたします。自由民主党の元野景一です。

今回は質問項目たくさん挙げてありますが、丁寧に丁寧に聞いていきたいと思っておりますので、もう早速一般質問を通告に従って進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは行います。

まず、質問の主題の大きい1です。ふるさと納税について。

（1）国のふるさと納税に関する法令改正が、奄美市に及ぼす影響をどのように見ているか。また、法令改正を契機として、ふるさと納税に対する新たな取り組みを奄美市は行っているのか、このことをお聞かせいただきたいと思っております。

あとの質問は発言席にて行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速元野議員にお答えさせていただきます。

まず、議員がお話のとおり、総務省はふるさと納税の健全なる発展を図る必要があるとして、本年6月1日からの地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、返礼品の割合や地場産品であることなどをふるさと納税の基準として決めました。

その法令改正が本市に及ぼす影響につきましては、本市が取り扱っております全ての返礼品について、地場産品の基準に適合しているか確認し、その結果、見直しの対象となる商品が175商品ございました。その結果を受けまして、返礼品取扱事業者にセット商品の見直しをお願いすることと併せて、総務省の運用基準に従い、近隣自治体と共通の返礼品として取り扱う手続を進めさせていただいたことで、約6割の商品、109商品が取り扱うこととなりました。

法改正後の取り組みといたしましては、事業者に今回の法改正の内容を伝えるとともに、新たな返礼品の掘り起こしに取り組んでいるところでございます。

また、新規事業者の獲得を目指しまして、パッションなどの農家を紹介していただき、ふるさと納税について提案させていただいたところであります。

市といたしましては、国が示すルールを遵守しながら、ふるさと納税の適正な制度運用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

11番（元野景一君） ありがとうございます。この件に関して、ちょっと詰めて質問したいんですけど、一応1、2、3まで一応流した後で質問をしていきますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、（2）を行います。地場産品について、奄美群島12市町村が近隣の市町村として、連携して共同で各市町村の地場産品を共通の返礼品として取り扱うことはできないのか、この件に関してお答えをお願いしま

す。

総務部長（前田和男君） おはようございます。それでは、答弁させていただきます。

今回の法改正により、地場産品につきましては、1点目に、区域内において生産されたものであること。2点目が、区域内において返礼品などの原材料の主要な部分が生産されたものであること。3点目に、区域内において返礼品などの製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応な付加価値が生じていることなどについて基準が示されたところでございます。

その中において、共通の返礼品として取り扱うことにつきましては、地域資源が豊富でない市町村などを対象に、市町村が近隣の市町村と連携し共通の返礼品とする。都道府県が調整役となり、複数の市町村と連携し、共通の返礼品とする。都道府県が地域資源として相当程度認識されているものを、それぞれの市町村が共通の返礼品とする場合において認められることとなっております。

鹿児島県によりますと、地理的に近接であって、経済、社会、文化または住民生活などにおいて密接な関係を有しており、当該市町村から同意を得られることが要件ということでございます。

本市といたしましては、奄美大島本島内町村及び喜界町を近隣市町村と判断し、6月1日以前までに返礼品として取り扱っていましたがこれらの町村の商品につきましては、本市と共通の返礼品としての取り扱いについての意向を確認し、同意をいただいたものについて共通返礼品とさせていただいたところでございます。

奄美群島12市町村が近隣の市町村として連携し、各市町村の地場産品を共通の返礼品として取り扱うことはできないか、との御提案でございますが、議員御案内のとおり、本市といたしましても、奄美群島は一つの圏域と捉えることができ、経済、社会、文化または住民生活などにおいて密接な関係を有しており、奄美群島共通の返礼品を取り扱うことが可能ではないかと考えているところでございます。

しかしながら、この場合におきましても、共通の返礼品を取り扱うには、群島内他町村の同意が必要になってまいりますので、県とも協議をいただきながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

11番（元野景一君） ありがとうございます。総務部長、あなたの今の答えをもう心から待っておりました。そうしなくちゃいけないと私も思います。

私たちの奄美大島は復帰して、復帰してここまで歩んできた訳です。この復帰して歩んできたという、この事実の一つの宝です。奄美は一つ。私たちが常に言う言葉は与論にいても、沖永良部にいても、徳之島にいても、喜界にいても奄美は一つ。それはあの言葉はやっぱり復帰運動のしたあの実績が言わせる業です。

これを誇りに思って、私はいつもこのふるさと納税を考えるんです。本当は、奄美大島全体の作物が、全部のふるさと納税の私たちの品物だ、当然あってしかるべきなんです。

ところが、今の総務部長のお答えでは、まだ全部がそういう形にはなっていないという言葉は聞こえます、よく分かります。それはやっぱり各12市町村がみんなしのぎを削って、今からふるさと納税でやっつけける、このチャンスを本当に待っていたと思う。だから、各市町村の職員はみんなしのぎを削って競争の土台に入っていると思います。これを是非私たちの奄美市も、奄美市の職員もこのふるさと納税の時が来たんだということを思って、是非研究を重ねていただきたいと思うんです。

実は、私は何度もふるさと納税の質問をしました。というのは、この議会、私の4期の間の議会の間に、常にふるさと納税のことを私は質問をしました。それは何故かという、私たちのやっとなチャン스가来た。自主財源を作ることができる。自主財源を私たちは本当私たちの力で持つことができる。それをまた住民に知らしめることができる。そして、職員の皆さん方がその気持ちになることもできる。そう思ったから、私はこのふるさと納税のことをずうっとことごとく言ったとこなんです。

そこでちょっと質問しますが、奄美市がお願いをして、お願いをしなくちゃいけないということのさっきの答弁ですから、お願いをしても、いや私たちは私たち自分でやりますという返事が恐らくあったと思います。その産品、その町村、そこを具体的にお示しすることができたら、お願いしたいと思います。

総務部長（前田和男君） 議員の御質問の趣旨は分かりますが、それぞれの自治体の判断ということで、私ども

ほうから相手の自治体の名前を出すことは控えさせていただければと思います。よろしくお願いします。

11番(元野景一君) それはもうあなたの総務部長の立場からは恐らくそうしか言えないと思いますけど、そこでね、ぜひ、もし、いや私たちは私たち独自でということもあると思いますけども、それを了とする市町村があったとした場合、私たちと一緒にやりませんかというメリットがあると思います。そのメリットをお示しすることができると思いますが、そういったことをどんなふうと考えておられるか、そういうことは話せたらお答えをいただきたいと思います。

総務部長(前田和男君) 当然、近隣市町村が共に協力して共通の返礼品を作るメリットというのは数多くあると、私どもも認識しておりますし、当然、そのことを含めて他の自治体とは協議をさせていただいているところでございます。

今回、幾つか商品が、先ほど市長のほうから6割程度の商品は販売、返礼品として取り扱うことができたということで、残りの4割については、逆に言うと協力が得られなかった部分という形になる訳でございます。

今後も、その商品も含め、他の自治体へも声を掛けながらこの輪を広げていくような努力は続けさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

11番(元野景一君) 概ねあなたの気持ちはよく分かりますので、ぜひ頑張ってほしいということのみをまず言いますが、問題は私たちの奄美大島、つまり奄美大島の旧名瀬は、名瀬がなぜ中心になったのかというのは、物品を島外に出す、島外に出すという技術は名瀬が中心だったと思います。

ですから、まとめて名瀬が売る、販売するという力を元々物産を生み出すところと連携しとったというのが、その頃の力なんです。

だから、やっぱり連携して販売して、つまり物品を販売してこそ初めてふるさと納税も生きてくる訳ですから、そのところを詳しく説明して、そして連携して売らしましょうと、たくさん売らしましょうという、その姿勢をぜひ示していただきたい、このように思うんです。

もう特に、もうその説明が上手くないと相手も逆に誤解してしまうと思うんです。特にここは市長、申し訳ないけど、市長が率先して、もう率先して頻繁にその町村に出かけて、市長自ら名瀬と奄美と一緒にやりましょう、この気持ちを常に示していただかなくちゃこの形は成功しないと思います。市長、申し訳ありませんが、もう1回市長の言葉を聞かせてください。

市長(朝山 毅君) 議員がおっしゃるように奄美は一つということは、とりもなおさず関東において、関西において、中部において、福岡において、鹿児島において、沖縄において、我々の先達は、出身者は、まさにそのことを常套句として使っております。

そのように、奄美出身者が奄美は一つだという理念の元で都会の地でお互いの友情を育みながらふるさとを思っていると、この姿には我々はいつも感銘を受けております。

そういう中において、我々地元に住んでいる者たちは、応えるためにも、またなお一層12市町村一丸となって事に対応していかなければいけないと、改めて思うところです。

そういう中において、今、議員がおっしゃるふるさと納税、その対価としての奄美の物品については、ほぼ圏域的には同じようなものを商品化、製造している訳なんです。ですから、そんなに遜色のないものだと、みんなが、ですから、そういう意味において、相談しておりますし、恐らくよっぽどでないオンリーな商品だけを我が町だけで作っているというのはそうないんです、実態的には。

そういうことを考えてみると、お互いが補完し合いながら、協力し合いながらやっていけば、むしろもっと市場は広がり、同時に我々の製造した商品はむしろお届けできる環境は整う、お互いで協力し合って、協調し合っていけばということは誰もが思っていると思っていますので、そのことについての努力といえますか、行動は惜しみなくやるつもりでおります。恐らくそういう意識醸成はできてくるものと思います。

今、この法律が、このルールができて間もない訳でありますので、そのルールを内容をしっかり把握した上で、

お互いで話をしていけば相通じるものがありますし、お互いに理解できるものだと私は思っておりますので、そういうことを含めて努力をしていきたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

11番(元野景一君) 市長の力強い御発言ありがとうございました。それを待ったんです、私は。そして、6月1日に総務省から出たこの総務省案が、必ずこれを元にしてもっともっと、もう市町村の職員たちが本当にこの議案を問題にして、一生懸命しのぎを削って行って、自主財源をどうしてこうして獲得する、この姿に丸となってほしい。是非お願いしたいと思います。

そこでちょっと質問しますけども、(3)の寄附者に対して、寄附金の使い道をどのような手段・方法で知らせているか。これをとても大切なことだと思います、寄附者に対してですね。どのような手段で、方法で知らせているのか、寄附金をどんなふうに使いますかということ、知らせ方ですけど、このことをぜひ詳しく教えていただきたいと思っております。

総務部長(前田和男君) 寄附金の使い道につきましては、奄美市ふるさと応援基金条例第2条により、市民協働のまちづくり及び地域振興に関する事業、地域文化の保存・継承・活用に関する事業、観光の振興に関する事業、世界自然遺産に関する事業、子育て支援・高齢者福祉に関する事業、地域の教育・人材育成に関する事業、移住定住の促進及び交流人口の増加を推進する事業、前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業と定められております。

ふるさと納税制度を通していただきました御寄附につきましては、平成29年度から「ふるさと納税等活用事業」の財源として活用させていただいており、平成29年度は「あやまる岬観光公園遊具整備事業」など11事業、平成30年度は「公共用バス購入事業」など20事業を実施し、今年度は幼稚園や保育所のプール整備、小中学校のパソコンなどの整備など20事業の実施を予定しております。

これらふるさと納税活用事業の広報につきましては、本市の広報紙、ホームページ及び本市と契約しておりますふるさと納税のサイトにおいて掲載し、周知を図っているところでございます。以上です。

11番(元野景一君) ありがとうございます。概ね私はもうそれに向かって皆さん方が万難を排して頑張っていたくものを私は期待しております。

それで、あと続いて行きたいと思っております。2番の企業版ふるさと納税についてのことです。

(1)です。奄美市における、平成28年度から30年度までの各年度の「企業版ふるさと納税」の寄附件数及び寄附額の実績についてお知らせをいただきたいと思っております。

総務部長(前田和男君) 企業版ふるさと納税は、国が認定した地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に最大で寄附額の6割が税額控除される制度でございます。

本市では、平成28年度から平成30年度までの3年間について実施いたしております。奄美大島DMO事業、奄美空港ターミナルビル拡張事業、フリーランス支援事業、光ブロードバンド整備事業の4事業が対象でございます。

実績といたしましては、平成28年度が奄美空港ターミナルビル拡張事業に2件100万円、光ブロードバンド整備事業に1件100万円、平成29年度が光ブロードバンド整備事業に1件100万円の御寄附をいただいております。なお、平成30年度は寄附はございませんでした。以上でございます。

11番(元野景一君) それでは、(2)まで行きます。政府は、企業版ふるさと納税制度について、来年度から令和6年度まで5年間延長し、運用改善による制度の拡充を予定していますが、奄美市は、来年度以降、企業版ふるさと納税についてどのように取り組む考えがあるのか、お知らせください。

総務部長(前田和男君) 企業版ふるさと納税は、地方創生応援税制として先ほども答弁させていただきましたけど、平成28年度から30年度までの3年間の期限付きの制度として創設されました。その後令和元年度まで

1年間期間が延長され、更に昨年平成30年12月の平成31年度税制改正の大綱が閣議決定により、更に5年間の制度延長がなされるところでございます。

主な改善ポイントは、寄附対象事業及び期間の拡充、基金積立要件の緩和、地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化及び再生計画の作成支援を行うこととされております。本市といたしましても、引き続き地方創生事業を計画するに当たっては、企業版ふるさと納税も財源の一つとして検討させていただきたいと考えております。

また、総務省の資料によりますと、「制度の拡充・延長について、今後も税制改正に向け引き続き議論する」とございますので、今後とも引き続き、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

11番(元野景一君) このふるさと納税制度は、ますます私は総務省においては充実する方向に行くと、私はそう思っております。

以前もふるさと納税の線が出てきたんで、中途半端で分からなかったんです。どこに企業にお願いして、どんなふうな形ができますよということで、ふるさと納税をお願いしに行くべきなのか、恐らくあなた方もその点で迷っておったと思うし、それを余り声高にお願いしにも行けなかった、その気持ちがあるからここまで引っ張ってきたような気がします。

そこでね、私は思うんですが、私自身いろんな仕事をしながらですが、この奄美のつながりのある企業で、本当にびっくりするような企業が各、びっくりするようなところ、例えば真ん中の関東の中心を目安にしながら、その近辺の大きなところの、特に事業体が大きなところに奄美出身があるんです。そういったところをくまなく調べ上げて、地図に落とし込んで、そしてそれをお願いして回る。ふるさと納税をお願いするというほどの、そういった考えは皆さん方の中で考えられたことはなかったのかどうか、ちょっとその辺だけ教えてくれませんか。

総務部長(前田和男君) 関東の郷友会組織等を含めて、いろんな形でふるさと納税のPRはさせていただいております。そういう会合の中でのPRというものはさせていただいたところですが、個別の企業を回ってふるさと納税をしてくださいというところまでは、現状なかなかやれないというふうな認識でいたところでございます。

したがいまして、今、議員のほうからお話があった出身者の企業を地図に落として、そこを回っていくというところはやっていないのが実情でございます。以上です。

11番(元野景一君) 今のお話を聞きながら、ちょっとまだ私達の奄美大島はちょっと遠慮し過ぎるんじゃないかと思えます。この制度をしっかり、もうちょっと総務部を中心にしてでもみんな勉強し合って、そしてしっかりとしたふるさと納税のお願いの仕方、体制を作っていただいて、その特別チームを作っていただいて、そして、ぜひ頑張っていたいただきたいと思えます。

例えば私が知っている感じでも、長野とか、それから、その近辺の奄美大島の出身者、びっくりするような企業がもう本当にあるんです。またそれを教えてくれる人もいます。

ですから、その僕が知っているその人と話したときも、「元野さん、私も奄美出身ですから、私にも声掛けて下さいよ」、あっちのほうが言うんです。そういったふうな形を作れば、きっと喜んで、喜んで自分もふるさととのね、ふるさと奄美のこともさせてください。必ずそういったことは出てくると思えます。特に長野とか、それから新潟、この近辺のものづくりの発祥の連中は、すごい力を持っておると思えます。

ですから、そこらあたりを奄美市の出身者というのは、ずうっと調べ上げていって、総務部を中心にしてでも、是非その形のチームをつくってもらいたい、これをお願いして次に行きたいと思えます。

30分ですから、まだありますね。じゃ、大きい3番に行きます。

市職員の名刺の公費作成について質問したいと思います。

(1)です。奄美市の情報発信向上のため、希望する市職員全員、名刺を公費で作成して交付できないものだろうか、御質問したいと思います。

総務部長(前田和男君) 市の職員の名刺につきましては、自己紹介の一環として交わされると同時に、議員御提案のとおり、奄美市の情報を発信する有効な手段の一つでもございます。

本市における職員の名刺作成については、現在公費ではなく、職員各自において作成しているのが現状でございます。市職員が作成している名刺の情報発信デザインの例といたしましては、世界自然遺産登録候補地としてのPRや大浜海浜公園などの観光名所、八月踊りなど島の伝統文化や大島紬などの伝統産業の紹介、公式キャラクターである「コクトくん」を活用したものなどがあり、職員それぞれが奄美市の様々な情報を自身の名刺に記載し、情報発信に取り組んでいるところでございます。

現在、職員がパソコンなどで自らの名刺を作成できる環境が整っていること、また、経費削減など財政上の観点から、名刺を公費で作成することについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、名刺を含め、今後も様々な機会、ツールを利用して奄美市の情報発信に努めてまいりたいと考えております。以上です。

11番(元野景一君) ありがとうございます。やりますよとは言えないけども、検討課題にしますということをはっきり言ってもらいましたので、是非ね、部長ね、やってほしい。庁舎もこんなに立派になりました。そして、職員もやる気が出てきた。出てきたちゅうことを私たちは信じて名刺を一つずつもう公費で出すよとなって、出すから頑張れって、もしそういう言葉が出てきたら燃えると思う。是非、そういったふうな市職員の名刺を作っていたらいいと思います。

市長が一番最初に当選した時に、私たちは、よし、これから奄美市はやるよという思いがしました。その言葉の中にね、市長自らがトップセールスマンになる、トップセールスマンという言葉を使った時に、よしこれから市長を中心にして奄美市はやるよと、やってくるよと、そういう思いが本当にしました。

まさにトップセールスマンですよ。名刺を持って、市の職員が自然遺産も決まりました、奄美市はこうなります。それをお願いしながら会う姿を考えてみただけでも、本当に市の職員全員がトップセールスマンになって顔が輝き出す、こういった姿を私は夢見ているんですが、部長、もう一言、もう1回、ぜひ御検討いただきたいと思っておりますので、もう1回返事をしてもらえませんか。

総務部長(前田和男君) 先ほども申し上げましたが、現在、パソコンなどで名刺を作れるという環境になっております。そういう中で、名刺というものを実際に職員に印刷したものを渡すのか、自らいろんなものを考えて自分たちがアピールするところを、自分たちの部署でアピールするものをしっかりと検討して名刺をつくっていくのか、そういうことも含めて検討課題ということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

11番(元野景一君) はい、わかりました。部長がね、心半分、財政を睨みながらその返事をして、まだこの返事がもらえないというのも僕はよく分かりますが、この件でね、やっぱり奄美市役所が初めて公費で名刺を各職員に持たすことができたぞというのは、大きな今度は逆に意欲と宣伝になると思います。是非このことは上層部の皆さん方ね、よく考えて少々のものはちゃんと節約をしながらでもいいですが、こういう必要なものはやると、やるという姿勢を皆さん方からやっていただきたい。そうすることによって、市民が、新しい奄美市がやってきたという感覚を持つものです。是非そうやっていただきたいと思っております。

それでは、4番に行きたいと思っております。ここに書いてありますので、私が読みますが、果たして皆さん方がどこまで、どんなふうに理解するか分かりませんので、一応読んでみたいと思っております。

分野別「奄美市応援団会議」(仮称)です、これは仮称、勝手につくったものです、の結成についてということで、まず、(1)に奄美ふるさと100人応援団の役割、人数を拡充した分野別「奄美市応援団会議」の結成についてお願いしたいと思いますということなんです。

これは、今奄美市ふるさと応援団で関東などで組織されて、そういうのはあることはあります。これとは別に、ただ、ふるさと納税、ふるさと応援だけの形で応援団を作ってもらって。この組織とは別に、ふるさと、非常にあの制度は良いものですから、非常に良いし、また分野別に今度はそれぞれに作っていけば、また自分のふるさとのこの分野で自分は認められているんだから、頑張ってみようというような形も出てくると思っております。

是非こういったふうな形の役割が果たせるように、そういった組織を作る奄美市応援団会議ですね、分野別、

それぞれ分野別で、そういったものを作れないか、このような私の提案ですけれども、それについてどう考えられますか。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。

まず、現在やっています奄美ふるさと100人応援団の制度について、まずその趣旨をまず御説明したいと申し上げます。

奄美ふるさと100人応援団につきましては、全国各地で活躍する奄美市及び奄美出身者や奄美にゆかりのある方々が、郷土振興の応援団として、シマの持つ魅力を情報発信しながら地場産品の販売促進・販路拡大を図り、癒しのシマ・奄美のイメージアップや奄美ファンを拡大していくことを目的としております。

現在、奄美ふるさと100人応援団は、営業マン19人、それと応援団店舗31店舗を認定しており、その他に先般認定させていただきました東北奄美会をはじめ全国各地7地区の主要な奄美会を特別会員として認定しているところでございます。

議員から御提言のあったその奄美にゆかりのある方、また奄美についてすごくファンの方とかいう形で、その方々に奄美の観光PRとか、それとか奄美の特産品についての情報発信、また販路拡大という形で大変な御協力をいただいているところでございます。

そういう形で100人応援団の力をお借りしながら、全国に奄美のPR、また特産品のPRという形を展開しているということでございます。以上です。

11番（元野景一君） 本当に今の部長ね、あなたのお答えで私も満足しとるんですが、私は地場産品の販路拡大だけでなく、今後の奄美市が抱える様々な行政問題を超えるために、いいですか、皆さん方が今奄美市のこの行政をどう推進していくかということを中心にして、それを超えるために奄美市以外からもあらゆる分野の多くの知恵や力を集結する必要があると考えておるんです。

ですから、先ほど言ったのと別に一番問題なのは、これが奄美市のあらゆる分野、行政のあらゆる分野の形の分野別に分けてそれを作るということなんです。

今後の奄美市の攻めの姿勢も、今度からやっとうるさもできた、だから奄美市はこうするよ、市長をはじめ、恐らく皆さん方に燃えたぎっているものがあると思う。そのものを中心にして、攻めの姿勢を実現するために奄美ふるさと100人応援団の役割、人数の拡充した分野別の奄美市応援団会議の結成が必要だと思っております。

この奄美市、まあ、恐らく突然に言われているものですから、分野別というのが分からないかもしれませんが、そういったふうな形の会議の結成、各分野別の会議の結成をぜひやっていただきたいと思いますが、その件をちょっとお答えをいただきたいんです。

商工観光部長（武下義広君） しっかり今のお話を聞きまして、分野別がどのような形なのか、今明確なイメージ的なやつが浮かばないんですけども、その中で当然100人応援団につきましては、当然奄美にゆかりのある方、また、奄美出身者の方、またその方々から今度一堂に会しながら、また市長とのトップセールス会議という形でのやはりそういう懇談会なども設けているところで。

その中で、奄美市に対する提言とか、そういうことも今やっているところでございますので、また議員のおっしゃる分野別とかそれとまた違う方向なのか、その辺などを検討しながら、また今の100人応援団について進めていければというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

11番（元野景一君） 私が唐突に質問でいきなり示されたってそれは分からないかもしれませんが、これは、今日初めて私はここで質問をした訳ですけども、これを基に必ず私はこの形を作っていたきたいということを、市長にも再三これからお伺いしながら、それから総務部長にもお伺いしながら、やっていきたいと思っております。

それで、ぜひ皆さん方の心の中に、頭の中に入れて、その集合体がこの奄美市を動かしている、そういうぐらいの大きな組織を作ると、ぐらいの気持ちで受け止めとってもらいたいと思っております。

私の質問はこの程度でかなり残してしまいましたけれども、実は、ふるさと納税は初めは本当に、市長もそのとおりだと思いますけれども、初めはこれほどのものになるとは思わなかったと思います。

しかし、ふるさと納税は本当に初めて総務省をもとにして、地元が力を持つ組織だ、納税だということを作ったものだと思います。これはやっぱり菅官房長官の力が大きいと思います。あの人が官房長官でいる間は、きっとこれは進みこそすれ後に引くということはないと思います。

ですから、私が何回も質問したのは、これがこのふるさと納税をやっている、ふるさと納税は何億来たからといって、もしかしたら奄振予算を削られるようなことになるんじゃないの、恐らく市長もそのことが念頭にあったと思います、最初の頃。皆さん方もそうだと思う。奄美市の議会もやっぱり基本形は奄振予算のこの枠はしっかりと拡充されて、そしてそれがずうっと積み重ねていくような今の制度がずっとある中で、そしてふるさと納税の自主財源は自分たちで作っても、別にそれとこの話とは別ですよというのが、総務省自体がしっかりと分かっている段階で始めなければ、きっと分からないと思います。

やっぱり私たちの奄美市の市政の動かし方は、基本形は奄美振興開発予算のしっかりと位置付けがあって、各それぞれの事業が推進されてきて、その中に別に自主財源をしっかりと持ったもので、これをもとにして動かしていくという、この考えが作り上げられて初めてびっくりしたというような思いがあったと思います。私はそのように感じております。

ですから、是非総務部長ね、このふるさと納税のこの制度だけは別枠とあって、しっかりと総務部の方でちゃんと基本計画作ってお願いしたいと思います。そういう時代がやはり来ています、もう既に来ておる訳です。それをもとに私たちは、議会もこれから新しい選挙の洗礼を受けて、しっかりとこの席に座れる人たちはみんな来た時に、本当に私たちが力を合わせて全力を挙げて自主財源もしっかりと持つ、そしてそれぞれの仕事の交渉も自分たちの気持ちの中で作り上げていく、こういう議会であり、奄美市であってほしいと思います。

そういったことを希望しながら、今回質問を4項目立てた訳ですけども、時間がちょっと余りましたが、このことを実はお願いしたくてこの席に立ったところです。

新たな選挙という大きな洗礼をしっかりと我々は受けて、そして、しっかりと自分の立場を作り上げてもう1回参上しますので、みんなと一緒に力を合わせていこうという気持ちを作っていきたいと思いますので、皆さん方もどうぞそういった意味合いでみんなと力を合わせていくことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（師玉敏代君） 以上で、自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分再開いたします。（午前10時21分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

奄美無所属クラブ 戸内恭次君の発言を許可いたします。

19番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。奄美無所属クラブの戸内恭次でございます。

一般質問に入ります前に、御報告と挨拶をさせていただきます。

この度の市議会議員任期満了をもって、議員を引退させていただきます。3期12年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。思い返しますと、私は本土より奄美へ戻ってきて、今日まで約40年が経過しております。

Uターンしてきた当時、奄美は閉塞感に満ちており、当時の若者たちがこのままではいけないとの思いから、いわゆる異業種交流グループを立ち上げました。その勉強会を通して、奄美の島おこしとは何かを学び、私の人生のテーマである「島おこし」を語り、実践する歩みがスタートいたしました。

農林水産業での島おこしは果たせませんでした。数年前からのLCC就航により、観光客の増加により三十数年間果たせなかった島おこしが実現したように思います。高過ぎる航空運賃では交流人口は増えないとの思い

から、運賃を安くする方法を模索した中で、奄美が自前の航空機を持ち、その航空機を安く航空会社にリースすることで運賃を安くしてもらおう案などを新聞にて5回連載していただき、一石を投じることができました。まさしく、島おこしへの思いからであります。

幸いなことに、署名活動や陳情活動をしてくれる仲間や多くの市民の皆様からの御賛同をいただき、必要とされるタイミングに恵まれたことは、運命を感じるものであります。

成田便が就航され、その次は関西便と銘打ち、すぐにでも飛ばしたいとの思いから、賛同する仲間と出資し合い、会社を立ち上げ、自前の飛行機で関西―徳之島―奄美大島のトライアングル便をつくり、低運賃で飛ばそうとの考えを提案し、大手航空会社の退職者をコンサルタントに迎え、活動を始めたりもしました。

こうした動きを知ったのか、バニラエアの関西便就航が早々に実現いたしました。LCC成田線と関西線からの2便で年間78億円の経済効果があったことは、当局より発表いただいております。まさに、島おこしの決定打はLCCでありました。40年前に夢見た「未来へ明るい奄美」の実現を思うと、感慨深いものがあります。

私が今思うことは、奄美が世界自然遺産に登録され、島外、海外からの入り込み客に対し、奄美の豊かな自然と人々との交流で癒やしを与えることができるかということでもあります。奄美にはきっとそうしたパワーがあるものと信じています。次は、海外からのLCC就航に期待したいものであります。

以上、私からの御報告と挨拶を終わらせていただきます。

24名の議員の皆さん、お付き合いをいただき、ありがとうございました。また、支えていただいた市民の皆さん、傍聴されている皆さん、市長、副市長、教育長、議会事務局初め、関係部局の皆様、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番目、世界自然遺産登録についてであります。

外来種駆除の一つであります。アカギへの対策については、どうなるのでしょうか。これは、8月22日、知事との懇話会において出席者から指摘され、はたとしたことで今回提案をさせていただきました。小笠原における駆除の実態があるということですが、このことについて御存じでしたら教えてください。

世界自然遺産には必ず登録されてほしいという思いから、このことが取りこぼしにならないようにという思いで質問をいたします。

また、ハイビスカスの撤去がなされましたが、これはIUCNの指摘があったのでしょうか。教えてください。

次の質問からは発言席で行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 冒頭、戸内議員の所感を、思いを伺い、今、緊張いたしているところであります。3期12年に渡る公僕として御活躍、そして何よりも市政発展のために御尽力いただきましたことに対し、衷心から敬意を表し、感謝をまず申し上げたいと思います。その情熱を今度とも、市政はもとより、群島、奄美市発展のために御支援、御協力を賜りますように、よろしく願いいたします。

それでは、世界自然遺産登録についての件について、答えさせていただきます。

後段の部分でハイビスカスのことがございましたが、この点をまず最初に触れさせていただきます。

固有名詞を出して大変恐縮でもございますが、宇検村におけるハイビスカスの伐採につきましては、報道等で御案内のように、前回、平成29年に行われたIUCNの現地調査の際に、世界自然遺産候補地の重要な地域である湯湾岳周辺に外来種のハイビスカスが存在するのはいかがなものかという専門家から指摘されたことにより、環境省と宇検村と協議の上、伐採が行われたということを知っております。

なお、奄美大島につきましてはアカギの件であります。世界遺産推薦書においても、在来種への影響が懸念される種としてアカギは記載されておられません。昨年5月のIUCNからの勧告の概要でも、ノイヌ、ノネコ等に対する言及はありますものの、アカギについては特段言及されておられません。また、奄美、沖縄における科学委員会においても、アカギが特別問題視されるような議論はなかったものと認識いたしております。

なお、沖縄においては、御案内のとおり、アカギが外来樹としてよく目に見えております。もう地元の街路樹

として定着しているような状況下にあるようであります。このような状況から、現状ではアカギが世界自然遺産登録に与える影響はないものであると思うところであります。

なお、小笠原の件については、担当部長のほうから答弁をしていただきますので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

総務部長（前田和男君） 小笠原でのアカギに関する件でございますが、先に世界自然遺産に登録されている小笠原諸島におきましては、登録前の1993年度からアカギに対する対策が始められていると聞いております。小笠原諸島の世界遺産の推薦の際には、生態系に重大な影響を及ぼす外来種としてアカギが挙げられていたところでもあり、科学委員会においてもアカギに関する議論があったと伺っております。

ただし、小笠原におけるIUCNからの勧告の概要においては、特にアカギに関する記述はなかったということで、特段の指摘はなかったものと認識しているところでございます。以上です。

19番（戸内恭次君） ありがとうございます。

先ほど市長からある件について指摘があるというようなことで、ちょっと、私、聞き落としたもんですから、アカギはどういうところで、どういう部門のところで指摘があったのか、大した、世界自然遺産登録に向けては余り影響はないというものの、そのことをもう一度、教えてください。

総務部長（前田和男君） 先ほど市長の答弁の中で、アカギに関しては特に記載はないという答弁であったと思っております。ただ、沖縄においては、街路樹などにもアカギが見られるということを申し述べたと考えております。言っております。

19番（戸内恭次君） はい、分かりました。小笠原のほうでは、侵略的外来植物という位置付けで、確かに、今でもずっと撤去が続いているということで、世界自然遺産に登録した後も、こういう撤去をしなければいけないというような種のものでありますので、老婆心ながら、こういう取りこぼしがないようにと思つての質問でございました。

ついでに、お分かりであれば教えて下さればいいんですが、IUCNの調査官は前回と同じ人たちか、それとも違った人たちが来るのか、お分かりでしたら教えてください。

総務部長（前田和男君） IUCNの調査官については、まだ、私どもにも同じ人が来るのか、別の人が来るのかという情報は入っておりません。以上です。

19番（戸内恭次君） はい、分かりました。

それでは、次の2番、青少年育成に関連して、質問でございます。

子どもの貧困対策推進法が改正され、子供の貧困対策計画について市町村も策定を求められることとなったが、この件についてお尋ねでございます。

この法律改正後、国、県からの何らかの指導など、市がどう対応されるのか、教えてください。

保健福祉部長（奥田敏文君） 子どもの貧困対策計画についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、今回の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正につきましては、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であり、貧困解消に向けて児童権利条例の精神に則り、推進することを目的としております。子どもの年齢等に応じて意見が尊重され、その最善の利益が優先、考慮され、健やかに育成されること、各施策を子供の状況に応じ、包括的かつ早期に講ずること及び貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえることを基本理念として明記しているところでございます。

内閣府は、これまで都道府県が独自に行ってきました実態調査において、質問事項が異なり、比較分析が困難な状況にあったことを踏まえ、来年度予算の概算要求において、子供の貧困に焦点を当てた、初めての全国調査

を実施するための費用を盛り込むというふうになっております。

子どもの貧困率に加え、食事や学習習熟度、地域との関わりなど、子どもをめぐる幅広い項目で質問をし、各県ごとの状況を客観的なデータにより把握できるようにするとともに、「食事が摂れているか」、「自転車を保有しているか」といった生活の充足度を直接確認する「剥奪指標」も用い、より丁寧な実態把握を進める方針となっております。

今回の一部改正においては、市町村においても、「貧困対策計画策定」が努力義務というふうになっておりますが、現時点で県内では計画策定済みの市町村はございません。今後、他の市町村の状況等を踏まえ、関係部署と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

19番（戸内恭次君） まだ、この法律ができたばかりで、調査もしなければ対策は立てようもないというようなことになるんだろうと思うんですが、この新聞記事で、解消を急がれる行政課題ということで、子供の貧困を解消することはとても大切で急がれる行政課題である。自治体は、国の指示でやらされるという消極的姿勢ではなく、是非、自らの地域の重要課題として、まずは地道な計画策定の作業から取り組んでほしい、本当に自分たちの施策を実現するための真の指針になっているかなど、その他、点検してみることも、併せてお勧めしますというようなことを論評されている新聞記事がございます。

仮の話ということでは、答弁ができるかどうか分かりませんが、現在、その奄美市においても、アンケートで子どもの実態調査をされているというふう聞いております。この、現在データがある分で、まずは奄美独特の行政のあり方、貧困対策の在り方というものができるのかどうか、国が調査するのでは時間もかかりますから、既に奄美市のほうで出されているデータを基にされる計画はないのか教えてください。

保健福祉部長（奥田敏文君） まず、奄美市においても、今、貧困対策と言いますが、子供の貧困対策ということになりますと、結局、保護者への対策ということにもなります。

そこで、例えば、いわゆる貧困対策の推進の中で謳われております、教育支援の充実ということで言いますと、学習支援ということを奄美市でもやっております。また、生活支援の充実ということで言いますと、いわゆる就職、親の就職の支援活動、高等技能訓練促進費事業といたしまして、奄美看護福祉専門学校で資格を取ることに対して、その間は、生活費を助成するというような制度もやっております。

また、昨日も出ておりましたけども、子ども医療費の助成事業などもやっておりますし、それから、親の養育を支援するための養育支援訪問事業などをやっております。

このような今の、現在の事業、奄美市の現状に即した計画を作りたいと思っておりますけども、この一つのヒントになるのが全国的な傾向、先ほど言いました、来年度実施します、全国調査のアンケートの内容、いわゆる結果ですね、それから鹿児島県が策定しております、かごしま子ども未来プラン、これなどを参考にして、今後、子どものこの貧困対策計画の策定に当たっていきいたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

19番（戸内恭次君） ありがとうございます。

種々の子供の貧困対策が着実にされておられるということで、更にこのことをまた拡充していただいて、子どもたちを救っていただきたいと思っております。

次の質問でございます。

子どもの貧困対策の一環でもありますが、まだ一般の方への援助にもなりますけれども、フードバンク事業等で、本土からの物品輸送コストへの補助はできないのかということでございます。

本土で既にフードバンクを大々的にやっている、数カ所ございますが、ほとんど鹿児島までは業者のほうで、企業側が、フードバンクに提供する企業側が運賃を持つ訳でございます。それから、鹿児島の方から奄美のほうへ持ってくることについては、まだ例がございませんので、何とも言えませんが、本土のほうでの対応を見ますと、この船運賃を使って、ここまで持ってくるのかなというのがありますので、このフードバンク事業に対する輸送コストの補助とかは考えられないものかどうか、お願いします。

保健福祉部長(奥田敏文君) 子供の貧困対策という観点で、フードバンクについてお答えをしたいと思います。

フードバンク事業等で、本土からの物品輸送コストの補助ができないかという御質問でございますが、議員御承知のとおり、食品ロス削減の取り組みとして、一般家庭から食品を収集する方法の、いわゆるフードドライブ、それから流通に出すことができない食品を企業などから収集し、保管、配布までの活動全般を指しますフードバンクというのがありますが、フードドライブについては、本市でももう既に実施をされております。

子どもの貧困対策として、行政でのフードバンク事業の支援を行う場合には、食べ物を取り扱うため、安全・安心をどのように確保するのか、どういう形で対象とする、市民にお届けをするのかなど、様々なシステム化、ルール化の検討が必要だというふうに認識をしております。

本年7月3日に、奄美市社会福祉協議会で開催されました、「食品ロス削減・子供の貧困対策を考える奄美研修会」、この中で、フードバンクの輸送費は、現在のところ、霧島市のフードバンク団体を含め、それぞれ企業判断による企業負担がほとんどで、輸送コストについての支援は企業負担となっているのが、例として挙げられる、多いようでございます。

先ほどの奄美研修会の中でも、講師の方から本市への輸送について、企業負担が可能であるのかということを確認をするというふうに伺っておりますので、本市といたしましても、自主的、自発的な取り組みを尊重し、物品輸送コスト等の補助については、他の自治体の状況を踏まえ、調査をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

19番(戸内恭次君) 他の自治体のことを参考にしながらと言っておられますが、奄美は特別に海を渡ってこなければならぬ地域でございますので、できれば、その本土の地域ではなくて、こういう、離島の地域を参考にさせていただきたいと思います。そしてまた、条件がかなえば、できるだけ輸送コストの補助をしていただきたいと、改めてお願いをしておきます。

次、3番目、子どもへの朝食提供についてでございます。

①学校内の調理実習室の利用については、教育長より認めていただいておりますが、調理器具等の利用については、いかがでございでしょうか。

教育長(要田憲雄君) では、お答えを申し上げます。

学校内の調理器具等の利用につきましては、問題ないと考えております。

ただ、授業で使う器具でございますから、学校の授業の時間割ですとか、あるいは利用状況等の確認や衛生面での管理が当然必要になってまいります。

早朝からの学校施設の利用につきましては、今、働き方改革、いわゆるこの業務改善が進められている中でもございますので、時間外のことであり、各学校では当然管理職が対応することになる訳であります。私どもとしても、できるだけ管理職と協力をして進めたいと考えているところです。

また、一応、関連しまして、現在様々な事情によって、支援が必要な家庭に対しまして、先ほどお話がありました、福祉政策課の管轄におきまして、教育支援という形で訪問介護事業所の方々が各家庭を訪問しながら、朝食の準備等のお手伝いを含めた支援も行われているところです。今後、私どもは福祉政策課との連携を緊密にたしまして、積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

19番(戸内恭次君) 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

朝食ですね、今までは余りこういう朝食のことについて、議論されたことはなかったかと思えます。親が管理して当然だと、朝食ぐらいは子供の面倒を見ないと、親子の絆がどうなるんだという意見もございませぬ。

しかし、子供は親を選んで生まれるわけにはいきませぬ。そういう基本から考えますと、この子供の面倒を見るのは、親だけではなくて、この地域社会であったり、国家であったり、自治体であったり、いわゆる大人たちが子供たちの面倒を見るということは、徐々にされていくこと、或いは、そういうふう実践されているというのが分かってきました。

参考までに、大阪市立西淡路小学校では、2年前から毎週月曜日、水曜日、金曜日に、地域のボランティアが子供たちに朝食を作っていると、そして午前7時半過ぎに、朝食を食べに児童が登校してきたと、こうした朝食は60歳代から80歳代のボランティアが交代で調理を担当し、1食の費用は200円ほどだが、大阪の補助金があるために、自己負担は50円だと。この学校の福永校長は、朝御飯を食べていない子供が多い実態がありますとありました。どうしても共働きのお父さん、お母さんが多くなっているという中で、なかなか朝御飯に時間がかけられないと、そういうことを言っているようです。文科省の調査によりますと、朝食を毎日食べている小学生は年々減少、一方、朝食を全く食べていない小学生は増加傾向にあるということでございます。

同じく、福永校長の話によりますと、朝御飯をしっかり食べていくことで、集中力の持続ができるのが大きいのではないかと、これが実際に学力向上にも、学力面でも朝御飯を食べている子供とそうでない子供では15%の差があるというのが、調べていただいた資料にある訳でございます。

県のほうも「早寝、早起き、朝御飯」と、大きな目標を持っている訳でございます。そういう意味では、学校側も、こういうことについて協力をさせていただきたいと思うのでありますが、今現在の奄美市における、この朝食をとっている子供がどれぐらいいるのかとか、そういうアンケートは、されたことはありますか。

教育長（要田憲雄君） 毎年、調査はしていると考えております。

ただ、具体的に担任の先生と子どもたちの間でやりとりをしているわけですから、確実にこれだけということではないと思うんですが、今後は、そのアンケートについては、やっぱりプライバシーの問題もありますから、具体的に質問用紙を用いて、進めていきたいと考えております。

19番（戸内恭次君） 教育される現場の先生方ですから、子どもたちの心情はわかった上でのアンケートのとり方はあると思いますが、手を挙げさせたり、そういうことはないようにしてほしいと思います。

ある学校に聞きましたら、いや、子どもに手を挙げさせたとか言うんでびっくりしたんですが。子どももやはり自分の親が学校の先生から、この親は子どもに食事をやらない、朝食を作らない、そういう親と思われたくないと、やっぱり親は親として、尊敬される存在であってほしいと望んでいると思いますので、そうすると、そのアンケートのとり方によっては、なかなか表に出てこないということはあると思うんですね。

ですから、そのアンケートのとり方というものは、しっかりと考えられて、親になかなか、アンケートしてもまともな返事ないでしょうし、子どもも親を付度して出すということもあり得るわけでしょうから、そこらあたりは、アンケートのとり方は気をつけていただきたいなと思います、いかがですか、この点について。

教育長（要田憲雄君） 今、議員から御指摘があったように、学校によっては挙手によって調査している学校もあるように、私は聞いておりますので、具体的に各学校におおして、子どものプライバシーを守るような形で調査するという事で指導してまいりたいと思います。以上でございます。

19番（戸内恭次君） よろしく申し上げます。

次、市民生活についての質問に移ります。

1、交通渋滞解消策での喫緊の課題は、仮称であります、三儀山トンネル開通にあると思いますが、いかがでございますか。これについて申し上げます。

建設部長（橋口義仁君） それでは、答弁いたします。

仮称であります、三儀山バイパスにつきましては、平成16年6月に県が決定した「都市計画区域マスタープラン」や市の都市計画マスタープランにおいて、和光バイパス、おがみ山バイパスとともに、主要幹線道路としての整備方針が位置付けられているところでございます。

渋滞緩和対策として、三儀山バイパスが有効ではないかとの御質問でございますが、市といたしましても、将来において整備の必要性は十分認識しておりますので、これまでも県に対しまして、土木事業連絡会等で整備の要望を行ってきたところでございます。

市内の渋滞緩和や広域基幹道路としての機能を果たすためには、都市計画区域マスタープラン等で位置付けられた主要幹線道路の3路線であります。和光バイパス、おがみ山バイパス、三儀山バイパス、全ての整備がなされてこそ解決する課題ではないかと考えております。

まずは、事業再開となりました、おがみ山バイパスを優先していただいた上で、三儀山バイパスの整備を行っていただくよう、引き続き、要望を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

19番（戸内恭次君） 部長にお尋ねしますが、おがみ山トンネルの交通量、それと朝戸トンネルを抜けるこの量というのは違うと思います、大体、同じぐらいだと思いますか。朝戸トンネル利用とおがみ山トンネルができた場合に、そこを利用する車の台数、いかがでございますか。

建設部長（橋口義仁君） 多分、朝戸トンネルを抜けていくというよりも、市内の平田までの車のほうが多いんじゃないかと思っています。

19番（戸内恭次君） 私の質問は、おがみ山ルートを通したときに、本当に渋滞解消になるのかという基本的な質問なんですね。これは、お尋ねしますが、朝戸トンネルを利用する台数を計算したことがありますか。それと、平松、浜里を利用する、朝仁トンネルを利用している台数は、行政として調べたことがありますか。

建設部長（橋口義仁君） その調査につきましては、県のほうでやった資料等はあるかと思いますが、ちょっと把握しておりません。

19番（戸内恭次君） それでは、県の資料をしっかりと把握してください。

実は、朝戸トンネルと朝仁トンネル、このトンネルのことについてちょっと調べてみたんですが、部長は朝戸トンネルに抜ける台数が多いのか、朝仁トンネルを抜ける台数が多いのか、その利用数、出入りですね、来たり入ったり、別々じゃなくて、とにかく出入りする利用台数はどちらが多いと思われま。これはもう直感でいいです、考えることはないです、直感です。もう日頃の生活の中で直感的な話を、これは質問書にも書いていませんので、直感です。

建設部長（橋口義仁君） それでは、やはり私のほうから見た場合、朝戸側に曲がる車のほうが多いんじゃないかと思っています。

19番（戸内恭次君） 突然、恐縮ですが、総務部長、いかがですか。直感です。

総務部長（前田和男君） 私は、朝戸だと思っております。

19番（戸内恭次君） 朝戸ということですね。それでは、地元の市民部長、いかがでございますか。住用、地元の市民部長。

市民部長（満永亮一君） 直感ということでございますので、私の感覚でいいますと、朝仁のほうが、集落といえますか、人口が多いので、朝仁のほうが多いのかなと、これ、すみません、直感でございます。

19番（戸内恭次君） ありがとうございます。市民部長のほうは直感力良よさそうでした。

実は、私もこの調査をするまでは朝戸トンネル、いわゆるおがみ山ルートを使うであろう台数、朝戸トンネル、これのほうは圧倒的に多いと思ったんですね。私もそう思っておりました。ところが、実態は、朝仁トンネルのほう、1日にして7時から7時までの間を計算したんですね。そしたら、2,000台、朝仁トンネルのほうが多いんです。2,000台、7時から7時までの、丸1日になりますともっと差は開くと思うんですが、2,

000台の差があるんですね。こういうふうに、人間の感覚というのは本当に不思議なもので、私も朝戸が多いだろう、なぜならば、古仁屋、瀬戸内町という大きな町を控えていると、そこを業者も出入りするであろうと、買い物もあるだろうと、観光客も多いだろうと、そう考えて、これはもう平日、8月の28、29、それと9月の2日というふうに調べたんですが、平日ですけども、こういう状態でした。

これは、おがみ山トンネルで渋滞解消ができる、だからおがみ山トンネルをすべきだという意見が、渋滞解消するためには、それは当然必要なことでございますが、ただ、元々の数字が間違っている、元々の調査が間違っている、そういう状態の中で、正しい判断はできないと思います。

部長、是非、県のほうに再度調査を依頼してください。専門家にぜひ調査をしていただきたい。確実な調査の方法は、ビデオで撮っておいて、そのビデオでカウントすれば、それが証拠にもなります。そうして以前に渋滞が何で起こるのかということ調べたことがありますが、それはずうっと一日中いることができればいいんですが、そうでないときはもうビデオで撮って、それをカウントすると、それが証明にもなりますので、もう是非、それをやっていただきたい。もう根本から、この数字が把握されていないということで、議員の大多数も、このトンネル、おがみ山トンネルでもって、渋滞解消がなるんだというふうに、こう、何というんですか、表現はまづいかもかもしれませんが、そのデータやら、いろんなことからマインドコントロールされているんじゃないかなと。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

私もそう思っていたんですね。ですから、実際に調べてみてびっくりですね。

参考までに、和光トンネルも調べてみました。和光トンネルは1時間に平均1,044台です。朝戸トンネルが589台、朝仁トンネルが752台、こうして見ますと、一番多いのは、当然、皆さんが分かるとおり、和光トンネルですね。1,044台、これが7時から7時までで1万2,528台です。そして、朝仁のほうは9,032台、平均752台、そして朝戸のトンネルが7,073台、平均589台というようなことで、その3つのトンネルの中で一番少ないのが朝戸トンネル、いわゆる古仁屋に向けて多いだろうと思っていた朝戸トンネルが一番少ないんですね、この3つのトンネルの中で。

そういうことで、こういう数字のマジックだったのかどうか知りませんが、県のほうもそこまで調査をしていなかったんだろうと思います。ですから、喫緊の課題、喫緊の問題として、もう一回、調査をしていただきたいというのと、どう考えても、古見本通り、朝戸トンネルを抜けておがみ山ルートから来たのは、永田橋で合流するんですね。今度の区画整理事業で16メートル通り抜けますけど、それを抜けた後、また新しい町が、埋立地ができましたので、その道路を通って行きますよね。ですから、その間、確かに、一瞬、緩やかになったと思うんですが、朝仁の方に行く道が一本ですね、ですから、やはりどうしてもそれはもう混雑するだろうと、一瞬、飲料剤を飲んだような感じで、そういうふうになる、混雑が解消されたなと思うかもしれませんが、根本的な解決にはならないと、これはもう普通の人が考えれば分かることなんです、行政、国、県が国土事業としているものですから、どうしてもそこが、もう、そういう情報には目を塞ぎ、耳を塞いででも、おがみ山ルートだと、これは今の行政の在り方で仕方ないんですが、私も市会議員になってやっと分かりましたけども、なかなか難しいと、そういう大きな力が働いているものに対して、なかなか難しいということは、よく分かりました。ですけども、市民のために本当に渋滞解消をして、生活をもっと楽にするとか、あるいは生活しやすいようにするとか、そういうことを考えた時には、どうしてもこの問題は避けられないと。

よく、「いつまでもあると思うな親と金」、昔から言われますけれども、私は、「いつまでもあると思うな奄振事業」というふうに言いたい。そういうことで、この奄振事業がある内に、早くみんなが望んでいる住宅解消のできる方法、三儀山ルートを通していただいて、ということ早期にすべきだというふうに考えるところであります。

奄振事業も本当に、まあ、補助割合が少なくなるだけと言えば、それまでなんですが、しっかりと補助率の高い奄振事業が継続されているうちに、必要なことはやってほしいなと思います。

街並みの問題をここでまた持ち上げることも大変恐縮ではございますが、街並みの問題もそうです。我々は反対してきました。あの街を壊したら、商店街が潰れてしまう、壊したら潰れてしまうんじゃない、区画整理をしたら商店街が潰れてしまうということで反対をしてきましたが、案の定、商店街は潰れてしまいました。周辺の方たちも大変苦しんでいると、商店街も苦しんでいる。こういう体験をもうしないように、このおがみ山ルート

なんかは特にそうです。トンネルは通しました。しかし、渋滞解消はできませんでした。これはもう大変なことですよ。街並みも100億かけましたし、このトンネル問題も100億かけます。消費税はぼんぼん上がってきます。どうしたことなんだろうということになると思いますが、まあ、費用対効果を考えていただいて、是非、そこらあたりはもう一度、おがみ山トンネルを通して、本当に渋滞解消になるのか、ならないとしたら誰が責任とるのかと。

商店街が壊れてしまった、誰が責任をとるのかと、議会が応援をして予算を通したから、議会に責任もあるという意見もあります。また、行政が提案してきた、それは一理あるからそれを認めた、行政に責任があるとも思います。

また、その議会や行政をバックアップしているのは市民ですから、市民に責任がある。しかし、具体的に責任をとる人は誰もいない、これが区画整理事業で見た体験であります。こういうことが、おがみ山トンネルを通したから渋滞解消ができましたということであればいい訳ですが、それが無い場合に、じゃあ、誰が責任をとるんですかといったら、誰も責任とらないですね。

朝山市長も頑張っていたら、まだまだずうっと頑張っていたら、まあ、最後まで決着を見るということも必要なことではないかと思うんですが、なかなかそうもいかないでしょうから、とにかくこの事業というのは、大きな事業というのはなかなか厳しい、判断の厳しいものであると思います。国、県の指導があったり、また市議会議員の総意であったりとか、色々ありますので、市長としても判断に苦しむのは当然だと思いますが、奄美市民のために、市民サイドで本当に渋滞解消になるのかということを考えて時に、もう一度、考えていただく必要があるのではないかなと思いますので、この点を申し上げます。何か御意見ありましたら。

市長(朝山 毅君) 戸内議員の持論を縷々聞かせていただきました。まさに、おっしゃる一面があろうかと存じます。自治体において、もちろん、国においても、一挙に必要なものを同時的にやるという財源的な裏付けなどなど含めた場合、どうしても事業として法に基づく事業を執行していくためには、裏付けになる財源が必要であります。そういう中において、したがって、優先順位というのができなければなりません。

今、おがみ山の話、瀬戸内、宇検、住用の路線の、国道58号線が出ましたが、私は、当事者ではなかった時代もありましたが、今、考えてみますと、あの当時、平成の13、4年ぐらいにアンケートがございました。まだ合併前。空港に行く、名瀬の方に買い物に行く。宇検や瀬戸内や、皆さん、どうしてもこの渋滞を解消していただきたいという、笠利は別でありましたが、やはり県病院とか、いろんなことありました。通していただきたいという署名の中で、笠利の方にもあったことを覚えています。

その中で、私が思いますのは、もちろん、議員がおっしゃる朝戸、朝仁の、大事です。振興会館があります。多くの住民が住んでいらっしゃいます。学校もあります。ただ、このエリアにおいては、小学校、中学校、高校、県立病院などなど、輻輳した公共施設があると、住民ももちろんいらっしゃる、そういう中における交通の利便性、社会資本を投下する優先順位などなど、ずうっと考えて、安全・安心な、まず環境を整えるということは、どちらが先かとなった場合に、そういう意味において、私は向こうを選んだんであろうというふうに思う訳です。どちらも否ではないです。どちらもやりたい、ただ、財源として、事業として、期間として、そういうものでどうしても優先順位を付けなければいけない事業執行というのが我々の自治体にもございます。そういう意味において、まず複数の、公の、そしてより多くの皆さんの安全・安心を確保する、どちらも一緒です。一緒ですけれども、その地域実態、環境実態という、考えた中において、私は、そういうのが執行されてきたものと信じております。

議員がおっしゃる、滔々とお話になった三儀山バイパスについても、構想としてはあった訳です。これから事業として成り立つ、10年、20年かかっていくでしょう。今までの事業がそうでございます。そのように、確実に、正確にやっていくためには、しっかりした裏付けと住民の同意と、必要でありますので、計画と実際に実施していくまでには相当数、どうしても時間がかかるということをお理解いただきたいと思います。そういう中の地域実態、経済実態、社会実態を捉えた上で、公共事業が執行されていくであろうという私の思いであり、また、そういうことであつたと、私も信じているところです。以上です。

19番（戸内恭次君） 市長におかれましては、大変、立場上、はっきり言えないようなところもあると思うんですが、やはり、今の市長の判断からすれば、やはり朝仁方向にあと一本、三儀山を通すことが住民の総意だろうと思うんですが、なかなか、お立場上、なかなか言えないということは理解申し上げますので、これ以上言いませんが、前回に、永田橋が混雑する、古見本通りが混雑する、これも調査をお願いしてやってもらったことがありまして、議会でも言いましたけど、おおむね6割が平松、浜里の方向へ行く車でですね。で、あとが古仁屋、浦上方向に行く、失礼しました、空港や浦上方向に行く車でありました。ということからしても、渋滞解消したいと、みんなが思っているんだけど、その実態は、三儀山の方から抜かしてあげれば、どんどんスムーズに行くんだけど、それが抜けないもんだから、次から次に行って、ドコモの方の交差点まで行く、そして更に、漁協のところまで車が行く、その間、時間がかかっているけども、実際に動いている台数はほんのわずか、これはもう渋滞しているから動かないのはもう当然ですね、台数が少ないのは。そういうふうなことを、既に分かっているわけですね。だから、この渋滞の原因は、朝仁方向に行く車のせいであると、そこに入るための山羊島からずうっと海岸線を通ってきたこの車の中に、古見本通りから来た車が割り込んでいく、その手前でまた割り込んでいくというような形で渋滞がある訳でございます。

ですから、永田橋の方で、古仁屋方向から来たら左折をして、そのまま真っすぐ三儀山の方に抜けることができますと、平松、浜里の皆さんも利用するし、また逆に、大きなイベントがあった時には、そちらの方に、今までのコースではなくて、逆のコースで抜けたほうが長浜から朝仁に抜けたほうが早く行けるというようなことで、圧倒的に便利になることは間違いない訳ですね。そこを是非お考えいただきたいなと思ひまして、これで終わります。

次に、末広港土地区画整理事業についての集客性を高める事業について、よろしく申し上げます。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。

商店街を含めた中心市街地につきましては、平成29年度から令和3年度を計画期間とした「中心市街地活性化基本計画」に基づき、各種事業に取り組んでいるところでございます。

ハード事業では、区画整理事業において、末広・港線の末広町側が平成30年度に供用を開始し、これまでの一方通行から2車線となり、中心商店街へのアクセスの改善が図られております。

その他としまして、本市庁舎が完成し、市民交流センターが今年度着工いたします。

また、来年度以降は、子育て・保健・福祉複合施設が着工予定となっており、中心市街地の活性化の基盤となる施設整備が進んでいるところでございます。

ソフト事業につきましては、新規出店支援事業や店舗リフォーム補助、スーパーの家賃補助を実施するなど、商店街の集客力の向上及び歩行者通行量の増加に取り組んでいるところでございます。

平成30年度の実績といたしましては、出店支援事業を活用し、平成29年度から平成30年度にかけて商店街へ出店した店舗への来客数は年間約3万1,000人、スーパーへの来客数が年間約4万4,000人となっており、A i A i ひろばの来客数約8万8,000人と比べましても、取り組みの効果が出ていると考えているところでございます。

また、通行量につきましても、3月期に実施した通行量調査においても、前年より増加に転じているところでございます。

また、新規出店支援事業、リフォーム補助の実施前の平成25年度、平成29年度を比較いたしましても、空き店舗率は16.5パーセントから13.3パーセントと減少しているところでございます。

その他の取り組みといたしまして、通り会連合会や各通り会で実施するイベントや販売促進の活動、人材育成の取り組みについて、支援や協力を行っているところでございます。集客力を高めるためには、魅力ある店舗の集積促進が重要であると考えておりますので、既存店舗の魅力向上とともに、新たな店舗増加に向け、奄美大島商工会議所、通り会連合会とも連携を図りながら、取り組んで参りたいと考えております。以上です。

19番（戸内恭次君） ありがとうございます。

色々な事業で、少しずつ賑わいを取り戻してくれるものであろうと、また、そうしてほしいなというふうに思

います。ぜひ、色々施策を頑張っていたいただきたいと思います。また、出店しやすいような施策も考えていただきたいと思います。

最後に、提案でございますが、よく大型クルーズ船が来て、町を歩いておられる人たちが、いますね。そういったクルーズ船から中心街まで、歩いてこれるようなコースにアーケードを作ると、よく観光地ではあるんですが、アーケードをつくって雨降りがあっても散歩をずっとできるような、そういう、商店街へ誘導するアーケードを作られてもいいんじゃないかなと。前にも、私が言ったのか、そういうことを提案をしている人があったかと思いますが、ぜひお考えいただきたい。また、商店街については、やはりアーケードを作ることによって、雨降りでもいつでもイベントができる、または散歩ができるという、いわゆる溜り場的な存在になることによって、集客性が高まるだろうと思います。そういうことで、ぜひ、アーケードのことも考えていただきたいなと思います。

私の質問は、もうこれで終わりますが、最後に、奄美市の発展と、また皆様方が御健康で頑張って、奄美市の発展のために頑張っていたいただきたいと思いますということと、今までの私の質問に一生懸命答えていただいたということで感謝を申し上げ、私の議会生活の最後の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

議長（師玉敏代君） 以上で、奄美無所属クラブ 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午後2時31分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民新風会、竹山耕平君の発言を許可いたします。

13番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民新風会の竹山耕平でございます。我が自民新風会は、今回の定例議会是一般質問3名登壇いたします。初日の林山議員、そして2番手に私、そして私の次に、ラストバッターとして安田議員が登壇いたします。しっかりと務めさせていただきたいと思っております。

まず初めに、九州北部を始め全国各地を襲った、また今も襲い続けている豪雨災害により、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、令和元年第3回定例議会、今議会の任期中最後の一般質問の場でございます。私、個人的にも4年前の市議選において市民の皆様から負託を受け、議員として3期目をスタートさせていただき、この4年間を振り返りますと合併後の奄美市制10周年という大きな節目を迎えたこと、更には世界自然遺産登録を目指す正念場として、国、県、地元自治体、並びに官民一体となる取り組み、奄振法においては奄美群島振興交付金の充実と拡充など、様々な観点からも大切な転換期を迎え、まさにこれからの新たな令和時代へと更なる飛躍を成し遂げるべく、まさに重要な年月であったことと心から感じております。また、奄美市議会といたしましても、これまでの名瀬市議会を通して新たな取り組みを現議会の同僚議員の仲間方とともに、数多く成し遂げてこれましたことを誇りに感じている次第でございます。

それでは、これより一般質問に入ります。まずは市長の政治姿勢、空き家対策事業についてお伺いいたします。奄美市議会は、昨年度の代表的な取り組みの一つとして、奄美市議会政策立案推進会議を立ち上げることができました。そして、本市の喫緊する課題として、空き家対策を議会全体が一致団結して取り組むテーマとし、会議を重ねながら政策提言をまとめ、最終的には議長から市長に対して議会として初の政策提言を実現いたしました。

それでは、3つの質問項目を準備いたしましたので、一括してお伺いいたします。

①民間財産ということから、行政としてこれまでは率先して関わることはできなかった案件でございましたが、今年度から新たに空き家の適正管理に関する条例が施行され、まだ6カ月程度しか経過してはおりませんが、以前の行政体制と比較をしたとき、新たな特徴的な取り組み等とは何かについて御見解をお示し願います。

次に、議会からの提言内容の一つである関係する外部機関、消防や警察、そして宅建協会や地域の皆様との連携・協力並びに協議などの取り組みについてお示しをお願いいたします。

次に、6カ月程度しか経過してはおりませんが、これまでの取り組みにおいてこれまでに改善された、またはされそう、されると思う点及び課題点等がございましたらお示しを願います。

以上について答弁をお願いします。次の質問より発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速竹山議員にお答えさせていただきます。3点の要旨の中の1点について申し述べさせていただきます。議員御承知のとおり、平成31年4月から「奄美市空き家対策の推進に関する条例」が施行されております。この件に関しましては、奄美市議会政策立案推進会議により「空き家等対策に関する政策提言」がなされ、条例制定に関しましては強力な後押しをしていただきました。心からまず御礼を申し上げます。本条例は、管理不全な空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施し、本市及び所有者等の責務、その他必要な事項を定めることにより、市民の安心及び安全並びに生活環境の保全を図ることを目的といたしております。条例制定後の取り組みといたしましては、今月末から奄美市全域の空き家の実態調査を開始し、市全域の全ての空き家について現地調査を行い、空き家の老朽危険度をレベルに応じてランク分けし、今後の空き家対策の計画を策定していく上での基礎資料とするとともに、管理システムを構築する予定でございます。

後のことについては、担当部長のほうから答弁させますのでよろしく申し上げます。

総務部長（前田和男君） それでは、私のほうから2点目の外部機関との連携・協力、3点目の改善された点、課題点ということで答弁させていただきます。

外部機関との連携についてでございますが、「奄美市空き家等対策協議会設置要綱」に基づき、今後空き家対策協議会を設置する予定でございます。この協議会は、空き家対策計画の策定及び特定空き家の認定を目的としており、委員としましては、不動産・建築などに関する知識経験を有する者、弁護士、消防及び警察などを予定しております。今後、なお一層関係機関との連携・協力が図られるのではないかと期待しているところでございます。

条例施行後の改善点につきましては、条例に基づいて空き家対策の計画、空き家対策協議会の設置及び特定空き家の認定が可能になったことでございます。また、所有者の責務を規定させていただいていることから、空き家の所有者に対し、所有家屋を適切に管理していただくよう依頼させていただいております。本年度の実績といたしましては、これまでに9件の空き家について適切な管理を行うよう依頼しており、2件については解体などの対応をしていただいたところでございます。空き家対策を進めていく上での課題といたしましては、空き家の所有者の特定が困難があること、また一部の所有者及び相続対象者の管理意識の薄さを感じられることなどではないかと考えているところでございます。今後とも課題解決に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

13番（竹山耕平君） ありがとうございます。しっかりと、今市長そして部長がおっしゃったように、庁舎内の体制がやはりこれまでとは意識がもうかなり変わったと、180度変わったと言っても過言ではないと思います。今おっしゃったように、今部長のほうからもう実績も上がっているということでございます。そしてまた、今月末からやはり一番の我々の推進会議のほうでも実態調査をまずは行なうことがもう真っ先に必要だと。そういうふうなことから議員の皆さんからも意見があり、それで議論を重ねてきたところでございます。そしてまだまだ、その政策提言の内容も含めて、そしてまたこれから行われる空き家等対策協議会の中でも是非今後の、市街地ですけど景観計画の話もありました。そういったところから、やはり地域の皆様の不安や不満、そしてまたそういった心情的なものも取り除く、そしてまたそれが結局市民の皆さんの財産と生命を守るというふうにならずつながっていくものというふうにご考えておりますので、まだ今年度始まったばかりでございますので、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。そしてまた、外部機関との連携、そして協力につきましても、今部長のほうからおっしゃいました専門的な弁護士さんも含めるというお話もございましたので、ぜひ進めていただきたい。そして、これが名瀬、住用、笠利地域によってその地域に合った空き家対策、そして空き家等の活用ということも区長さん方もおっしゃってございましたので、そういったこともまた宅建協会を含めて連携をして、やはり行政がなかなかその専門知識が乏しいところもございまして、やはりそこは専門性の高い方々に御協力をいただ

きながら、次の所有者、そして管理者の方が困っていることを払拭されるというか解消されるというか、それがまた市の財産になるようなそういった方策に取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。次に、私は12年前に初めて奄美市議会議員として歩み始めました。そのようなことから、12年前の私自身のその当時の議会の資料を見直してみました。10年後の奄美市の姿として、郡都、中核都市としての都市機能の発揮、市民サービスの集約というあるべき姿ということをしきりにその当ても訴えておりました。今も変わりません。しかし、12年前と奄美市、名瀬、住用、笠利の姿は一変しております。やっぱりそのようなことから質問を行います。10年前の奄美市から見た現在の奄美市の姿とは、どのように時代の変遷を送ってきたのだろうかというふうな点についてお伺いをいたします。都市マスタープラン、奄美市総合計画等を踏まえながら、詳細は時間の都合もございますので、特徴的な点についてのみを答弁をお願いしたいと思います。まず公共事業、公共投資、産業経済、市民経済等の推移、当局側のこれまでのハード、そしてソフト事業に対する取り組み等を含めた御見解についてお示しをお願いいたします。

総務部長（前田和男君） 答弁させていただきます。平成18年の市町村合併により奄美市が誕生してから早13年が経過いたしました。この間、名瀬、住用、笠利の3地区の均衡ある発展を目指し、ハード、ソフト両面から各種施策を展開してまいりました。そのような中、御質問の名瀬地区については郡都としての都市機能をさらに充実すべく、新庁舎整備、末広・港土地区画整理事業、平田浄水場更新、名瀬運動公園施設改修、学校施設改修、定住促進住宅整備、住宅リフォーム助成、子ども医療費助成などの生活・教育環境整備やA i A iひろば整備、中心市街地活性化事業、大浜海浜公園整備、光ブロードバンド整備、公衆無線LAN整備などの産業振興施策等々様々な取り組みを実施してきたところであります。民間の支援策としては、中心市街地出店支援、店舗リフォーム補助、農林水産物輸送コスト支援などによる産業基盤の強化、あまみ創業塾の開催、キャリアアップ助成、人材育成等研修助成、フリーランス支援などによる人材育成、さらに市民団体などが行う地域活性化事業に対する紡ぐきよらの郷しまづくり事業による支援などにも取り組んできたところであります。

次に、これらの効果についての御質問ですが、産業経済について奄美市の総生産額は下降傾向にありましたが、これまでの様々な取り組みが功を奏し、平成24年度の1,186億7,000万円を境に上昇に転じており、最新データの平成27年度総生産額は1,237億2,000万円と約4.3パーセント増加しております。1人当たり市民所得についても同様に、平成24年度は205万7,000円でありましたが、平成27年度は215万4,000円と増加しているところでございます。近年の市税等の増加傾向についても既に御承知のとおりであると存じますが、これらの状況からもこれまでの取り組みが徐々にではありますが、効果として表れているものと考えているところでございます。以上です。

13番（竹山耕平君） ありがとうございます。今部長がおっしゃったように、多くのハード面の事業から、そしてそれがソフト面の施策につながる、そしてまたそのソフト面の施策によってやはり地域経済、そして雇用含めてこの10年前と比較をしたときに、やはりこの奄美市の姿というのは変わったんだなということを実感いたしました。さらに、今度はもう今の点も含めてその次の点に移りたいと思います。

次に、これもこの質問も何度も繰り返しておりますが今後、今度は、もう10年前から今を見たとき、そして今度は近い将来を見たときの質問でございます。今後世界自然遺産登録の推進や観光産業等との展望等から、郡都としての奄美市のあるべき姿、役割についての御見解、特に中心市街地、名瀬まちの都市機能を発揮するための将来的なあるべき姿とは何か、またコンパクトなまちづくりを目指し、20年後の将来像を示すことを目的とした立地適正化計画を策定する委員会も開催されたというふうなことをメディアでも報じられておりましたが、この点も含めて御見解についてお示しをお願いいたします。

総務部長（前田和男君） 議員御承知のとおり、奄美市総合計画における奄美市の将来都市像として、「自然、ひと、文化が共につくるきよらの郷（しま）」を掲げ、地域への誇り、また訪れたくなるまち、ひとづくり、自然との共生の4点をまちづくりの基本姿勢に据えているところでございます。また、これを補完する奄美市都市

計画マスタープランにおいては、名瀬地区について国内外の多くの人が訪れる観光交流、本市の顔となる「名瀬中心拠点」の賑わいや活力の維持・創出、拠点性の向上、都市と自然との共生などといった都市づくりの目標、さらに中心市街地活性化基本計画においては、賑わいに満ちた活力ある、訪れたいくなる多様な都市機能が集積した魅力的な中心市街地の形成に向けて取り組むことといたしております。

議員御案内のとおり、奄美は今、世界自然遺産登録に向けて各種取り組みを推進しているほか、メディアに取り上げられることが増えたことにより入り込客数も増加し続けるなど、確実に奄美へのフォローの風が吹いております。これら将来像の実現に向けて行政が果たすべき役割としては、奄美に吹くフォローの風を逃すことなく適時、適宜、適切な施策を一つ一つ着実に実行していくことが重要であると考えているところでございます。また、民間主体の産業振興、経済発展による賑わいのあるまちづくりにつなげるため、行政としてもこれまで以上に民間との連携を強めるなど、市民、行政それぞれが担うべき役割をしっかりと果たしていく必要があると考えております。立地適正化計画を含め、理想の名瀬まち、奄美市の姿に近づけるよう、今後とも最大限の努力をしまいにまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

13番(竹山耕平君) ありがとうございます。まさしく今部長がおっしゃったような名瀬まち、そして奄美市の在り方だと思います。そしてまた、やはり空港がある笠利町、そして自然遺産の核となる住用町、そこも含めたこの奄美市のまちづくり、そしてその中で名瀬、中心地にその多様な都市機能を集約されたまちづくり、まさしくそのことがこれからの奄美市のまちづくりの在り方だというふうに思います。やはりどこに行っても名瀬に行けば何とかなる、名瀬に行けば何でもある、そこまで何でもあることが良いことではありませんが、そういったことを他の町村から思われるようなまちづくりとしての役割も求められているということ意識しながら、今後もぜひ頑張っていたきたいと思っております。

それで、またいろんな報道でも、前々回に質問いたしました各種金融機関のそういった方々を一堂に会して、ぜひ今後のまちづくりのあり方ということも検討してもらいたいというふうなこともおっしゃいましたが、その点については答弁は求めませんが、新聞等でもそれぞれの金融機関がやはりキャッシュレスへの取り組みを着々と進めている、そういったこともありますので、ぜひいろんな方々との、市長がいつも行われているむんばなしや各種機関との協議、そういったものを通して民間主導の中で行政としての在り方ということを是非、さらに前を前をという形で進めていただきたいなというふうに思います。

ここで、今ちょっと一つ質問があります。今、末広本通りは完成いたしました。そういったところから、何かしらの委員会でクルーズ船寄港時にオープンカフェの計画を立てるということで、今年度から開始するということがあったんですが、今クルーズ船何度か寄港されておりますが、まだそのことがやられてるのかなというふうなことは思いました。そして、それを同時に考えた時に、あの末広本通りは陰がもう全くないんですよ。なので、以前この町並み景観、末広本通りまた中心商店街の統一した景観、またまちづくりの在り方として、確か色とか、今道路の景観は、ランドデザインは描いて、その中でそれが実施されたということではございますけど、以前はその庇とかそういった統一感を持ってその賑わいを出そうという意見もございました。そういったところも含めて、その景観等を含めた対策を、やはり末広本通りも例えば天文館の電車通りにあるような歩道だけの上が透明な、何ですかねあれもアーケードというんですかね、そういった屋根付きの歩道が歩けるような場所も必要だと思います。

先ほど言ったように、陰がないので何かしらの対策、また商店街の方々と一緒になって考えてそういった対策も含めて、そしてまたバス停にやはり今立派なものが、奄美小学校の前だとかバス停に、そして今のこの本庁舎の前にもバス停にはしっかりとした屋根付きの、そしてまたベンチがあって、高齢者や子どもたちが座って安全で安心してそういったバスを迎えられるということがあるんですけど、やはり商店街のほうも何がしの対策、これは市民の方からお話があったんです。また私も何度か目撃したことがあるんですけど、高齢者の方々がバスを待っているときに縁石に座られてるんですよ。それを見た時に、やはり危険性も伴います。そういったところから何かしらの対策を講じなければいけないと思うんですけど、その点についてだけ見解があればというか見解を示していただきたいと思っております。ハード面でもいいんですけど。

商工観光部長（武下義広君） 様々な御提言ありがとうございます。そうですね、末広・港線につきましては、議員御指摘のとおり過去において、その景観に配慮をしようという動きなどもありました。その中で色を統一しようという話などもございましたが、商店街の皆さんがやっぱり個性的な色も必要じゃないかというような反対の意見などもちょっと出まして、なかなか統一した見解が示せなかったということが過去にあったことなどがございます。

それとあと、そのクルーズ船が来たときの末広・港線を一応オープンカフェについて、やはり机いすを並べてそのクルーズ船から来た方をそこで受け入れをするという実証実験を今やっているところでございますので、そういう形を含めながらやっぱり商店街を盛り上げていきたいというふうに考えています。

それとバス停について、そのことについてまた今、バス停について今ちょっと検討などを重ねてるところですので、それについてまた検討してからどのような形がいいのか、ちょっと考えていきたいと考えております。以上です。

13番（竹山耕平君） ぜひ前向きに、早期に設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。次に、次期子ども・子育て支援事業計画についてお伺いいたします。この質問も何度も毎回行ってるんですけど、より奄美市の実情に見合った次期計画の実現に向けてということでございます。この5年間の支援事業を実際に経験し、体感し、そして実感をしているこの施設の事業所の皆様、そして施設を利用する保護者等のニーズ調査等の実施はどうなっているのでしょうか。次期計画に向けても大変重要な参考資料となるはずでございます。前回の答弁において、最後に行うということでございましたが、今日までは実現をしておりますので、再度しっかりとした答弁をいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査の件についてお答えをしたいと思います。本件につきましては、令和元年第2回の定例会においても御質問いただきました。また政策立案委員会では、事業所を対象としたヒアリングを開催をしていただくなど、子ども・子育て支援事業のよりよい運用に向けて前向きな取り組みをいただいております。本市の現状といたしましては、令和2年度からスタートする第2期子ども・子育て支援計画の策定に向けて、8月29日に今年度の第1回目子ども・子育て会議を開催しました。この中で、第1期計画におけるこれまでの実績と、昨年度実施をしました就学前から小学生までの保護者を対象としたニーズ調査の結果を共有したところでございます。また、議員から御提案いただいております子ども・子育て支援事業所及び職員を対象としたニーズ調査の内容についてこの中で議論を交わしまして、アンケートの骨子が固まりましたので速やかに実施をしたいというふうに考えております。自衛隊の受け入れ、それから働き方改革、働き手不足の解消に向けた取り組みなど、本市の子育て世代を取り巻く生活環境も急激に変化をしているところでございます。今年度の子ども・子育て会議におきまして、本市の実情に見合った次期計画の策定に向けてニーズ調査の結果や奄美市の子育て世代を取り巻く生活環境の変化を丁寧に分析しまして、関係部署と連携しながら14名の委員とともに議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（竹山耕平君） ありがとうございます。是非速やかに実施をしていただいて次期計画に、まさに今部長がおっしゃったように奄美市の実情に、現状に見合った支援計画であってほしいというふうに思いますので頑張ってください。よろしくお願いいたします。

そしてまた、以前のヒアリングのほうで関係課の聞き取り、そして意見交換会を行った際には、8月までに3回行うと。9月に第4回目を行うということでしたが、今部長の答弁では8月29日に第1回目を行うということでしたが、今後たしか1, 2, 3, 4, 5, 6, 調整とあと最後の3月の策定ということで6回を計画しているということで当初あったと思うんですが、今現時点では第1回だということでございましたが、その回数はどうなるのでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今議員のほうからあったとおり、当初はもう既に3回目ぐらいの予定だったんですが、先ほど言いましたニーズ調査の分析等もありまして、今遅れてるところでございます。今年度第4回ぐらいで何とか取りまとめができないのかなと思っておるところでございます。

13番（竹山耕平君） 分かりました。6回が4回になって、中身が更に濃くなるということであれば有り難いと思うんですが、やはり回数が少なくなるとどうしても行政主導の委員会の開催という形にはなっていないかと、そういったもの、そこもやっぱり十分に大事だということは間違いはありませんので、しっかりとその14名の委員の方々がせっかく出席をされる委員会でございますので、6回が4回になってさらに中身の濃くなった会議の進め方を是非よろしくお願ひしたいと思います。

1点だけ、これに関連して。10月から支援事業計画、やはり今年度の一番の目玉となるのは、その10月の消費増税に伴う保育無償化ということだというふうに思います。以前、保育所だとか幼稚園の先生からいろいろと相談受けたのは、やはり次年度の募集、そして保護者への説明がやはり国の方針が決定しないから示すことができないんだと、しかも今9月ですよ、今後のもう10月ですから、そして9月、今の現時点で私立幼稚園などは募集の開始とか始めるんですよ。そういったところから見ると、やはり先生方からは、その保護者からは一番興味のあるところだと思います。その中身はどうなっていくのか、その説明ができるのかできないのかというのがやはりその事業所の皆さんの悩みの種でございました。そういったところに対して、行政側からそういった事業所の方々へのそういう、何かしらの対策は行なっているんですか、対応は。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今議員からあったとおり、国の制度が固まるのが非常に遅くて、私どもの方も10月にスタートしないといけないということがありますからなんです、やっとなりましたので今月にいろいろ説明会等やりたいと思います。

また募集につきましては、今年中については11月の募集の予定、来年度の募集ですね、11月ということで（発言する者あり）

いやいや11月です。11月にやる予定にしております。今回、10月に無償化になりますと、前の答弁で申し上げたとおりいわゆる副食費、給食費の一部はどうしても徴収しないといけないという部分もありますので、混乱を招かないようにこれから説明会をして、事業所の皆様、民間の保育所の皆様とも協力をして子育ての対策を立てていきたいというふうに思います。

13番（竹山耕平君） 国の制度設計、そしてまたその国からの説明が遅いというのが、やはりそこも地元自治体の悩みの種ということではあるかとは思いますが、やはりその一番最後の何ですかね、ユーザーとか利用される保護者の方、また子どもたちに関わってくる、そしてまた若者にも関わってきますので、そういったことから考えるとそういったものがまた丁寧に、またしっかりとした対応をしていただきたいと。そしてやはり皆さんお忙しいので、1回の説明会で全員が集まるということはないかもしれませんが、やはりそこら辺のホームページや新聞、メディア等やもう様々なことを想定するというか、ぜひ情報公開を行っていただきたいというふうに思います。是非よろしくお願ひいたします。

それでは、次に（4）子育て・保健・福祉複合施設についてお伺いをいたします。これは、もう先にお話させていただくんですが、やはりこれはもう基本設計は終わりました。そして議会のほうにも全協を通じて説明がございました。そういったところが今実施設計を行っていると思います。その点で今回お伺いをしたいと考えました。子育て世帯、高齢者の方々から、期待度のかなり高い本施設への機能の充実が求められております。本市が行ったニーズ調査の結果の中にも多くの御意見がございました。議会にも、全員協議会において施設のハード面の説明を受けたところでございます。実施設計においても着手している現段階においてお伺ひしたいと思います。施設設備等をはじめとする本市の基本的な取り組み姿勢として、主にソフト面の充実に対しての御見解をお願ひしたいと思います。やはり私も散々申し上げてきておりますが、鹿児島市には「りぼんかん」、多くの市議会議員の皆様も視察に訪れているあの施設、更にはメルヘン館、そういった施設が鹿児島市には2つあります。そういったところから、メルヘン館のほうは一つの、童話とか目的を持ったそういったところの施設でござい

ますが、例えば施設の充実が求められているんです。ニーズ調査でも。そして、多くの方々が屋内での子どもたちを遊ばせる施設、そしてまた高齢者の方々が念願だった浴場の設置がハード面ではされました。人数には限りがございますが、もう本当に多くの方々がかなりの高い期待を持っているこの施設に対して、やはりあとは中に、ソフト面として思っている、期待している、できたら期待してる以上のものを設置していただきたいというふうなところから、当局の御見解をお願いしたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 子育て・保健・福祉複合施設についてお答えをいたします。議員から御紹介いただきましたが、市民から多くの期待を寄せていただいているこの施設の整備につきましては、現在実施設計を進めているところでございます。昨年度は、基本設計策定の中でワークショップを3回開催しまして、延べ人数で177名の方が参加する中で、子どもから高齢者まで各世代が求める設備や使い方、そして安全確保に関してなど、様々な視点で提案や要望いただいたところでございます。それらをもとに、設計者、関係部署等との協議を重ねまして、A i A iひろばや市民交流センターとの機能を整理をしまして、部屋の配置等、基本設計をまとめております。今後も市外、県外の類似施設の整備に関する研究や関係機関と協議を重ねまして、施設の理念として掲げました「誰もが気軽に利用でき、多世代交流で「結」の心が受け継がれ、これからの奄美のシンボルとなる施設」の実現に向けまして、施設のハード部分だけでなく遊具や部屋の眺えなどの細かい仕様や、施設を有効活用できる運営方法について検討してまいりたいと考えております。

13番（竹山耕平君） 先ほど私も申し上げましたが、ぜひ市民の皆様が期待の高い本施設への、やはり利用料の問題もあると思います。多くの施設は無料が多いということで、入場料のほうですね、また別で例えば調理だとかいろんな研修だとか夏休みの勉強会だとか、あとはそういう親子教室とかそういったものは利用料の徴収はされているのが多くの施設でございますので、その辺の面も含めてぜひこのコアとなる、核となるその施設の整備を前に進めていただきたいと思います。

そして次の質問に移ります。②中心市街地活性化に向けた新たな、これは私がちょっと勝手に名付けさせもらったんですけど、この「3コア3モール構想」の着実な実現に向けた取り組みとして伺いをいただきます。末広・港土地区画整理事業におきましては、商店街及び市民、住民から提言されましたこの2コア1モール、この構想のもと本事業はこれまでに展開が図られてきております。その後、全体の中心市街地の活性化を目指すという指針として市は中心市街地活性化基本計画を作成し、事業計画をベースとしたこれまでに様々な、先ほど総務部長もおっしゃいましたが、諸施策が展開され、その中におきましてもこの2コア1モール構想に新たな拠点施設として市民交流センターが追加をされました。この新たな拠点施設を整備することにより、市民交流センターを整備することにより屋仁川を含めた中心市街地の回遊性を促し、賑わいのある中心市街地、面の整備を図るというものになっているというふうには私は認識をしております。そこで、私が個人的な発想で「3コア3モール構想」の実現ということを申し上げておりますが、やはりこの3コア、A i A iひろば、そしてバスターミナル施設と複合施設、これを1つの核、そしてさらに新たな核として市民交流センター、この点と点を、そして屋仁川が間にありますので、今中心市街地活性化を目指すというふうな形のそういった計画の中から、この点を全て回遊性のある、行き来するというところで3コア3モールということで私はちょっと名前つけたんですけど、この面の整備を今行っているということでありまして、回遊性と賑わいのあるこの面整備をつなげていくことができるかということが、やはり鍵となって重要なことであると思います。そのようなことから、今回の質問では少し関連的な要素も含まれますが、この事業を行う行政としては常に関連性を持って事業の対策と併せ、方策を推進を図る必要があると考えますので、御見解についてお示しください。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えしたいと思います。3コア3モールと、モールというのが一般的に遊歩道がある商店街というようなイメージですので、モールというのがなかなか私も考えづらかったんですけども、そういう中でその3コアを中心にとということでのお話ですので、その点につきましてお答えさせていただきます。

中心市街地活性化基本計画に基づき、子育て・保健・福祉複合施設の整備をはじめとするハード事業と併せて、

出店支援事業、店舗リフォーム支援事業、店舗併用住宅建設促進事業など、ソフト事業の推進等により中心市街地活性化は目標達成に向けて堅調に推移しているものと理解しております。水道庁舎跡地に整備される市民交流センターにつきましては、地域の文化を育む地域交流拠点施設として、幅広い層の来街者増が見込まれるなど、中心市街地活性化基本計画がテーマとする「ゆらうまち」の実現に向けても大きく寄与することが期待されます。既に屋仁川通りでのイベントを支援するほか、平成29年度から出店支援事業の対象区域を中心商店街から中心市街地へと拡充するなど、エリア全体の活性化に向けて取り組んでいるところでございますが、今後拠点施設の整備が進む中で、議員御提案の面的な活性化を更に強く意識しつつ施策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

13番（竹山耕平君） 分かりました。今の中で、やはり元々の2コア1モール構想からそういった新たな拠点施設ということで市民交流センターが加わりました。そういった面では、やはり中心市街地活性化基本計画が軸になってると思います。是非この中心市街地の活性化の成功ということを実現できますように、今行われている市民の皆さん方、事業所の皆様方からもものすごく理解をされているこの基本計画でございますので、ぜひ実現に向けて頑張ってもらいたいというふうに思います。

それではもう一つ、ちょっとこれ提案というか、やはり中心市街地の活性化には欠かせないというものが、今年度、産業建設委員会が所管事務調査を高知の方で行いました。その中で、高知のアーケードの中に「ひろめ市場」というものがございます。その「ひろめ市場」というものが何なのかというと、民間の方が、地元の名士が作って、ものすごい広いんですよ。その中でフードコートが設置されていて、その周りを地元のいろんな果物であったり食べ物であったり飲み物であったりお酒であったり、そういった食とそういったものもあります。そして更に、ゾーンを別にして分けて今度は地のお土産屋さんや地元のいろんな、高知ですからカツオの乾物が置いてあったり売ってあったりあとお土産品、そして更には子どもたちが来ても楽しめるようにおもちゃ屋があったりもういろんなものが置いてあるんです。更には高知では、以前も紹介したんですけど月曜日から日曜日まで、今は毎日行われてないということだったと思うんですけど、各通りで月曜日、火曜日、水曜日、そういう形で来る人を飽きさせない、そして来てみたくなるまちづくりの推進を図っております。そして、日曜日には一番のメイン道路を封鎖してホコ天にして、日の出から日の入りまでという時間帯で骨董ものからお土産から果物から地場産物から、いろんなものを販売されてるんですよ。そういったものでいろんなものを販売されてるんですよ。そういったもので、ぜひ今のその商店街とやはり参考の一つになると思いますので、ぜひ研究重ねていただきたいというのが、今私はちょっと申し上げておきたいなと思いました。

それでは次の質問に移ります。次のまちづくり、本港マリンタウン事業の公募状況についてお伺いをいたしますが、先日同僚議員が質問されておりましたので若干の理解は示しております。前回の私の質問以降、この公募が開始され、さらには締切がこの間実施されました。公募の進捗状況はどのような状況であったのか。13社ということをメディアで知りましたのでその辺はいいんですが、ここだけ聞きたいと思います。市民、事業者の反応をどのように受けとめているのかについてお示しをお願いします。

建設部長（橋口義仁君） それでは、現在の公募状況につきましては、1次審査における書類提出が8月21日に締め切られております。対象である17区画に、島内13事業所から申し込みがあり、今後は全応募者に区画変更の有無などを確認した上で1次審査と2次審査を行う予定としており、分譲先は年内に決定する予定と伺っております。なお、今回の応募で土地譲受事業者が決定しなかった場合や申し込みが無かった区画の対応につきましては、土地処分検討委員会で検討すると伺っております。応募要領や分譲の手引きに関する質問等につきましては、奄美市ホームページで質問回答書の公表をしております。概ね御理解いただけたものと考えております。

13番（竹山耕平君） 先日の質問でもございましたのでしっかりと理解させてもらいましたが、やはり、時間がありませんので、ちょっと次の質問に移らせてもらいます。ありがとうございます。

次に、本地域に隣接する塩浜町では、今後この新港の旅客ターミナルビルの事業が進められています。旅客ターミナルビル事業終了後の隣接、一体となる地域として少し考えていただいて、一体的なまちづくりの在り方につ

いてどのような見解をお持ちなのか。というのは、やはり県側とのこれは、同時にこの旅客ターミナルビルも県側と市当局の担当者の皆さんもしっかりと、市民そして利用されている関係者の皆さんから様々な声が届いていると思いますし、やはりせっかくマリントウンを今整備しております、埋め立てをして。しっかり埋め立てをして、やはりまちはそこだけじゃありません。やはり隣接する地域と少し、当然このマリントウンは中心商店街の補完というか、そういったものとリンクしたまちづくりという形で進められているんですけど、そこはそこ、やはりその隣には塩浜町、そしてまた新たな今旅客ターミナルビルの建設をもう近々予定してるということでありますので、そういったところからちょっと質問をしたいなというふうに思いました。見解をよろしく願います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、現在、名瀬港本港地区の整備は防災拠点緑地と臨港道路、名瀬港新ターミナルビルを鹿児島県が、その背後地においては市開発公社が事業を進めております。これは、島民の安心で豊かな生活を支える生活密着型港湾としての機能を向上させるとともに、地域経済発展の柱と位置づけられる観光産業の発展に寄与する港湾を目指すことを方針とし、平成16年に改訂された名瀬港港湾計画に基づき段階的に進められている事業であり、御質問の新ターミナル背後地のまちづくりにつきましては、新しいまち「マリントウン」や新しい海の玄関口「新ターミナルビル」整備後の利用状況など、総合的な判断が必要であると考えております。

13番（竹山耕平君） 総合的な判断を県側と、未来像を描きながら是非進めていってほしいと思います。

ここで1点、今私もやはりターミナルビルの新港から今のマリントウンの中心道路を通して、そして末広本通りですね、中心商店街の。今着々と道路が進んでますが、そして先ほどの戸内議員の中でもやはりおがみ山ということも出ましたので、ちょっと1点だけ質問させていただきたいと思います。国はそのマスタープランも含めて、今そうやった道路の事情とかいろんな形でまちづくりを進めています。今この臨港道路がもしできたとしたら、末広本通りが完成をしてそして、そういった時に例えばおがみ山ができたとする、そういった時にこの交通体系はどのように変わるのかという御見解をお持ちなのかという点について、ちょっと示していただきたいなと思っておりましたのでお願いいたします。

建設部長（橋口義仁君） それでは、マリントウン地区に臨港道路ができた後の交通体系についてですが、臨港道路にはおがみ山バイパス、そして末広港線の道路と直接接続した道路となっております。午前中の御質問で、おがみ山バイパスでは渋滞緩和にはならないのではないかと御意見もございましたが、その中で朝戸トンネルと朝仁トンネルでの交通量を比較されておりました。しかしながら、古見本通り沿いには県病院や平田町のタイヨー前の交通量と朝仁トンネルを比較してみますと、交通量はかなり違うのではないかと考えております。おがみ山バイパスにつきましては、平成10年に都市計画決定され、既に事業がスタートしている段階でございます。三儀山バイパスにつきましてはまだ都市計画決定もされてない状況で、これから詳細な設計等を始めるとなると、着工するまでも10年以上の年月を必要とすると想定されております。そのため、既に予算措置がなされているおがみ山バイパスを優先的に進めていただくことで、市街地の交通量の分散化、安全安心な交通体系の確保にもつながるものと考えております。その後三儀山バイパスを着工することが、事業期間の短縮にもつながると考えておりますので、臨港道路の整備とあわせ下方地区、大和村への渋滞緩和もなされ、道路体系が構築されるものと考えております。

13番（竹山耕平君） それは以前から、平成10年と言いましたがその頃から出されていた内容でございますので、私も十分に理解はしておるのですが、先ほどの10年前と今と、そして10年後とお話も先ほどさせていただきましたが、そういったところからちょっと先ほどの質問を聞きながら、また今回の自分のマリントウンの件も含めてちょっと質問したいなというふうに思った次第でございます。よろしく願います。

それでは最後に、教育行政に移ります。2020国民体育大会、国体、この相撲競技開催への取り組み状況について伺いをいたします。先日開催されましたプレ大会、開催へのこの準備、そして反省点、課題等について

お示しをお願いしたいと思います。この件につきましてはやはり、この前のプレ大会は13チームでしたかね、出場だったと思いますけど、本大会はこれの何十倍という参加者や見学者含めたことで、いろんな課題が出てくるのであろうと思います。そういったところから質問をさせていただきます。

そしてもう1点、ついでに質問させてもらうんですけど、やはり最大の、ちょっと関係者からお話がありました、今年インターハイが行われた沖縄会場ではやはり1階も、そして2階の見学される場所も空調設備がしっかりと設置されていたと。そういった中で大会であったので快適だったと。やはりこの奄美も、10月とはいえやはり暑いというのは間違いないと思いますので、この暑さ対策としてそのあたりをどのような方策を講じる考えをお持ちなのかについて、お示しをお願いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、竹山議員にお答えをいたします。今回のこのプレ大会につきましては、全体を通して課題や改善が必要な点も見えてまいりました。なお、日本相撲連盟の役員の方からは、おもてなしも含めまして褒めの言葉をいただくなど、おおむね順調に大会自体は終了できたものというふうに認識しております。

御指摘の暑さ対策についてでございますが、今年は8月ということの開催でございました。特に2階の観覧席のほうで応援をさせていただいた皆さんは、大変暑い状況の中で観戦ということになったことも事務局のほうでは一つの課題というふうに思っております。今後は、今年の10月に会場内の温度等を検証しまして、冷風機や送風機を増設するなど対応を検討してまいりたいというふうに考えております。また、全体的なことに関しましては、また鹿児島県の相撲連盟と確認・共有しながら、規模が大きくなる国体に向けてしっかりと準備をしてまいりたいというふうに思っております。

13番（竹山耕平君） そのようなことから、しっかりした準備を来年の成功に向けて頑張ってもらいたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。全国学力テスト、失礼いたしました。字句についてちょっと訂正をお願いいたします。この全国学力テストという文言を標準学力検査CRT、そして並びにNRTへと変更をお願いいたします。すいません。CRTとNRTです。

それでは質問いたします。標準学力検査は毎年度行われ、各学年において結果が出されることによりこの全国的な平均点と、その学年ごとの平均点を見ることができるといって、そして比較をすることができると聞いております。そのため、生徒個人の得意・不得意な箇所についても細かな指導に取り組むというふうなことを聞いておりますので、その学力向上に向けた対策についてよろしくをお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） 時間もありませんがお答えいたします。まずNRTとCRTについて少し説明をしたいと思いますが、時間がありませんから

（「わかりますわかります」と呼ぶ者あり）

教育委員会といたしましては、新しい学力の向上に向けて今具体的に取り組んでいるということです。そしてそれを確実に次の学年に引き継いで、学力向上を進めていくということになろうかと考えているところです。特に今新しい学力というのは、児童生徒が主体的、積極的に深めていくと、そして積極的に活動する、そういう授業の進め方を今やっていて、それを私どものほうで策定して学校におろして学校で実践しているということで、そしてそのCRTもNRTも全て次の学年に引き継いでいくという対策を進めているというふうに御理解ください。

13番（竹山耕平君） 最後に1点だけ。これは小中連携、中高連携ということで、この小学校のそういった学年の子どもたちのやつは、しっかり中学校や高校に引き継がれて指導につながっているのかどうかお伺いします。

教育長（要田憲雄君） 指導要録がありまして、その指導要録にきちんと記載をして次の学年、次の学校に引き継いでいるということでもあります。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会、竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後2時45分再開いたします。（午後2時31分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

14番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。自民新風会の安田壮平です。本日は、多くの傍聴席の皆様、そして、とりわけ若い世代の皆様、お越しいただきましてありがとうございます。いつも以上に気合が入る思いです。今回の、そして、今期の一般質問、トリを務めさせていただきます前に一言所見を述べさせていただきます。

まず、私事で恐縮ではありますが、4年前の市議選に2度目の当選をさせていただき、今期も毎回欠かさず一般質問をさせていただきました。以前も述べたと思いますが、この一般質問をすることができるのは、市民の皆様から託された議員としての役割であり、大事な権限でありますので、常にアンテナを張り、情報収集し、頭をひねって質問や提案を考えながら回を重ねてまいりました。

思い起こせば約8年前、新人議員向け研修会で、議会における一般質問は、議員にとって、唯一行政当局に対して公の場で能動的かつ主体的に政策提言ができる場であると講師からいただいたこの言葉、深く胸に刻み込まれ今に至ります。まさにそのとおりだと実感しながら実践してきた次第です。

この4年間、奄美市議会も大きく変わってきました。自ら改革活性化を施行し、挑戦を続けてきたと思います。政務活動費使途の公開、議会報告会の回数増加、議会活性化検討委員会の設置、政策立案推進会議による政策提言などなど、これらは議会としての働き方改革でもあり、また、市民の期待や信頼に応え、自らの存在意義、存在価値を高める活動でもあったと感じています。

昨年度の政策立案推進会議による提言が、空き家等対策の推進に関する条例の制定に結びついたことは、議会全体、いわばチーム議会として、物事に取り組むことにより、政策が実現した一つの大きな成果であり、貴重な成功体験だったのではないのでしょうか。

執行権の首長当局と議決権の議会による政策立案競争は、私が思い描く地方自治活性化の理想の姿です。これからも首長当局と議会とのバランスのとれた協力、緊張関係の構築を目指し、市民のために、自ら変わり続ける議会であることを念願して活動していく所存です。

今後とも、市長を初め、行政当局、議会、市民の皆様には、より一層の御指導をお願い申し上げまして、質問に入ります。

まず、市長の政治姿勢、共通するテーマは、いわば人材の活用であります。奄美ふるさと100人応援団事業について、これまでの成果、課題と、昨年度、今年度の事業内容、今後の展望はということで、平成24年頃より開始した本事業について、これまでの成果や課題を簡潔にお示しいただくとともに、昨年度、今年度の具体的な事業内容をお示しください。あわせて今後の展開をどのように考えているのかお示しください。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 本定例議会最後となりました。24名の議員の皆様方にお礼を申し上げ、そして、本定例議会において御勇退を表明された議員の皆さん、御慰労と感謝の意を捧げ、そして、この間の議会議員としての活動に賛辞を贈りたいと思います。まだ会期は残っておりますものの、このような形で出会うことが最後となりましたので、執行部を代表して、この4年間の議員の全ての皆様方に等しく感謝の意を捧げ、そして、来るべき改選期において挑戦される議員の皆様方のなご一層の活躍を御期待申し上げたいと存じます。

それでは、安田議員にお答えさせていただきます。

奄美ふるさと100人応援団事業は、全国各地で活躍する奄美出身者や奄美にゆかりにある方々を応援団とし

て認定し、奄美の魅力を情報発信していただきながら、地場産品の販売促進、販路拡大を図り、癒しのシマ奄美のイメージアップや奄美ファンを拡大していくことを目指しております。

100人応援団は、現在、営業マン19人、応援団店舗31店舗を認定しており、その他に、全国各地7地区の主要な奄美会を特別会員として認定しております。100人応援団の皆様におかれましては、全国各地において応援団活動を展開していただき、これまで奄美ツアーの計画、自身の店舗において、奄美の郷土料理や地場産品、黒糖焼酎などの特産品の提供、PR、さらには本市と連携した奄美PRイベントを企画、実施していただくなど、精力的に活動していただき、大変ありがたく感じているところでございます。

後ほどの件については、また担当部長のほうから御答弁させていただきます。

商工観光部長（武下義広君） それでは、続きまして、事業内容並びに現状の課題、今後の展望について御説明をさせていただきますと思います。

昨年度の事業内容につきましては、新たに3人の方を100人応援団に認定させていただくとともに、横浜スタジアムで開催予定であった「奄美デー」、これは、残念ながら雨天で中止になっていますが、あわせて100人応援団店舗において交流会を開催していただくなど、100人応援団と連携、企画したイベントを3件実施しております。

今年度におきましては、「東北奄美会」への特別会員の認定のほか、新たに2件の100人応援団の認定を予定しており、連携事業といたしましては、「奄美デー」後の交流会を本年も開催するとともに、チャレンジデーにあわせて本市で開催した「シルバー元気塾」に御尽力いただくなど、新たな連携事業も展開しております。

本事業につきましては、100人の応援団を集めることが目的ではなく、郷友会や奄美ファンとのつながりの中心的役割を担っていただける方を認定し、人と人とのつながりの中で、奄美の魅力をPRしていただいていることから、本市におきましても、100人応援団の皆様一人一人と密接につながり、連携を図りながら、応援団活動を支援していくことが重要だと考えております。

これまで全国主要都市で実施している「奄美の夕べ」の開催時には、市長とのトップセールス会議を実施するなど、連携の強化を図っているところでございますが、100人応援団事業をより発展させるためにも、応援団同士の横の更なる連携の強化が必要不可欠であり、その点が課題にもなっていると考えているところでございます。

今後は、100人応援団個々の活動に対して、引き続き協力していくとともに、応援団相互の連携が図れる仕組みづくりや、更なる連携強化に努め、より精力的に応援団活動が展開できるよう支援してまいりたいと考えております。以上です。

14番（安田壮平君） 良く分かりました。すごく大事な活動をされていること、また、年度によってかなり内容が変わるんだなど、その時宜に合わせた活動をされているということが良く分かりました。

ちょっと関連して伺いたいの、今、団員数お示しいただきましたが、これまで平成24年から始まって、お店の閉店などにより、その団員を辞退した方とかいらっしゃるのかというのが1点、もう一つが、予算書を見ますと、予算書の中には、奄美ふるさと100人応援団連絡協議会負担金170万円というのが出てくるんですが、この事務局はどこのどなた、また、事務局というか協議会自体が、普段どのような活動をしているのか、そこをお示しいただけますでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それでは、まず1点目の認定の関係について御説明いたします。

これまでの認定者数としましては61名ございました。その中から死亡とか廃業とか、そのような形で11名の方が辞められているということで、現在、合計50人という形になっているということで、状況としてはそういう状況です。

それと、事務局につきましては、奄美市の紬観光課、この中で事務局をやっておりますので、その中でやりくりをやっていくということでございます。

事務局の活動内容につきましては、予算の差引とか、そのような形で、普通の事務局の内容を紬観光課内で処

理をしているということでございます。以上です。

14番（安田壮平君） 分かりました。本当、この活動始まった時すごく良いなと思って、その後の推移を楽しみに見てきたつもりで、今おっしゃったような状況ということで分かりました。

ただ、若干、発信がまだ足りないんじゃないかなと。今説明を聞いて、いろいろ様々な取り組みをされているなということが理解できたんですが、もっと日頃、普段からの発信というものをしっかり力を入れていただきたいと、こういう奄美ファン拡大のために、出身者、関係者の方々がこっだけ多様な活動をしているんですよというのを、ぜひ我々にも示していただきたい、日頃から示していただきたい。それに関係して、市のホームページ見ましたところ、この100人応援団に関するページ、4年前から更新が止まっていて、団員数も40名程度だったかと思うんですけども、やっぱりこういった活動をしていく上で、繰り返しますが、その情報発信の重要性を踏まえて、今後、事業の改善、向上を図りたいことがあれば、お示しいただけますでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。

4年前からホームページが更新されていないということでございます。そのような理由についてですが、ちょっとお話をさせていただければ、100人応援団事業の情報発信につきましては、応援団の活動内容や事業内容を紹介することを目的に、平成26年度に「奄美ふるさと100人応援団名鑑」を作成し、ホームページ上でもウェブブックとして発信させていただいております。

議員御指摘の市ホームページでの100人応援団のページにつきましては、制度説明についての内容が主であることから更新がございませんが、その時々ニーズに合わせた情報発信は100人応援団や市民の皆様に事業の周知を図る意味でも重要なことであると認識いたしております。議員がおっしゃるとおりだと思っております。

今後は、ホームページの更新も含めた「奄美ふるさと100人応援団名鑑」の改訂版の製作も視野も入れ、全国各地で100人応援団活動が展開しやすい環境づくりや支援を実施してまいりたいと存じますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

14番（安田壮平君） 分かりました。私も実は既存の団員の方から、ある方から、応援団になったんだけど、最近というか、その後、特にフォローがないとか、連絡がないとか、何かをして欲しいといった、そういった要請とか、コミュニケーションがないというふうな声も聞きまして、もしかしたら少数意見なのかもしれないけれども、しっかりやっぱりこれを今後も続けていくためにも、また、拡大していくためにも、きめ細かなフォロー、支援、そしてまた一緒にやっていくという、その横の連携強化、先ほどおっしゃった、そこを忠実に取り組んでいただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

沖縄県庁への職員派遣について。

職員派遣の目的や任務は何か。これは、とても私重要な取り組みと認識していますが、簡潔にお示してください。また、これまでの成果も併せてお示してください。

総務部長（前田和男君） お答えします。

沖縄県庁への職員派遣につきましては、一旦本市を退職した上で、沖縄県庁職員として採用される、いわゆる「割愛」として平成8年度から実施しているところでございます。これまでに沖縄の離島振興や情報政策、観光振興を所管する部署に配属され、現在の職員で11人目となります。

派遣の目的といたしましては、奄美群島と歴史的・地理的・文化的にも近い沖縄において、地域振興施策を県職員という立場で担当することで、市職員として得難い経験と見聞、新たな人的ネットワークを本市に持ち帰り、本市の施策に生かすこと、派遣職員そのものが本市における貴重な人的資産となるための人材育成と考えております。

これまでの成果といたしましては、奄美群島広域事務組合と沖縄の北部広域市町村圏事務組合、及び両地域の24市町村が毎年実施している「奄美・やんばる広域圏交流事業」が、沖縄県への派遣職員が立ち上げた成果の一つとして挙げられるほか、ICTプラザかさりの建設、運営についても、国内でも先進的な沖縄県の情報産業

振興施策の経験が活かされたところがございます。以上です。

14番（安田壮平君） 本当に、これは、有形・無形の恩恵が本市にもたらされているというふうに思います。お1人ですので、そしてまた、割愛という形なので、過度な期待をしてはいけないのかもしれませんが、でも、やっぱり沖縄の経済成長を含めた人口増加など目を見張るものがあり、奄美は地理的な優位な場所にあると。あと20年後、30年後はもしかしたら、本県と沖縄県の人口が逆転するかもしれないという状況がある中で、ぜひともやっぱり生かせるチャンスは生かしてほしい、生かしていただきたいというふうに感じています。

その中で、世界遺産登録というのもやっぱり協働でやっていくわけですから、ぜひ今まで以上に、その連携、交流の深化を図っていただきたいと思うんですが、そのために、その割愛ということであったんですけども、然は然り乍らその派遣した職員の方に様々な観点からもその調査、研究、基礎的な情報収集を含め、そういったものを期待できないかということについてお示し願います。

総務部長（前田和男君） 議員からお話のありました役割についてでございますが、まず、世界自然遺産登録を見据えたこの時期に、限られた派遣期間内で派遣職員自身のキャリアアップを図る上でも、大変有意義であると考えております。また、派遣終了後に、本市にもたらす効果も期待できるものと考えております。

これまでも本市に置かれている状況を踏まえ、離島振興、情報政策、観光振興などの部署へ派遣を受け入れていただいております。それぞれの分野で最前線で役割を担ってまいったところがございます。その上で様々な現場に足を運び、情報を集め、行政以外にも郷友会などの人的ネットワークを広げることについては、これまでの派遣職員も自発的に行ってきたところがございます。

今後、議員の御提案の「役割」というものをどのような形にするのかにつきましては、派遣期間中の任命権者が沖縄県知事になりますことから、まずは、与えられた沖縄県職員としての職責をしっかりと全うすることが重要と考えているところであります。

いずれにいたしても、自らの立場をしっかりと考え、行動できる職員をこれからも選考して、派遣を継続することで、今後とも沖縄県との連携を密にしていきたいと思います。御理解をお願いいたします。

14番（安田壮平君） やはりまずは継続していくことが大事だと、そこは本当、私も思いは一緒であります。その上で、先ほども申しました奄美の地理的優位性を生かした沖縄との連携強化、そのために2つほどちょっと提案したいことがありまして、一つは、以前から議会でも議論になっています沖縄奄美間の航空路輸送費支援関係、この現状の実態調査であったり、また、この航空運賃がすごく高いと。奄美から鹿児島までは1万2,500円で行ける時代ですけども、沖縄はその約2倍、片道で正規に買えば約2倍なので、ここが1つ、その交流の足かせになっているなど。でするので、奄振と沖振というまた法律制度が違う狭間でもあるんですけども、沖縄も今観光客数はハワイを抜いたんですけども、滞在日数増を目指していると。量から質の転換という観点で、本島と離島を組み合わせた観光を推進していきたいという沖縄観光コンベンションビューローの会長の言葉もありますが、まさに奄美もその一角に加えていただけるチャンスじゃないかなというふうに思いますので、ここについての基礎的な調査、研究、あるいはまたもう一つが、沖縄大交易会という国際食品商談会。これがありまして、今、バイヤーとサプライヤー合わせて500を超える国内、国外、アジアからも来ている、日本国内でも本当一大、大きな商談会になってきて、約今5年目ぐらいだと思うんですが、去年は、鹿児島県内から9社出店、そして、鹿児島市と鹿屋商工会議所が後援団体になっているという実態もありますので、是非そこに何か奄美からもアプローチできないかと。もちろんアンテナを張っている奄美の業者さんは出店しているかもしれないんですけども、是非これをはじめ、様々なチャンスあると思いますので、是非いろいろ検討していただきたいんですが、これについて何か見解はありませんでしょうか。

総務部長（前田和男君） 議員おっしゃるとおり、沖縄と奄美の航空運賃の軽減というのは、今地域でも大きな課題となっていると認識しております。その中で、多少とはいえ、軽減の入り口が見えてきたことも事実だと思っております。今後とも、沖縄と鹿児島を含めた奄美を中心としたネットワークの構築、そういうものについて

は、本当に一生懸命頑張らなきゃいけない大きな課題だと認識しております。

先ほど議員のほうからありました大交易会という商談会もあるということですが、ちょっと私のほうがそこについて認識がなかったもんですから、そういう場所もあるのであれば、当然、地元の商工会議所、商工会、そういうところを含めて、情報共有を図った上で奄美からもそういうところに出ていけるような環境づくりも頑張っていかなければいけないんじゃないかと感じたところでございます。以上です。

14番（安田壮平君） 分かりました。是非お願いしたいと思います。

沖縄ばかりいうと、鹿児島を忘れるんじゃないかと心配になられるかもしれませんが、もちろんそんなことはなく、やっぱりその間のバランスといますか、やっぱりしっかり、これまで本当に奄美は狭間の地域ということで歴史的にもいろいろと苦しい思いもしてきたことも確かでありますし、そこはやっぱりしたたかにかというか、しなやかに逞しく生き抜いていく戦略が必要だと思います。これから、ますます沖縄県庁、派遣職員の方々の役割というものが大きくなるかと思しますので、しっかり継続していただく中で、将来に生かせるものを見出していきたいというふうに要望しまして、（3）に移ります。

地域おこし協力隊について。

まず、笠利地区において、大島北高の活性化を任務とする協力隊を配置してはどうか、見解をお示してください。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、安田議員にお答えいたします。聞き取りの内容で、古仁屋高校の事例等も聞き取っておりますので、それを参考にお答えしたいと思います。

安田議員御案内のとおり、瀬戸内町においては、本年度4月から高校活性化の活動を目的とした古仁屋高校コーディネーター、これは地域おこし協力隊になりますが、2名の方を配置しております。県内でも高校活性化に特化した地域おこし協力隊の採用は初めてであり、古仁屋高校と連携した生徒募集や広報活動、今年度開設された寮の管理に伴う事務などを担うとともに、町の教育、福祉、観光、産業、コミュニティー等の幅広い分野で連携した事業に取り組んでいると伺っているところでございます。

大島北高等学校においても、旧笠利町時代に学校の活性化等を目的として、地域振興協議会を立ち上げ、平成12年度からは、地域教育振興協議会への運営補助をはじめ、通学費や部活動指導の補助等も行い、島内外からの生徒募集広報活動に力を入れているところでございます。

議員からの大島北高の活性化を主任務とする地域おこし協力隊の配置はできないかとのことですが、大島北高等学校の活性化には貴重な提言だと思っております。まずは、様々な問題等を学校や地域振興協議会を中心に意見交換を行いながら、課題を整理し、学校、OB、行政、地域が一体となり取り組んでいながら、地域おこし協力隊の配置につきましても、必要に応じて検討をしてみたいと考えております。以上です。

14番（安田壮平君） 分かりました。この話は、通告する前に、もちろんですけども、北高の校長、教頭先生にも直に話しにいき、すごく喜んでくださいました、歓迎したいということで、ぜひ奄美市がそういった協力をしていただけるなら、我々は喜んで受け入れたいということで、それ裏を返せば、すごく切実な危機感があるということだと思います。

今奄美市がやっている様々な支援策、それはもちろんそれですごく大事、笠利町時代からやってきたとても大事なもので、これからも続けていかないとはいけませんし、だからといって、それだけ続けておればいいという訳でもないんだろうと、これから先、やっぱりそういう古仁屋高校が先駆的にいろいろやっている事例を見て、北高もこのままの情態ではやばいんじゃないかなと、いけないんじゃないかという思いは本当お互い共感するところでありました。

だからこそ、私も文厚委員会を代表して、学校教育振興協議会、過去4回参加させていただいたんですが、年に1回のこの協議会だけの議論ではなくて、やはり、日常的な意見交換の場というのを北高と本市で持っていたきたい。それがそういう地域おこし協力隊をはじめ、またはかつてあって学生寮の復活ですとか、島外からの生徒誘致などにも向けて、一歩ずつ進んでいくよすがになると思うんですが、それについて見解をお示し願います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） 大島北高等学校の活性化を図るためには、学校内での議論はもちろんのこと、学校内外での意見交換等は重要なことだと考えております。教育振興協議会では、北高に在学する中学校の校長先生やPTA会長、議会、大島北高の同窓会役員、行政等の委員により振興協議会を開催し、様々な意見交換等を行っているところですが、現在のところ、教育振興協議会以外の定期的な会合等の開催は行っておらず、必要に応じ、意見の交換を行っているところでございます。

教育振興協議会の回数も限られていることから、今後は、必要に応じ、教育振興協議会以外にも、意見交換のできる機会や定期的な会合についても、大島北高等と協議をしながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

14番（安田壮平君） 是非そこは前向きにまず一步実践していただきますようお願いしたいと思います。

次、②住用において、環境保全や観光メニュー創出を任務とする協力隊を配置することはできないか、お示し願います。

住用総合支所事務所長（手薮利文君） お答えいたします。住用地区は、世界自然遺産登録の際には、コアゾーンとなる重要な場所であると考えております。現在、住用町におきましては、地域の自然、歴史、文化など地域資源発掘、保全、発信につきましては、NPO法人すみようヤムランドが行っております。このNPO法人は、主に地域文化保存継承事業、環境保全事業、地域活性化事業、公共公益施設の管理運営事業などを目的としておりますが、活動は多岐にわたり、観光客への観光案内、街歩き、民泊の推進などについても積極的に対応しております。

また、地域課題、地域資源発掘、観光メニューの掘り起こしなどを目的としまして、本年度から、元地域おこし協力隊の方と連携、協力し活動しているところでございます。

住用地区への地域おこし協力隊の配置につきましては、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。以上です。

14番（安田壮平君） 分かりました。地元NPOの方々をメインとしてやっているということで、是非それはとてもまた大事なことだと思いますが、ぜひ外からの目というものを活かしていただければ、もっと多面的・多角的な観光メニューなどが、また、環境保全のあり方などが見えてくるんじゃないかなというふうにも思いますので、そこはまた引き続き検討していただきたいと思います。

私は、地域おこし協力隊については、去年も質問しまして、1期目の方がお2人、先日退任をされて、その後どうなのかというのが続かないというか、見えてこない訳なんです、地域おこし協力隊のニーズについては、我々議会報告会においても、やっぱり住用地区からもそういう声が挙がったというのを聞いていますし、また、かつて地域協議会などでも、そういった議論や要望があったんじゃないかなというふうに思うんですが、地方創生も、来年度から第2期にフェーズが変わりますが、そういう中で、次年度に向けて何か考えていないのか、この地域おこし協力隊を積極的に作業を導入することについて、私はあくまでも例として、笠利、住用と、こういう役割等申し上げましたが、何か活かそうということを考えていないのか、その点はいかがでしょう。

総務部長（前田和男君） 地域おこし協力隊については、行政にとっては非常にありがたい制度だと思っております。今回も、3月議会で答弁をさせていただいたと思いますが、地域おこし協力隊の募集について、庁内での声かけをさせていただいております。その中で、やはりそれぞれの行政課題の中で地域おこし協力隊の手助けをいただいたほうがよりスムーズにいくんじゃないかという、そういう課題が出てきた時には、当然地域おこし協力隊の募集をかけないといけないと思っております。募集時期については、またそれぞれのタイミングというのがあると思いますので、当然、総務部だけで考える問題ではなく、市それぞれの行政分野の中で課題をしっかりと捉えて、必要であれば、地域おこし協力隊をまた募集するという形で進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

14番(安田壮平君) 国の力を借りるという訳でもないんですけども、ぜひ関係人口を増やすというのも一つの大きなこれからの目標になっていくと思いますので、その意味での地域おこし協力隊も、非常に大きな奄美の応援団になることは間違いないと思います。是非前向きに、積極的にこれは検討していただきたいと思います。

続きまして、教育行政に入る前に、一つ新聞記事を紹介させていただきます。これ先週の新聞記事、全国紙の記事であります。

子供の自殺、9月1日最多。政府の自殺対策白書によると、18歳以下の子供の自殺は、2013年までの42年間で、9月1日が1年で最も多かった。8月は後半に向けて増え、春休みやゴールデンウィークなどの後も目立つ。休み明けの登校が精神的な不安、負担になっていると見られる。

とありまして、これは、幸いにも、奄美市ではそういうことはない訳ではありますが、でも、もしかしたら、奄美に通っている小中高生の中には、ここまで重大じゃなくても、苦しんでいる子供がいるかもしれないなど、そういうことを慮れる大人の社会、地域社会でありたいなということを念頭に置いて、再発防止対策検討委員会について伺います。

前回、6月24日の一般質問で答弁していただきましたが、その後の進捗状況はいかがかということですが、前回の答弁で、再発防止対策検討委員会の委員に遺族と第三者調査委員会委員を加えるとの答弁をいただきました。その後の進捗はということなんですが、この通告を出した時点では、厳密にいうと、報道として知る範囲では6月24日一般質問の後、7月17日第2回再発防止対策検討委員会が開かれました。そしてまた、その後、8月18日、教育長直接会談を求めるという記事、そしてまた、23日に遺族と面談へ、今月中、8月中という記事があって、その後、通告を出しましたので、どうだったかなと思ったところ、先週30日の報道で、遺族と面談され、謝罪をされ、そしてまた、委員への要請をされたということをお伺いしました。そこについては、この一連の流れは、私なりに報道で押さえておりますので、今後の見通し、第三者調査委員会の委員の方の就任も含めて、これについてお示しいただけたらと思います。

教育長(要田憲雄君) お答えを申し上げます。

先日の新聞報道でもありまして、先ほどおっしゃられたように、御遺族への謝罪については、8月29日に直接お会いして行ったところでございます。併せまして御遺族には、再発防止対策検討委員会の委員の要請も行いました。御了承いただいたところでございます。今後は、委嘱状の交付などの手続を行い、次の委員会から出席してもらって、様々な意見をいただけるように進めたいと考えております。

また、第三者委員会の委員の方へも、再発防止対策検討委員会委員の要請をしているところでございます。再発防止対策検討委員会では、議論を尽くしてもらい、再発防止策を策定していただきたいと、そのように考えております。

14番(安田壮平君) 承知しました。第三者調査委員にも要請中ということで、また、次回が9月27日と見えていますが、ぜひお互いに納得の上でテーブルに着いていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、この再発防止対策検討委員への就任については、1月に遺族から市長宛要望が出されたという報道があり、実現までに約8カ月かかったということでもありますので、またそのことも考えていただきながら、今後は、急ぐ訳ではありませんが、スピーディかつ中身が充実した議論になっていただきたいと、そういう議論につなげていただきたいというふうに思います。

次に、②なんですが、この上記委員会の結論を待たずともという部分、第三者調査委員会の調査報告書にある提言を実行できるものもあると考えます。これについてなんですが、第三者調査委員会の調査報告書公表を昨年の12月、公表後も本市において体罰やいじめの事案が発生していると認識をしております。残念ながら、これまでのところ、この調査報告書の趣旨が、本市の教育行政や教育現場において十分に生かされているとまでは言えないのではないかと感じております。

その一端が例えばなんですけれども、この奄美市のいじめ防止基本方針というのがあり、また、各学校ごとにこのいじめ防止基本方針というものが策定が義務付けられているんですが、これが、私が気づくまで公表されて

いなかったというか、各学校持つてはいたと思うんですが、もうそれが一部保護者に対しても、あるいはまた一般市民に向けても公表されていなかった。このことは指摘したらすぐに対応していただいて、今は、市のホームページに全ての学校掲載をしていただいています。ただ、お見受けしたところ、教育委員会が策定する基本方針については、まだホームページに載っていないんじゃないかなというふうに思いますので、そこは御確認いただきたいと思います。

こういったことも踏まえて、再発防止対策検討委員会の今後の進捗を考えると、結論は今年度末以降になるのではないかと予想されますが、二度と重大事案を起こさないためにも、調査報告書の提言の中で実行できる部分は速やかに実行してほしいと考えますが、見解をお示してください。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。

第三者委員会の調査報告書で示された提言を受けまして、まず、調査報告書の全てを市のホームページで公表し、どなたでも閲覧できるよう掲載しております。また、各学校におきましても、調査報告書を先生方がいつでも手に取って閲覧できるよう、職員室に常備し、職員会議や職員研修等で活用できるよう指導しているところです。

その他にも、調査報告書の提言には、「学校において教職員は生徒の立場に立った共感的子ども理解に基づく生徒指導・生徒支援を実現すること」、「学校においては、教職員は、体罰、いわゆる暴力あるいは暴言のその他、生徒の尊厳を害する行為を行わないこと」、「生徒の不登校が問題行動とは捉えないで、共感的理解に基づく支援を行うこと」なども行いました。

これらの提言については、学校における生徒指導の基本だと考えております。しかも重要なことであると認識しておりまして、これまでも、学校訪問ですとか、あるいは管理職研修会等で具体的に指導をしてまいりましたし、年2回実施している生徒指導者主任等研修会でも取り上げて指導をしているところです。提言を受けた後も、具体的にさらに指導を継続していると御理解ください。

特に、体罰防止につきましては、6月議会でもお答えしましたとおり、体罰防止に向けた研修資料を作成し、ケーススタディーやアンガーマネジメントを取り入れた研修を全ての学校で実施させております。

しかしながら、感じますことは、最も大切なことは、これらの提言を教職員一人一人が深く理解し、課題意識や問題意識を持って実践することが極めて大切であると考えていまして、そのことにもさらに具体的に指導していくところをございまして、今後もそのように指導してまいりたいと考えております。

そこで、5月に設置した再発防止対策検討委員会の中で、生徒指導体制の在り方をはじめ、教職員の研修の在り方などを議論していただいて、具体的な実践的な再発防止策を構築して、各学校で活用していただくというふうに進めたいと考えております。

14番（安田壮平君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

まさに教育長がおっしゃるとおりなんだろうというふうに思いますし、それを教育現場ではしっかり取り組んでいただきたい。そしてまた、そうは言いながらも、また実際難しい問題が現実にあるのかもしれないんですけども、やっぱりそこは、1人の先生だけじゃなくて、チームでとか、お互いに先生同士協力し合っ、て、或いはまた、保護者、地域の方々協力し合っ、て、チームで取り組んでいただけるような、そういう対策、やり方進めていただきたいなというふうに思います。

是非このことは、再発防止対策検討委員会が、引き続きこれから先も開かれていくと思いますが、その辺の結論を待たなくても、やっぱり日頃から徹底化を図っていただきたいと思います。

一つ気になるのが、この調査報告書を各学校へ常備して閲覧できるようにしているということなんですが、先生方も、毎年のように異動がある訳でありまして、そういう中で、本当に全教職員の方が読み込んだのかと、その辺やっぱりしっかりチェックをしていただきたいというふうにも思うんですが、その辺の体制づくり、仕組みづくりについてはいかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君） 今おっしゃることは大変大事なことでありまして、私も最近になって、各学校に先生方

がきちんと活用しているのか、そして、できれば、そのことについて感想を求めたりして集計をしているというふうに理解をしていただきたいと思います。当然、異動もありますから、具体的に確実に職員室に常備して活用してもらおうということなのかと思います。

14番(安田壮平君) 是非その方向で取り組んでいただきたいと。やっぱり風化を恐れるといいますか、忘れられることが怖いと思います。この調査報告書をしっかり読み込んでいただければ、きっと体罰というものは、ぎりぎりまでは本当我慢できるんじゃないだろうかというふうにも思います。先生も人間ですし、児童生徒も人間ですから、お互いその感情に流されるということもあるのかもしれないかもしれませんが、やっぱりそこを踏みとどまる、食い止める、その歯止めとしてぜひ活用していただきたいなと思います。

もう一つ、本当奄美の子供たち、この提言の5番目で言われていますが、自己肯定感、自己有用感が乏しいという言葉が度々聞かれます。非認知能力という言葉も使われますが、やっぱり上からの押しつけるような指導とか、一方的な指導ではなくて、生徒指導ではなく生徒支援という概念、そしてまた、共感的な理解、これをぜひ各学校で考えてもらうことが大事だろうなど。どういう接し方、どういう愛情表現の仕方が、この生徒支援なのかということです。これは本当に再発防止対策検討委員会に言われずとも、各学校でそれぞれの先生方、保護者交えて考えるいい材料、いい教材になるんじゃないかというふうにも思いますので、そこは、是非取り組んでいただきたいと思います。もう一度、教育長見解をお願いします。

教育長(要田憲雄君) おっしゃるとおりだと思っております。

それから、もう一つ私のほうから申し上げますが、各学校を訪問する時に全ての教室を回ります。私どものほうから、校長、教頭を指導して、子供たちの作品をきちんと教室に貼る、廊下に貼る、そして、そこに赤ペンを、学級担任や教科担任が入れて、とにかく子供たちが自己有用感や肯定感につながるような、赤ペンで褒めてください。強いて申し上げますと、学期1回学級PTAがあります。保護者が教室に入ります。自分の子供の作品が目につきます。赤ペンがあります。指導するのではなく褒めてあげる。それを保護者が見て、自分の子供が、担任がこんなふうに思ってくれたと。家に帰って、あんたのはこういうふう褒められておったよと、対話につながります。そして、だんだん自己肯定感が、あるいは有用感が高まっていくであろうと、今そのことをずっと4年前から進めて、具体的にそのことが上手くいっている状況もあるというふうには御理解ください。以上です。

14番(安田壮平君) 分かりました。是非また引き続き、教育長の方針の力を入れていただき、徹底していただき、自己肯定感、自己有用感、この高い子供たちに育てていただきたい。そうすれば、多分自ずと自分の将来の目標、夢、役割というものも自然と考えられるような、そして、それに向けて努力するような、そういう若者、子供たちが増えていくんじゃないかなというふうにも思いますので、この調査報告書、しっかりとこれからも一つのバイブルというか、一つの大事な教材として活用していただきたいということを要望して、最後の質問に移ります。

3番の質問、環境・観光、レジ袋削減・エコバック普及についてであります。先般、地元スーパーにおいて、レジ袋削減・エコバック普及に関する報道がありました。本市は、世界自然遺産登録を目指す地域として、本市においては、これはとても重要な取り組みであると感じています。レジ袋削減については、以前も経済産業大臣などの発言がありましたが、国の法制化の方向性はいかがでしょうか、また、市内の主な事業所、大手スーパー、コンビニ、ドラッグストア等のレジ袋削減に向けた動向はいかがか、お示してください。

市民部長(満永亮一君) それではお答えします。

現在、プラスチックごみは、世界的にも問題となっておりますが、その削減は、地球温暖化防止対策、海洋汚染などの環境問題の改善、石油資源の節約にもつながります。レジ袋有料化によるプラスチックごみ削減の推進は、住民が身近に協力することができ、プラスチックごみに対する意識向上をもたらすというところで、非常に有効な手段であると認識しております。

国の法制化の方向性についてですが、国の経済産業省に確認しましたところ、令和2年4月からの実施に向け、現在関係する省庁で調整中であるという回答をいただいております。

市内の主なスーパーやコンビニエンスストア、6事業所について調査したところ、9月からレジ袋の有料化を実施した事業所が1事業所あり、他の事業所につきましては、有料化について今のところ予定はないが、国の動向などを見据え検討中であるとの回答をいただいております。

また、これまで各事業所独自の取り組みとして、マイバック持参の方にはポイントを還元したり、レジ袋削減の声掛け活動を実施したりするなどの自主活動を行っているということをお聞きしているところでございます。以上です。

14番（安田壮平君） 分かりました。ありがとうございます。

本当面白いのが、経済産業省が所管してやっているというのが、環境省じゃなくて、まさに、経済と環境ともうどちらも外せない、欠かせない、もちろん環境省も後押し、環境大臣も後押ししている訳なんですけれども、そういう方向でなっていくんだろうなと。目的としては、やはりありましたとおり、CO₂削減、石油資源の節約、プラスチックごみの廃棄抑制というところで、国内での年間推定レジ袋数百億枚というふうに言われていますので、確かに人口1億2,000万人、1人100回買い物をしただけでも、数百億枚、下手すれば数千億枚いっているんじゃないかなというふうに思いますが、何気ない買い物でも、やっぱりそれが積み上がれば膨大な量になるという、その想像力を働かすことができるか、それを消費者に伝えることができるかという、そういう所すごく大事なんだろうなというふうに思います。ぜひ今後の動向、そしてまた、市内の事業者に対する周知なり協力というものを進めていただきたい訳ですが、ちなみに、中小の小売店については、これどういう方向性になるか、その辺はお分かりでしょうか。

市民部長（満永亮一君） 申し訳ないですが、中小の小売店のほうはまだ調査をしておりません。ちょっと大手のスーパー、そういったものを事前に調査してまして、中小のほうはまだ調査しておりません。

14番（安田壮平君） 分かりました。本当、一気に変えるというのもまた大変でしょうから、猶予期間みたいなのが設けられるのかもしれませんが、ぜひ意識を変えるためにも、まずは行動様式を変えると、一つのすごくシンボリックな取り組みになると思いますので、そこはまた、本市としても、ぜひ積極的な協力、取り組みをお願いしたいと思います。

それに関連して、②民間事業者に対して、行政として支援、協力できることはないかということで、お示し願います。

市民部長（満永亮一君） ごみを中心とした環境問題の改善は、住民一人一人の意識、モラルによるところが大きいと考えておりますので、世界自然遺産登録に向け、市民の環境に対する意識高揚はとても重要なことであり、今回のレジ袋の有料化などが一つのきっかけになればと期待しているところであります。

先日、市内のスーパーで、マイバックの無料配布イベントが行われましたが、そのイベント会場の一部場所を提供していただき、海洋汚染防止や地球温暖化防止のパネルを掲示し、マイバックの普及とあわせて、啓発活動を実施したところでございます。

議員御提案のエコバックの作成・配布は、2月開催の「まなび・福祉フェスタ」などの市の主催するイベントなどで実施可能と思われます。バックに絵を描くなどの簡易的な自主作成を親子参加型で実施することにより、環境教育にもつながり、次世代を担う子供たちの環境保全に対する意識向上や奄美大島の美しい海や自然を守る活動にもつながると期待されますので、実施に向け検討をしまいたいと考えております。以上です。

14番（安田壮平君） 分かりました。エコバックをPRグッズとして、世界自然遺産登録とも関連させて配布をすると、団扇やマグネットのように、そういうことも提案させていただいたんですが、是非次の機会を楽しみにしたいと思います。

年間少なくとも800万トンのプラごみが海洋に流出しているということで、例えば、京都亀岡市は、有料、無料を問わずレジ袋提供を禁止する条例づくり、来年に向けて進めている。富山県も全国で初めて全域でレジ袋無料配布の廃止を宣言、これはもう2008年、11年前やっているということで、まさにこれSDGsの取り組みにもなりますので、本市でも、またゆくゆくはこういった検討もされるかもしれません。

そしてまた、聞いた話では、市内の大手スーパーで紙のストロー、環境配慮商品を販売したところ、来店客数に占める購入数の割合が全国1位だったと、今年6月、それぐらい結構奄美、地元の人たちも、環境配慮、環境意識高まっているなというふうにも思いますので、これはチャンスだということで、ぜひ時宜を捉えた取り組みを、当局のほうも民間と一体となって進めていただきたいと思います。

最後、あやまる岬の展望台についてなんですけど、様々な利用者を想定し、手すりを設置することはできないかということで、モニター利用をお願いします。

議長（師玉敏代君） 安田壮平君から、資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。どうぞ。

14番（安田壮平君） ありがとうございます。これが、あやまる岬の展望台、喜界島が見える所で、正面から見たところ、次のをお願いします。何か手すりみたいなものがあるじゃないかと、手すりというか手置きというか。3番目をお願いします。これ左側、右側なんですけど、これ以前私も一般質問取り上げて、3段とはいえ、車椅子の方難しいから、手すりつけられないかと述べたんですけど、次のをお願いします。これは、県がつくった土浜の展望台です。右側にああいう掴める、そして、割と低い位置にある手すり。次の画像をお願いします。これは、噂の節田の立神が見えるというだけなんですけど、次のをお願いします。まあまあこういう感じですよ。

やっぱり人によって症状が違うので、右利き、左利きの人、両方が使える、そういう手すりを設置することが、やっぱり本当に様々な方に配慮した構築物じゃないかと思うんですけど、是非このような手すりを設置することはできないか提案をいたします。答弁をお願いします。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） このあやまる岬の展望台は、幼児から高齢者などの様々な方々に利用されている施設でございますので、バリアフリー化や手すりの設置については必要性を認識しているところでございます。

展望台への手すり等の設置につきましては、本施設が国立公園内ということでもございますので、関係機関と協議を図りながら対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

14番（安田壮平君） 是非前向きに考えていただきたいと思います。

右が使える人、左が使える人、両方使えるために、真ん中に手すりを置くというやり方もあると思いますので考えていただきたいと思います。そしてまた、あわせて県が設置している展望台についても同じことを要望します。右側だけじゃなくて、やっぱり左側にも。

今後、県も湯湾岳などに展望台を設置するようですので、その際には、このバリアフリーの観点からこの考えを取り入れていただくよう県に要望してほしいと要望します。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日7日から9日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、9月7日から9日までを休会といたします。

9月10日午前9時30分本会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。(午後3時48分)

第 3 回 定 例 会
令和元年 9 月 10 日
(第 5 日 目)

9月10日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
総 務 部 長	前 田 和 男 君	総 務 課 長	三 原 裕 樹 君
企画調整課長	山 下 能 久 君	財 政 課 長	國 分 正 大 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 水 産 課 長	栄 広 久 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君	下 水 道 課 技 術 監 調 整	里 則 人 君
教 育 部 長	福 長 敏 文 君	教 育 委 員 会 総 務 課 課 長	徳 永 恵 三 君

9月10日(5日目)

学校教育課長 元野 弘 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

主幹兼庶務係長 池田 忠徳 君 議事係主査 堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります前に諸般の報告をいたします。
市長から、地方自治法第180条の規定による専決第6号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分がありました。その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。
日程第1、議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案85号 工事請負契約の締結についてまでの18件を一括して議題といたします。
ただいま議題とした議案18件に対する質疑に入ります。
通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

16番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は、社会民主党 社民党の関 誠之でございます。令和元年第3回定例会総括質疑をさせていただきます。

まず最初に、議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

まず、6ページの第2表、債務負担行為補正についてであります。

まず、現在の廃棄物処理業者の現況のお示しをいただきたいと思います。恐らく2020年4月に契約するための予算措置で、今年度中に入札をするというような思いで、この債務負担行為が出されているのではないかとと思いますが、そういう中で、廃棄物処理収集委託事業ということで1億516万4,000円の予算が計上されております。この根拠を示すとともに、なぜ今議会での予算措置なのかということも併せてお示しをいただきたいと思います。

2つ目は、11ページ、10款2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金1億2,823万4,000円について、これは幼児教育無償化の地方負担の財源だと思っておりますけれども、内訳をお示してください。

また、奄美市では、幼児教育の無償化により幾ら負担減になるかをお示しをいただきたいと思います。

2つ目は、無認可外保育施設等も無償化されるようでありませうけれども、本市において該当する施設はあるのか、あるとすればどのような施設で、その通知等についてはどのように行っていくのか、お示してください。

3つ目、今回は地方負担分を措置する臨時交付金2,349億円を設けて、全額国費での対応となっておりますけれども、令和2年度以降の地方負担分についての財源保障はどのように措置されていくのか、幼児教育無償化は持続可能な施策なのか、見解があればお示しをいただきたいと思います。

大きな(3)、14ページ、21款5項1目1節総務管理費収入、地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体委託金200万が計上されておりますけれども、対応する歳出についてと内容をお示しをいただきたいと思います。

(4) 16ページ、2款1項9目13節委託料852万8,000円、RPA導入支援事業となっておりますけれども、どのような事業であるのか、事業後の費用対効果についてはどのように考えておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

5つ目、(5) 17ページ、2款1項14目13節委託料210万1,000円、個人番号カード利用環境整備業務について、まず事業内容と現在の個人カードの現況を示すとともに、今回の措置により普及率の目標をどれぐらいに定めておられるのか、お示してください。

2つ目は、現場の目線で、普及率が伸びない原因はどこにあると思っておりますか、お答えをいただきたいと思います。

(6) 17ページ、2款1項14目負担金602万の減額になっておりますけれども、これについてお伺いいたします。施策として大変よい施策だと評価はしておりますけれども、余りにも減額幅が大きすぎて質問させていただきます。

離島留学助成金の現況を示すとともに、今後の課題は何なのか、そしてその課題の解決方法についてはどのような議論がなされ、今後の方法はどのようになっていくのか、お示しをいただきたいと思います。

(7) 26ページ、7款1項8目委託料2,000万、官民連携事業導入可能性調査業務について、PFIというふうな言い方をしておられるようですが、これについて、まず最初に業者の選定の方法と今後の日程、なぜPFIを採用とするのか、お答えをいただきたいと思います。

2つ目は、具体的にどのような調査をして、どのような成果の期待をしているのか、お答えをいただきたいと思います。

(8) 31ページ、10款3項2目7賃金50万9,000円、部活動指導員というふうに予算計上されておりますけれども、部活動指導員の選考方法についてはどのように行い、どこの学校に配置をするのか。

2つ目は、賃金での雇用となりますけれども、公務災害等の補償はどのようになっておるのか、お示しをいただきたいと思います。

あと議案第76号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について質疑をいたします。

まず第1に、第3条中、行政職、現業職というふうにありますけれども、それぞれ何名で、具体的にはどのような職種なのか、お示しをいただきたいと思います。

2つ目は、第4条中のフルタイム会計年度任用職員をその任務の複雑、困難及び責任の程度に基づき、職務の級に分類するとあるが、具体的な職種についてお示しをいただきたいと思います。

3つ目は、第5条中、規則で定める基準とは、どのような基準であるのか、職種による初任給の格付けがどうなっているのか、お示しをいただきたいと思います。

あとの質問については自席で行います。よろしくお願いをいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

環境対策課長（平田博行君） おはようございます。関議員の御質問にお答えいたします。

今回補正予算に計上した債務負担行為1億516万4,000円でございますが、令和2年度より5年間の長期継続契約を予定している一般廃棄物収集委託業務に係る入札等の事務を年内に行うため、予算をあらかじめ確保するためのものでございます。補正予算成立後に、次年度へ向けた入札等の準備に入る予定としております。

現在の廃棄物処理収集委託業者の現況でございますが、名瀬地区7業者、住用地区1業者、笠利地区2業者の10業者に委託をして、家庭ごみ回収業務を実施しております。

委託事業費の内訳、根拠でございますが、各々の金額等の公表は差し控えさせていただきますが、10地区の設計金額を基に計上しております。設計金額は、運転手、作業員の給料、社会保険、車両の借り上げ料、車両の維持費、燃料費などを基に計上しております。

9月補正とした理由につきましては、新年度の契約に向けて、委託業者においてパッカー車等の準備期間を設ける必要があるため、年内に入札執行できるよう9月補正に計上させていただいております。以上でございます。

福祉政策課長（石神康郎君） おはようございます。それでは、(2)の11ページ、10款2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金1億2,823万4,000円について、幼児教育無償化の地方負担の財源内訳及び本市の幼児教育無償化により幾ら負担減になるのかということにつきましてお答えいたします。

幼児教育無償化につきましては、消費税10パーセントへの引き上げによる増収分により必要な財源を確保することとなっております。

しかしながら、令和元年度は消費税引き上げに伴う地方の増収が僅かであるとのことから、地方負担分を全額国費により対応するため、子ども・子育て支援臨時交付金が創設されたところでございます。

子ども・子育て臨時交付金1億2,823万4,000円の内訳につきましては、認可保育所及び幼稚園の保育料無償化に関する分が8,932万円、幼稚園の預かり保育料及び認可外保育施設等に関する分が3,015万円、副食費免除に関する分が876万4,000円となっております。

次に、本市における負担減についてお答えいたします。

幼児教育無償化の財源の負担割合につきましては、私立施設は、国が2分の1、県と市が4分の1づつとなっており、公立施設は全額が市負担となっております。

子ども・子育て臨時交付金の内訳につきましては、私立施設に関する分が6,982万9,000円、公立施設に関する分が5,840万5,000円となっておりますので、私立施設の2分の1の額でございます3,491万4,000円と公立施設分を合わせた9,331万9,000円が市が負担すべき財源であると考えております。これに保育料等の減額分5,540万7,000円を差し引きしました3,791万2,000円が今年度、市の負担減になったものと認識いたしております。

続きまして、②幼児教育無償化に伴う認可外保育施設等についてお答えいたします。

幼児教育無償化は、3歳から5歳までの教育・保育施設を利用している子ども全てが対象となっていることから、認可外保育施設等を利用した場合の保育料につきましても、無償化の対象でございます。

本市における認可外保育施設は、わかば保育園、みどり保育園、ひよこ広場などの一般的に託児所と呼ばれている施設が3カ所、奄美病院、奄美中央病院、名瀬徳洲会病院、和光園、県病院などの病院内保育施設が5カ所、名瀬信愛幼稚園、名瀬聖母幼稚園などの預かり保育施設が2カ所の10カ所となっております。

また、認可外保育施設以外に朝仁保育園、小宿保育園、さくら保育園、預かりルームみつばちなどの一時預かり施設、病児保育施設、ファミリー・サポート・センターも対象となっております。これらの施設につきましては、10月からの幼児教育無償化の事務について説明会を開催し、施設及び利用者が戸惑うことのないよう準備を進めているところでございます。

続きまして、3番目の令和2年度以降の地方負担分についてでございますが、令和2年度以降の地方負担分につきましては、地方財政計画の歳出に全額計上して、一般財源総額を増額確保し、その上で個別の自治体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入すると伺っております。このようなことから、幼児教育無償化の地方負担分につきましては、今後も地方消費税交付金及び地方交付税で全額措置されるものと認識いたしております。

以上でございます。

企画調整課長（山下能久君） おはようございます。私のほうから、1、（3）総務管理費収入、地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体委託金と、1、（4）RPA導入支援事業についてお答えいたします。

1、（3）歳入に関する補正予算、21款5項1目1節総務管理費収入、「地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体委託金」に関しましては、令和元年度事業といたしまして、環境省大臣官房環境計画課が全国公募いたしました「地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体」として本市の提案が採択されたことにより、補正予算として計上するものでございます。

なお、本事業は、環境省からの事業費交付ではなく、環境省から委託を受けた管理団体から、採択団体である本市への事業費交付となりますことから、当該歳入予算費目への計上を行っているところでございます。

次に、これに対応する主な歳出といたしまして、一般会計補正予算書17ページにございます2款1項14目地方創生推進費において、8節報償費の9万2,000円、9節旅費187万3,000円のうち183万円であり、10分の10の交付率となっているところでございます。当該事業を活用した本市における事業内容につきましては、地域内バイオマス資源の有効活用による新産業創出に向けて、官民による勉強会を開催することとしております。

続きまして、（4）2款1項9目13節委託料852万8,000円、RPA導入支援事業とはどのような事業か、事業後の費用対効果についてどう考えているのかの質問にお答えいたします。

RPAは、「ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、人がパソコンを操作して行っている業務をパソコンの中にあるRPAツールが代行・自動化する概念です。2016年頃から使われ始め、現在ではAI、IoT、RPAなどの技術の発展、活用が進み、第4次産業革命の到来と呼ばれているところです。

本市では、総務省が公募する「RPA導入補助事業」に応募し、7月に採択されております。本事業では、これまで職員が行ってきたデータ入力や転記、チェック等の大量かつ単純定型的な業務をRPAツールに代行させ

ることで、ミスのない正確な処理や作業時間の短縮を実現するなど、より生産性の高い業務へシフトすることを目的としております。

次に、費用対効果につきましては、本事業の中で3業務についてRPA化を図り、定量的な側面と定性的な側面から効果を検証することとしております。

目標といたしましては、対象の3業務で年間400時間の削減を図り、より質の高い政策的な業務へ変革する効果を期待しているところです。以上です。

商工情報課長（麻井庄二君） では、5番目の17ページ、2款1項14目13節委託料201万1,000円、個人番号カード利用環境整備事業につきまして、事業内容を私のほうから御説明をさせていただきたいと思いません。

今回の事業につきましては、10月からの消費税率引き上げに伴い、令和2年6月まで国が行いますキャッシュレス決済のポイント還元につき、令和2年度に国がマイナンバーカードを活用した消費活性化策として予定しております制度の準備を行うものとなっております。詳細がまとめ次第、事業所への案内などの広報が主なものとなります。

来年度以降の制度につきましては、現時点での情報では、全国統一のポイントを購入した場合に国がプレミアムを付与して消費活性化を図るとのことです。

また、決済手段としましては、マイナンバーカードにマイキーIDというパスワードなどを設定し、民間のキャッシュレス決済でポイントを購入することとなっております。

去る9月3日に本制度を所管します政府の「第5回デジタル・ガバメント閣僚会議」も開催されたところですが、ポイント購入条件、購入の対象者、またプレミアム率、ポイントの利用環境、有効期限などの具体的な内容につきましては、国において、現在、検討中であり、詳細は秋に決定されることの方針が示されております。

市民課長（寿山一昭君） おはようございます。私からは、5番のマイナンバーカード（個人番号カード）についてのお答えをいたします。

最初に、個人番号カードの申請状況について、普及率で申し上げますと、令和元年7月末現在で9,099名の申請がありました。人口に対して21.01パーセントとなっております。県内の19市では、西之表市が27.41パーセントと最も高く、奄美市は2番目に高い普及率となっております。鹿児島県全体では14.81パーセント、全国では16.73パーセントとなっております。今回の措置で、国が掲げる普及率目標は、令和2年7月末までに3,000万から4,000万枚を交付することを想定しております。普及率で言いますと、25パーセントから35パーセント程度となっております。奄美市においても、国が掲げる目標に沿って取り組みたいと考えております。

次に、このマイナンバーカードの普及率が伸びない原因についてでございますが、大きく2つあると考えております。1つは、個人番号カードを持つメリットが少なく、必要性が感じられないということ、2つ目に、個人番号が漏れないかとの不安感があることが要因であると分析しております。

カードを持つメリットとしましては、これまでは公的な身分証明書としての利用が主なものでございましたが、来年1月からの予定ですが、住民票や印鑑証明、税務証明が全国のコンビニで発行できるように計画しております。

また、他に、今後ですが、全国でどこでも使える、先ほど言いましたマイナポイントの利用や健康保険証としての利用が予定されております。セキュリティー対策についても、カードそのものに税や年金の個人情報が入っておりませんし、マイナンバー制度は個人情報を一元管理する仕組みではございませんので、万が一、マイナンバーが漏れたとしても、そこから情報が漏れるようなことはないと考えております。今後とも機会を見つけて、市民にこのメリットやセキュリティー対策などを広報していきたいと考えております。以上です。

学校教育課長（元野 弘君） 私からは、1の（6）離島留学制度及び1の（8）部活動指導員についてお答えいたします。

まず初めに、離島留学制度の助成金の現況でございますが、留学生の保護者の負担を軽減するために1カ月、1人当たり3万5,000円及び帰省費用として1回1万円、年2回分を助成しております。

現在、9校区で離島留学制度を導入しております。当初は1校区に2名、全体で18名の受け入れを想定し、792万円を計上しておりました。今年度は7名の受け入れでスタートいたしましたが、市小中学校で、兄弟で受け入れていた2名については、母親が5月にIターンとして定住したことにより、離島留学制度の助成対象から外れました。

また、住用中で受け入れていた1名の生徒が生活になじまず、途中で解約となりました。1学期終了時点で4名の受け入れとなったところでございます。このことから1学期までの実績及び4名分の助成金を差し引いた602万円を減額したところでございます。

今後の課題でございますが、受け入れ世帯である里親の確保が難しいところでございます。その理由といたしましては、他人の子どもを1年間預かることに抵抗や不安がある。また、家を空けることができなくなり、旅行や趣味などに制限がかかるなどが上げられております。それらを各学校や学校の活性化協議会、地域の方々に協力をお願いしているところでございます。教育委員会としましても、児童生徒の確保と地域の活性化、里親家庭との連携や支援の在り方などについて議論をしながら、今後も本事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、部活動指導員についてお答えいたします。

まず初めに、部活動指導員派遣推進事業について御説明いたします。

この事業は、県の新規事業で、県から委託を受けたものでございます。目的としましては、教員の働き方改革の一つとして、県の部活動のあり方に関する方針に基づく活動を具現化するため、モデル的に部活動指導員を指定校の中学校に派遣し、部活動の充実と適正化を促進し、成果と課題を検証することでございます。

県全体で3校に1名ずつ部活動指導員を派遣することとなっており、国が3分の1、県が3分の1の補助事業となっております。部活動指導員の選考方法につきましては、比較的部活動数が多く、外部指導者を複数名配置している中学校の学校長が推薦した指導者の中から、これまでの指導歴や練習への参加状況、部活動への関わり方等を総合的に判断し、選考いたしました。配置先の学校につきましては、名瀬中学校に1名配置する予定でございます。

次に、公務災害等の補償についてお答えいたします。

部活動指導員の身分は、地方公務員法第3条第2項及び奄美市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例第2条第1号に定める一般職非常勤職員でございます。ですので、災害が生じた場合には、鹿児島県市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例または労働者災害補償保険法の規定により補償することになります。以上です。

商工情報課長（麻井庄二君） では次に、7番目の26ページ、7款1項8目委託料2,000万円、官民連携事業導入可能性調査業務について、この2つをお答えしたいと思います。

まず、この調査業務ですが、バスセンター建設に関してPFIの導入可能性調査を行うものでございます。業者の選定方法につきましては、現在、検討中の段階です。今後の日程としましては、10月中に契約締結、3月上旬での業務完了を目指しております。

なお、バスセンターにつきましては、基本設計、実施設計などを経て、令和6年度以降に着工と予定しております。

平成10年に名瀬中心市街地・マリントウン地区整備計画策定調査でバスターミナル構想が検討され、以来、平成28年度の中心市街地活性化協議会で「PFIを活用したバスセンター・複合商業ビル整備事業」の構想が提言されました。中心市街地活性化基本計画でバスセンター整備構想策定も位置づけられたところでございます。

バスセンターは中心市街地に設置されますことから、人と交通を結ぶ施設であり、人と人、また人とまちをつなぐ施設でもあります。複合商業ビルとして提言のありました観光案内所などの公的機能、さらに特産品販売や飲食施設などの収益事業について、民間のノウハウと経営能力を生かした、より良質なサービスを提供できる施設としてPFI導入の可能性を探るものです。

次に、具体的にどのような調査をし、どのような成果を期待しているのかという点ですが、調査につきましては、類似・同規模の施設整備に関する公共事業による建設やPFI事業による情報の整備、また利用想定や収支・財務情報の整備、事業化プロセスの検討などを行います。

PFI導入について期待する効果としましては、PFI事業者がその資本によって施設を建設し、完成後に施設の維持管理等を含めた事業期間全体で市が支払うこととなりますので、行政側は初期投資が少なくて済むと同時に、財政支出の平準化を図ることができます。

また、民間による建設であるため、設計や建設費においてコストの軽減を図ることもできます。PFI事業者側は、自治体への提案から参画できるとともに、これまで行政が行ってきた分野に参入する可能性が広がり、事業機会の拡大や新しい産業創出につながることも期待できます。

更には、住民側にとっては、民間ノウハウを活用した良質で快適な公共サービスを受けることができるというメリットがあります。これまで本市では例がない事業でありますので、公共施設へのPFI事業の導入可能性を含めて、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

総務課長（三原裕樹君） おはようございます。それでは、議案第76号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、その1点目の行政職と技能・労務職の具体的な職種と人数についてお答えをいたします。

本議会に上程しております本条例第3条第1項第1号及び第2号に位置付けられます行政職と技能・労務職のうち、行政職については、一般事務補助や保育士、保健師など349名、技能・労務職については、給食調理員や伐採作業員、庁舎警備員など98名、合計447名を見込んでいるところでございます。

それから、2点目の職務の級に分類する具体的な職種についてお答えをいたします。

本条例第4条に位置付けられます「分類の基準となるべき職務の内容」につきましては、別途規則で定めることとしているところでございますが、行政職と技能・労務職ともに、1級の基準としましては、「定型的または補助的な業務を行う職務」、2級の基準としましては、「高度の知識または技能・経験を必要とする職務」と現在想定をしているところでございます。

具体的に1級に位置づけられる職種といたしましては、一般事務補助員など、また2級に位置づけられる職種といたしましては、保健師や管理栄養士、社会福祉士などを想定しているところでございます。

それから、3点目の規則で定める基準と初任給の格付についてお答えをいたします。

本条例第5条に位置づけられます「フルタイム会計年度任用職員の号給を決定する際の基準」につきましては、これも別途規則で定めることとしているところでございますが、まずは現在運用しております任用基準の職種の資格や業務の区分に基づき、本会計年度任用職員制度におきましても、同様の基準を踏襲することを想定しております。

したがって、初任給の格付につきましても、現在の報酬水準を下回ることがないよう、直近の号給への格付がなされるよう作業を進めているところでございます。以上でございます。

議長（師玉敏代君） 答弁漏れはございませんですね。

16番（関 誠之君） 丁寧な回答ありがとうございます。いろいろありますけれども、時間の都合上、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、この債務負担行為の廃棄物処理収集業者のことについて再質問いたしたいと思っております。

9月の補正の計上の理由は、先ほどありましたけれども、全地区一斉入札で、地区割の見直し等々もというようなことでありましたから、地区割の見直しはどのように行われ、入札の在り方、今後の日程も含めて、どのように変わったのか、現在行われている、昨年の12月に同じような債務負担が出ておったと思いますけれども、その時と入札の在り方がどのように変わったのかというのが1点。

2つ目は、地区割の見直しで変更になる地域が出てくるとすれば、その地域はどこになるのか、また一番大事なことでありますけれども、そのことによる収集日の変更があり得るとしたら、あり得る場合の対応、いわゆる周

知徹底をどうするかというようなことでありますけれども、この2点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

次に、8番の部活の指導員について再質をしたいと思います。

縷々先ほどありましたけれども、本事業に期待するものはどのような効果であるのかと、モデル校でありますから1校、仕方がないことかもしれませんが、大規模校に幾つか配置をして、それぞれ違った校風があると思いますので、またクラブにおいても、それぞれの野球とかバスケットとかいうクラブの違いもありますでしょうから、本来ならばそういった違ったものの3つ程度を配置をすれば、効果が非常に分かってくるのではないかなというふうに思いますが、働き方改革の一環ということでありますから、それは非常に大事なことでありますので、了解をしたとして、本事業に期待するものはどのような効果をまず期待をしているのかという点であります。

それと、議案第76号の奄美市会計年度任用職員について、再質をいたします。

先ほど縷々回答がありましたので、理解をしたところでありますけれども、第8条のフルタイム会計年度任用職員、18条のパートタイム会計任用職員の期末手当等の支給はどのように違うのか、また一般職とどのように違うのかというところまで少し掘り下げていただきたいと思っております。

2つ目は、別表第2、第3条関係でありますけれども、技能労務職、パートタイム会計年度任用職員で1号の1級に格付された場合、これは時間給で取り崩してみますと、792円というようなことになるようですけれども、鹿児島県の改定された最低賃金が790円であります。そういった最低限ぎりぎりのこの1号1級、いわゆる行二表でありますけれども、になっておりますので、この辺の給与の見直しは必要がないのかどうか、また格付について、そういった人がいるのかいないか分かりませんので、何とも言えませんけれども、そういうことも含めてお答えをいただきたいと思っております。

環境対策課長（平田博行君） 地区割の見直しにつきましては、現在の各地区の状況につきまして、ステーションの数、距離、回収時間などの調査を終えまして、そのデータを基に検討しているところでございます。

入札のあり方につきましては、令和2年度から一斉入札の実施により、5年ごとの地区の見直しの調整等が可能になります。市民がより適正なサービスを受けることができるよう、調整等を図ってまいりたいと考えております。

また、令和元年度契約の入札により、最低制限価格を設けて入札を執行しており、委託業者においても、契約内容に適した業務を履行できるものと認識しております。

地区割の見直しによる変更となる地域につきましては、現在作業中であり、お答えは差し控えさせていただきますが、大規模な収集日の変更はないものと思われまますので、基本的に収集日の変更はないものと思われまます。一部変更になる地域が出る可能性もあります。万が一、変更が生じた場合は、広報紙等で周知を図ってまいりますが、自治会の協力や収集業者の協力も得ながら、市民の方へ周知徹底できるよう万全を期して新年度に向けた準備を進めていきたいと考えております。

学校教育課長（元野 弘君） この部活動指導員派遣推進事業につきましては、先ほども説明いたしました、県の委託事業でございます。

まず、県としまして、この事業を導入にするに当たってモデル的に配置をしまして、その課題と成果を検証して、今後どのようにしていくかということのための事業でございます。県全体で3校、たった3人の配置となっているところでございます。今年度につきましては、

まず、この期待される効果についてでございますが、大きく2つありまして、まず1つ目が教員の働き方改革に関わるものでございます。

それについて、1点目といたしましては、部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒の面談等の時間確保ができる。2点目といたしましては、経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減を図ると、2つ挙げられております。

次に、部活動の質的な向上でございます。

1点目は、正しい理解に基づく技術の向上、2点目として、生徒の能力に応じた適切な練習方法の導入、3点

目として、想定される事故、けがの未然防止等が挙げられております。

以上が部活動指導員を配置することによって期待される効果でございます。以上です。

総務課長（三原裕樹君） それでは、会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムの期末手当の支給の違いについてお答えをいたします。

基本的にフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員における期末手当の支給については、相違はございません。ただ、パートタイムのうち1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものの支給は、支給対象外となる場合がございます。具体的な勤務時間につきましては、現在、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満と想定をしているところです。

それから、一般職との違いということもございましたが、一般職につきましては、今、期末手当の支給率が2.6月というふうになってございまして、今回の会計年度任用職員につきましては、再任用職員同様の1.45月の想定をしているところでございます。

それから、2点目の最低賃金に関連した給与表の見直しについてでございますが、この最低賃金との関係につきましては、国の事務処理マニュアルにおきましても、人事委員会による公民比較を通じて、民間企業との均衡が図られている常勤の職員の給与を基礎とすることで、間接的に実現されるとしているところでございます。

したがって、今後の人事院勧告に応じて、常勤職員と同様に、会計年度任用職員の給与表についても、随時改正をしていくことで、最低賃金とも連動した給与水準が確保できるものと考えております。

以上でございます。

議長（師玉敏代君） 関 誠之君、3回目です。

16番（関 誠之君） ありがとうございます。部活動の指導員については了解をいたしましたので、ぜひ県のほうに積極的な意見を出していただきたいと要望しておきたいと思っております。

それで、今、会計年度任用職員のことについて、再々質といたしますか、最後の質問をさせていただきたいと思っております。

一番心配、今、臨時で、非常勤で働いている人たちが、自分たちは4月以降はどうなるんだろうという心配をしておられるということを知っておりますので、そういうものも含めて質問をさせていただきたいと思っております。

会計年度任用職員の採用の在り方といたしますか、そういう中で、現在の臨時職員は移行措置的なものがあるのか、あるとすればどのような移行措置になるのか、申し上げたとおり、採用の在り方がどういふふうなことになるのか、例えば選考で、面接だけで終わるのか、それにまた筆記試験とか、そういったものがあるのかないのか、そういうところ、具体的なものを上げて、採用のあり方、また現在の400名余りの非常勤の職員がおりますけれども、その現在の臨時職員がこの会計年度任用職員に移行するに当たっての採用の在り方、移行措置的なものがあるのか、あるとすればどのような措置なのか、お答えをいただきたいと思っております。

総務課長（三原裕樹君） 会計年度任用職員の募集、任用に当たりましては、新たな地方公務員法第13条の平等取扱の原則を踏まえ、年齢、性別にかかわらず、均等な機会を与える必要があるというふうにされております。

採用の方法につきましては、その従事する業務の性質などを踏まえ、競争試験によらず、選考によることができるとし、その方法としまして、面接や書類選考等による適宜の能力実証の方法によることができるとしております。様々な職種において必要な能力や経験を各課にて選考基準として位置付けることで、スムーズな制度移行を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長（師玉敏代君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第75号から議案第77号、議案第83号及び議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての5件は、これを総務企画委員会に、議案第69号から議案第71号、議案第78号、議案第79号、議案第81号、議案第84号、議案第85号及び議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての9件は、これを文教厚生委員会に、議案第72号から議案第74号、議案第80号、議案第82号及び議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての6件は、これを産業建設委員会に、それぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日11日から19日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日11日から19日までを休会とすることに決定いたしました。

これにて本日の日程は終了いたしました。

9月20日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時23分）

第 3 回 定 例 会
令和元年 9 月 20 日
(第 6 日 目)

9月20日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	東 美佐夫 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前田 和男 君
総 務 課 長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財 政 課 長	國分 正大 君	市 民 部 長	満永 亮一 君
国保年金課長	濱田 洋一郎 君	保健福祉部長	奥田 敏文 君
福祉政策課長	石神 康郎 君	商工観光部長	武下 義広 君
産業振興課長	長井 和揮 君	農林水産部長	山下 仁司 君
農林水産課長	栄 広 久 君	建 設 部 長	橋口 義仁 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
水 道 課 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	福長 敏文 君

9月20日(6日目)

教育委員会総務課 徳永 恵三 君
課長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君 議会事務局長兼
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

主幹兼議事係長 伊 集 院 正 君 議事係主査 堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第85号 工事請負契約の締結についてまでの18件を一括して議題といたします。ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。
最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君） おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は、9月11日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第68号から第71号の4件及び第78号、79号、81号、84号、85号の全9件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

9件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

初めに、議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、3款民生費及び4款衛生費について、当局より補足説明があり、3款2項3目保育所費、15節工事請負費520万円は、赤木名保育所屋根防水工事の施工面積が当初計画の2倍以上になったことにより増額するもの。同目19節負担金補助及び交付金6,244万9,000円は、保育料無償化、預かり保育無償化及び副食費免除に係る費用。7目児童育成事業費、19節701万7,000円は、放課後児童クラブ受け入れ人数増加によるもの。8目地域型保育費、19節4,805万1,000円のうち1,475万1,000円は、2事業所の一時預かり事業実施に係る増額分。3,330万円は、保育料等無償化に伴う認可外保育施設、いわゆる託児所及び病院内保育施設への負担金。

また、3款1項9目介護保険支援事業費、19節1,746万8,000円は、地域介護・福祉空間整備推進交付金として、高齢者施設等の防災・減災・耐震化や災害時の大規模停電に対応するための自家発電機の設置など、施設整備のために国から交付されるもので、内訳は、自家発電機設置が3件、ブロック塀改修が1件とのこと。

委員より、地域介護・福祉空間整備推進交付金について質疑があり、当局より、この制度は、各事業所から市を通して国に申請するもので、今年度は自家発電機がグループホーム2件、小規模多機能事業所が1件、ブロック塀改修は有料老人ホームが1件であり、今後も継続される制度である。また、再申請は可能で、例えば自家発電機が一定期間の耐用年数を経た後であれば申請できると考えているとのこと。

また委員より、放課後児童クラブの状況について質疑があり、当局より、昨年度は10クラブ、12クラス、383名の利用者数だったが、今年度は11クラブ、14クラス、444名で利用者が61名増えている。今後も需要は増えていくと考えているとのこと。

また委員より、ヤスデの大量発生状況について質疑があり、当局より、平成29年度は1地区のみだったが、今年度は5地区で確認されている。薬剤費の補助については、個人宅に発生した分は購入費の2分の1を補助し、市が駆除するのは、市道沿いを中心に行っている。ヤスデの活動時期は春と秋だが、5、6月の発生期に駆除ができたので、秋以降の発生はある程度抑えられるのではないかと期待しているとの答弁でした。

その他、障害児給付等事業費、病後児保育事業などについて質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、10款教育費について、当局より補足説明があり、1項1目教育委員会費、19節大島北高等学校生徒通学費等補助金145万円は、昨年度と比較してバス通学生が増加したことによるもの。3項2目教育振興費、7節貸金50万9,000円は、県の新規事業である部活動指導員派遣推進事業を受けるもの。6項4目体育施設管理費、11節需用費のうち200万円は、名瀬運動公園屋内プールの男女トイレバリアフリー改修費用。また702万円は、住用奄美体験交流館、ボイラー設備取替修繕料。また17節公有財産購入費1,065万6,000円は、体験交流館の慢性的な駐車場不足を解消するための用地購入費で、全額、公共施設整備事業基金繰入金で対応するとのこと。

委員より、部活動指導員について質疑があり、当局より、今回はモデル事業として名瀬中学校の水泳部に配置する予定である。来年度以降については、県の動向を見ながら決めていきたい。選考については、これまでの指導歴や練習への参加状況、部活動への関わり方等を総合的に判断して行っているとのこと。

また委員より、体験交流館の駐車場について質疑があり、当局より、購入予定地は体験交流館の国道を挟んだ向かいの土地で、駐車可能台数は多くて50台程度、現在の駐車場が58台分なので、合わせて100台は駐車できるようになる。大雨の時にも冠水することはないとのこと。

また委員より、体験交流館のボイラーについて、大浜海浜公園のタラソなどの施設も含めて、ボイラー故障への対応には多額の費用がかかり、指定管理者の休業中の損失も大きくなりがちなため、多くの民間企業が採用しているように、機能が充足できる程度のボイラーをもう一つ置いて、ボイラー2基体制での運用をお願いしたいとの要望、提案がありました。

その他質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第69号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、当局の補足説明の後、委員より若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第70号 令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、当局の補足説明の後、委員より、住用診療所医師住宅の建設予定地について質疑があり、当局より、住用総合支所前の旧営林署跡地に建設する予定で、今年の台風等でも浸水しなかった場所であるとの答弁でした。

次に、議案第71号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、当局の補足説明の後、委員より、介護保険事業費準備基金への積立金8,161万3,000円について、どのような場合に取崩すのかとの質疑があり、当局より、昨年度は第7期計画期間の1年目であり、剰余繰越金があると想定していたが、今後、2年目、3年目のいずれかに不足が生じた場合に取崩すことが考えられる。また、そうならなかった場合、次期計画期間の保険料算定に際して取崩すことにより、保険料の上昇を抑えることも考えられるとのこと。

また委員より、今回の積立金の額の多寡について質疑があり、当局より、計画策定時は介護保険給付費が年々上昇するという見込みであったが、実際は下がったため、積立金がこの額になった。ただし、今回の結果だけでは、保険料が妥当だったかどうか判断するのは避けたいとの答弁でした。

次に、議案第78号 奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の補足説明の後、委員より若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第79号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局の補足説明の後、委員より、給食副食費についても自治体独自で無償化しようという議論はなかったのかとの質疑があり、当局より、自治体によっては、そのような検討をしているところもあるようだが、本市においては、今後、全体の財政状況や他自治体の状況などを見ながら検討していきたいとの答弁でした。

続いて、議案第81号 奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、当局より、国の制度として10月より、幼児教育・保育が無償化となるために、所要の規定を整備するものとの補足説明の後、委員より、特段の質疑はございませんでした。

最後に、議案第84号及び第85号 工事請負契約の締結について、当局より補足説明の後、委員より若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（師玉敏代君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君） おはようございます。産業建設委員会は令和元年9月12日の1日間開会し、議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第80号 奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 令和元年度奄美

市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第73号 令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第74号 令和元年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第82号 奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を慎重に審査いたしました。

これらの議案6件につきましては、お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について、主な質疑について御報告いたします。

議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、産業建設委員会関係事項についてであります。

当局から、8目中心市街地活性化対策費、13節委託料に官民連携事業導入可能性調査業務2,000万円について、測候所跡地に計画しているバスセンター建設についてで、官民連携事業としてのPFIの導入可能性についての調査を行うための費用で、調査費用のうちコンサルタント等の専門家に調査を依頼する経費について、2,000万円を上限とし、全額国費で、公募があり、応募したとのこと。これまで公共施設建設では、公共工事の基準に沿った設計や工事施工となり、完成時には一括で契約額を支出するもので、財政計画などへの影響も大きいものがあり、それに反しPFIは公共施設に関して自治体が建設するのではなく、民間資金を利用して、民間事業所に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法で、建設していただいた建物とサービスについて、その施設を利用する事業期間を設定し、その事業期間で平準化して支払うことになり、施設整備費のみを割賦払いするというのではなく、施設提供サービス購入費を民間に支払うもので、例えば施設の清掃・警備サービスや維持管理・運営に関するサービスなど、包括的に一つのサービス料金として支払うもので、平成28年に中心市街地活性化協議会において、PFIによるバスセンター・複合商業施設として提案され、本市ではPFIを実施したことがないため、PFI事業で実施できるのかを含めて検討いたしたく、その可能性を調査しようとするものであるとのこと。この財源として、15款2項7目商工費国庫補助金に同額の2,000万円を計上しており、今回の調査業務を経て、さらに検討して、バスセンターに関する市の方針を決定し、その後の施設建設に反映させたいと考えているとのこと。

次に、19節負担金補助及び交付金の住宅リフォーム等助成金400万円の増額の理由につきましては、前年度の申請状況から、当初予算では前年度比400万円少ない1,600万円で計上していましたが、今年度の前期の申請状況から、昨年度を上回る申請件数が見込まれ、住宅リフォームを検討している方々への負担軽減や地域経済の活性化を図るため、400万円の増額を行うものでありますとの補足説明の後、委員より、PFI事業の取り組みについて質疑があり、この事業については、中心市街地活性化協議会の中で提言されているという中において、公的なバスセンターという部分と商業的な施設を入れてほしいという形があり、いかに良質なサービスを提供できるかというのは、やはり民間の方々のノウハウを借りないといけないところがあって、PFIでという提言がなされてきたと。PFIについては、民間の資本で建設をして、その後、市が提供されるサービスを含めて、例えば事業期間を20年とか25年と設定した場合には、その中で平準化して支払いをしていくということで、財政的な負担も軽減されるという面もあり、トータルとして市の施策のバランスもあり、そこも含めて検討させていただきたいとのこと。

他の委員より、末広・港土地区画整理事業の進捗状況と総事業費、更に緑地公園について質疑があり、移転補償ベースで進捗率が95.6パーセントで、今後移転が必要な建物棟数は5棟で、事業期間は変更となりますが、総事業費は変わらず、95億2,000万円を予定しているとのこと。また、緑地公園については、末広・港の真ん中のほうに緑地公園を計画しており、敷地が狭いので、遊具とかそういったのは計画しておらず、緑地的な意味合いで考えているとのこと。

他にも委員から、市営住宅の補修整備について、住宅リフォームについて、指定管理についての質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第80号 奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、奄美市では、郊外の大規模集客施設及び大規模小売店舗の建築制限を行い、商業機能が集約された中心市街地へ誘導を図ることを目的として、平成20年7月9日に、奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を制定しており、準工業地域と工業地域に特別用途地区の指定を行っており、今回、名瀬港本港地

区(マリンタウン地区)の埋め立てに伴い、準工業地域の用途地域の変更及び特別用途地区の変更について、令和元年6月25日開催の奄美市都市計画審議会にて了承され、関係機関との協議も終了したため、関連する条例の一部を改正するものでございますとの説明の後、委員から質疑がありませんでしたので、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第72号 令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、2款事業費、2項建設費、1目公共下水道建設費、15節工事請負費の2、500万円につきましては、朝仁地区の污水管布設工事としまして2,000万円を計上し、平田地区の私道の管布設工事としまして200万円を計上し、名瀬浄化センターのフェンス工事としまして300万円を計上して、合わせて2,500万円を増額計上とのこと。委員より、特段の質疑はありませんでしたので、この際、省略させていただきます。

次に、議案第73号 令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についての補足説明の後、委員からは、事業の状況と維持管理について質疑があり、当局より、農業集落排水の施設については、名瀬のほう6施設、住用が1施設、笠利のほうが今現在4施設となっており、施設導入する際には、9割以上の同意をとということで、同意を得て導入しており、水洗化率については、ほぼ8割を超えているが、大川地区、山間地区のほう7割にまだ若干達していない状況とのこと。接続する際の費用等がネックになっており、説明をして水洗化率を上げていきたいと考えているとのこと。維持管理については、確かに維持管理が増しており、今後、合併浄化槽については上乘せ補助があり、大分負担も軽減されているので、合併浄化槽で整備する方法に切り替える時期かなというふうに思っているとの答弁でありました。

次に、議案第74号 令和元年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について、補足説明の後、委員より特段の質疑がありませんでしたので、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第82号 奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について、説明の後、委員からは質疑がありませんでしたので、この際、省略をさせていただきます。

以上で、産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長(師玉敏代君) 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長(三島 照君) おはようございます。総務企画委員会の報告を行います。

総務企画委員会は、9月13日午前9時30分より慎重に審査いたしました。

それでは、総務企画委員会に付託されました議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算(第2号)中、総務企画委員会関係事項について、議案第75号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第76号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、また議案第77号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第83号 町の区域変更についてのこれらの議案5件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全て原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査結果について報告いたします。

議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算(第2号)中、総務企画委員会関係事項についてであります。

当局から、今回の各費目における増減については、当初予算編成が定期人事異動前でありましたことから、その人事異動等による予算の組み替えなどが主な要因とのことでした。

また、財政課主管の主なものは、まず2款1項3目25節の積立金3億5,093万5,000円のうち地域振興基金へ2億円、公共施設整備事業基金1億5,093万5,000円は、今回の補正予算に伴う剰余金を積み立てるとのことでした。

また、10款1項1目の地方特例交付金885万1,000円の増額、11款1項1目地方交付税3億8,099万2,000円の増額は、いずれも普通交付税の確定に伴う増額とのことでした。

2款1項14目8節の9万2,000円及び9節の183万円については、環境省が応募した地域循環共生圏

づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む団体として、本市が採択されたとのことで、この事業は地域内バイオマス資源の有効活用により、市内での新産業創出に向けて、官民による勉強会の実施を計画しているということです。

また、2款3項1目9節の16万3,000円は、先進地視察の旅費ということです。市民課では、窓口業務の一部を民間委託をすることを検討しており、先進自治体へ出向き、情報収集するための旅費とのことでした。

2款1項14目19節602万円の減額は、今年度、離島留学による受け入れ人数を当初、各校区2人の18人を見込んでいたが、4月に7人を受け入れ、1学期末で4人の受け入れとなり、人数減による減額とのことでした。

また、2款1項16目13節はヤギ被害防除対策費19万3,000円は、野ヤギ防除対策費に伴うものとのことでした。以上の補足説明がありました。

委員から質疑があり、2款1項14目9節は、環境省からの地域循環ということでの勉強会の旅費ということか、またその勉強会を通じて、事業参入に向けて、国から支援があるということかとの質疑があり、当局から、今年度の取り組みを見て、来年度以降も支援が必要な団体には支援を行うという意向を示しているとのことでした。また、この事業自体は、行政でやるのか、民間なのかの質疑があり、当局から、もし民間が事業に取り組む場合は、他の補助金など利用して、事業の具体化することになるだろうということです。

次に委員より、2款1項14目19節の負担金、補助及び交付金の602万円の減額について質疑があり、離島留学制度で子供さんが奄美に来て、奄美が良いということで、結局、家族が大きな決断をして移住してきた時に、留学ではないので助成を切ってしまうということはどうかと思うということに対して、当局は、家族が来るに当たって特定促進住宅に入居できるように対応などをしたとのことでした。委員より、今後とも出てくる可能性があるの、制度設計を考える必要があるのではとの要望があり、その他にも委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案75号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、当局より、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、この法律の制定により、地方公務員法についても一部改正されることになり、本市の関係条例についても所要の規定の整備を図ろうとするものとの補足説明があり、これに関して委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第76号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、当局より、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、これまでの一般非常勤職員等の任用に代わり、新たに本市における会計年度任用職員の給与等の整備を図ろうとするものとの補足説明がありました。

委員より、奄美市が関係している事業団などの外郭団体についての今後の基本的な考え方について質疑があり、当局から、関係事業団の部分については、本市の法令をしっかりと整備した上で、次の検討段階になるものと認識している。また、事業団のほうは市のほうに準ずる形で準備を進めているとのことでした。その他にも質疑ありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第77号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、当局より、この条例は住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されることによるもので、この政令では名前の姓名の姓に変更があった者が旧姓を住民票に記載できることを定めておりますとの説明がありました。これに関しては、特別委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第83号 町の区域変更について、当局より、名瀬港本港地区のマリントウン整備地区で、名瀬入舟町と矢之脇町が混在する地域が生じるため、町の区域を変更し、名瀬矢之脇町に統一するものとのことでした。これに関しては、特段の質疑はありませんでした。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。質問がありましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。ありがとうございます。

議長（師玉敏代君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

議案第68号から議案第85号までの18件を一括して採決いたします。

この議案18件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案18件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第68号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第85号 工事請負契約の締結についてまでの18件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第2、陳情第2号 全国一律最低賃金制度の実現を求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第2号に関する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会に付託されました全国一律最低賃金制度の実現を求める陳情であります。陳情者は、奄美市名瀬浜里町にお住まいの奄美地区労働組合総連合の川上真理さんからであります。

陳情事項は、1つ、日本政府に対し、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げるよう求めること。2つ、日本政府に対し、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を小さくさせるための施策を進めるよう求めること。3つ、日本政府に対し、中小企業への支援策を拡充するよう求めること。また、中小企業・小規模事業所への直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度など実現をするよう求めることとあります。

以下、審査内容について御報告いたします。

この陳情事項において、労働者側からすると、少しでも賃金を上げたいと。離島物価もあるし、上げてもらえないかという気持ちも分かります。しかし、今の現状で働き方がいろいろありますが、社会保険等もしっかり入れなさいという指導もあり、小さな零細企業において社会保険等を組み込まなければいけないと、企業側としての負担もかなり大きくなっているというのが現状で、商工会議所との意見交換の中で、1,000円に引き上げるのは、離島にある零細企業としては厳しいという意見が大勢であったし、今般の鹿児島県の審議会のほうで761円から上げて、今回は790円と答申して下がることはない。むしろ上がっている訳で、1,000円に向けて一步一步進んでおり、あらゆる分野で労働者のことをしっかりと論議されている。そういう実態をしっかりと見て見たところ、時期尚早であるという意見がありました。

慎重に審査をした結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、賛成少数により不採択とすべきものと決しております。

以上で報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（師玉敏代君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

18番(崎田信正君) おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は、陳情第2号 全国一律最低賃金制度の実現を求める陳情について、採択すべきとの立場から討論を行います。

まず紹介したいのは、自党内に最低賃金一元化推進議員連盟が2月7日に発足し、議員連盟の会長が、デフレの完全脱却、10月の消費増税を乗り切るためにも賃金の上昇が必要だ。東京一極集中の是正や、今後5年間で34万5,000人を受け入れる海外の人材が都市部に集中してしまうことを視野に、最賃の一元化を考えなければならない。英国、フランス、ドイツなど先進諸国はいずれも全国一律制だと、発足の趣旨を語ったと報道されております。

深刻な貧困と格差を克服して日本経済を立て直すには、最低賃金の引き上げが絶対に必要です。全国どこでも時給1,000円を実現して、中小企業支援対策をきちんと行い、1,500円が早期に実現するように望みたいと思います。

現在、最低賃金の最高は東京の985円です。鹿児島県は最低で761円と時間当たり224円の開きがあります。ただいまの委員長報告で、10月から若干上がるようでありませけれども、フルタイムで働けば、年収で40万円もの差が生まれます。地域格差があれば、高いところに人口が流れていき、流出した地域の経済基盤を弱くします。そうなればますます賃金を上げられなくなって、格差が更に広がってしまうという悪循環になってしまいます。

現在、格差をつけている理由に、地域間の生計費の差を口実にしているようでありませけれども、総務省の家計調査でも生計費は変わりませ。一律の最賃制というのは、ヨーロッパのEU加盟国の97パーセントで採用されており、こんなに面積が小さい国で、都道府県ごとに最賃が違う国は、日本ぐらいしかありません。

しかし、多くの経営者の懸念は、最賃制によって事業が継続できるのかということでありませけれども、その心配は当然だと私も思います。実施に当たっては、その不安を解消することが必要であり、中小企業への抜本的な支援は、当然セットとして進めることが必要です。大企業による単価の買いたたきなどを規制すること、社会保険料の負担軽減や賃金への助成なども必要でしょう。中小企業の賃上げに本格的に支援を行うべきであり、日本の制度は余りにも貧弱であります。働く人の生活向上と地方創生を本気で考えるのであれば、全国一律最賃制は必要なことだと申し上げ、採択を求めた討論といたします。

議長(師玉敏代君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、陳情第2号について採決いたします。

この採決は起立表決にかわり、電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第2号 全国一律最低賃金制度の実現を求める陳情については、不採択とすることに決しました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3，陳情第6号 日米合同訓練中止を求める議会決議を要請する陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第6号に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島 照君） それでは、総務企画委員会に付託された陳情につきまして、審査の結果について報告いたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第6号 日米合同訓練中止を求める議会決議を要請する陳情についての審査結果は、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。

以下、その審査の経過について報告いたします。

陳情第6号の陳情者は、住所、奄美市名瀬幸町25の1、奄美の自然と平和を守る郡民会議、議長星村博文さんです。

協議の内容について報告いたします。

まず、反対の意見として、委員から、日米合同訓練は地方議会レベルの話ではなく、国家安全上の問題であると認識していること。また、市内公共施設の貸し出しについても許可をし、料金もいただいていることなど。また委員から、米軍と作戦計画を立て、敵基地攻撃まで視野に入れるの表現、専守防衛の自衛隊の任務を逸脱しているの表現は、こちらから攻撃をする作戦計画を立てるという強い表現などが言われているが、この訓練は、攻めるのではなく、防衛をもとに奪還する広域訓練であると考えている。また委員より、奄美駐屯地での日米合同訓練に反対を決議することとあるが、米軍の基地ができるのであれば別ですけど、今回の話はあくまで日本国土を守るための共同訓練だということで、陳情には反対。また別の委員は、駐屯地内の訓練であれば、機材があれば使うことを訓練するのは当然であるとする。また他の委員より、奄美大島も国の決断で領空・領海・領土が守られる、この基本計画がつけられて良かったと思っているとの意見もありました。

また、賛成意見として、別の委員から、米軍というのは軍隊である。軍隊と自衛隊が合同訓練をするということは、専守防衛という、武力を持たないという点を踏み出そうとしている。今回の訓練は戦力統合ということで、自衛隊と米軍の対処能力を上げていくというのが、今度の訓練等と考えると、陳情に賛成との意見でした。

委員会で協議の結果、この陳情につきましては賛成少数で、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、不採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして、総務企画委員会に付託されました陳情第6号の審査内容の報告を終わります。

なお、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

18番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は、陳情第6号 日米合同訓練中止を求める議会決議を要請する陳情について、採択すべきとの立場で討論

を行います。

陸上自衛隊奄美駐屯地が開設されたことから、集団的自衛権行使を容認し、安保関連法案がまともな議論が尽くされないまま、多くの国民が反対する中、強行し、さらに、日本の平和を守り続けている憲法9条を変え、アメリカと一緒に戦争できる国を目指す安倍政権のもとでは、近いうちに日米合同訓練が行われるのではないかと不安は感じておりました。

しかし、まさか駐屯地開設から半年も経たないうちに実施されるとは思いもよらないことであります。多くの市民の方も同じ思いをされているのではないのでしょうか。その思いを強くさせているのは、自衛隊駐屯地そのものについての住民説明会もまともに行われない中、米軍のオスプレイは日常的に私たちの上空を低空で飛行していることから、このままでは奄美がどんどん軍事の島になっていく。心配というか、恐ろしいという思いがどうしても込み上げてきます。

17日の南海日日新聞にも、えっ、米軍まで来るんだと驚いた。それより、最近特に飛来が増えたオスプレイのほうが怖いとの住民の声が紹介されています。しかも、米軍との合同訓練がこの程度で終わるという保障はありません。どんどんエスカレートしていくのは、これまでの歴史が雄弁に物語っております。

2016年3月に、50年ぶりということで、米海軍第7艦隊所属の掃海艇パトリオットが入港し、このときは親善目的だと報道されました。しかし、翌年、2017年11月に、米陸軍汎用揚陸艇が名瀬港で自衛隊車両の運搬に参加をしております。

沖縄普天間基地所属のオスプレイは、日常的に奄美市民の上を低空で飛行し、横田基地に新たにオスプレイが配備されたことから、横田基地から普天間基地へ、その逆の普天間基地から横田基地へ飛行を繰り返しており、奄美空港にもトラブルの名目で4度も緊急着陸を繰り返しています。オスプレイは奄美駐屯地にも着陸は可能だということで、日米地位協定により、米軍は自衛隊基地を自由に使用できるようになっており、このまま推移すれば、作戦上、奄美駐屯地が組み込まれるのではないかと心配があります。

これまでも紹介をしておりますけれども、2017年11月17日の南海日日新聞で、在沖米軍トップを兼ねるニコルソン在日米海兵隊司令官が、米軍と自衛隊が相互運用性を高めることは重要だ。基地の共同使用が将来の日米同盟の形だとの報道が、その心配に現実味を与えております。

私たち奄美に住む者は、先人たちが世界自然遺産に登録されようとする、豊かな貴重な自然を守り、現在に引き継いでまいりました。そして、その自然を守り、後世に引き継いでいくことが大きな使命とも言えるのではないのでしょうか。そして、観光立島として、経済的にも大きな効果が期待をされます。

日本は、憲法9条を守り生かし、平和を発信することで世界の平和に貢献していくことが最善の道ではないかと思えます。専守防衛を厳守する自衛隊であれば、人口増や若干の経済効果に期待する向きもあるかもしれませんが。しかし、インターネットなどを見れば、安全保障法制により、専守防衛に徹してきた隊員の中には、覚悟や使命感に加え、不満や戸惑いを口にする人もいます。家族らも不安を募らせる。現場を知らない官僚や政治家が作り上げた法案。隊員が殺し、殺される、血なまぐさい話が避けられているとの思いを持つ自衛官もおられるとのことであります。

安倍内閣のもとで進められる自衛隊の変質が進んでいる今、いま一度、米軍との共同訓練というのは何か。奄美の未来に向かっての島づくりは、どうあるべきかを問い直して見る必要があるのではないのでしょうか。なし崩し的に進められる奄美の軍事拠点化につながることを黙認することはできません。島を思えばこそ、日米合同訓練は、やはり止めていただきたいとの思いは募ります。

奄美市議会が日米合同訓練に待ったをかけるために、訓練中止の決議を上げることは、奄美の将来を見据えれば必要なことだと申し上げ、採択を求めた討論といたします。

議長（師玉敏代君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、陳情第6号について採決いたします。

この採決は起立表決にかわり、電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第6号 日米合同訓練中止を求める議会決議を要請する陳情については、不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。10時45分再開いたします。(午前10時29分)

○

議長(師玉敏代君) 再開いたします。(午前10時45分)

○

議長(師玉敏代君) 日程第4、議案第86号 平成30年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第97号 平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの12件を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第86号から議案第97号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第86号 平成30年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明いたします。

平成30年度一般会計予算は、当初、338億2,009万1,000円を計上し、その後、42億5,496万9,000円を増額補正したことにより、最終予算額は380億7,506万円となりました。これに平成29年度から繰り越した庁舎建設事業や住用地区内水対策事業など24億5,479万7,328円を加えた最終の予算現額は405億2,985万7,328円となっております。

この予算現額に対して、教育施設冷房設備整備事業や奄美振興会館総合改修事業など33億4,906万1,888円を令和元年度に繰り越した後の平成30年度一般会計の決算額は、歳入総額374億9,546万5,259円、歳出総額が363億2,316万7,182円となり、歳入歳出差引額は11億7,229万8,077円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1億4,025万9,688円を差し引いた実質の収支額は10億3,203万8,389円であります。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、5億2,000万円を財政調整基金への繰入額といたしました。

次に、議案第87号 平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、52億4,298万1,000円を計上し、その後、4億9,684万円を増額補正したことにより、最終予算現額は57億3,982万1,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額53億833万9,943円、歳出総額は55億2,829万474円となり、歳入歳出差引額は2億1,995万531円の歳入不足となりました。この不足額につきましては、翌年度、歳入からの繰上充用金で同額補填いたしております。

議案第88号 平成30年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、2億6,202万1,000円を計上し、その後、39万7,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は2億6,241万8,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が2億4,292万7,928円、歳出総額が2億4,242万7,282円となり、歳入歳出差引額は50万646円となりまし

た。

次に、議案第89号 平成30年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、4億4,628万2,000円を計上し、その後、635万3,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は4億5,263万5,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が4億4,555万9,509円、歳出総額は4億4,485万4,317円となり、歳入歳出差引額は70万5,192円となりました。

議案第90号 平成30年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、47億1,797万5,000円を計上し、その後、1億4,859万2,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は48億6,656万7,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額49億3,645万9,578円、歳出総額が47億8,092万1,617円となり、歳入歳出差引額は1億5,553万7,961円となりました。

次に、議案第91号 平成30年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額3,555万8,000円に対して、決算額は、歳入総額、歳出総額ともに3,230万2,068円となっております。

次に、議案第92号 平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、19億8,811万円を計上し、その後、2,615万7,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は20億1,426万7,000円となりました。これに平成29年度から繰り越した4億7,138万円を加えた最終予算現額は24億8,564万7,000円となっております。この予算現額に対して3億5,998万円を令和元年度に繰り越した後の平成30年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額が21億1,856万6,709円、歳出総額が21億1,467万7,276円となり、歳入歳出差引額は388万9,433円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源4万円を差し引いた実質収支額は384万9,433円でございます。

議案第93号 平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、3億3,185万6,000円を計上し、その後、4,817万5,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は2億8,368万1,000円となりました。これに平成29年度から繰り越した1,540万4,000円を加えた最終予算現額は2億9,908万5,000円となっております。この予算現額に対して1,795万円を令和元年度に繰り越した後の平成30年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額が2億7,674万7,385円、歳出総額が2億7,579万7,493円となり、歳入歳出差引額は94万9,892円となりました。

次に、議案第94号 平成30年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額2,547万3,000円に対して、決算額は、歳入総額が2,880万1,544円、歳出総額が1,747万8,825円となり、歳入歳出の差引額は1,132万2,719円となりました。

次に、議案第95号 平成30年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額が864万9,000円に対して、決算額は、歳入総額866万1,389円となり、歳出総額842万4,293円となり、歳入歳出差引額は23万7,096円となりました。

議案第96号 平成30年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額が724万3,000円に対して、決算額は、歳入総額が506万6,727円、歳出総額372万5,940円となり、歳入歳出差引額は134万787円となりました。

議案第97号 平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支につきましては、収入額が11億5,761万4,756円、支出額が11億3,892万8,339円で、当年度純利益は1,868万6,417円となりました。利益処分計画につきましては、平成30年度末未処分利益剰余金1億2,055万3,635円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。資本的収支につきましては、収入額が5億2,227万9,662円に対し、支出額が9億4,858万2,668円で、差し引き4億2,630万3,006円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上をもちまして、議案第86号から議案第97号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認定してくださいませう、よろしく願いいたします。

議長（師玉敏代君） ただいま議題といたしました議案12件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算認定議案12件については、11人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び11人の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案12件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に、橋口耕太郎君、栄 ヤスエ君、津畑 誠君、松山さおり君、竹山耕平君、関 誠之君、三島 照君、戸内恭次君、奥 輝人君、伊東隆吉君、里 秀和君、以上の11人を、特別会計決算等審査特別委員会委員に、林山克巳君、与 勝広君、大迫勝史君、渡 雅之君、平川久嘉君、元野景一君、川口幸義君、安田壮平君、崎田信正君、多田義一君、橋口和仁君、以上の11人をそれぞれ指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案86号は一般会計決算等審査特別委員会に、議案87号から議案97号までの11件については、特別会計決算等審査特別委員会に、それぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前11時02分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前11時10分）

先ほど設置されました各会計決算等審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に関 誠之君、同副委員長に奥 輝人君が互選されました。また、特別会計決算等審査特別委員会委員長に渡 雅之君、同副委員長に平川久嘉君が互選されました。以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会審査及び報告書整理のため、明日21日から10月6日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日21日から10月6日までを休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

10月7日午前9時30分，本会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。（午前11時11分）

第 3 回 定 例 会
令和元年 10 月 7 日
(第 7 日 目)

10月7日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	東 美佐夫 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前田 和男 君
総 務 課 長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財 政 課 長	國分 正大 君	総 務 部 参 事	野崎 浩敏 君
市 民 部 長	満永 亮一 君	市民福祉課長	村田 英樹 君
保健福祉部長	奥田 敏文 君	福祉政策課長	石神 康郎 君
商工観光部長	武下 義広 君	商工情報課長	麻井 庄二 君
農林水産部長	山下 仁司 君	農林水産課長	栄 広 久 君
建 設 部 長	橋口 義仁 君	都市整備課長	竹元 康晴 君
上下水道部長	藤山 浩俊 君	下水道課長	里 嘉 郎 君

10月7日(7日目)

教 育 部 長 福 長 敏 文 君 教 育 委 員 会 総 務 課 長 德 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 前 田 賢 一 郎 君 議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱 向 井 渉 君

主 幹 兼 議 事 係 長 伊 集 院 正 君 議 事 係 主 査 堀 健 太 郎 君

議長(師玉敏代君) おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。(午前9時30分)
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号のとおりであります。

○

議長(師玉敏代君) 日程に入ります。

日程第1, 議案第86号 平成30年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。決算に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算等審査特別委員長(関 誠之君) 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は、社会民主党、社民党の関 誠之でございます。令和元年度一般会計審査特別委員会の御報告を申し上げます。

令和元年度一般会計決算審査特別委員会は、去る9月24日から27日までの4日間を開会し、本会議において当委員会に付託されました議案第86号 平成30年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についての1件を審査いたしました。

審査の結果につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しております。

質疑に入る前に、財政当局から財政全般にわたり説明があり、奄美市の会計は、一般会計等10の特別会計で構成されている。全会計の歳入決算額は483億5,843万5,176円、歳出決算は472億3,160万3,904円で、歳入歳出の差額は11億2,683万1,272円の黒字となっている。平成30年度普通会計における歳入決算額は、374億7,439万6,000円で、対前年度27億5,008万8,000円の増となっている。

主な要因として、本市の基本財源である地方税が5,037万9,000円の増額となったほか、本庁建設の本格化及び名瀬・住用地区給食センター建設をはじめ、大型事業等に要する財源として資金繰入金が8億1,700万9,000円の増となっている。

大型事業等に要する財源として、基金繰入金が8億1,700万9,000円の増額、地方債が15億5,460円の増額などである。

歳出決算額は363億201万円で、対前年度25億5,593万8,000円の増額となっている。

主な要因として、投資的経費の普通建設事業が、本庁建設の本格化、名瀬・住用地区学校給食センターなど、大型建設事業により、27億5,251万5,000円の増、災害復旧事業費が、昨年の台風24号などによる災害が増えたことにより、4億8,567万1,000円の増となり、投資的経費総額が対前年度32億3,818万6,000円、60.7パーセントの増額となったことである。

歳入歳出の差し引きである形式収支は11億7,238万6,000円、対前年度1億9,487万円。この形式収支から翌年へ繰り越すべき財源、1億4,026万円を除いた実質収支は10億3,212万6,000円となり、前年度実質収支との比較となる単年度収支は1億9,894万6,000円の黒字となった。

この単年度収支に、平成30年度中の財政調整基金積立金251万1,000円と繰上償還56万3,000円を加え、財政調整基金の取り崩し額4億5,397万8,000円を除いた実質単年度収支は2億5,195万8,000円の赤字となった。

次に、経常収支は91.4パーセント、県下19市中7位、財政力指数は0.27と、前年度と変わらず18位、実質公債費比率3年平均は9.3パーセントと13位で、前年と同順位。将来負担比率は61.6パーセントと17位である。

積立金現在高、特定目的基金は142億3,310万5,000円、うち財政調整基金は39億4,330万5,000円で、地方債現在高は424億6,626万5,000円である。

健全化判断比率の状況は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はいずれも黒字である。実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているとのこと。

次に、議案第86号 平成30年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定の審査過程における主な質疑について御報告をいたします。

最初に、1款議会費1項1目について当局より補足説明があり、政務活動費の執行率76.1パーセントの現状について質疑がありましたが、この際、省略いたします。

2款1項1目一般管理費から13目庁舎建設事業費まで、当局より補足説明があり、特別職及び職員の人件費は、一般会計の各費目に計上している。2款1項1目一般管理費のうち、主なものは7節賃金1,056万のうち940万5,000円は、電話交換業務5人と、一般事務補助員の賃金。9節旅費は、普通旅費845万円で、市長、副市長及び随行職員の旅費。19節負担金補助金及び交付金のうち、市立中学校第三者調査委員会運営負担金544万8,675円は、会議に関する委員の旅費、謝金、会場使用料、その他調査に関する費用であるとのことに対して、特段の質疑はありませんでした。

委員より、全国地域交流中学校野球大会、紡ぐきよらの郷事業費繰入金の理由、地域協議会、行政改革委員会の役割と成果、納税通知書アウトソーシングの件、消費生活相談等弁護士謝金等について、多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

2款総務費2項徴税費から6項監査事務局費について、当局より補足説明があり、市全体では調定額42億1,523万6,204円、収入済額は39億9,725万2,420円で、前年度に比べ調定額が937万8,014円、収入済額で5,037万9,871円とそれぞれ増額となっている。

歳出の主なものは、13節委託料、システム改修業務の329万4,000円は、固定資産税における木造家屋等を評価するシステムを更新するために要した費用。22節補償、補填及び補償金は271万600円は国保年金課で採用した市税等徴収嘱託員の起こした公金横領事件の市税損害分に対応するため、予備費により充用して補填した延べ26人分に対する補填金である。市民部長から、これはまだ途中経過であり、被害額全体ではなく、現在も引き続き実態解明に向けて取り組んでいる。本年は、再発防止のため、専任の対策官を配置して、検証作業とその結果を踏まえた補填作業や被害者宅への訪問、説明などを行っているとの補足説明がありました。

委員より、市税歳入の不納欠損額2,402万6,322円、収入未済額が1億9,395万7,462円である。固定資産税の不納欠損した理由等、原因はに対し、倒産状態の法人の固定資産税があり、今後も滞納処分等の可能性を見込めないこと、死亡205件、倒産27件、転出未払い49件、所在不明21件、担税力なし116件、その他242件となっている。前年度比較して133件減少。

地籍調査の奄美市全体の進捗率はに対し、35.1パーセントである。

鹿児島県議会選挙時選挙人名簿登録者数で、18歳、19歳の人は何名いるのかに対し、18歳が475名、19歳が210名で、合計685名であること。

次に、2款1項14目地方創生推進事業費から15目ふるさと納税活用事業、16目世界自然遺産推進費まで、目別の補足説明を省略し、配付する事業の一覧表により質疑の中で答えたいとのこと。

これを承認し質疑に入り、委員より、定住促進住宅整備を今年度は1,000万円ぐらい回収したが、今後またこれを回収する計画はあるのか。

移住・定住促進のための住宅支援助成金が、30年度は11件の819万円で、これは前年度と比較して増えたのか、増える傾向にあるかに対し、長浜の元教員住宅跡に、教員住宅の空いている部屋を今年度は3戸改修する予定で年々増えているとのこと。

養育支援訪問業務、どのように変わったか。働きながら子育てしやすい環境づくり事業のアンケートは、どのような具体的な声があったのか。

子育てにやさしいまちづくり事業で、ガイドブック等も発行した。部数と配布場所はに対して、平成30年度は1世帯延べ9回相談を行っており、本年度も、1世帯延べ27回の相談員さんが支援を行った。支援により、子供との関わり方や育児を解消など図られている。子供の理解が深まったと、意識の変容が見られる一方で、参加者を確保することが難しい状態にある。5,000部発行し、市内の保育園、幼稚園、小学校、子育て支援事業関連施設、また、子育て支援パスポートの協賛店に配布しているとのこと。

その他、縁結び事業、新規事業の笠利地区元気・やる気・本気未来創造事業、人材育成等研修助成事業、情報通信産業人材育成事業、中心市街地活性化対象対策事業や、各事業に関する不用額の質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、2款1項中、15目ふるさと納税活用事業について補足説明があり、委員より、公共用バス購入、伝統

文化保存事業の概要、教育のIT化整備事業、子育て応援情報発信事業の拡充に対し、これは、基本的に市の事業に関わるときに運用するもの、後継者不足となっている伝統文化八月踊り、島唄等の伝統文化を映像に残し、それを見ることによって後継者育成にもつながっていくし、八月踊り等の歌詞もDVDに焼きつけた形で保存している。各小中学校の普通教室に、電子黒板とタブレットを導入し、映像、動画を見せることによって、子供たちの興味、関心を引き出している。委託先は、特定非営利活動法人きずなメールプロジェクトとのこと。

その他、あまみっ子ふるさと学習支援事業、地域再生促進や養成事業、キャリアアップ助成事業など質疑がありました。この際、省略をいたします。

次に、2款1項16目世界自然遺産推進費について当局の補足説明があり、委員より、世界自然登録推進費の予算額は1億9,306万7,000円である。決算額8,632万9,116円、不用額が1億673万7,884円、繰り越しが約1億で、予算執行率が44.7パーセントについての説明をに対し、予算額が1億9,306万7,000円に対し、支出額が8,632万9,116円で、1億円を繰り越したため、執行率が低くなったとのこと。

その他、観光公園のトイレの修繕、新規事業のバス購入事業、サンゴ礁保全対策事業、島の魅力発信事業など、多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

3款民生費1項社会福祉費について、当局の補足説明があり、子育て短期支援事業、罹災者見舞金、地域活動支援センター事業1,699万9,020円及び基幹相談支援センター等機能強化事業1,080万、移動支援事業912万8,724円、訪問入浴サービス事業783万7,500円、重度心身障害者医療助成事業1億2,129万1,245円、更生医療1億7,686万6,969円、身体障害者日常生活給付費1,269万7,576円、介護給付事業費1億2,939万9,842円、障害児給付費等である障害児給付等事業費2億2,096万1,955円に対し、委員より、就労継続支援A型の事業者数と就労者数、仕事の内容等、就労継続支援B型の事業者の数と仕事の大まかな内容と就労の定着はに対し、就労のA型は2事業所、仕事はホワイト急便の仕事をして五、六名の方がしている。就労A型の事業所の内容は、パンづくりやお菓子づくり、あと、青果店から依頼された青果品の袋詰めなどとのこと。

3目老人保護措置費について、委員より、1億5,300万ほどの支出は、73名、5施設の措置者は減少傾向にあるのか、横ばいかにに対し、これは、措置をして受け入れる施設の受け入れ態勢ができていているという数字で、現在、73名で推移しているとのこと。

その他、お達者長寿応援事業、在宅介護支援センター運営事業費、婦人相談の相談現況、老人クラブ連合会運営補助金などについて質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、3款民生費2項児童福祉費または災害救助費までについて、歳出及び関連する歳入に関する当局の補足説明があり、委員より、ファミリーサポート事業が418万9,214円の地域別の内訳、へき地保育所の696万円の修繕費、子ども医療費、放課後児童クラブの運営などについて質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、4款衛生費について、歳出及び関連する歳入について当局の補足説明があり、委員より、母子手帳交付、ブックスタートに対して質疑があり、母子手帳は、発行は8週から10週ぐらいが一番いい時期である。届け出が遅れた方、昨年度は妊娠20週から27週の届け出が3名、妊娠28週以降が2件となっている。ブックスタートは、乳幼児検診の際に実施している事業で、乳幼児検診の受診率と同じ数字であるとのこと。

その他、食生活改善推進員の活動、地域環境等に関する市民の意識啓発について質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、5款労働費について、歳出及び関連する歳入に関して当局の説明があり、1項1目労働諸費19節負担金補助金及び交付金のうち、全国シルバー人材センター協会賛助金5万円、シルバー人材センター事業費補助金280万円は、シルバー人材センター運営補助金573万9,000円、中小企業退職金共済掛金補助金は171万6,000円は、中小企業が支払う退職金の一部を補助したもの。

21節貸付金の600万は、厚生省の100パーセント補助、実践型地域雇用創造事業を受託している奄美産業活性化協議会へ事業費の約2カ月を貸し付けたもの。

2目労働福祉対策費負担金、補助及び交付金506万1,000円は、奄美広域中小企業勤労者福祉サービス

センターへの奄美市の負担金である。

委員より、シルバー人材センターの会員数と男女の数、仕事の種類と賃金に対し、平成30年度の会員は301名、軽作業分が70.9パーセント、事務整理が1.5パーセントなど、最低賃金の考えではないとのこと。

奄美地区広域中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員事業所は633、会員事業所従業員数4,746人の分の奄美市の分はに対し、平成31年度3月会員数は、奄美市分で2,371名、362事業所であるとのこと。

その他多くの質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、商工費について、歳出及び関連する歳入に関して当局の補足説明があり、1項2目商工振興費13節委託料1,016万4,760円は、AiAiひろば、ふれあいパーク及び奄美市ICTプラザかさりの維持管理経費、廃止路線代替バス運行費補助金2,958万2,800円、経営改善普及事業奨励補助金517万6,000円、プレミアム商品券発行事業助成金1,990万5,850円に対し、特段の質疑はありませんでした。

1項商工費3目特産振興費について、当局の補足説明があり、委員より、13節委託料産業創出プロデューサー活動業務518万4,000円、大浜公園内にあるタラソ奄美の竜宮遊具のアトラクションポンプ、バックベットの購入250万、19節負担金及び交付金、本場奄美大島紬購入費等助成金1,234万2,000円に対し、活動費388万8,000円、交通費129万6,000円、月10万8,000円の12月分である。故障したので買い換え、30年度の実績は、申請127件、一般用が96件、成人用は24件、洋服等7件、助成金は、一般が10万、成人が20万、洋服が5万円とのこと。その他奄美満喫ツアー実行委員会負担金、ジャパンプランド育成支援事業、特産品販売開拓事業負担金、奄美群島航空航路運賃低減事業、タラソ奄美の指定管理費など多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、10款1項教育総務費から4項幼稚園費について、当局の補足説明があり、委員より、大島北高等学校生徒通学費等補助金909万9,753円、要保護及び準要保護の児童生徒援助費、大島北校教育振興協議会の補助金、地域ぐるみ学校安全体制推進事業の質疑に対し、児童生徒扶助費は、申請後に世帯調査を行い、課税状況の確認を見て支給している。交通安全協会から、1年全員が対象である。この地域ぐるみ学校安全体制の推進事業は、名瀬・笠利・住用地区に1名ずつスクールガードリーダーを配置、名瀬54名、住用9名、笠利7名のスクールガードが登録されているとのこと。

10款5項社会教育費から6項保健体育費までについて、当局の補足説明があり、委員より、3目25節積立金の銅像等管理基金2万4,389円、社会教育施設管理費の振興会館の管理費、5目スポーツアイランド戦略推進費、米飯センターの利用、奄美市自主文化事業、成人式実行委員会補助金、横浜ベイスターズ奄美大島協力会運営負担金に対し、総額で元利合わせ3,053万2,645円、基金の使途は適正な管理、銅像の周辺伐採等で活用。平成27年度から30年度まで、施設利用者、ホール事業者の減少は、平成27年度に国民文化祭が実施されたこと。長距離は奄美大島ということで、合宿のさらなる誘致に取り組む。平成30年度の協賛金の収入は93万7,000円、うち団体、企業、74団体、74万5,000円、個人109名、19万2,000円の協賛金であるとのこと。

次に、9款消防費について、当局の補足説明があり、委員より、3月の消防団員数の各地区の男女別、直近の消防団員数、平田町の火事の原因、平成30年度中の空き家における火災発生、消火栓設置工事が73万4,400円あるが、18節の備品購入費、自動車購入費約5,900万に対し、平成30年度4月1日現在402名、入団者が23名、うち女性1名、退団者が28名、令和元年9月1日現在で実人員395名、女性団員は34名、原因は調査中。笠利、赤木名に1基の繰越事業、赤木名、笠利地区全体に126基、赤木名地区には全23基。積載車を3台購入、笠利の赤木名ポンプ車で、補助は消防車両にはないとのこと。

次に、6款農林水産費について、当局の補足説明があり、委員より、農業委員会の職員構成、3条の申請数、5条の申請数と書類審査、多面的機能支払交付金事業、奄美群島水産物流通支援実証事業、農林水産輸送コスト支援事業、離島漁業再生支援交付金事業、サトウキビの優良種苗供給・確保事業補助金56万6,000円に対して、名瀬3名、住用1名、笠利1名と、臨時職員が名瀬2名、笠利1名。平成30年度3条申請は58件13ヘクタール、5条申請は28件11.4ヘクタールである。また、22組織、2,436万24円。コスト支援事

業は、水産12品目。水産物流通支援実証事業は、水産物全品目が対象である。名瀬の漁業集落、笠利の漁業集落での地域特性に合わせて、藻を造成する事業である。優良品種の配布予定は5品種、農林8、17、23、30、27号で、農林8号が基本品種とのこと。その他、農業次世代人材投資資金1、200万、果樹園芸振興費、畜産振興費の不用額、研修生先進地視察研修補助金、奄美市ひと・ものプラザ、奄美市結いの島農業モデル事業補助金、奄美市奄美大島選果場の活用、北大島肉牛冷凍凍結精液サブセンター負担金など多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、8款1項土木費、4項空港及び港湾費について当局の補足説明があり、委員より、地方道路等整備事業費と緊急地方道路整備費、15節の工事費、伊津部勝・名瀬勝・小湊線、3目緊急地方道路整備費、橋梁長寿命化計画査定事業、赤木名・笠利線の道路事業についての質疑があり、開発公社では道路パトロールを毎日行い、悪い箇所を優先的に整備、アスファルト耐用年数は10年である。用地の件で時間を要しているが、事業年度の令和3年度に完成させたい。329橋全て点検は済んでいる。1回点検したから終わりではなく、計画は5カ年である。令和5年度の完成を目指して整備を進めているとのこと。

次に、8款5項都市計画費、8款6項住宅費について当局の補足説明があり、委員より、無電柱化を推進する市区町村長の会負担金3,000円、市営住宅補修費207万4,301円、住宅リフォーム等緊急経済事業に対して、無電柱化推進協議会で、無電柱化を推進するための情報共有、情報交換をしている。20戸の空き家の改修を行った。住宅リフォームは181件、交付額が1,741万円とのこと。その他、都市公園施設の長寿命化対策事業費、住宅使用料の収入未済額が1億1,334万9,897円の不用額409万6,550円、また備品購入費の自動車4台購入618万7,199円、西仲間の公営住宅整備費事業など多くの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、11款1項1目農林水産施設災害復旧費、11款2項1目土木施設災害復旧費、11款3項1目文教施設災害復旧費、11款4項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費について、歳出及び関連する歳入に関し当局の補足説明があり、委員より、建物総合損害共済金、自動車損害共済金、瑕疵担保補償などについて質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、12款公債費と13款予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書について当局の補足説明があり、委員より特段の質疑はありませんでした。

以上で、一般会計決算審査特別委員会の報告を終わりますが、質疑がありましたら、他の委員の協力を得て答弁いたしたいと思っております。

議長（師玉敏代君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。本決算に関する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りいたします。本決算は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第86号 平成30年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第2、議案第87号 平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第97号 平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの11件を一括して議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計決算等審査特別委員長（渡 雅之君） おはようございます。御報告申し上げます。

特別会計決算等特別委員会は、去る9月24日、25日の2日間開会し、慎重に審査を行いました。本委員会に付託された議案第87号 平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第97号 平成30年度水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの11件は、お手元に配付してあります報告書のとおり、全て認定及び可決すべきものと決しております。

では、審査の内容等について報告いたします。

まず初めに、議案第87号 平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について当局より補足説明があり、本市国民健康保険の加入者は、平成31年度末7,336世帯で総世帯の31.2パーセント、被保険者数は1万1,255人で、総人口の26.2パーセントとなっている。前年度から、世帯数で218世帯、被保険者数で582人の減少となった。歳入では、一般被保険者国民健康保険税から6款特定健康診査等負担金まで、歳入総額は55億833万9,943円となっている。歳出では、医療費適正化特別対策事業費から、10款繰り上げ充当額まで、歳出総額は55億2,829万474円となり、歳入歳出差引額は2億1,995万531円の歳入不足となり、不足額は令和元年度の歳入から繰上充用した。

さらに当局より、市税等収納嘱託員の横領事件について説明があり、平成30年度決算において、52名分297万5,698円の補填をしたが、これはまだ途中経過であり、現在も引き続き被害額全体の実態解明に向け取り組むとの補足説明がありました。

委員より、ジェネリック薬品に関すること及び横領された被害額の確定作業について質疑があり、当局より、後発医療品調剤体制加算制度ができ、ジェネリック薬品の数量ベースで85パーセントに達すると加算される特典がある。医療機関等でも積極的に取り入れている。本市としても、現時点の84パーセントを高い数字に引き上げるよう、医療機関、薬剤師等と連携を強化したい。横領された被害額の確定作業については、被害額の確定をする班と被害者52名に内容の説明等を行っている。

委員より、県支出金の保険者努力支援金1,587万余りについて質疑があり、当局より、保険者努力支援制度は、保険者共通の指標と国固有の指標の2点で、それぞれ6項目、12事業が対象となっている。

他にも関連する質疑がありましたが、この際省略します。

次に、議案第88号 平成30年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、歳入総額2億4,292万7,928円、歳出総額2億4,242万7,282円となり、差引額は50万646円となった。給料等については、住用診療所の職員1名分の人件費及び歯科衛生士、歯科助手等の賃金。委託料は、笠利診療所の医科、歯科及び住用診療所の内科分で、診療報酬をそのまま支出している。また、住用診療所の歯科については、定額支給している。

委員より、笠利診療所は、保険医療・介護の複合施設となっているが、2階の空き室の利用についての検討はなされているのかとの質疑に、当局より、平成19年から勤務医が2人体制から1人体制になり、2階の入院病棟が休止となった。現在、その利活用について検討を重ねている。

他にも関連する質疑がありましたが、この際省略します。

次に、議案第91号 平成30年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、歳入歳出総額は、ともに3,230万2,068円となっている。歳出の主なものは、訪問看護業務については、笠利診療所に委託している。訪問看護利用者は、3月末で57名、延べ人数は3,822人となっている。担当するスタッフは、管理者1名、看護師3名、理学療法士2名で、作業療法士、言語聴覚士、看護補助、事務職はそれぞれ1名を配置している。

なお、議案91号に対する委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第89号 平成30年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、歳入総額4億4,555万9,509円、歳出総額4億4,485万4,317円となっている。75歳以上の一般被保険者5,976名、65歳以上の障害認定被保険者は222名で、合計6,198名となっている。年金から徴収する特別徴収と、口座引き落としや納付書で納付する普通徴収があり、合わせて2億6,998万余りの収納となり、収納率は99.59パーセントで、昨年より1ポイント上昇した。

委員より、普通徴収の徴収率が増えている要因は何かとの質疑に、当局は、滞納者の生活状況の把握に努め、

必要な支援につなげる。さらに、生活困窮者には生保の対象になる方もいるので、所管課とも連携を図っている。

ほかにも関連質疑がありましたが、この際省略します。

次に、議案第90号 平成30年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、歳入総額は49億3,645万9,000円、歳出総額は47億8,092万2,000円となり、差引額は1億5,553万7,000円となっている。介護保険料は、特別徴収と普通徴収がある。

委員より、介護認定を受けている地域別の人数についての質疑に、当局より、名瀬地区で2,076名、住用142名、笠利492名で、合計2,710名が要介護認定を受けている。

委員より、全国平均と比べて介護認定率の状況についての質疑があり、当局より、全国平均は18.1パーセント、県平均は19.8パーセント、本市は20.8パーセントになっている。

委員より、医療保険事業、後期高齢者医療保険同様、徴収率が上がっている要因は何かとの質疑に、当局より、3年前に徴収体制を強化して、2名から3名に増員した。また、分納制度を活用するなど、平等性を保つように取り組んでいる。

他にも、減免制度の導入等、関連する質疑がなされましたが、この際省略いたします。

次に、議案第96号 平成30年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、歳入総額506万6,000円、歳出総額372万6,000円で、差引額は134万である。

なお、議案96号に対する委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第97号 平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について当局より説明があり、繰越利益剰余金と30年度の合計が1億2,055万3,635円となる。資本的収入と資本的支出を比べると、差し引き4億2,630万3,006円の不足となった。過年度分損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填した。なお、給水原価が供給原価を21円ほど上回っており、その解消に向け費用の節約等、企業努力を図りたい。

委員より、資産減耗額が予算額より、決算額は1.6倍になっているが、見込み違いなのかとの質疑に、当局より、平田浄水場の更新事業が終了したこと、旧水道庁舎や機械設備など、場内整備工事等があり、除去費用を計上した。

委員より、従量料金が10立米で区切りを5立米区切りにできないかとの質疑に、当局より、仮に5立米にして65円に引き下げ、6立米から10立米までの単価を75円ないし85円まで引き上げて試算したら、年額250万円ほどの減収となる。今後、多面的に検討したいとのこと。

委員より、純利益の推移を見ると、資産減耗額もその要因の一つだが、他にもあるのか、今後の傾向はどの質疑に、当局より、人口減少により給水収益が減っている。資産減耗額は、今年度以降少なくなるが、平田浄水場が27億円ほどの資産になっており、単年度で1億円相当の減価償却になる。

委員より、全国的に管路更新が問題になっているが、法定耐用年数を経過した管路の延長は全体のどれくらいかとの質疑に、当局より、3地区の総延長は406.79キロで、法定耐用年数の水道管は108.5キロとなっており、全体の27パーセントになっている。

委員より、人口減少による給水収益の減少や老朽化した管路の補修等により、水道料金の値上げを心配している市民がいるかとの質疑に、当局より、全体的な資産管理計画をつくり、今後の長期的な経営計画の中で料金水準を検討したいとのこと。

他にも関連する質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第92号 平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、名瀬地区において昭和51年に着手し、昭和58年度より供用開始した。区域内の普及人口は3万3,648人で、水洗化人口は3万2,085人で、普及率は93.5パーセント、水洗化率は95.4パーセントである。また、特定環境保全公共下水道事業では、大笠利地区において平成8年度に着手し、区域内の普及人口は1,088人、水洗化人口は843人で、普及率は97.1パーセント、水洗化率は77.5パーセントである。赤木名地区では、事業計画56.1ヘクタールのうち、21ヘクタールの污水管布設整備を終えた。

委員より、大笠利地区の水洗化率は77パーセントと低いのは何が原因かとの質疑に、当局より、接続するための住民負担が一番の課題である。また、空き家になったことで水洗化率が下がることはない。戸別訪問等を行

い、水洗化率向上に努めたいとのことである。

委員より、赤木名地区の完成年度の見直しはどの質疑に、当局より、令和8年度の完成を目指している。

他にも赤木名地区の終末処理場、マンホールデザイン等々、関連する質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第93号 平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、名瀬管内では、小湊地区が平成3年度に供用開始して以来、根瀬部、芦良、名瀬勝、知名瀬、大川地区の6地域で供用開始した。また、住用管内では、山間地区が平成16年度に供用開始、さらに笠利管内では用地区が平成13年度に供用開始して以来、宇宿、屋仁の3地区で供用開始した。

委員より、今後の住用地区の事業展開はどのようになっているのかとの質疑に、当局より、合併浄化槽の個人設置型で整備することになる。詳細は、駐在員会で説明してある。

他にも関連する質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第95号 平成30年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、委員より、生産状況はどのように把握するのかとの質疑に、畜産振興に関しては農政課と連携しながら進めていく。なお、新しいと畜場には、新たに保冷施設が設置されることから、処理頭数は増えると予想しているとのこと。

他にも関連する質疑がありましたが、この際省略します。

次に、議案第94号 平成30年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について当局より説明があり、貸付金については、新規奨学生は、大学生12名、高校生5名の計17名、継続奨学生は、大学生27名、高校生3名の計30名である。

委員より、貸付型でなく給付型の制度が来年から国のほうで始まるが、本市に特化した制度はできないのかとの質疑に、当局より、先に国の給付型を利用し、不足分を本市の貸付型を併用する。独自の給付型に移行すると、原資が数年でなくなるので、今後検討する。

他にも関連する質疑がなされましたが、この際省略します。

以上で特別会計決算審査等特別委員会の審査報告を終わりますが、御質問がありましたら、委員の協力を得てお答えいたします。以上です。

議長（師玉敏代君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

18番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は、特別会計のうち、議案第90号 平成30年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第97号 平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についての2件について、反対の立場で討論を行います。

この2件については、これまでの予算委員会及び決算委員会でも、住民の生活を守り、低所得者対策の必要性を訴え、住民の負担軽減を求めて討論を行ってきたものであります。

地方自治法第1条の2で、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして定められており、この法律に則れば、行政として当然行われて然るべきものであり、私の主張の正当性は御理解いただけるものと思っております。今回も、住民生活を鑑みたととき、その必要性はますます高まっていると申し上げたいと思います。

まず、議案第90号の介護保険特別会計ですが、3年ごとの見直しで、保険料は上がり続け、特に低所得者の保険料の負担が重いことが問題だと、29年度決算でも指摘をしております。29年度は、まだ第6期で、保険料は基準額6,400円でした。30年度決算、今回の決算ですが、第7期の初年度であり、保険料はさらに上がって6,600円となっております。担当課の職員も、6,600円は年金生活の方、ぎりぎりかなとも思えるぐらいな額になったと感じておりますと説明をされました。

しかし、私は、憲法25条が示す健康で文化的な最低限度の生活を営むには、その限度をもはや超えていると思っております。前回も述べましたけれども、平成12年度の介護保険制度発足当時の保険料が、基準額で、旧名瀬市の時ですが、月3,800円、保険料を天引きする国民年金の満額受給額は、少ないとはいえ80万を超え、80万4,200円でした。

現在はどうでしょうか。月6,600円の保険料基準額は1.3倍となっているのに対し、天引きされる国民年金満額受給額は78万100円で、2万4,100円引き下げられており、しかもこの間に、平成26年度に消費税が5パーセントから8パーセントに増税されており、この10月からは10パーセントに増税です。高齢者の方の生活が苦しくなっていくのは、この事実を見れば当然ではないでしょうか。

先に紹介しました福祉の増進を図るといふ地方公共団体の本旨に沿った自治体独自の減免制度を実施している自治体は数多くあるんです。高い保険料となった奄美市でこそ必要な制度だと思いますけれども、奄美市独自の減免制度は、残念ながら災害以外にはありません。

消費税を増税しておきながら、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、来年の介護保険法改定へ向けた議論を開始しており、そこではケアプラン作成費用の自己負担化や要介護1,2の生活援助サービスを要支援1,2と同様、総合事業への移行を目指すことなども打ち出されております。

これらのことを市民生活の視点で問題点を探れば、介護保険の負担軽減は奄美市にとって緊急に取り組むべき問題だと申し上げ、今回の決算認定については反対です。

次に、議案第97号 水道事業会計ですが、これも繰り返し、生計費非課税の原則に照らせば、水道料金への消費税課税は認められないこと、市民の生活実態から、他の自治体などが実施をしている福祉減免の内容も紹介し、その必要性を明らかにし、実施を求めてきましたが、これも介護保険同様、改善されないまま現在に至っております。

30年度決算では、利益剰余金は1,868万6,417円で、過去の利益剰余金と比較すると、これは大幅に減少しております。将来見込みを考えれば、担当者の御苦労も理解できるところです。

それでも、この間、設備の更新などで生じた通常200万円前後で収まる資産減耗損は、先ほど委員長報告もありましたけれども、当初予算の8,404万4,000円が、1億3,878万8,009円計上されております。今後は、これが通常に戻るものと思います。しかし、その分、減価償却もまた増大することから、水道事業運営については厳しさが続くものと私も思います。

しかし、ここで考えてほしいのは、水道事業は企業会計を採用しているものの、公営事業であり、利益を追求する民間企業ではありません。最初述べたとおり、地方公共団体は、住民の福祉の増進が基本だという立場に立てば、福祉減免なども少ない財源からでも一歩踏み出すことが必要だと思います。

また、提案している料金区分についてですが、先ほど委員長からありました。従量料金を10立米までの単位を5立米として、使用料の少ない家庭、特に高齢ひとり暮らしの方の負担を軽減する対策は必要です。委員会審査でも、5立米までの単価を現在の75円から65円に引き下げて、6立米から10立米までの単価を10円引き上げたときの試算、先ほども年額250万円の減少との額が示されております。

消費税が5パーセントから8パーセントへ増税されたときに取組まれておればよかった問題だと思いますが、今回は、さらに消費税10パーセント時代となった今、市民生活第一の立場でぜひ取り組むべきものだと申し上げ、決算認定の反対の討論といたします。

議長（師玉敏代君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、議案第90号 平成30年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立表決にかわり、電子表決により行います。

本決算に関する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。よって、議案第90号 平成30年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10時50分再開いたします。(午前10時38分)

議長(師玉敏代君) 再開いたします。(午前10時50分)

次に、議案第97号 平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを採決いたしますが、本案については利益処分と決算認定の2つの表決が必要となる案件であります。よって、まず本案のうち、平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分についてを採決いたします。

この採決は起立表決にかわり、電子表決により行います。

利益の処分に関する委員長の報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。よって、平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分については原案のとおり可決されました。

次に、平成30年度奄美市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立表決にかわり、電子表決により行います。

本決算に関する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。よって、平成30年度奄美市水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

次に、議案第87号 平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第89号 平成30年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、及び議案第91号 平成30年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第96号 平成30年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上9件を一括して採決いたします。

本決算に関する委員長の報告は、いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。ただいまの9件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第89号まで、及び議案第91号から議案第96号までの以上の9件は、いずれも認定することに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3，議案第98号 議決事項の一部変更について（財産の取得（消防ポンプ自動車））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第98号の提案理由を御説明いたします。

議案第98号 議決事項の一部変更につきましては、6月議会で議決いただきました消防ポンプ自動車の取得において、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴い、契約を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ御審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君） これから、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第98号 議決事項の一部変更について（財産の取得（消防ポンプ自動車））については、原案のとおり可決されました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第4，発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

総務企画委員長（三島 照君） おはようございます。過疎対策法の制定について御説明いたします。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半数を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさと地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することになるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続けられる住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させる必要があると思います。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。議員皆さんの御賛同、よろしくお願い致します。

議長（師玉敏代君） これから、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、発議第7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（師玉敏代君） 日程第5、発議第8号 奄美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の伊東隆吉です。奄美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

それでは、発議第8号 奄美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての説明ですが、先日、議会活性化委員会から議会運営委員会にこの発議について報告があり、全員協議会でも説明したところでございます。主な改正内容は3点であります。

1点目は、議決事項の拡大であります。地方自治法第96条第2項の規定により、総合計画に係る基本構想及び基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を議決事項とするものであります。これを議決事項に加えることにより、我々議員も、更なる調査、研究を行い、資質の向上につながることを思っております。

2点目は、常任委員会において、請願・陳情者の提案者の意見を聴く機会を設けることができるということでございます。これまで、請願・陳情者の意見を聞く機会を設けてはありましたが、基本条例に加えることにより、これまで以上に市民参加及び市民との連携がより重視されることになってくると思います。

最後、3点目ですが、政策立案推進会議の設置であります。これは、既に昨年規程ができており、一度提言も行いましたが、基本条例に明記することにより、議員一人一人が市政の課題に真摯に取り組み、より一層議員からの政策提言が重みを増し、市政の発展につながることを思います。

以上が提案理由であります。私たちのいわゆる議員の任期は、御承知のとおり今年、いわゆる来月11月19日までであります。この基本条例の改正は、改選後の議員での運用になります。新しい議会において、この

基本条例の目的であります市民の負託に応え、親しまれる開かれた議会を実現することを願ひまして、提案理由の説明を終わります。

議員の皆様の御理解をいただき、是非とも全会可決していただきますようお願い申し上げます、提案理由を終わります。

議長（師玉敏代君） これから、本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よつて、発議第8号 奄美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よつて、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和元年第3回定例会議会定例会を閉会いたします。（午前11時08分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 師玉 敏代

奄美市議会議員 橋口 耕太郎

奄美市議会議員 戸内 恭次

奄美市議会議員 崎田 信正

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第68号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第69号	令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第70号	令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第71号	令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第78号	奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第79号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第81号	奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第84号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(9)	議案第85号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの

令和元年9月20日

文教厚生委員長 安田 壮平

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第68号	令和元年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第72号	令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第73号	令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第74号	令和元年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第80号	奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第82号	奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	陳情第2号	全国一律最低賃金制度の実現を求める陳情	不採択とすべきもの

令和元年9月20日

産業建設委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第68号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第75号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第76号	奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第77号	奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第83号	町の区域変更について	原案可決すべきもの
(6)	陳情第6号	日米合同訓練中止を求める議会決議を要請する陳情	不採択とすべきもの

令和元年9月20日

総務企画委員長 三島 照

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

参 考 资 料
(意 见 书 等)

一般会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第86号	平成30年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの

令和元年10月7日

一般会計決算等審査特別委員会委員長 関 誠之

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

特別会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第87号	平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(2)	議案第88号	平成30年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(3)	議案第89号	平成30年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(4)	議案第90号	平成30年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(5)	議案第91号	平成30年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(6)	議案第92号	平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(7)	議案第93号	平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(8)	議案第94号	平成30年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(9)	議案第95号	平成30年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(10)	議案第96号	平成30年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(11)	議案第97号	平成30年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの

令和元年10月7日

特別会計決算等審査特別委員会委員長 渡 雅之

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

令和元年10月7日

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年10月7日

奄美市議会

【提出先】

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

発議第 8 号

奄美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

奄美市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年10月 7 日提出

提出者 議会運営委員長 伊東 隆吉

奄美市議会基本条例の一部を改正する条例

奄美市議会基本条例（平成22年奄美市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第10条・第10条の2」に、「第21条」を「第21条の2」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

第10条第1項第4号中「関係法令，地方自治法（昭和22年法律67号。以下「法」という。）第2条第4号に規定する」を「市長等が策定する」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（議決事項の拡大）

第10条の2 議会は、二元代表制の下、市の意志決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その役割を最大限に果たすため、地方自治法（昭和22年法律

第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議決事項について、次のとおり定める。

(1) 奄美市総合計画に係る基本構想及び基本計画

(2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に基づく奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第20条第1項中「,法第109条の2及び法第110条」を「及び法第115条の2」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(政策立案推進会議)

第21条の2 議会は、市政の課題に関し政策の提言又は条例の策定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策立案推進会議を設置することができる。

2 前項の政策立案推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第23条第3項及び第24条第4項中「法第109条第7項」を「法第109条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。